官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（総務六七）　一
〔規　則〕
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（人事院九―五五―一五三）　二
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（同一七―〇―一四九）
〔法規的告示〕
○大雪山国立公園、支笏洞爺国立公園及び慶良間諸島国立公園の指定植物を指定する件（環境六二）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
令和六年度国土交通省共済組合の決算、令和六年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示、税理士証票無効・登録抹消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達関係　一五六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一六二
会社その他
会社決算公告　一六三
一六八

省令

○総務省令第六十七号

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百十九号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月二十二日

総務大臣　村上誠一郎

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（道府県民税、市町村民税及び森林環境税に係る納税通知書・申告書等の様式） **第二条**　［略］ ［2　略］ 3　道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の㈠の上欄に掲げる申告書について法第三百十七条の二第一項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の㈦の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。	（道府県民税、市町村民税及び森林環境税に係る納税通知書・申告書等の様式） **第二条**　［同上］ ［2　同上］ 3　道府県民税及び市町村民税に係る次の表の上欄に掲げる申告書及び申請書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。ただし、次の表の㈠の上欄に掲げる申告書について法第三百十七条の二第一項の申告書を提出すべき者のうち当該市町村の条例で定めるものが提出すべき申告書として市町村長が別に簡易な様式を定めたとき及び同表の㈥の上欄に掲げる申告書について当該下欄に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合において総務大臣が別に様式を定めたときは、それぞれ当該様式によることができる。

申告書等の種類	様式
［略］	
㈤　配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七条の三の三第一項ただし書及び第七条の三の五第一項ただし書並びに第四十六条の三第一項ただし書及び第四十六条の五第一項ただし書の申請書）	第五号の七様式
㈥　配偶者特別控除・特定親族特別控除申請書（政令第七条の三の四第一項ただし書及び第七条の三の五第一項ただし書並びに第四十六条の四第一項ただし書及び第四十六条の五第一項ただし書の申請書）	第五号の七の二様式
㈦　［略］	［略］
㈧　［略］	［略］

申告書等の種類	様式
［同上］	
㈤　配偶者控除・扶養控除申請書（政令第七条の三の三第一項及び第七条の三の四第一項（政令第四十六条の三において準用する場合を含む。）の申請書）	第五号の七様式
［新設］	［新設］
㈥　［同上］	［同上］
㈦　［同上］	［同上］

4　法第四十五条の二第六項に規定する総務省令で定める事項は、法第二十四条第一項第一号に掲げる者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百二十条第一項後段の規定の適用を受けた者に限る。）のその年度分の個人の道府県民税に係る法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十二号までの規定による控除のうちこれらの控除に相当する前年分の所得税に係る所得税に関する法令の規定による控除が所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条第一項に規定する同額である控除であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び法第四十五条の二第一項第五号及び第七号に掲げる事項並びに法第三十四条第二項の規定による控除の額とする。

5　法第四十五条の二第六項の規定による同条第一項の道府県民税に関する申告書の記載は、前項に規定する法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十二号までの規定による控除並びに同条第二項の規定による控除については、これらの控除の額（所得税法施行規則第四十七条第二項に規定する場合にあつては、当該控除の額の合計額）の記載とする。

［6・7　略］

（附属申告書等）

第二条の二　［略］

2　市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法第百二十条第三項、第四項、第八項及び第九項に規定する書類その他の書類若しくは電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第十項において同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなつているもの若しくは税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなつているもの又は所得税法第百二十条第六項の規定により同条第三項第一号に定める書類の添付若しくは提示に代えて所得税の確定申告書に添付することができることとされている同条第六項に規定する明細書（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したものを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。

［3　略］

4　市町村長は、第二項の規定により同項に規定する明細書が添付された法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書の提出があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申告書を提出した者に対し、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日までの間、所得税法第百二十条第三項第一号に規定する書類（税務署長に提示し、又は提出したものを除く。）を市町村長に提示し、又は提出させることができる。

5　法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者（以下この項から第七項まで、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六において「国外居住者」という。）に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

6　国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署

5　法第四十五条の二第六項の規定による同条第一項の道府県民税に関する申告書の記載は、前項に規定する法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除並びに同条第二項の規定による控除については、これらの控除の額（所得税法施行規則第四十七条第二項に規定する場合にあつては、当該控除の額の合計額）の記載とする。

［6・7　同上］

（附属申告書等）

第二条の二　［同上］

2　市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法第百二十条第三項、第四項、第六項及び第七項に規定する書類その他の書類又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第七項において同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付しなければならないこととなつているもの又は税務署長が提示させ、若しくは提出させることができることとなつているもの（所得税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したものを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認めるものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出させることができる。

［3　同上］

［新設］

4　法第三十四条第八項及び第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況において所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者（以下この項から第六項まで、次条、第二条の三の三及び第二条の三の六において「国外居住者」という。）に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第三項、第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5　国外居住者に係る扶養控除額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同

長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の三第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第四項、第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　略］

7 ［略］

8 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

［一　略］

二　その年において申告者から控除対象外国外扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

ハ　所得税法施行規則第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う同条第六項第三号に規定する電子決済手段（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段」という。）の移転により当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（同条第六項第三号に規定するみなし電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「みなし電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

9 第七項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

［一・二　略］

10 ［略］

（確定申告書の付記事項等）

第二条の三　［略］

2　法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確定申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　略］

七の二　道府県民税又は市町村民税の納税義務者（前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号及び第九号、次条、第二条の三の三、第二条の三の五並びに第二条の三の六において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）（イにおいて「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

［七の三・八　略］

法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は次条第四項、第二条の三の三第十一項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　同上］

6 7 ［同上］

8 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

［一　同上］

二　その年において申告者から控除対象外国外扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

［イ・ロ　同上］

ハ　所得税法施行規則第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該申告者の依頼に基づいて行う同条第六項第三号に規定する電子決済手段（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「電子決済手段」という。）の移転により当該申告者から当該控除対象外国外扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの（同条第六項第三号に規定するみなし電子決済手段等取引業者（以下このハ及び次項第二号ハにおいて「みなし電子決済手段等取引業者」という。）の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るものに限る。）

9 第六項の国外配偶者証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

［一・二　同上］

［同上］

（確定申告書の付記事項等）

第二条の三　［同上］

2　法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の規定により確定申告書に付記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

［一～七　同上］

七の二　道府県民税又は市町村民税の納税義務者（前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の法第三十四条第一項第十号の二及び第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。次号、次条、第二条の三の三、第二条の三の五及び第二条の三の六において同じ。）に係る所得を有する者であつて、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）（イにおいて「申告対象配偶者」という。）の次に掲げる事項

［イ・ロ　同上］

［七の三・八　同上］

九‖　特定親族（法第三十四条第一項第十二号及び第三百十四条の二第一項第十二号に規定する特定親族をいう。次条第三項第三号、第二条の三の三第一項第四号、第二条の三の五第三項第二号及び第二条の三の六第一項第四号において同じ。）（退職手当等に係る所得を有する者に限る。イにおいて同じ。）の次に掲げる事項

イ　氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号並びにその者の前年の合計所得金額（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日並びにその者の前年の合計所得金額）並びに申告者と別居している特定親族については、当該特定親族の住所並びに国外居住者である特定親族については、その旨

ロ　その他参考となるべき事項

十‖　［略］

3　国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4　国外居住者に係る第二項第七号の三又は第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の三第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十一項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　当該国外居住者に係る前条第六項第一号に定める書類

二　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第六項第二号に定める書類

三　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第六項第三号に定める書類

5　控除対象外国外扶養親族に係る第二項第七号の三又は第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第八項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三

［新設］

九‖　［同上］

3　国外居住者に係る前項第七号の二又は第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項、第百九十五条の二第二項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第九項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4　国外居住者に係る第二項第七号の三に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該確定申告書を提出する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三の三第十一項若しくは第二条の三の六第十項若しくは第十二項の規定により提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

一　次号及び第三号に掲げる場合以外の場合　当該国外居住者に係る前条第五項第一号に定める書類

二　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(1)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(1)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第五項第二号に定める書類

三　当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ(3)及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ(3)に掲げる者に該当するものとして扶養控除額の控除を受けようとする場合　当該国外居住者に係る前条第五項第三号に定める書類

5　控除対象外国外扶養親族に係る第二項第七号の三又は第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第七項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三

月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十二項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

6　控除対象外国外同一生計配偶者に係る第二項第十号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第九項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国外同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の二　［略］

［2　略］

3　次の各号に掲げる法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

［一・二　略］	
三	特定親族の氏名　退職手当等に係る所得を有する者である特定親族の氏名
［4　略］	

（給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項）

第二条の三の三　法第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　特定親族（退職手当等に係る所得を有するものに限る。以下この号、第三項及び第四項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定親族である場合には、その旨

五　［略］

［2　略］

3　給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族等申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載されるべき申告対象配偶者、扶養親族、特定親族又は当該給与所得者の扶養親族等申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族等申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

［一～三　略］

月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十二項若しくは第十三項若しくは第二条の三の六第十一項若しくは第十二項の規定により提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

6　控除対象外国外同一生計配偶者に係る第二項第九号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国外同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類（前条第八項に規定する国外配偶者証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、又は市町村長に提示した当該控除対象外国外同一生計配偶者に係る国外配偶者証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の二　［同上］

［2　同上］

3　次の各号に掲げる法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

［一・二　同上］

［新設］

［4　同上］

（給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項）

第二条の三の三　法第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

［新設］

四　［同上］

［2　同上］

3　給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族等異動申告書（以下この条において「給与所得者の扶養親族等申告書等」という。）の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載されるべき申告対象配偶者、扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族等申告書等を提出する者（以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該給与所得者の扶養親族等申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

［一～三　同上］

4　給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

［二・三　略］

［5～9　略］

10　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第百九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

11　国外居住者に係る第一項第三号又は第四号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第百九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　略］

12　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただ

4　給与支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前項各号に掲げる申告書に記載された同項に規定する申告対象配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名、住所及び個人番号

［二・三　同上］

［5～9　同上］

10　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項、第百九十五条第五項若しくは第百九十五条の二第二項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

11　国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第百九十四条第五項若しくは第百九十五条第五項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　同上］

12　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした

し、第二条の二第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

［13　略］

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の五　［略］

［2　略］

3　次の各号に掲げる法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている氏名は、当該各号に定める氏名に限るものとする。

一　扶養親族の氏名　年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である扶養親族の氏名

二　特定親族の氏名　退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族の氏名

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項）

第二条の三の六　法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに国外居住者である特定親族である場合には、その旨

五　［略］

2　公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき特定配偶者、扶養親族、特定親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている特定配偶者、扶養親族、特定親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3　公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については特定配偶者に該当するものの氏名に、同号の特定親族の氏名については合計所得金額が八十五万円以下であるものの氏名に限る。）を記載しなければならない。

［4～6　略］

者を含む。）は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

［13　同上］

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出方法）

第二条の三の五　［同上］

［2　同上］

3　法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、年齢十六歳未満の者又は退職手当等に係る所得を有する者である扶養親族の氏名に限るものとする。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項）

第二条の三の六　法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　同上］

［新設］

四　［同上］

2　公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき特定配偶者、扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者（以下この項において「提出する者」という。）の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出する当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている特定配偶者、扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3　公的年金等支払者が前項の規定により帳簿を作成する場合には、その者は、当該帳簿に第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）を記載しなければならない。

［4～6　同上］

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については特定配偶者に該当するものの氏名に、同号の特定親族の氏名については合計所得金額が八十五万円以下であるものの氏名に限る。）」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

［8　略］

9　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10　国外居住者に係る第一項第三号又は第四号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額又は特定親族特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　略］

11　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民

7　第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第四項各号に掲げる事項（同項第一号の申告対象配偶者の氏名については、特定配偶者に該当するものの氏名に限る。）」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき事項」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

［8　同上］

9　国外居住者に係る第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る障害者控除額、配偶者控除額又は配偶者特別控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則第四十七条の二第五項及び第六項に規定する書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

10　国外居住者に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税につき当該国外居住者に係る扶養控除額の控除を受けようとする場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、若しくは同法第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示し、又は第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、若しくは第二条の三第四項の規定により市町村長に提出した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

［一～三　同上］

11　控除対象外国外扶養親族に係る第一項第三号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百十七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民

税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第七項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12　前三項の規定による書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに第二条の二第八項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前三項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

第三号様式別表（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の二　挿入］

第五号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙一の四　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙一の六　挿入］

第五号の七の二様式（第二条関係）

［様式　別紙一の七　挿入］

第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の九　挿入］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十一　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第59条の３第１項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　略］

９　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の21第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定す

税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第六項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第五項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

12　前三項の規定による書類（所得税法施行規則第四十七条の二第六項、第八項及び第九項に規定する書類並びに第二条の二第七項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前三項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

第三号様式別表（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）

［様式　別紙一　挿入］

第五号の四様式（第二条関係）

［様式　別紙一の三　挿入］

第五号の五様式（第二条関係）

［様式　別紙一の五　挿入］

［新設］

第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）

［様式　別紙一の八　挿入］

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十　挿入］

第六号様式別表五（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第３号若しくは第４号に掲げる事業を行う法人、法第72条の23第２項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、法第72条の24の規定の適用を受ける法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人、法人税法第62条第２項若しくは第62条の５第２項の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第57条の７第１項、第57条の７の２第１項、第59条第１項若しくは第２項、第61条の２第１項、第61条の３第１項、第66条の13、第67条の14第１項、第67条の15第１項、第68条の３の２第１項若しくは第68条の３の３第１項の規定の適用を受ける法人、所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第19条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第18条の３第１項の規定の適用を受ける法人又は政令第21条の２の３の規定の適用を受ける法人が、課税標準となる所得の計算を行う場合又は単年度損益の計算を行う場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～８　同左］

９　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の20第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定す

る特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊱」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［10　略］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　略］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(6)　略］

(7)　第６号様式別表５の㉗から㉛まで、㉝及び㉞の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉜の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

［６・７　略］

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の２記載要領

［１～４　略］

５　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の21第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［６　略］

る特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㊱」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［10　同左］

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　同左］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(6)　同左］

(7)　第６号様式別表５の㉗から㉜まで及び㉞の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉝の欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

［６・７　同左］

第六号様式別表五の二の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第六号様式別表五の二の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の２記載要領

［１～４　同左］

５　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の20第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。

［６　同左］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十三　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項、第24項若しくは第26項又は政令第20条の２の27の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　略］

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の４記載要領

［１　略］

２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の23各号に掲げる金額がある場合に、同条第１号から第５号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第５号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　略］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十五　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十七　挿入］

［第７号様式記載要領　略］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十九　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十一　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　略］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑶　略］

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙一の十一　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項若しくは第24項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　同左］

第六号様式別表五の二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の４記載要領

［１　同左］

２　「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」の各欄は、各事業年度に係る政令第20条の２の22各号に掲げる金額がある場合に、同条第１号から第４号までに掲げる金額の合計額を記載すること。この場合において、当該各号（第４号を除く。）に掲げる金額の計算に関する明細書を添付すること。

［３　同左］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十四　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十六　挿入］

［第７号様式記載要領　同左］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の十八　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　同左］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑶　同左］

⑷　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑸　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第18項又は令和２年旧政令第９条の７第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第25項又は令和２年旧政令第９条の７第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑹　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　略］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

⑷　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑸　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第20項又は令和２年旧政令第９条の７第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第27項又は令和２年旧政令第９条の７第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑹　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［⑴　同左］

⑵　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

⑶　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑷　略］

⑸　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑹　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項又は令和２年旧政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項又は令和２年旧政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑺・⑻　略］

第七号の二様式別表一　（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第６項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度

⑶　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６⑵）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［⑷　同左］

⑸　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑹　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項又は令和２年旧政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項又は令和２年旧政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑺・⑻　同左］

第七号の二様式別表一　（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表１記載要領

［１～３　同左］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第８項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度

（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第15項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第６項又は令和２年旧政令第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第15項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　略］

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第６項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　略］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　略］

（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第８項又は令和２年旧政令第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　同左］

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第８項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　同左］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵～⑷　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵～⑷　略］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

第７号の２様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵～⑷　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵～⑷　同左］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第七号の二様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第７号の２様式の明細書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

［２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵・⑶　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵・⑶　略］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十三　挿入］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十五　挿入］

［第７号の２様式別表７記載要領　略］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式　別紙一の二十七　挿入］

第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係）

［様式　別紙一の二十九　挿入］

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙一の三十一　挿入］

［第20号の３の２様式記載要領　略］

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙一の三十三　挿入］

［２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵・⑶　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［⑵・⑶　同左］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十二　挿入］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙一の二十四　挿入］

［第７号の２様式別表７記載要領　同左］

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）

［様式　別紙一の二十六　挿入］

第十七号の二様式別表（用紙日本産業規格Ａ６）（第十条関係）

［様式　別紙一の二十八　挿入］

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙一の三十　挿入］

［第20号の３の２様式記載要領　同左］

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙一の三十二　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１～３　略］

４　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［５　略］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項又は令和２年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項又は令和２年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　略］

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表１記載要領

［１～３　略］

第20号の４様式記載要領

［１～３　同左］

４　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑰又は法人税の明細書（別表６の２）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［５　同左］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第21項又は令和２年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第28項又は令和２年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　同左］

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表１記載要領

［１～３　同左］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第７項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第７項又は令和２年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表２記載要領

１　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあっては、第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第９項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第９項又は令和２年旧政令第48条の13第10項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表二（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表２記載要領

１　この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第７項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の４様式の明細書（都民税に係る場合にあっては、第７号の２様式（その２）の明細書）に添付すること。

［２～４　同左］

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第７項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　略］

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　略］

３　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４～６　略］

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号の４様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　略］

３　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要

第二十号の四様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第９項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第二十号の四様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　同左］

第二十号の四様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表５記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　同左］

３　「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」から「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第20項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４～６　同左］

第二十号の四様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号の４様式別表６記載要領

１　この明細書は、政令第48条の13第28項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の４様式の明細書に添付すること。

［２　同左］

３　「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」、「①のうちないものとされる金額④」及び「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要

額において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

［４・５　略］

第二十号の四様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙１の三十五　挿入］

［第20号の４様式別表７記載要領　略］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （事業税に関する経過措置） **第二条**　［略］ ２　地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの又は前事業年度に地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）附則第八条第二項の規定の適用を受けた法人（八年新法第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）のうち同号ロ⑴又は⑵に掲げる法人に該当するものであって地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行うものに対する新規則第四条の六の二の規定の適用については、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条中「及び資本金等の額」とあるのは、「、資本金等の額及び所得」とする。 ［３　略］	**附　則** （事業税に関する経過措置） **第二条**　［同上］ ２　地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもののうち同号ロ⑴又は⑵に掲げる法人に該当するものであって地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行うものに対する新規則第四条の六の二の規定の適用については、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条中「及び資本金等の額」とあるのは、「、資本金等の額及び所得」とする。 ［３　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表以外の部分中「移動し」の下に「、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り」を加え、本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領中「８～10　［同左］」を「８～13　［同左］」に改め、同様式記載要領11から13までを削り、同様式記載要領14中「所得金額総額㉘」を「所得金額総額㉘」に改め、同様式記載要領15を次のように改める。

15　［同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号様式記載要領17中「計㉜」を「計㉜」に、「金額㉝」を「金額㉝」に改め、同様式記載要領18中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式（その２）記載要領中「８～10　［同左］」を「８～15　［同左］」に改め、同様式記載要領11から15までを削り、同様式記載要領17中「計㉜」を「計㉜」に、「軽減税率不適用法人の金額㉝」を「軽減税率不適用法人の金額㉝」に改め、同様式記載要領18中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同様式記載要領19中「収入金額㊼」を「収入金額㊼」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式（その３）記載要領中「８～10　［同左］」を「８～15　［同左］」に改め、同様式記載要領11から15までを削り、同様式記載要領19中「計㉜」を「計㉜」に、「軽減税率不適用法人の金額㉝」を「軽減税率不適用法人の金額㉝」に改め、同様式記載要領20中「収入金額㊴」を「収入金額㊴」に改め、同様式記載要領21中「収入金額㊼」を「収入金額㊼」に改め、同様式記載要領22中「収入金額㊸」を「収入金額㊸」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号様式別表九記載要領５を次のように改める。

５　「控除前所得金額①」の欄は、第６号様式別表５を提出する法人にあっては、同欄中「第６号様式㊽」とあるのは、「別表５㉓」と読み替えて計算した金額を記載すること。

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号様式別表九記載要領中「［６～８　同左］」を「６～８　［同左］」に改め、同欄の地方税法施行規則第六号の三様式記載要領中「［１～10　同左］」を「［１～８　同左］

９　「所得割額（㊷×6/前事業年度の月数）⑳」から「収入割額（㊺×6/前事業年度の月数）㉓」まで及び「特別法人事業税額（㉔×6/前事業年度の月数）㉕」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法［10　同左］

第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて

計算した金額を記載すること。に改め、同欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その２）記載要領を次のように改める。

」

第６号の３様式（その２）記載要領

［１～８　同左］

９　「所得割額（㊺×6/前事業年度の月数）⑨」から「収入割額（㊿×6/前事業年度の月数）⑯」まで及び「特別法人事業税額（⑰×6/前事業年度の月数）⑱」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その３）記載要領を次のように改める。

第６号の３様式（その３）記載要領

［１～８　同左］

９　「所得割額（㊹×6/前事業年度の月数）⑨」から「収入割額（㊼×6/前事業年度の月数）⑲」まで及び「特別法人事業税額（⑳×6/前事業年度の月数）㉑」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号様式を次のように改める。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四の二　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四の四　挿入］

第７号様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

(5)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

(5)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式、第６号様式（その３）又は第６号様式（その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

(6)　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［５　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十五　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十七　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　同左］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

(1)　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

(ロ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

(ハ)　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［(2)・(3)　同左］

(4)　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第９条の７第17項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

(5)　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ)　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第18項又は令和２年旧政令第９条の７第21項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ)　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第25項又は令和２年旧政令第９条の７第28項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［(6)　同左］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

㈠　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

㈡　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

㈢　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［⑵～⑷　同左］

⑸　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑹　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項又は令和２年旧政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項又は令和２年旧政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑺・⑻　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表一記載要領４⑴中「第９条の７第８項」を「第９条の７第６項」に改め、同表記載要領４⑵中「第９条の７第17項」を「第９条の７第15項」に改め、同表記載要領５⑴中「第９条の７第８項」を「第９条の７第６項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同表記載要領５⑵中「第９条の７第17項」を「第９条の７第15項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表五記載要領３⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表六記載要領３⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）

［様式　別紙四十二の二　挿入］

［第７号の３様式記載要領　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号の三様式の次に次の様式を加える。

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十二の四　挿入］

第20号の３の２様式記載要領

［１～６　略］

［新設］

７　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

８　［同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第二十号の四様式を次のように改める。

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十二　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１・２　同左］

３　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

⑵　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

⑶　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［４・５　同左］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第48条の13第18項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項又は令和２年旧政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項又は令和２年旧政令第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第二十号の四様式別表一記載要領４⑴中「第48条の13第９項」を「第48条の13第７項」に改め、同表記載要領４⑵中「第48条の13第18項」を「第48条の13第16項」に改め、同表記載要領５⑴中「第48条の13第９項」を「第48条の13第７項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同表記載要領５⑵中「第48条の13第18項」を「第48条の13第16項」に改め、同欄の地方税法施行規則第二十号の四様式別表五記載要領３及び同様式別表六記載要領３中「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式を次のように改める。

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二　挿入］

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙四　挿入］

第６号様式記載要領

［１～７　略］

８　「法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

９～14　［略］

15　事業税の「所得金額総額㉘」の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては第６号様式別表５の「合計㉟」の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の「仮計㊾」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額㊿」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

16　［略］

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊶」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18　事業税の「㊼のうち見込納付額㊷」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　特別法人事業税の「所得割に係る特別法人事業税額㊹」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

20　特別法人事業税の「収入割に係る特別法人事業税額㊺」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「㊶のうち見込納付額㊷」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

22　事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表４）の㉞）㊹」の欄は、法人税法第64条の８の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の「合計㉞」の欄の金額に、法人税の明細書（別表４付表）の「通算法人の合併等があつた場合の欠損金の損金算入額⑼」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

23　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊷」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

24　還付請求の「中間納付額㊸」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

25～30　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式（その２）を次のように改める。

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六　挿入］

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙六　挿入］

第６号様式（その２）記載要領

［１～７　略］

８　「法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

９～16　［略］

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊾」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18　事業税の「㊺のうち見込納付額㊹」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

19　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額㊻」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

20　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第２号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㊼」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第３号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額㊽」の「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊼」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

22　特別法人事業税の「㉞のうち見込納付額㉟」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

23　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊽」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

24　還付請求の「中間納付額㊾」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

25～30　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式（その３）を次のように改める。

第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第二条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十　挿入］

第６号様式（その３）記載要領

［１～７　略］

8　「法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額」の欄は、第６号様式別表４の４の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額⑤」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

9～16　［略］

17　事業税の「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊺」の欄は、第６号様式別表５の７の「控除額㉒」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を記載すること。

18　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊸」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

19　還付請求の「中間納付額㊹」の欄は、法第53条第32項又は第72条の28第４項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第９条の２又は第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

20　事業税の「㊶のうち見込納付額㊻」の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

21　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の基準法人所得割額㊽」の欄は、標準税率が適用される法人については「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載すること。

22　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第２号に掲げる事業の基準法人収入割額㊿」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

23　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第３号に掲げる事業の基準法人収入割額(51)」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊼」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

24　特別法人事業税の「法第72条の２第１項第４号に掲げる事業の基準法人収入割額(54)」の欄は、標準税率が適用される法人については「収入金額㊸」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については第６号様式別表14の「収入金額⑫」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載すること。

25　特別法人事業税の「㊶のうち見込納付額(52)」の欄は、事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が特別法人事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

26～31　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表五の二を次のように改める。

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　別紙十一　挿入］

第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２記載要領

［１～４　略］

５　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表10⑨）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10⑨）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表10㉑）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表10㉑）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第３項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法第72条の18第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第４項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式㊾」とあるのは「（第６号様式㊾－別表11⑫）」と、「別表５㉓」とあるのは「（別表５㉓－別表11⑫）」と読み替えて計算した金額を記載すること。

［⑸～⑺　略］

［６・７　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表五の七を次のように改める。

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［［様式　別紙十二の二　挿入］］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表九を次のように改める。

第六号様式別表九（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［［様式　別紙十四　挿入］］

第６号様式別表９記載要領

［１～４　略］

［削る］

５～７　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表十一を次のように改める。

第六号様式別表十一（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［［様式　別紙十六　挿入］］

［第６号様式別表11記載要領　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式を次のように改める。

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［［様式　別紙十八　挿入］］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［［様式　別紙二十　挿入］］

第６号の３様式記載要領

［１～８　略］

９　「所得割額 $\left(㊸\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ⑳」から「収入割額 $\left(㊻\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉓」まで及び「特別法人事業税額 $\left(㉔\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ㉕」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10　略］

11　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㊸」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

［12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その２）を次のように改める。

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［［様式　別紙二十二　挿入］］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の３様式（その２）記載要領

［１～８　略］

9　「所得割額 ⑯×6/前事業年度の月数 ⑨」から「収入割額 ⑬×6/前事業年度の月数 ⑯」まで及び「特別法人事業税額 ⑰×6/前事業年度の月数 ⑱」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号の三様式（その３）を次のように改める。

第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四　挿入］

第６号の３様式（その３）記載要領

［１～８　略］

9　「所得割額 ⑮×6/前事業年度の月数 ⑨」から「収入割額 ⑭×6/前事業年度の月数 ⑲」まで及び「特別法人事業税額 ⑳×6/前事業年度の月数 ㉑」の各欄は、当該事業年度の開始の日から法第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［10～12　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号様式を次のように改める。

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四の三　挿入］

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十四の五　挿入］

第７号様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(イ)に掲げる金額と(ロ)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(イ)　法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額

(ロ)　地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額

(6)　「各道府県ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(イ)に掲げる金額と(ロ)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

(イ)　法人税の明細書（別表17（３の６））の(4)の欄の金額

(ロ)　地方法人税の申告書（別表１）の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の(8)の欄の金額を控除した金額

(6)　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

(7)　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑮」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

［５　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

㈠　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

㈡　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額

㈢　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［⑵・⑶　略］

⑷　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑸　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑹　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

㈠　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

㈡　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額

㈢　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［⑵～⑷　略］

⑸　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑹　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑺・⑻　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表一を次のように改める。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙三十　挿入］

第７号の２様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第６項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第６項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表五記載要領３⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表六記載要領３⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）

［様式　別紙四十二の三　挿入］

［第７号の３様式記載要領　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の三様式の次に次の様式を加える。

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十二の五　挿入］

第20号の３の２様式記載要領

［１～６　略］

７　「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、⑴に掲げる金額と⑵に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

⑴　法人税の明細書（別表17（３の６））の⑷の欄の金額

⑵　地方法人税の申告書（別表１）の⑺の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書（別表１）の⑼の欄の金額の合計額から法人税の明細書（別表６（５の２））の⑻の欄の金額を控除した金額

８　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

９　［略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第二十号の四様式を次のように改める。

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十四　挿入］

第20号の４様式記載要領

［１・２　略］

３　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

⑵　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額以下の場合　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額

⑶　第20号の４様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第20号の４様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［４・５　略］

６　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

７　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表５の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表６の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［８　略］

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第二十号の四様式別表一を次のように改める。

第二十号の四様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十六　挿入］

第20号の４様式別表１記載要領

［１～３　略］

４　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第７項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

5　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第７項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(2)　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第20号の４様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第11十号の四様式別表五記載要領３及び同様式別表六記載要領３中「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法施行規則第二条の改正規定、同令第二条の二第五項の改正規定（同項を同条第六項とする部分を除く。）、同条第七項第二号ハ及び同令第二条の三第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「に掲げる」を「又は第九号に掲げる」に改める部分、「の控除」を「又は特定親族特別控除額の控除」に改める部分及び「若しくは」を「、第百九十五条の三第二項若しくは」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める部分に限る。）、同令第二条の三の二第三項に一号を加える改正規定、同令第二条の三の三第一項、第三項及び第四項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分を除く。）、同条第十二項の改正規定（申告書を提出した者（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）」を「提出した者」に改める部分に限る。）、同令第二条の三の六第一項から第三項まで及び第七項の改正規定並びに同条第十項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分を除く。）並びに同令第三号様式別表、第五号の四様式及び第五号の五様式の改正規定、同令第五号の七の二様式を加える改正規定並びに同令第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定並びに次条第一項及び第三項から第六項までの規定　令和八年一月一日

二　第一条中地方税法施行規則第二条の二第二項の改正規定、同条第九項を同条第十項とする改正規定、同条第八項の改正規定、同項を同条第九項とする改正規定、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同令第二条の三第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（「に掲げる」を「又は第九号に掲げる」に改める部分、「の控除」を「又は特定親族特別控除額の控除」に改める部分及び「若しくは」を「、第百九十五条の三第二項若しくは」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定（「第二項第九号」を「第二項第十号」に改める部分を除く。）、同令第二条の三の三第十項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）、同令第二条の三の六第九項の改正規定、同条第十項の改正規定（「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。）並びに同条第十一項及び第十二項の改正規定並びに次条第二項の規定　令和九年一月一日

三　第一条中地方税法施行規則第六号様式別表五の二の三の改正規定　情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則第二条第四項及び第五項、第二条の二第五項並びに第二条の三第二項及び第四項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第七号。以下この項において「令和七年改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（第三項及び第四項において「新法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書（地方税法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされるものを含む。）を提出する場合について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る令和七年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（第三項及び第四項において「旧法」という。）第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書（地方税法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされるものを含む。）を提出した場合については、なお従前の例による。

2　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二条の二第二項及び第四項の規定は、令和九年一月一日以後に令和九年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法第四十五条の二第一項に規定する申告書（以下この項において「申告書」という。）を提出する場合について適用し、同日前に申告書を提出した場合及び同日以後に令和八年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3　新規則第二条の三の三の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき新法第四十五項の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第四十五項の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項ただし書に規定する給与について旧法第四十五条の三の二第一項及び第三項並びに第三百十七条の三の二第一項及び第三項の規定による申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

4　新規則第二条の三の六の規定は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について新法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について旧法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

5　新規則第三号様式別表、第五号の四様式、第五号の五様式、第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表は、令和八年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、令和七年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

6　新規則第五号の九様式は、令和八年一月一日以後に支払を受けるべき退職手当等（地方税法第五十条の二及び第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等については、なお従前の例による。

第三号様式別表（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）［別紙一］

令和　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

| 所得 | | |

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割
市町村民税　　円　道府県民税　　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　　％　道府県民税　　％
・森林環境税　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）

社会保険料控除等	支払金額	
	支払金額	控除額
生命保険料控除 新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2＋6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4＋14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2＋7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4＋17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）	
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	
地震保険料控除	支払金額	控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2＋2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	3万円	2万円	1万円
	老人	3万円	2万円	1万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超95万円以下	3万円	2万円	1万円
	95万円超100万円以下	3万円	2万円	1万円
	100万円超105万円以下	3万円	2万円	1万円
	105万円超110万円以下	2万円	1万円	1万円
	110万円超115万円以下	2万円	1万円	1万円
	115万円超120万円以下	1万円	1万円	1万円
	120万円超125万円以下	1万円	1万円	1万円
	125万円超130万円以下	1万円	1万円	1万円
	130万円超133万円以下	1万円	1万円	1万円
障害者控除（特別障害者）		2万円	1万円	1万円
（同居特別障害者）		3万円	2万円	1万円
寡婦控除		2万円	1万円	1万円
ひとり親控除		3万円	2万円	1万円
勤労学生控除		2万円	1万円	1万円
扶養控除	一般	3万円	2万円	1万円
	老人	3万円	2万円	1万円
	特定	4万円	3万円	2万円
	同居老親等	4万円	3万円	2万円

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	4万円
		2,400万円超2,450万円以下	2万円
		2,450万円超2,500万円以下	1万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除 普通	1万円	配偶者控除 一般	5万円	4万円	2万円
障害者控除 特別	10万円	配偶者控除 老人	10万円	6万円	3万円
障害者控除 同居特別	22万円	特定配偶者特別控除	48万円超95万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除	1万円		95万円以上133万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	1万円					
勤労学生控除	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
			特定	18万円	同居老親等	13万円

◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年までの（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は
４％、市町村民税は６％に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎税額の計算方法
総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額
（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。
◎税率
・均等割
市町村民税　　円　道府県民税　　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　　％　道府県民税　　％
・森林環境税　1,000円
◎所得控除
雑損控除　（実質損失額－総所得金額等の合計額×10％）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除　医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５％のいずれか低い金額）（限度額200万円）
※地方税法附則第４条の４の規定の適用を選択する場合
特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）
社会保険料控除等　支払金額
生命保険料控除 新契約　12,000円以下のとき　全額
12,000円超32,000円以下のとき　支払金額の1/2＋6,000円
32,000円超56,000円以下のとき　支払金額の1/4＋14,000円
56,000円超のとき　28,000円
旧契約　15,000円以下のとき　全額
15,000円超40,000円以下のとき　支払金額の1/2＋7,500円
40,000円超70,000円以下のとき　支払金額の1/4＋17,500円
70,000円超のとき　35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）
地震保険料控除　支払金額　控除額
地震保険料　50,000円以下のとき　支払金額の1/2
50,000円超のとき　25,000円
旧長期損害保険料　5,000円以下のとき　全額
5,000円超15,000円以下のとき　支払金額の1/2＋2,500円
15,000円超のとき　10,000円
地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、限度額は25,000円
納税者本人の所得金額　900万円以下　900万円超950万円以下　950万円超1,000万円以下
配偶者控除　一般　3万円　2万円　1万円
老人　3万円　2万円　1万円
配偶者特別控除　所得金額　控除額
48万円超95万円以下　3万円　2万円　1万円
95万円超100万円以下　3万円　2万円　1万円
100万円超105万円以下　3万円　2万円　1万円
105万円超110万円以下　2万円　1万円　1万円
110万円超115万円以下　2万円　1万円　1万円
115万円超120万円以下　1万円　1万円　1万円
120万円超125万円以下　1万円　1万円　1万円
125万円超130万円以下　1万円　1万円　1万円
130万円超133万円以下　1万円　1万円　1万円
障害者控除（特別障害者）　2万円　1万円　1万円
（同居特別障害者）　3万円　2万円　1万円
寡婦控除　2万円　1万円　1万円
ひとり親控除　3万円　2万円　1万円
勤労学生控除　2万円　1万円　1万円
扶養控除　一般　3万円　2万円　1万円
老人　3万円　2万円　1万円
特定　4万円　3万円　2万円
同居老親等　4万円　3万円　2万円
基礎控除　納税者本人の所得金額　2,400万円以下　4万円
2,400万円超2,450万円以下　2万円
2,450万円超2,500万円以下　1万円
◎税額控除（調整控除）
納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額
控除の種類　金額　控除の種類　金額
基礎控除　5万円　納税者本人の所得金額　900万円以下　900万円超950万円以下　950万円超1,000万円以下
障害者控除 普通　1万円　配偶者控除 一般　5万円　4万円　2万円
障害者控除 特別　10万円　配偶者控除 老人　10万円　6万円　3万円
障害者控除 同居特別　22万円　特定配偶者特別控除　48万円超95万円未満　5万円　4万円　2万円
寡婦控除　1万円　95万円以上133万円未満　3万円　2万円　1万円
ひとり親控除　1万円
勤労学生控除　1万円　扶養控除　一般　5万円　老人　10万円
特定　18万円　同居老親等　13万円
◎税額控除（配当控除）
課税所得金額　1,000万円以下の部分　1,000万円超の部分
種類　市町村民税　道府県民税　市町村民税　道府県民税
利益の配当等　1.6%　1.2%　0.8%　0.6%
外貨建等以外の証券投資信託　0.8%　0.6%　0.4%　0.3%
外貨建等証券投資信託　0.4%　0.3%　0.2%　0.15%
◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）
前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年までの（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）
市町村民税　3/5　道府県民税　2/5
◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
区分　市町村民税　道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割　3/5　2/5
◎税額控除（寄附金税額控除）
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30％を超える場合には当該30％に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は
４％、市町村民税は６％に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
ただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額）
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額　割合
0円以上195万円以下　84.895%
195万円超330万円以下　79.79%
330万円超695万円以下　69.58%
695万円超900万円以下　66.517%
900万円超1,800万円以下　56.307%
1,800万円超4,000万円以下　49.16%
4,000万円超　44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）　90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）　地方税法に定める割合

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
6　地方自治法第252条の19第１項の市にあっては、裏面中「２％」とあるのは「１％」と、「３％」とあるのは「４％」と、「1.6％」とあるのは「2.24％」と、「0.8％」とあるのは「1.12％」と、「0.4％」とあるのは「0.56％」と、「1.2％」とあるのは「0.56％」と、「0.6％」とあるのは「0.28％」と、「0.3％」とあるのは「0.14％」と、「0.2％」とあるのは「0.28％」と、「0.15％」とあるのは「0.07％」と、「市町村民税　3/5　道府県民税　2/5」とあるのは「市町村民税　4/5　道府県民税　1/5」と、「４％」とあるのは「２％」と、「６％」とあるのは「８％」と、「５分の２」とあるのは「５分の１」と、「５分の３」とあるのは「５分の４」とする。

第三号様式別表（用紙日本産業規格Ｂ４）（第二条関係）［別紙一の二］

令和　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（納税義務者用）

| 所得 | | |

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
・均等割
市町村民税　　円　道府県民税　　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　　%　道府県民税　　%
・森林環境税　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）

社会保険料控除等	支払金額	
生命保険料控除 新契約	支払金額	控除額
	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
生命保険料控除 旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
地震保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）	
	一般社会保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	
地震保険料控除	支払金額	控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除 一般	33万円	22万円	11万円
配偶者控除 老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 所得金額	控除額		
38万円超85万円以下	33万円	22万円	11万円
85万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）		26万円 30万円 53万円	
寡婦控除		26万円	
ひとり親控除		30万円	
勤労学生控除		26万円	

扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
特定親族特別控除 所得金額		控除額
98万円超100万円以下		45万円
100万円超105万円以下		41万円
105万円超110万円以下		31万円
110万円超115万円以下		21万円
115万円超120万円以下		11万円
120万円超123万円以下		6万円

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下　43万円
		2,400万円超2,450万円以下　29万円
		2,450万円超2,500万円以下　15万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額が200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類		金額	
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下
障害者控除	普通 1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	特別 10万円		老人	10万円	6万円
	同居特別 22万円	扶養控除	一般	5万円	
寡婦控除	1万円		老人	10万円	
ひとり親控除	父 1万円		特定	18万円	同居老親等 13万円
	母 5万円				
勤労学生控除	1万円				

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額 種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は
４%、市町村民税は６%に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の通府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもののただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じてそれぞれ右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥
所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

（注）1　分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2　「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3　「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率
・均等割
市町村民税　　円　道府県民税　　円
・所得割（総合課税分）
市町村民税　　%　道府県民税　　%
・森林環境税　1,000円

◎所得控除

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）又は（災害関連支出の金額－５万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の５%のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※地方税法附則第４条の５の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－１万２千円（限度額８万８千円）

社会保険料控除等	支払金額	
生命保険料控除 新契約	支払金額	控除額
	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円
	32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超のとき	28,000円
生命保険料控除 旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円
	40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超のとき	35,000円
地震保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）	
	一般社会保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）	
地震保険料控除	支払金額	控除額
地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除 一般	33万円	22万円	11万円
配偶者控除 老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除 所得金額	控除額		
38万円超85万円以下	33万円	22万円	11万円
85万円超90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
障害者控除（特別障害者）（同居特別障害者）		26万円 30万円 53万円	
寡婦控除		26万円	
ひとり親控除		30万円	
勤労学生控除		26万円	

扶養控除	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
	同居老親等	45万円
特定親族特別控除 所得金額		控除額
98万円超100万円以下		45万円
100万円超105万円以下		41万円
105万円超110万円以下		31万円
110万円超115万円以下		21万円
115万円超120万円以下		11万円
120万円超123万円以下		6万円

基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下　43万円
		2,400万円超2,450万円以下　29万円
		2,450万円超2,500万円以下　15万円

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の者
①の金額から②の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（道府県民税２％、市町村民税３％）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額が200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類		金額	
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下
障害者控除	普通 1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円
	特別 10万円		老人	10万円	6万円
	同居特別 22万円	扶養控除	一般	5万円	
寡婦控除	1万円		老人	10万円	
ひとり親控除	父 1万円		特定	18万円	同居老親等 13万円
	母 5万円				
勤労学生控除	1万円				

◎税額控除（配当控除）

課税所得金額 種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市町村民税	道府県民税	市町村民税	道府県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和７年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の５に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和３年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の５」を「100分の７」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市町村民税	3/5	道府県民税	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市町村民税	道府県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が２千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は
４%、市町村民税は６%に相当する金額
1　都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
2　住所地の通府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3　所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
4　特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもののただし、１のうち、特例控除の対象となる寄附金が２千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じてそれぞれ右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は５分の２、市町村民税は５分の３に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

備考　1　市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
2　受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
3　市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
4　差引納付額欄は、特別徴収税額⑨から既納付額⑫を差し引いた額から控除不足額⑩又は既充当・既委託納付額⑪のいずれか大きい方の額を差し引くこと。
5　変更前税額⑬欄は、税額を変更する前の既に通知した額を記載すること。
6　地方自治法第252条の19第１項の市にあっては、裏面中「２%」とあるのは「１%」と、「３%」とあるのは「４%」と、「1.6%」とあるのは「2.24%」と、「0.8%」とあるのは「1.12%」と、「0.4%」とあるのは「0.56%」と、「1.2%」とあるのは「0.56%」と、「0.6%」とあるのは「0.28%」と、「0.3%」とあるのは「0.14%」と、「0.2%」とあるのは「0.28%」と、「0.15%」とあるのは「0.07%」と、「 市町村民税 3/5 道府県民税 2/5 」とあるのは「 市町村民税 4/5 道府県民税 1/5 」と、「４%」とあるのは「２%」と、「６%」とあるのは「８%」と、「５分の２」とあるのは「５分の１」と、「５分の３」とあるのは「５分の４」とする。

第五号の四様式（第二条関係）［別紙一の三］

表

令和　　年度分 市町村民税 道府県民税 申告書

整理番号

市町村長殿

現住所

1月1日現在の住所

業種又は職業

電話番号

提出年月日　年　月　日

フリガナ

氏名

個人番号

生年月日　明・大・昭 平・令　・　・

世帯主の氏名

続柄

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
		円
	合計	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	円	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	円	円
	介護医療保険料の計	
	円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ □寡婦控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）　⑱ □ひとり親控除　⑲ □勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

1	フリガナ / 氏名	障害の程度	級度
	個人番号		
2	フリガナ / 氏名	障害の程度	級度
	個人番号		

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者 フリガナ / 氏名　生年月日 明・大・昭 平・令　・　・

配偶者の合計所得金額　円

個人番号　□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

㉓ 扶養控除

1	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号			控除額	万円
2	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号			控除額	
3	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号			控除額	
4	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号			控除額	

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

1	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号				
2	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号				
3	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令　・　・	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号				

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

扶養控除額の合計

㉖ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	・　・	
損害金額	保険金などで補塡される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

㉗ 医療費控除

支払った医療費等	保険金などで補塡される金額
円	円

1 収入金額等

事業	営業等	ア	円
事業	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	
雑	公的年金等	キ	
雑	業務	ク	
雑	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
総合譲渡	長期	サ	
一時		シ	

2 所得金額

事業	営業等	①	
事業	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	
雑	公的年金等	⑦	
雑	業務	⑧	
雑	その他	⑨	
雑	合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	
配偶者（特別）控除	㉑～㉒	
扶養控除	㉓	
基礎控除	㉔	
⑬から㉔までの計	㉕	
雑損控除	㉖	
医療費控除 区分□	㉗	
合計（㉕＋㉖＋㉗）	㉘	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

----------(切り取らないでください。)----------

令和　年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

裏

６ 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日給	勤務日数	月収
	円		円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等	円		
合計			
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

７ 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

８ 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

９ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ
				ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]		

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

	フリガナ / 氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除）額	個人番号	従事月数
1			明・大・昭 ・ ・ 平・令			
2			明・大・昭 ・ ・ 平・令			
3			明・大・昭 ・ ・ 平・令			

所得税における青色申告の承認の有無　承認あり・承認なし　合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止	
	月　日	
□ 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

	フリガナ / 氏名	個人番号	住所	国外居住	
1					□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
2					□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
3					□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ / 氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
		明・大・昭 ・ ・ 平・令			
個人番号					

（切り取らないでください。）

第五号の四様式（第二条関係）［別紙一の四］

表

令和　　年度分 市町村民税 道府県民税 申告書

整理番号 / 業種又は職業 / 電話番号

市町村長殿

現住所 / 1月1日現在の住所

提出年月日　年　月　日

フリガナ / 氏名 / 個人番号

生年月日 明・大・昭 平・令　．　．　世帯主の氏名　続柄

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	合計	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ □寡婦控除（□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）　⑱ □ひとり親控除　⑲ □勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

1 フリガナ / 氏名 / 障害の程度 / 級度 / 個人番号

2 フリガナ / 氏名 / 障害の程度 / 級度 / 個人番号

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者 フリガナ / 氏名　生年月日 明・大・昭 平・令　．　．　配偶者の合計所得金額　円　□同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

個人番号

㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除

1	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	特親
	個人番号			控除額　万円		
2	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	特親
	個人番号			控除額		
3	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	特親
	個人番号			控除額		
4	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄	特親
	個人番号			控除額		

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族（控除対象外）

1	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号				
2	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号				
3	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令　．　．	同居・別居の区分	□同居 □別居	続柄
	個人番号				

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日　．　．	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補塡される金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
㉘ 医療費控除	支払った医療費等 円	保険金などで補塡される金額 円	

1 収入金額等

事業	営業等	ア	円
事業	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給与		カ	
雑	公的年金等	キ	
雑	業務	ク	
雑	その他	ケ	
総合譲渡	短期	コ	
総合譲渡	長期	サ	
一時		シ	

2 所得金額

事業	営業等	①	
事業	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給与		⑥	
雑	公的年金等	⑦	
雑	業務	⑧	
雑	その他	⑨	
雑	合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	
地震保険料控除	⑯	
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	
配偶者（特別）控除	㉑～㉒	
扶養控除	㉓	
特定親族特別控除	㉔	
基礎控除	㉕	
⑬から㉕までの計	㉖	
雑損控除	㉗	
医療費控除 区分□	㉘	
合計（㉖＋㉗＋㉘）	㉙	

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

----------（切り取らないでください。）----------

令和　　年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所		受付日付印
氏名		

裏

６ 給与所得の内訳

（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

月	日給	勤務日数	月収
	円		円
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等	円		
合計			
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

７ 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

８ 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

９ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時						ハ
					ニ 合計 イ+{(ロ+ハ)×1/2}	

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の①の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

	フリガナ / 氏名	続柄	生年月日	専従者給与（控除）額	個人番号	従事月数
1			明・大・昭 ・ ・ 平・令			
2			明・大・昭 ・ ・ 平・令			
3			明・大・昭 ・ ・ 平・令			

所得税における青色申告の承認の有無　承認あり ・ 承認なし　合計額

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始 ・ 廃止	
	月　日	
□ 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

	フリガナ / 氏名	個人番号	住所	国外居住	
1					□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
2					□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
3					□配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ / 氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
		明・大・昭 ・ ・ 平・令			
個人番号					

（切り取らないでください。）

第五号の五様式（第二条関係）［別紙一の五］

令和　　年度分　市町村民税
道府県民税　給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書

市町村長　殿	住　　所	
	フ リ ガ ナ	
	氏　　名	
	個 人 番 号	
令和　年　月 日 提出	給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地	
	同　上　の 氏名又は名称	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎給与所得の収入金　　円

◎公的年金等の収入金額　　円

雑　損　控　除　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税の基礎控除額以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損害の原因	損害を受けた年月日	損害を受けた資産の種類	損害の金額①	保険金などで補てんされる金額②	差引負担額①－②
	年　月　日		円	円	円
	年　月　日				
	年　月　日				
	年　月　日				
				計	

医　療　費　控　除　あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費等を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医療を受けた人の氏名	あなたとの続柄	支払った医療費等③	保険金などで補てんされる金額④	差引負担額③－④
		円	円	円
			計	

----------切---取---線----------

令和　　年度分市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書

住　　所		受付日付印
氏　　名	殿	

第五号の五様式（第二条関係）［別紙一の六］

令和　　年度分　市町村民税
道府県民税　給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告書

市町村長　殿	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
令和　年　月 日 提出	給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地	
	同上の氏名又は名称	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎給与所得の収入金額　　円

◎公的年金等の収入金額　　円

雑損控除　あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が58万円以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損害の原因	損害を受けた年月日	損害を受けた資産の種類	損害の金額①	保険金などで補てんされる金額②	差引損失額①－②
	年　月　日		円	円	円
	年　月　日				
	年　月　日				
	年　月　日				
				計	

医療費控除　あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費等を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医療を受けた人の氏名	あなたとの続柄	支払った医療費等③	保険金などで補てんされる金額④	差引負担額③－④
		円	円	円
			計	

切---取---線

令和　　年度分市町村民税・道府県民税の給与所得者・公的年金等受給者用雑損控除・医療費控除申告受付書

住所		受付日付印
氏名	殿	

令和　　年度分　市町村民税
道府県民税　配偶者特別控除・特定親族特別控除申請書

市町村長　殿	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	個人番号	
	給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地	
令和　　年　　月　　日提出	同上の氏名又は名称	

前年中に給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった方で特別控除対象配偶者又は特定親族(以下「特別控除対象親族等」という。)と生計を一にする他の納税義務者がある場合に、令和　　年度の市町村民税の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載された特別控除対象親族等についての配偶者特別控除又は特定親族特別控除と異なる配偶者特別控除又は特定親族特別控除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。

○　「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。
○　「給与支払者又は公的年金等支払者の所在地（住所）」及び「同上の名称（氏名）」欄には、あなたの前年中の給与所得又は公的年金等に係る所得について記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出した給与支払者又は公的年金等支払者について書いてください。
○　下の欄の「氏名」欄には、生計を一にする特別控除対象親族等の全ての者について書いてください。
○　特定親族のうち、他の納税義務者の生計を一にする親族等となるものについては、「他の納税義務者の住所・氏名」欄にその者の住所・氏名を書いてください。
○　下の欄の「個人番号」欄には、特別控除対象親族等の個人番号を記載してください。

区分	氏名	個人番号	続柄	生年月日	他の納税義務者の住所・氏名	特別控除対象親族等の合計所得金額
特別控除対象配偶者						円
特定親族						

----------切---取---線----------

令和　　年度分市町村民税・道府県民税の配偶者特別控除・特定親族特別控除申請受付書

住所		受付日付印
氏名		

表　第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）［別紙一の八］

年　月　日
市町村長　殿

年分　退　職　所　得　申　告　書

退職手当の支払者の		あなたの	
所在地（住所）	〒	現住所	〒
名称（氏名）		氏名	
法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	個人番号	
		その年１月１日現在の住所	

A

このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年　月　日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日　年
② 退職の区分等 ＜一般・障害の区分＞ 一般・障害［　］ ＜生活扶助の有無＞ 有・無		うち 特定役員等勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年
		うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年
		うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年
		うち 短期勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年

B

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日　年	⑤ ③と④の通算勤続期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 特定役員等勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	うち 特定役員等勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 短期勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			うち 全重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			うち 短期勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年

C

あなたが前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）の退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
			㋑ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
			㋺ うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年

D

Ａ又はＢの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Ａの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日　年	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 特定役員等勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	�₁ うち 特定役員等勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 短期勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋺ うち 短期勤続期間	有 無 自　年　月　日 至　年　月　日　年
⑨ Ｂの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間		自　年　月　日 至　年　月　日　年	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 特定役員等勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋥ うち ㋑と�₁の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年
うち 短期勤続期間	有 無	自　年　月　日 至　年　月　日　年	㋭ うち ㋺と㋺の通算期間	自　年　月　日 至　年　月　日　年

E

Ｂ又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般	・　・					・　・	一般 障害	
B	特定役員	・　・					・　・	一般 障害	
B	短期	・　・					・　・	一般 障害	
C		・　・					・　・	一般 障害	

注　意　事　項

1　この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42％に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2　Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申告書の書き方

1　「①」欄には、退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。
2　「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、（　）内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年１月１日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
3　「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（１年未満の端数は切上げ）を記載します。
　この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間（その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。）によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。
⑴　その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
⑵　一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。）
⑶　他に勤務していた期間（その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間
　また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等（※1）に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）の有無及び短期退職手当等（※2）に係る勤続期間（以下「短期勤続期間」といいます。）の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。
　更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等（※3）に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。
※1　特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が５年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
　上記の役員等とは次に掲げる人をいいます。
イ　法人税法第２条第15号に規定する役員
ロ　国会議員及び地方公共団体の議会の議員
ハ　国家公務員及び地方公務員
2　短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が５年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
3　一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
4　「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記３の方法で計算して記載します。また、内書は、上記３「③」欄の内書に倣い記載します。
5　「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。
　また、内書の「うち　特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち　一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち　短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち　短期勤続期間」の各欄は、上記３「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間（特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。）を含みません。
　更に、「うち　全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち　短期勤続期間」の内書の「うち　一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間（全重複勤続期間を除きます。）について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。
6　「⑥」欄には、前年以前４年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内）に支払を受けた退職手当等（以下「４年内の退職手当等」といいます。）がある場合に、その４年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。
　ただし、４年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その４年内の退職手当等の収入金額に応じ、その４年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小数点以下の端数切捨て）に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

４年内の退職手当等の収入金額	算　　式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	（その収入金額－800万円）÷70万円＋20

7　「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「㋑」欄及び「㋒」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。
8　「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記３の⑴又は⑶の期間（⑶の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。））とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。
9　「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、「㋓」欄及び「㋔」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。
10　「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また「㋕」欄及び「㋖」欄には、「㋑」欄と「㋓」欄及び「㋒」欄と「㋔」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

表

第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係）［別紙一の九］

年　月　日
市町村長　殿

年分退職所得申告書

退職手当の支払者の		あなたの	
所在地（住所）	〒	現住所	〒
名称（氏名）		氏名	
法人番号（個人番号）	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。	個人番号	
		その年１月１日現在の住所	

A　このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日　年　月　日

② 退職の区分等
＜一般・障害の区分＞
一般・障害［　　］
＜生活扶助の有無＞
有・無

③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

うち 特定役員等勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 短期勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年

B　あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

うち 特定役員等勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 短期勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年

⑤ ③と④の通算勤続期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

うち 特定役員等勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 全重複勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 短期勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 一般勤続期間との重複勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年

C　あなたが前年以前に次の退職手当等の支払を受けた場合には、その退職手当等について、このC欄に記載してください。

⑴　前年以前４年内に退職手当等の支払を受けた場合（⑵及び⑶の場合を除きます。）　前年以前４年内に支払を受けた退職手当等

⑵　令和８年１月１日以後、かつ、前年以前９年内に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受けた場合（⑶の場合を除きます。）
・令和８年１月１日以後、かつ、前年以前９年内に支払を受けた退職手当等
・令和８年１月１日前、かつ、前年以前４年内に支払を受けた退職手当等

⑶　本年中に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合　前年以前19年内に支払を受けた退職手当等

⑥ 左記の前年以前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

㋑ うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
㋺ うち 短期勤続期間との重複勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年

D　A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

うち 特定役員等勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 短期勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年

⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

うち 特定役員等勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
うち 短期勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年

⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

㋩ うち 特定役員等勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年
㋥ うち 短期勤続期間	有・無	自　年　月　日 至　年　月　日	年

⑪ ⑦と⑩の通算期間　自　年　月　日　至　年　月　日　年

㋭ うち ㋑と㋩の通算期間		自　年　月　日 至　年　月　日	年
㋬ うち ㋺と㋥の通算期間		自　年　月　日 至　年　月　日	年

E　B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分		退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額（円）	源泉徴収税額（円）	特別徴収税額 市町村民税（円）	特別徴収税額 道府県民税（円）	支払を受けた年月日	退職の区分	老齢給付金	支払者の所在地（住所）・名称（氏名）
B	一般	・・					・・	一般・障害		
B	特定役員	・・					・・	一般・障害		
B	短期	・・					・・	一般・障害		
C		・・					・・	一般・障害		

注　意　事　項

1　この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42％に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2　Ｂの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
3　支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間及び短期勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、短期勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

申告書の書き方

1　「①」欄には、退職年月日（会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日）を記載します。
2　「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接基因して退職した人は、「障害」を○で囲み、（　）内に障害の状態、身体障害者手帳等の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。また、その年１月１日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
3　「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数（１年未満の端数は切上げ）を記載します。
　この場合、勤続期間は、原則としてその支払者の下で引き続き勤務した期間（その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。）によります。ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。
⑴　その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
⑵　一時他に勤務していたなどのため、その支払者の下での勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間（一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限ります。）
⑶　他に勤務していた期間（その支払者の下で勤務しなかった期間に限ります。）で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間
　また、「③」欄の内書には、上記の勤続期間のうち、特定役員退職手当等(※1)に係る勤続期間（以下「特定役員等勤続期間」といいます。）の有無及び短期退職手当等(※2)に係る勤続期間（以下「短期勤続期間」といいます。）の有無、有の場合は、その勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。
　更に、特定役員等勤続期間の内書として、特定役員等勤続期間と一般退職手当等(※3)に係る勤続期間（以下「一般勤続期間」といいます。）の重複の有無及び特定役員等勤続期間と短期勤続期間の重複の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。
※１　特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が５年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。
　上記の役員等とは「法人税法第２条第15号に規定する役員」、「国会議員及び地方公共団体の議会の議員」及び「国家公務員及び地方公務員」をいいます。
２　短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が５年以下であるものをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合、その期間を含めて計算します。以下同じです。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
３　一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます。
4　「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記３の方法で計算して記載します。また、内書は、上記３「③」欄の内書に倣い記載します。
5　「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。
　また、内書の「うち　特定役員等勤続期間」並びにその内書の「うち　一般勤続期間との重複勤続期間」、「うち　短期勤続期間との重複勤続期間」及び「うち　短期勤続期間」の各欄は、上記３「③」欄の内書に倣い記載しますが、これらの重複勤続期間には全重複勤続期間（特定役員等勤続期間、短期勤続期間及び一般勤続期間が重複している期間をいいます。以下同じです。）を含みません。
　更に、「うち　全重複勤続期間」欄は全重複勤続期間について、「うち　短期勤続期間」の内書の「うち　一般勤続期間との重複勤続期間」欄は短期勤続期間と一般勤続期間が重複している期間（全重複勤続期間を除きます。）について、その該当の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切上げ）を記載します。
6　「⑥」欄には、次の場合にそれぞれ次の退職手当等（以下「前年以前の退職手当等」といいます。）についての勤続期間を記載します。
⑴　前年以前４年内に退職手当等の支払を受けた場合（⑵⑶の場合を除きます。）　前年以前４年内に支払を受けた退職手当等
⑵　前年以前９年内に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金（令和８年１月１日以後に支払を受けたものに限ります。）の支払を受けた場合（⑶の場合を除きます。）
イ　令和８年１月１日以後に支払を受けた退職手当等であって前年以前９年内に支払を受けたもの
ロ　令和８年１月１日前に支払を受けた退職手当等であって前年以前４年内に支払を受けたもの
⑶　前年以前19年内に退職手当等の支払を受け、本年中に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合　前年以前19年内に支払を受けた退職手当等
　ただし、前年以前の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その前年以前の退職手当等の収入金額に応じ、その前年以前の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数（小数点以下の端数切捨て）に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

前年以前の退職手当等の収入金額	算　　式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	（その収入金額－800万円）÷70万円＋20

7　「⑦」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。また、「㋑」欄及び「㋺」欄には、この重複している期間のうち、「③」欄又は「⑤」欄の特定役員等勤続期間又は短期勤続期間と重複する期間の有無、有の場合は、その重複勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。
8　「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間（上記３の⑴又は⑶の期間（⑶の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限ります。））とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、内書には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。
9　「⑩」欄には、「③」欄又は「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また、「㋩」欄及び「㋥」欄には、その勤続期間のうち、特定役員等勤続期間又は短期勤続期間の有無、有の場合は、その特定役員等勤続期間又はその短期勤続期間及びその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

10　「⑪」欄には、「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。また「㋑」欄及び「㋒」欄には、「㋐」欄と「㋓」欄及び「㋔」欄と「㋕」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数（１年未満の端数切捨て）を記載します。

11　Ｅ欄の「老齢給付金」の欄には、支払を受けた退職手当等が確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金である場合に、「○」を記載してください。

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）［別紙一の十］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	

所得金額に関する計算書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

所得金額の計算

			兆	十億	百万	千	円
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）		①					
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②					
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③					
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④					
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥					
	小計	⑦					
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧					
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑨					
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩					
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑪					
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬					
	小計	⑭					
仮計　①＋⑦－⑭		⑮					
外国の事業に帰属する所得		⑯					
再仮計　⑮－⑯		⑰					
非課税等所得	林業に係る所得	⑱					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲					
	社会保険等に係る医療の所得	⑳					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑					
	小計	㉒					
所得金額差引計　⑰－㉒		㉓					
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		㉔					
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉕					
所得金額再差引計　㉓－㉔－㉕		㉖					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉗					
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額		㉘					
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉙					
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉚					
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉛					
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉜					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉝					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉞					
合計　㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜＋㉝－㉞		㉟					

非課税所得の区分計算

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊱	人
	期末の総従業者数	㊲	
	外国から生ずる事業所得　⑮＋⑨）×㊱／㊲	㊳	円
鉱物の掘採事業の所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㊴	
	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㊵	
	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㊶	
	鉱物の掘採事業の所得　㊴×㊶／㊵	㊷	

備考

第六号様式別表五（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第五条関係）「別紙一の十一」

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から	
			令和　年　月　日まで	

所得金額に関する計算書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

所得金額の計算

			兆	十億	百万	千	円
所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）		①					
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②					
	損金の額に算入した分配時調整外国税相当額	③					
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④					
	損金の額に算入した外国法人税の額	⑤					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑥					
	小計	⑦					
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑧					
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑨					
	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑩					
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑪					
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑫					
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑬					
	小計	⑭					
仮計　①＋⑦－⑭		⑮					
外国の事業に帰属する所得		⑯					
再仮計　⑮－⑯		⑰					
非課税等所得	林業に係る所得	⑱					
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑲					
	社会保険等に係る医療の所得	⑳					
	農事組合法人の農業に係る所得	㉑					
	小計	㉒					
所得金額差引計　⑰－㉒		㉓					
繰越欠損金額等又は災害損失欠損金額の当期控除額		㉔					
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		㉕					
所得金額再差引計　㉓－㉔－㉕		㉖					
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額		㉗					
農業経営基盤強化準備金積立額及び農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額		㉘					
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額		㉙					
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額		㉚					
再投資等準備金積立額の損金算入額		㉛					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定取崩額の益金算入額		㉜					
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額		㉝					
特許権等の譲渡等による所得の特別控除額		㉞					
合計　㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛＋㉜－㉝－㉞		㉟					

非課税所得の区分計算

外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊱	人
	期末の総従業者数	㊲	
	外国から生ずる事業所得　(⑮＋⑨)×㊱／㊲	㊳	円
鉱物の掘採事業の所得	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㊴	
	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	㊵	
	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	㊶	
	鉱物の掘採事業の所得　㊴×㊶／㊵	㊷	

備考

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から	
			令和　年　月　日まで	

資本金等の額に関する計算書

１．内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業）を併せて行う法人

資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓、㉕若しくは㉝	①	兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数	③ 人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④	②		期末の総従業者数	④

特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	⑤	兆 十億 百万 千 円	特定内国法人	
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表５の２の４⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合（別表５の２の２⑤－同表⑩）／同表⑤	⑬ ％
差引 ⑤－⑥	⑦		非課税事業を併せて行う法人	
外国の事業に係る控除額 （⑦×別表５の２の２⑩／同表⑤）又は（⑦×別表５の２の２⑪／同表⑫）	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭ 人
再差引 ⑦－⑧	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ㉚	⑪			
控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪	⑫			

２．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第１項各号及び第２項関係

資本金等の額 別表５の２下表３㉙	⑯	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第１項第１号に係る加算	⑰	
法第72条の21第１項第２号及び第３号に係る控除	⑱	
仮計 ⑯＋⑰－⑱	⑲	
資本金の額 別表５の２下表１㉙	⑳	
資本準備金の額	㉑	
仮計 ⑳＋㉑	㉒	
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓	

法附則第９条第１項関係

資本金の額 別表５の２下表１㉙	㉔	兆 十億 百万 千 円
法附則第９条第１項に係る額 ㉔×２	㉕	
法附則第９条第４項から第７項まで及び第18項関係		
月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭又は（⑨－⑩）	㉖	兆 十億 百万 千 円
課税標準の特例に係る控除割合	㉗	―
未収金の帳簿価額	㉘	円
総資産価額	㉙	
課税標準の特例に係る控除額 （㉖×㉗）又は（㉖×㉘／㉙）	㉚	兆 十億 百万 千 円
法附則第９条第24項関係		
資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓	㉛	兆 十億 百万 千 円
政府の出資の金額	㉜	
法附則第９条第24項に係る額 ㉛－㉜	㉝	

３．外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	㉞	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊴ 人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㊴／㊵	㉟		期末の総従業者数	㊵
差引 ㉞－㉟	㊱		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊶／㊷	㊲		国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㊶ 人
控除額計 ㉟＋㊲	㊳		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊷

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）［別紙一の十三］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	

資本金等の額に関する計算書

１．内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業）を併せて行う法人

資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓、㉕若しくは㉝	①	兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数	③ 人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④	②		期末の総従業者数	④

特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	⑤	兆 十億 百万 千 円	特定内国法人	
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表５の２の４⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合（別表５の２の２⑤－同表⑩）／同表⑤	⑬ ％
差引 ⑤－⑥	⑦		非課税事業を併せて行う法人	
外国の事業に係る控除額 （⑦×別表５の２の２⑩／同表⑤）又は（⑦×別表５の２の２⑪／同表⑫）	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭ 人
再差引 ⑦－⑧	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮	⑩			
課税標準の特例に係る控除額 ㉚	⑪			
控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪	⑫			

２．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第１項各号及び第２項関係

資本金等の額 別表５の２下表３㉙	⑯	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第１項第１号に係る加算	⑰	
法第72条の21第１項第２号及び第３号に係る控除	⑱	
仮計 ⑯＋⑰－⑱	⑲	
資本金の額 別表５の２下表１㉙	⑳	
資本準備金の額	㉑	
仮計 ⑳＋㉑	㉒	
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓	

法附則第９条第１項関係

資本金の額 別表５の２下表１㉙	㉔	兆 十億 百万 千 円
法附則第９条第１項に係る額 ㉔×２	㉕	
法附則第９条第４項から第７項まで及び第18項関係		
月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭又は（⑨－⑩）	㉖	兆 十億 百万 千 円
課税標準の特例に係る控除割合	㉗	――
未収金の帳簿価額	㉘	円
総資産価額	㉙	
課税標準の特例に係る控除額 （㉖×㉗）又は（㉖×㉘／㉙）	㉚	兆 十億 百万 千 円
法附則第９条第24項又は第26項関係		
資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓	㉛	兆 十億 百万 千 円
政府の出資の金額又は取組資金の金額	㉜	
法附則第９条第24項又は第26項に係る額 （㉛－㉜）又は（㉛－㉜×１／２）	㉝	

３．外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	㉞	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊴ 人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㊴／㊵	㉟		期末の総従業者数	㊵
差引 ㉞－㉟	㊱		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人	
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊶／㊷	㊲		国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㊶ 人
控除額計 ㉟＋㊲	㊳		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊷

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	国税の控除額　③＋④	⑤	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤	⑥	
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額　⑫	⑦	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬）	⑧	

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額） ⑪
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑫	⑬

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の十四］

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	国税の控除額　③＋④	⑤	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤	⑥	
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額　⑫	⑦	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬）	⑧	

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額） ⑪
名称	所在地	人	円	円	円
合計				⑫	⑬

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に	⑥	(イ)　円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額	②		道府県民税の法人税割額	㉑ ⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額	㉔ ⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に）	⑨	
国税の控除額　③＋④	⑤				

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮
	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
	小計			⑯				⑰		
特別区				⑱（⑥(イ)－⑯）				⑲（⑥(ロ)－⑰）		
合計				⑳	㉑	㉒		㉓	㉔	㉕

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に	⑥	(イ)　円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額	②		道府県民税の法人税割額	㉑ ⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額	㉔ ⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に）	⑨	
国税の控除額	③＋④ ⑤				

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮
	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
	小計			⑯				⑰		
特別区				⑱（⑥(イ)－⑯）				⑲（⑥(ロ)－⑰）		
合計				⑳	㉑	㉒		㉓	㉔	㉕

第七号様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の十七］

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
	外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦	
	計　⑥＋⑦ ⑧	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨	
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩		
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪		
法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫		
当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭		

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑪	円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の十九］

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円	
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④		
	外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦		
	計　⑥＋⑦ ⑧		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪			
法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫			
当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑪	円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十］

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無		有・無
政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無		有・無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は(同表の①＋同表の②)） ④	
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に） ⑧	(イ) (ロ)
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	(イ) (ロ)
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		(イ) (ロ)
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		(イ) (ロ)
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） ⑬		(イ) (ロ)
当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑭		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） ⑮		

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			円
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
計 ⑫ (イ)	道府県民税			
	市町村民税			
計 ⑫ (ロ)	道府県民税			
	市町村民税			
当期分	道府県民税			
	市町村民税			
翌期繰越額計	道府県民税			
	市町村民税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔
	名称	所在地								
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
小計				㉕				㉖		
特別区				㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ))－㉕）				㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ))－㉖）		
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
					控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十一］

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無			有・無
政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無			有・無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①		円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は(同表の①＋同表の②)） ④		
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥		
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に） ⑧	(イ) (ロ)	
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	(イ) (ロ)	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		(イ) (ロ)	
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		(イ) (ロ)	
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） ⑬		(イ) (ロ)	
当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑭			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） ⑮			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			円
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
計 ⑫ (イ)	道府県民税			
	市町村民税			
計 ⑫ (ロ)	道府県民税			
	市町村民税			
当期分	道府県民税			
	市町村民税			
翌期繰越額計	道府県民税			
	市町村民税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔
	名称	所在地								
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
小計				㉕				㉖		
特別区				㉗（⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ)）－㉕				㉘（⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ)）－㉖		
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
					控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱	

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第7号の2様式（その１）の⑩）	税額控除額（過去適用事業年度の第７号の２様式（その1）の⑨）	②につき法第53条第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧	⑨

各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額
名称	所在地		⑩
		人	円
合計			

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十三］

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第7号の2様式（その１）の⑩）	税額控除額（過去適用事業年度の第７号の２様式（その１）の⑨）	②につき法第53条第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧	⑨

各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額
名称	所在地		⑩
		人	円
合計			

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第7号の2様式（その２）の⑪）	税額控除額（過去適用事業年度の第７号の２様式（その２）の⑩）	②につき法第53条第43項及び第321条の８第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第42項及び第321条の８第４２項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧ （イ） （ロ）	⑨ （イ） （ロ）

各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第９条の７第６項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

	事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額 ⑩	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額 ⑪
			人	円	人	円
特別区以外						
	小計			⑫		⑬
特別区				⑨（イ）－⑫		⑨（ロ）－⑬
合計						

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙一の二十五］

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第7号の2様式（その２）の⑪）	税額控除額（過去適用事業年度の第７号の２様式（その２）の⑩）	②につき法第53条第43項及び第321条の８第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第53条第42項及び第321条の８第４２項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧ （イ） （ロ）	⑨ （イ） （ロ）

各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

	事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額 ⑩	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額 ⑪
			人	円	人	円
特別区以外						
小計				⑫		⑬
特別区				⑨（イ）－⑫		⑨（ロ）－⑬
合計						

第十七号様式別表（用紙日本産業規格Ａ５）（第十条関係）［別紙一の二十六］

○　給与支払報告書（個人別明細書）

※		※種　別	※整理番号	※

支払を受ける者	住所	※区分	（受給者番号）
			（個人番号）
			（役職名）
			氏名　（フリガナ）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内6　千　円	千　円	千　円	内　千　円

（源泉）控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）						16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
	老人		特定		老人		その他			特別	その他	
有	従有	千　円	人	従人	内　人	従人	人	従人	人	内　人	人	人

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内　千　円	千　円	千　円	千　円

（摘要）

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日（１回目）	年　月　日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高（１回目）		円	
	住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日（２回目）	年　月　日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高（２回目）		円	

（源泉・特別）控除対象配偶者	（フリガナ）		区分		配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
	氏名						基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円
	個人番号									

控除対象扶養親族			区分	16歳未満の扶養親族			区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
1	（フリガナ）			1	（フリガナ）			
	氏名				氏名			
	個人番号				個人番号			
2	（フリガナ）			2	（フリガナ）			
	氏名				氏名			
	個人番号				個人番号			
3	（フリガナ）			3	（フリガナ）			5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	氏名				氏名			
	個人番号				個人番号			
4	（フリガナ）			4	（フリガナ）			
	氏名				氏名			
	個人番号				個人番号			

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	中途就・退職 年 月 日	受給者生年月日 元号	年	月	日

支払者	個人番号又は法人番号	（右詰で記載してください。）
	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	（電話）

第17号様式別表記載要領

1　「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。

2　「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。

3　「控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。

4　「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年１月２日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。

5　「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）

6　「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第１項第６号(1)(ⅰ)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。

7　「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうちに所得税法第196条第２項に規定する社会保険料の金額（以下７において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。

8　控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」及び「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（１）氏名」）

　また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、５人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。

9　退職手当等（地方税法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下９及び18において同じ。）の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下９において同じ。）が133万円以下であるものに限る。以下９及び18において同じ。）又は扶養親族がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

（イ）　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
（ロ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
（ハ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者
（ニ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

10　租税特別措置法第41条の２の２第１項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

（イ）　租税特別措置法第41条の２の２第１項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第２号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。
（ロ）　給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の２第１項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第１項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。）が特定取得（同法第41条第５項又は第41条の３の２第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。）、特別特定取得（同法第41条第16項に規定する特別特定取得をいい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得を含む。(ハ)において同じ。）又は特例特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。(ハ)において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。
（ハ）　給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第１項、第６項若しくは第10項若しくは第15項若しくは第18項又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第１項に規定する住宅借入金等の金額、同条第６項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第15項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第18項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第１項又は第５項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得、特別特定取得又は特例特別特例取得に該当する場合には、その旨を記載してください。
（ニ）　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の２第１項、第５項又は第８項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。

11　「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。

12　「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第７号）附則第５条第５項及び同法附則第11条第５項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。

13　「基礎控除の額」の欄には、基礎控除の額に相当する金額が48万円以外である場合又は当該金額がない場合に、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。

14　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の12第１項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の３の11第１項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。

15　「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下15において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、９（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。

16　「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第２号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第１項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。

17　「５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」の欄には、５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（１）個人番号」）

18　「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には、５人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（２）個人番号」、「（退）個人番号」）

19　「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成　年１月３日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。

20　「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

21　租税特別措置法第41条の３の８第１項の規定の適用がある場合には、「摘要」の欄には、所得税法施行規則第93条第１項第11号に規定する年末調整特別控除額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する超える部分の金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載し、同号に規定する者がある場合には非控除対象配偶者減税有のように記載してください。

22　※印の欄には、記載しないでください。

○ 給与支払報告書（個人別明細書）

※	※種別	※整理番号	※

支払を受ける者	住所	※区分	（受給者番号） （個人番号） （役職名） 氏名　（フリガナ）

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内　千　円	千　円	千　円	内　千　円

（源泉）控除対象配偶者の有無等		老人	配偶者（特別）控除の額	控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数	障害者の数（本人を除く。）		非居住者である親族の数
				特定		老人		その他		特親			特別	その他	
有	従有		千　円	人	従人	内　人	従人	人	従人	人	従人	人	内　人	人	人

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
千　円	内　千　円	千　円	千　円	千　円

（摘要）

生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円	介護医療保険料の金額	円	新個人年金保険料の金額	円	旧個人年金保険料の金額	円
住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数		居住開始年月日（１回目）	年　月　日			住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高（１回目）	円
	住宅借入金等特別控除可能額	円	居住開始年月日（２回目）	年　月　日			住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高（２回目）	円

（源泉・特別）控除対象配偶者			配偶者の合計所得	円	国民年金保険料等の金額	円	旧長期損害保険料の金額	円
	（フリガナ）氏名	区分			基礎控除の額	円	所得金額調整控除額	円
	個人番号							

控除対象扶養親族等				16歳未満の扶養親族				5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号
1	（フリガナ）氏名	区分		1	（フリガナ）氏名	区分		
	個人番号				個人番号			
2	（フリガナ）氏名	区分		2	（フリガナ）氏名	区分		
	個人番号				個人番号			
3	（フリガナ）氏名	区分		3	（フリガナ）氏名	区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
	個人番号				個人番号			
4	（フリガナ）氏名	区分		4	（フリガナ）氏名	区分		
	個人番号				個人番号			

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	中途就・退職 年	中途就・退職 月	中途就・退職 日	受給者生年月日 元号	年	月	日

支払者		
	個人番号又は法人番号	（右詰で記載してください。）
	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	（電話）

第17号様式別表記載要領

1　「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、給与等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載してください。

2　「支払金額」の項の「内」の欄には、その年中に支払の確定した給与等（所得税法施行令第311条に規定する給与等を含む。）の金額のうち、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについて、内書してください。

3　「控除対象扶養親族等の数（配偶者を除く。）」の項の「老人」の欄の「内」の欄には、同居老親等に該当する老人扶養親族の数を内書してください。

4　「16歳未満扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年１月２日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載してください。

5　「障害者の数（本人を除く。）」の項の「特別」欄の「内」の欄には、同居特別障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族の数を内書してください。また、障害者、特別障害者又は同居特別障害者が同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）に該当する場合は、「摘要」欄に当該同一生計配偶者の氏名及びその者が同一生計配偶者である旨を記載してください。（例「氏名（同配）」）

6　「非居住者である親族の数」の項には、控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者、所得税法施行規則第93条第１項第６号(1)(ｉ)に規定する特別控除対象配偶者（以下「特別控除対象配偶者」という。）、源泉控除対象親族、所得税法第84条の２第１項に規定する特定親族（15において「特定親族」という。）及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載してください。

7　「社会保険料等の金額」の項の「内」の欄には、小規模企業共済等掛金の額に係る控除の額を内書し、「社会保険料等の金額」の項の金額のうちに所得税法第196条第２項に規定する社会保険料の金額（以下７において「国民年金保険料等の金額」という。）が含まれている場合には、「国民年金保険料等の金額」の欄に国民年金保険料等の金額を記載してください。

8　控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載してください。氏名の前には括弧書きの数字を付し、「５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」及び「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。（例「（１）氏名」）

また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、５人目以降の控除対象扶養親族等又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載してください。

9　退職手当等（地方税法第50条の２及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下９及び18において同じ。）の支払を受ける配偶者（合計所得金額（同法第23条第１項第13号及び第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下９において同じ。）が133万円以下であるものに限る。以下９及び18において同じ。）又は扶養親族若しくは地方税法第34条第１項第12号及び第314条の２第１項第12号に規定する特定親族（以下この９において「特定親族」という。）がいる場合には、「摘要」の欄にその者の氏名、配偶者又は扶養親族若しくは特定親族である場合にはその旨、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載してください。氏名の前には（退）と記載し、「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記載する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

（イ）　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
（ロ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
（ハ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者
（ニ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

10　租税特別措置法第41条の２の２第１項の規定（以下10において「特例規定」という。）の適用がある場合には、「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の欄にはそれぞれ次により記載してください。

（イ）　租税特別措置法第41条の２の２第１項に規定する申告書に記載された金額（以下（イ）において「住宅借入金等特別控除可能額」という。）が、その年分の所得税法第190条第２号に掲げる税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除可能額を記載してください。

（ロ）　給与等の支払を受ける者が特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日（当該年月日が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の２第１項の規定による租税特別措置法第41条の規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日であるときは、その適用を受けた旨及び当該年月日）及びその者の住宅の取得等（同条第１項に規定する住宅の取得等、同条第10項に規定する認定住宅等の新築等又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する住宅の増改築等をいう。(ハ)において同じ。）が特定取得（同法第41条第５項又は第41条の３の２第18項に規定する特定取得をいう。(ハ)において同じ。）、特別特定取得（同法第41条第16項に規定する特別特定取得をいい、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第６条第５項に規定する特例取得及び同法第６条の２第２項に規定する特別特例取得をいう。(ハ)において同じ。）又は特例特別特例取得（同条第10項に規定する特例特別特例取得をいう。(ハ)において同じ。）に該当する場合には、その旨を記載してください。

（ハ）　給与等の支払を受ける者が二以上の居住年（租税特別措置法第41条第１項、第６項若しくは第10項若しくは第15項若しくは第18項又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する居住年をそれぞれ一の年とする場合におけるこれらの居住年をいう。以下(ハ)において同じ。）に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（同法第41条第１項に規定する住宅借入金等の金額、同条第６項に規定する特例住宅借入金等の金額、同条第10項に規定する認定住宅等借入金等の金額若しくは同条第15項に規定する特別特定住宅借入金等の金額若しくは同条第18項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額又は同法第41条の３の２第１項、第５項若しくは第８項に規定する増改築等住宅借入金等の金額をいう。以下(ハ)において同じ。）について特例規定の適用を受けた者である場合には、当該住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年ごとの特例規定の適用を受けた旨（同条第１項又は第５項の規定により特例規定の適用を受けた場合には、その旨）、特例規定の適用に係る家屋を居住の用に供した年月日及び当該住宅借入金等の金額の合計額並びに当該住宅の取得等が特定取得、特別特定取得又は特例特別特例取得に該当する場合には、その旨を記載してください。

（ニ）　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の２第１項、第５項又は第８項の規定により特例規定の適用を受けた者である場合（（ハ）に規定する場合に該当する場合を除く。）には、その旨を記載してください。

11　「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」、「新個人年金保険料の金額」及び「旧個人年金保険料の金額」の欄には、その年中に支払った「生命保険料の控除額」の欄の金額に係る新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額又は旧個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。

12　「旧長期損害保険料の金額」の欄には、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第７号）附則第５条第５項及び同法附則第11条第５項に規定する長期損害保険契約等に該当する控除の額がある場合におけるその年中に支払った当該長期損害保険契約等に係る当該各項に規定する旧長期損害保険料の金額を記載してください。

13　「基礎控除の額」の欄には、その基礎控除の額に相当する金額又は当該金額がない旨を記載してください。

14　給与等の支払を受ける者が租税特別措置法第41条の３の12第１項の規定の適用を受けた者である場合には、「所得金額調整控除額」の欄には、同法第41条の３の11第１項の規定により控除をされる金額相当額を記載するとともに、「摘要」の欄には、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族の氏名を記載してください（「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄又は「控除対象扶養親族等」欄若しくは「16歳未満の扶養親族」欄に氏名を記載した場合は、記載を省略できます。）。

15　「（源泉・特別）控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族等」及び「16歳未満の扶養親族」の欄の「個人番号」の欄には、それぞれ控除対象配偶者、源泉控除対象配偶者若しくは特別控除対象配偶者、源泉控除対象親族若しくは特定親族又は16歳未満の扶養親族（以下15において「控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載してください。また、控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、９（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載してください。なお、控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」の欄は、不明の場合は空欄としてください。

16　「配偶者の合計所得」の欄には、所得税法第190条第２号ニに規定する配偶者の合計所得金額又はその見積額（当該給与等が同条の規定の適用を受けていないものである場合には、同法第194条第１項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額）を記載してください。

17　「５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号」の欄には、５人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号を記載してください。個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（１）個人番号」）

18　「５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄には、５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載してください。個人番号の前には、５人目以降の16歳未満の扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字を付し、退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の場合には、「摘要」の欄において氏名等の前に記載した（退）を付し、氏名等との対応関係が分かるようにしてください。（例「（２）個人番号」、「（退）個人番号」）

19　「未成年者」の欄には、給与の支払を受ける者が平成　年１月３日以降に生まれた者であるときに、○印を付けてください。

20　「支払者」の項の「個人番号又は法人番号」の欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号（番号法第２条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を１文字空けて記載してください。

21　※印の欄には、記載しないでください。

公的年金等支払報告書（個人別明細書）

※種別	※整理番号	※

支払を受ける者	※区分			個人番号						
	住所									
	（フリガナ）		生年月日	明治	大正	昭和	平成	令和		
	氏名			年	月	日				

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千　円	千　円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		

本人				源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他		
						人	人	人	人	内　人	人	人	千　円

源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族		
（フリガナ）	区分	配偶者の合計所得		（フリガナ）	区分		（フリガナ）	区分
氏名		円	1	氏名		1	氏名	
個人番号		48万円以下		個人番号			個人番号	
（摘要）			2	（フリガナ）	区分	2	（フリガナ）	区分
				氏名			氏名	
				個人番号			個人番号	

支払者			
	法人番号		
	所在地		
	名称		電話番号

第17号の2様式別表記載要領

1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。

2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。）を記載すること。

3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。

4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。

5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。

6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。

7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。

（イ） 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。

（ロ） 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。

（ハ） 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。

8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。

9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。

（イ） 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。

（ロ） 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。

10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。

11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。

12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。

（イ） 年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者

（ロ） 年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

（ハ） 年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者

（ニ） 年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、48万円以下である場合には「48万円以下」の項に★印を記載すること。

14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、12（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と記載すること。更に、租税特別措置法第41条の3の9第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、所得税法施行規則第94条の2第1項第8号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載すること。

15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号（番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

16 ※の欄には、記載しないこと。

公的年金等支払報告書（個人別明細書）

※種　別	※整理番号	※

支払を受ける者	※区　分		個人番号					
	住　所							
	（フリガナ）		生年月日	明　治	大　正	昭　和	平　成	令　和
	氏　名			年	月	日		

区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	千　円	千　円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		

本人				源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他		
						人	人	人	人	内　人	人	人	千　円

源泉控除対象配偶者			控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族		
（フリガナ）	区分	配偶者の合計所得	（フリガナ）	区分		（フリガナ）	区分	
氏名		円	1 氏名			1 氏名		
個人番号		58万円以下	個人番号			個人番号		
（摘要）			（フリガナ）	区分		（フリガナ）	区分	
			2 氏名			2 氏名		
			個人番号			個人番号		

支払者	法人番号			
	所在地			
	名　称		電話番号	

第17号の2様式別表記載要領

1　「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。

2　「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。）を記載すること。

3　「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。

4　「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。

5　「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。

6　「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。

7　「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
（イ）「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
（ロ）「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
（ハ）「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。

8　「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満（平成　年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記載すること。

9　「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
（イ）「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
（ロ）「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。

10　「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。

11　「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。

12　「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族（以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。）の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合には、その旨（国外に居住する非居住者であり、次の（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合には、その旨を含む。）を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
（イ）　年齢30歳未満の者又は年齢70歳以上の者
（ロ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
（ハ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、障害者
（ニ）　年齢30歳以上70歳未満の者であって、給与等の支払を受ける者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

13　「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が58万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、58万円以下である場合には「58万円以下」の項に★印を記載すること。

14　摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載し、特定配偶者（地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者をいう。以下14において同じ。）又は退職手当等（同法第50条の2及び第328条に規定する退職手当等に限る。以下14において同じ。）の支払を受ける扶養親族の氏名、配偶者又は扶養親族である場合にはその旨、個人番号、生年月日、住所、障害者又は特別障害者である場合にはその旨、国外に居住する非居住者である場合にはその旨（国外に居住する非居住者であり、12（イ）から（ニ）までのいずれかに該当する控除対象扶養親族である場合にはその旨を含む。）及びその者の同法第23条第1項第13号及び第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の見積額並びに納税者が寡婦又はひとり親である場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族がいる場合に限る。）にはその旨を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に（年少）と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国外扶養親族である場合にはその旨を記載し、特定配偶者又は退職手当等の支払を受ける扶養親族である場合には、氏名の後に（退）と記載すること。更に、租税特別措置法第41条の3の9第1項又は第2項の規定の適用がある場合には、所得税法施行規則第94条の2第1項第8号に規定する控除した金額を源泉徴収時所得税減税控除済額のように記載した次に記載し、同号に規定する控除しきれない金額（当該金額がない場合には、零）を控除外額のように記載した次に記載すること。

15　「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号（番号法第2条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

16　※の欄には、記載しないこと。

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額　②－（⑤＋⑥）	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額　⑬	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭）	⑨	
国税の控除額　③＋④	⑤				

各市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑬	⑭

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額　②－（⑤＋⑥）	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額　⑬	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭）	⑨	
国税の控除額　③＋④	⑤				

各市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫
		人	円	円	円
合　計				⑬	⑭

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑤	
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑧	
	計　⑦＋⑧ ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		
法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬		
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮		

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑
		人	円	円	円
合計				㉒	㉓

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙一の三十三］

政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円	
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑤		
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥		
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑧		
	計　⑦＋⑧ ⑨		
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩		
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪			
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫			
法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬			
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑
		人	円	円	円
合計				㉒	㉓

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第20号の４様式の⑪）	税額控除額（過去適用事業年度の第20号の４様式の⑩）	②につき法第321条の８第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第321条の８第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧	⑨

各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第48条の13第７項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額
名称	所在地		⑩
		人	円
合計			

税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

過去適用事業年度	過去当初申告税額控除額（過去適用事業年度の第20号の４様式の⑪）	税額控除額（過去適用事業年度の第20号の４様式の⑩）	②につき法第321条の８第43項により対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額	②につき法第321条の８第42項により対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額	調整後過去税額控除額 ②＋③－④	⑤＞①の場合 税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額	①＞⑤の場合 税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
・　・ ・　・							
計						⑧	⑨

各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額
名称	所在地		⑩
		人	円
合計			

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙二］

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

受付印　令和　年　月　日　殿

法人番号　この申告の基礎　法人税の令和　年　月　日の修正・更正・決定・再更正による。　申告年月日　年　月　日

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

（ふりがな）代表者氏名　（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金の額（解散日現在の額）　事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）　資金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

（ふりがな）法人名　法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額　期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

法人区分　イに掲げる法人　期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割	所得金額総額（㊽－㊾）又は別表５㉟	28		
	年400万円以下の金額	29		
	年400万円を超え年800万円以下の金額	30		
	年800万円を超える金額	31		
	計　㉙＋㉚＋㉛	32		
	軽減税率不適用法人の金額	33		
付加価値割	付加価値額総額	34		
	付加価値額	35		
資本割	資本金等の額総額	36		
	資本金等の額	37		
収入割	収入金額総額	38		
	収入金額	39		

合計事業税額（㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴）	40		令和６年改正法附則第８条第２項の控除額	41	
事業税の特定寄附金税額控除額	42		仮装経理に基づく事業税額の控除額	43	
差引事業税額（㊵－㊶－㊷－㊸）	44		既に納付の確定した当期分の事業税額	45	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	46		この申告により納付すべき事業税額（㊹－㊺－㊻）	47	
㊼の内訳 所得割	48		付加価値割	49	
資本割	50		収入割	51	
㊼のうち見込納付額	52		差引（㊼－㊿）	53	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
所得割に係る特別法人事業税額	54			
収入割に係る特別法人事業税額	55			
合計特別法人事業税額（㊹＋㊺）	56			

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	57		差引特別法人事業税額（㊻－㊼）	58
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	59		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	60
この申告により納付すべき特別法人事業税額（㊽－㊾－㊿）	61		うち見込納付額	62
差引（㊶－㊷）	63			

所得金額の計算の内訳

所得金額（法人税の明細書（別表４）の(34)）		64
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	65
	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	66
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	67
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	68
仮計　㊹＋㊺＋㊻－㊼－㊽		69
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		70
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の(52)）		71
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額		72
還付請求	中間納付額	73

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額（①＋②－③＋④）	⑤	
２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	
法人税割額（⑤又は⑥×100）	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額（⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫）	⑬	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額（⑬－⑭－⑮）	⑯	
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
円×⑰/12	⑱	
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	
この申告により納付すべき均等割額（⑱－⑲）	⑳	
この申告により納付すべき道府県民税額（⑯＋⑳）	㉑	
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引　㉑－㉒	㉓	
東京都の場合の特別区分の課税標準額	㉔	
同上に対する税額　㉔×100	㉕	
市町村分の課税標準額	㉖	
同上に対する税額　㉖×100	㉗	

法人税の期末現在の資本金等の額	
法人税の当期の確定税額	
決算確定の日	・　・
解散の日	・　・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税　有・無　法人税　有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・
翌期の中間申告の要否	要・否　国外関連者の有無　有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号（普通・当座）

資本金の額（外貨）　資本準備金の額（外貨）　資本剰余金の額（外貨）　前事業年度の法人区分　イに掲げる法人

署　関与税理士名　（電話　）

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙四］

整理番号 | 事務所 | 区分 | 管理番号 | 申告区分　（1〜24）
A
法人番号（25〜37）　申告基礎 00　申告年月日 年 月 日（38〜43）
12 B

期末現在の資本金の額（解散日現在の額） 87
期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額） 102
法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額 103
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 88
期末現在の資本等の額 89
事業年度（44 / 49 / 50 / 55）
予備（56〜69）
12 B 使途秘匿金税額等 86

01		28	
02		29	000
03		30	000
04		31	000
05	000	32	000
06	000	33	000
07		34	
08		35	000
09		36	
10		37	000
11		38	
12		39	000
13	00	40	00
14	00	42	
15		44	00
16	00	46	
17		48	00
18	00	50	00
19	00	52	
20	00	54	00
21	00	55	00
22		57	
23		59	00
24	000	61	00
25		63	
26	000	64	
27		65	
		66	
		67	
		68	
		69	
		70	
		71	
		72	
		73	
		76	00
		77	00
		78	00
		79	00
		80	00
		81	00
		82	00
		83	00
		41	00
		43	
		45	00
		47	00
		49	00
		51	00
		53	
		84	00
		85	00
		56	00
		58	00
		60	
		62	

12 B　分割基準　分割県数　90

住民税	総数	91	
	本県分	92	
	東京都市町村分	93	
事業税 1	総数	94	
	本県分	95	
事業税 2	総数	96	
	本県分	97	
事業税 3	総数	98	
	本県分	99	

法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額 74
収入金額課税された事業に係る所得金額 75

売上高	総数	100	
	軌道又は鉄道	101	

第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙六］

受付印

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

令和　年　月　日　殿

法人番号

この申告の基礎　法人税の令和　年　月　日の修正・更正・決定・再更正による。

申告年月日　年　月　日

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地を記載）　（電話　）

（ふりがな）代表者氏名

（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金の額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円

事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円

資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

（ふりがな）法人名

法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額　兆　十億　百万　千　円

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆　十億　百万　千　円

法人区分　イに掲げる法人

期末現在の資本金等の額　兆　十億　百万　千　円

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税・事業税の特別法人事業税　申告書※

（事業税）

摘要			課税標準	税率(100)	税額
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業	所得割	所得金額総額 別表5㉟	㉘		
		年400万円以下の金額	㉙		
		年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚		
		年800万円を超える金額	㉛		
		計 ㉙＋㉚＋㉛	㉜		
		軽減税率不適用法人の金額	㉝		
	付加価値割	付加価値額総額	㉞		
		付加価値額	㉟		
	資本割	資本金等の額総額	㊱		
		資本金等の額	㊲		
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業	収入割	収入金額総額	㊳		
		収入金額	㊴		
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業	所得割	所得金額総額 別表5㉟	㊵		
		所得金額	㊶		
	付加価値割	付加価値額総額	㊷		
		付加価値額	㊸		
	資本割	資本金等の額総額	㊹		
		資本金等の額	㊺		
	収入割	収入金額総額	㊻		
		収入金額	㊼		

合計事業税額（㉜又は㉝）＋㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼	㊽		令和6年改正法附則第8条第2項の控除額	㊾	
事業税の特定寄附金税額控除額	㊿		仮装経理に基づく事業税額の控除額	(51)	
差引事業税額 ㊽－㊾－㊿－(51)	(52)		既に納付の確定した当期分の事業税額	(53)	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(54)		この申告により納付すべき事業税額 (52)－(53)	(55)	

㉟の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(56)		付加価値割	(57)	
資本割	(58)		収入割	(59)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(60)		付加価値割	(61)	
資本割	(62)		収入割	(63)	
㉟のうち見込納付額	(64)		差引 ㉟－(64)	(65)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(66)			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(67)			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(68)			
合計特別法人事業税額 (66)＋(67)＋(68)	(69)			

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(70)		差引特別法人事業税額 (69)－(70)	(71)
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(72)		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(73)
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (71)－(72)－(73)	(74)		(74)のうち見込納付額	(75)
差引 (74)－(75)	(76)			

（道府県民税）

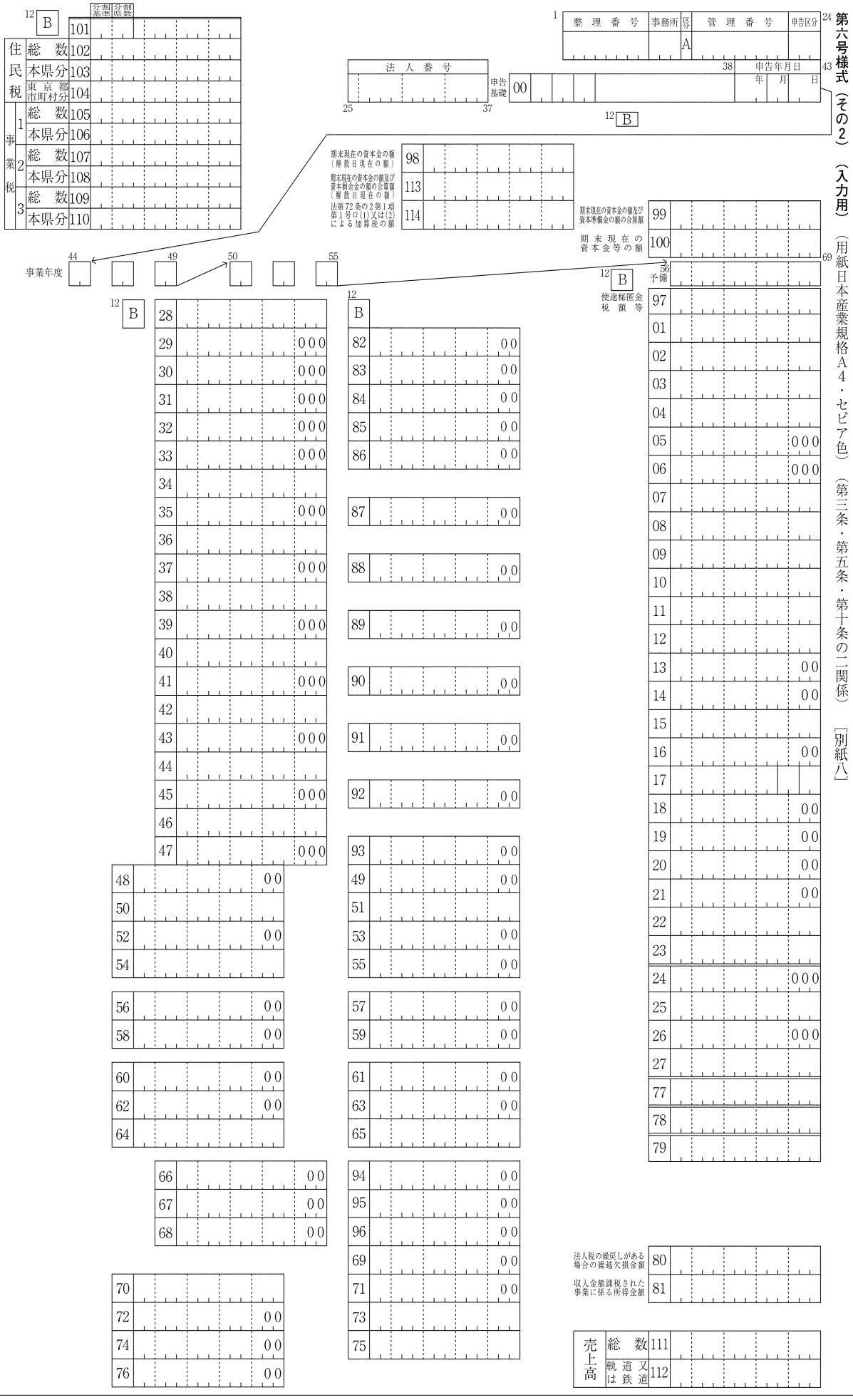
（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
法人税割額 (⑤又は⑥×100/100)	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割額 ⑯×⑰/12	⑱	00
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑－㉒	㉓	
東京都に申告する場合の㉗の計算 特別区分の課税標準額	㉔	000
東京都に申告する場合の㉗の計算 同上に対する税額 ㉔×100/100	㉕	
東京都に申告する場合の㉗の計算 市町村分の課税標準額	㉖	000
東京都に申告する場合の㉗の計算 同上に対する税額 ㉖×100/100	㉗	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）	(77)	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	(78)	
還付請求 中間納付額	(79)	
還付請求 還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）	

法人税の期末現在の資本金等の額	兆　十億　百万　千　円		
法人税の当期の確定税額			
決算確定の日	・　・	解散の日	・　・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・		
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他	この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ～ ・　・
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）		資本剰余金の額（外貨）	
前事業年度の法人区分	イに掲げる法人				

署　関与税理士　名　（電話　）

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙八］



第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙十］

（道府県民税）（事業税）

受付印

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

令和　年　月　日　殿

法人番号

この申告の基礎　法人税の令和　年　月　日の修正・更正・決定・再更正による。

申告年月日　年　月　日

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

（ふりがな）代表者氏名

（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金の額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円

事業種目

期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円

資金の額が１億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

（ふりがな）法人名

法第72条の２第１項第１号ロ(1)又は(2)による加算後の額　兆　十億　百万　千　円

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆　十億　百万　千　円

法人区分　イに掲げる法人

期末現在の資本金等の額　兆　十億　百万　千　円

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の申告書※

摘要			課税標準	税率(100)	税額
法第72条の２第１項第１号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表５㉟	㉘	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
	年400万円以下の金額	㉙	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	年800万円を超える金額	㉛	000		00
	計 ㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		00
法第72条の２第１項第２号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊳			
	収入金額	㊴	000		00
法第72条の２第１項第３号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表５㊺	㊵			
	所得金額	㊶	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㊷			
	付加価値額	㊸	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊹			
	資本金等の額	㊺	000		00
収入割	収入金額総額	㊻			
	収入金額	㊼	000		00
法第72条の２第１項第４号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	㊽			
	付加価値額	㊾	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊿			
	資本金等の額	(51)	000		00
収入割	収入金額総額	(52)			
	収入金額	(53)	000		00

合計事業税額（㉜又は㊴＋㊷＋㊹＋㊻＋㊽＋㊿＋(51)＋(53)）	(54)	00	令和６年改正法附則第８条第２項の控除額 (55) 00
事業税の特定寄附金税額控除額	(56)		仮装経理に基づく事業税額の控除額 (57)
差引事業税額 (54)－(55)－(56)－(57)	(58)	00	既に納付の確定した当期分の事業税額 (59) 00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(60)		この申告により納付すべき事業税額 (58)－(59) (61) 00
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の(52)）	(62)		
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	(63)		
還付請求	中間納付額	(64)	

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）		資本剰余金の額（外貨）	

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（　） 兆 十億 百万 千 円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④	⑤		000
２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥		000
法人税割額 (⑤又は⑥×100)	⑦		
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧		
税額控除超過額相当額の加算額	⑨		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩		
外国の法人税等の額の控除額	⑪		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫		
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯		00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月	
均等割額 円×⑰/12	⑱	兆 十億 百万 千 円	00
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲		00
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳		00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑		00
㉑のうち見込納付額	㉒		
差引 ㉑－㉒	㉓		
東京都に申告する場合の計算 特別区分の課税標準額	㉔		000
東京都に申告する場合の計算 同上に対する税額 ㉔×100	㉕		
東京都に申告する場合の計算 市町村分の課税標準額	㉖		000
東京都に申告する場合の計算 同上に対する税額 ㉖×100	㉗		
法人税の期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円	
法人税の当期の確定税額			
決算確定の日		・ ・	
解散の日		・ ・	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・ ・	
申告期限の延長の処分（承認）の有無		事業税 有・無	法人税 有・無
法人税の申告書の種類		青色・その他	
この申告が中間申告の場合の計算期間		・ ・ ・ ・	
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店 口座番号（普通・当座）	

前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

署　関与税理士　名　（電話　）

（特別法人事業税）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業														
㊶の内訳	所得割	㊺	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割	㊻	兆 十億 百万 千 円 00								
	資本割	㊼	00	収入割	㊽	00								
法第72条の２第１項第３号に掲げる事業														
	所得割	㊾	兆 十億 百万 千 円 00	付加価値割	㊿	兆 十億 百万 千 円 00								
	資本割	(71)	00	収入割	(72)	00								
法第72条の２第１項第４号に掲げる事業														
				付加価値割	(73)	兆 十億 百万 千 円 00								
	資本割	(74)	兆 十億 百万 千 円 00	収入割	(75)	00								
㊶のうち見込納付額		(76)		差引 ㊶－(76)	(77)									

法第72条の２第１項第１号に掲げる事業の基準法人所得割額	(78)	兆 十億 百万 千 円 00	
同上に対する特別法人事業税額（(78)×　／100）	(79)	00	
法第72条の２第１項第２号に掲げる事業の基準法人収入割額	(80)	00	
同上に対する特別法人事業税額（(80)×　／100）	(81)	00	
法第72条の２第１項第３号に掲げる事業の基準法人収入割額	(82)	00	
同上に対する特別法人事業税額（(82)×　／100）	(83)	00	
法第72条の２第１項第４号に掲げる事業の基準法人収入割額	(84)	00	
同上に対する特別法人事業税額（(84)×　／100）	(85)	00	
合計特別法人事業税額（(79)＋㊶＋(83)＋(85)）	(86)	00	
仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	(87)		
差引特別法人事業税額 (86)－(87)	(88)	00	
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(89)	00	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(90)		
この申告により納付すべき特別法人事業税額　(88)－(89)－(90)	(91)	00	
(91)のうち見込納付額	(92)		
差　引　(91)－(92)	(93)		

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）［別紙十二］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号		
		事業年度	令和　年　月　日から 令和　年　月　日まで	

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

１．付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表５の２の２㉝又は別表５の３⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表２㉙若しくは下表３㉙又は別表５の２の３②、同表⑲、同表㉓、同表㉗若しくは同表㉝	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表５の２の２㉞又は別表５の４③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表５の２の２㉟又は別表５の５③	③		⑫×⑬/12	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①＋②＋③	④		控除額計 別表５の２の３⑫、同表㉚若しくは同表㊳又は別表５の２の４⑩	⑮		
単年度損益 第６号様式㊾又は別表５㉓		⑤		差引 ⑭－⑮	⑯		
付加価値額 ④＋⑤		⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰		
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①／④		⑦	%	｛⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額｝×50/100	⑱		
雇用安定控除額の計算	④×70/100	⑧	兆 十億 百万 千 円	｛⑯のうち5,000億円を超え１兆円以下の金額｝×25/100	⑲		
	雇用安定控除額 ①－⑧	⑨		仮計 ⑰＋⑱＋⑲	⑳		
雇用者給与等支給増加額 別表５の６の３㊶		⑩		国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑	人	
課税標準となる付加価値額 ⑥－⑨－⑩		⑪		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉒		
				国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㉓		
				計 ㉑＋㉒＋㉓	㉔		
				課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑／㉔、⑳×㉒／㉔若しくは⑳×㉓／㉔	㉕	兆 十億 百万 千 円	

２．資本金等の額の明細

区分		期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙（㉖－㉗＋㉘）
資本金の額又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2				
法人税の資本金等の額	3				
期中に金額の増減があった場合の理由等					

令和６年改正法附則第８条第２項の控除額に関する計算書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第六号様式別表五の七（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［別紙十二の二］

１．法第72条の２第１項第１号に掲げる事業に係る計算

摘要		課税標準額	令和八年度分基準法人事業税額／令和九年度分基準法人事業税額		比較法人事業税額	
			税率	税額（イ）	税率	税額（ロ）
所得割 所得金額総額 第6号様式㉘、第6号様式(その2)㉘又は第6号様式(その3)㉘	①	円				
所得割 年400万円以下の金額	②	000				円 00
所得割 年400万円を超え年800万円以下の金額	③	000				00
所得割 年800万円を超える金額	④	000				00
所得割 計　②＋③＋④	⑤	000				00
所得割 軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉝、第6号様式(その2)㉝又は第6号様式(その3)㉝	⑥	000		円 00		00
付加価値割 付加価値額総額 第6号様式㉞、第6号様式(その2)㉞又は第6号様式(その3)㉞	⑦					
付加価値割 付加価値額 第6号様式㉟、第6号様式(その2)㉟又は第6号様式(その3)㉟	⑧	000		円 00		
資本割 資本金等の額総額 第6号様式㊱、第6号様式(その2)㊱又は第6号様式(その3)㊱	⑨					
資本割 資本金等の額 第6号様式㊲、第6号様式(その2)㊲又は第6号様式(その3)㊲	⑩	000		円 00		
仮計 （⑥＋⑧＋⑩）又は⑤若しくは⑥	⑪			00		円 00

２．法第72条の２第１項第３号に掲げる事業に係る計算

摘要		課税標準額	令和八年度分基準法人事業税額／令和九年度分基準法人事業税額		比較法人事業税額	
			税率	税額（イ）	税率	税額（ロ）
所得割 所得金額総額 別表5㉝	⑫	円				
所得割 所得金額	⑬	000				円 00
付加価値割 付加価値額総額 第6号様式(その2)㊷又は第6号様式(その3)㊷	⑭					
付加価値割 付加価値額 第6号様式(その2)㊸又は第6号様式(その3)㊸	⑮	000		円 00		
資本割 資本金等の額総額 第6号様式(その2)㊹又は第6号様式(その3)㊹	⑯					
資本割 資本金等の額 第6号様式(その2)㊺又は第6号様式(その3)㊺	⑰	000		円 00		
収入割 収入金額総額 第6号様式(その2)㊻又は第6号様式(その3)㊻	⑱					
収入割 収入金額 第6号様式(その2)㊼又は第6号様式(その3)㊼	⑲	000		円 00		円 00
仮計 （⑮＋⑰＋⑲）又は（⑬＋⑲）	⑳			00		00

３．控除額の計算

差引 （⑪の(イ)）－（⑪の(ロ)）＋（⑳の(イ)）－（⑳の(ロ)）	㉑	円	00
控除額 （㉑×2/3）又は（㉑×1/3）	㉒		00

第６号様式別表５の７記載要領

１　この計算書は、法第72条の２第１項第１号イ又は第３号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第８条第２項の規定により事業税額から控除しようとする場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　「比較法人事業税額」の「税率」の欄は、それぞれ当該事業年度における法第72条の２第１項第１号ロ又は第３号ロに掲げる法人に適用される所得割及び収入割の税率を記載すること。

また、標準税率以外の税率で所得割及び収入割を課する道府県に事務所又は事業所を有する法人が、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付する場合には、当該税率によること。

３　「控除額㉒」の欄は、次に掲げる事業年度の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度　「差引㉑」の欄の金額の３分の２に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）

(2)　令和９年４月１日から令和10年３月31日までの間に開始する各事業年度　「差引㉑」の欄の金額の３分の１に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）

欠損金額等及び災害損失欠損金額の控除明細書（法第72条の２第１項第１号又は第３号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

控除前所得金額（第６号様式㊾又は別表５㉓）－（別表10⑨又は㉑）	①	円	損金算入限度額 ①×50又は100/100	②	円

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③	当期控除額④（当該事業年度の③と（②－当該事業年度前の④の合計額）のうち少ない金額）	翌期繰越額⑤（（③－④）又は別表11⑰）
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額	円	円	
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			円
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
・　・ ・　・	欠損金額等・災害損失欠損金額			
計				
当期分	欠損金額・災害損失欠損金額			
当期分 同上のうち	欠損金額			円
当期分 同上のうち	災害損失欠損金額			
合計				

災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・　・
当期の欠損金額 ⑥	円	差引災害により生じた損失の額（⑦－⑧） ⑨	円
災害により生じた損失の額 ⑦		繰越控除の対象となる欠損金額（⑥と⑨のうち少ない金額） ⑩	
保険金又は損害賠償金等の額 ⑧			

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得（第６号様式㊾又は別表５㉓）－⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得（第６号様式㊾又は別表５㉓）	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計（①＋②＋③）	④			④、⑤－⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時における前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額（⑮の計）		⑬	
	適用年度終了の時における資本金等の額（プラスの場合は０）	⑥	△	欠損金額等からないものとする金額（⑪と⑬のうち少ない金額）		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失欠損金額（別表９④の計）	⑦					
	差引欠損金額等（⑤－⑥－⑦）	⑧					

欠損金額等の翌期繰越額の調整

発生事業年度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額（第６号様式別表９③－④）	欠損金額等からないものとする金額（当該発生事業年度の⑮と（⑭－当該発生事業年度前の⑯の合計額）のうち少ない金額）	差引欠損金額等の翌期繰越額（⑮－⑯）
	⑮	⑯	⑰
・　・ ・　・	円	円	円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
計			

受付印

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所区分　管理番号　申告区分

令和　年　月　日

法人番号　申告年月日　年　月　日

殿

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地を併記）　（電話　）

（ふりがな）　法人名

（ふりがな）　代表者氏名　（ふりがな）　経理責任者氏名

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額　兆　十億　百万　千　円　（　）

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の予定申告書　※

（事業税）

事業税

前事業年度の事業税額（㊷の金額）	⑲		00
所得割額（㊸×6／前事業年度の月数）	⑳		00
付加価値割額（㊹×6／前事業年度の月数）	㉑		00
資本割額（㊺×6／前事業年度の月数）	㉒		00
収入割額（㊻×6／前事業年度の月数）	㉓		00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（㊿）	㉔		00
特別法人事業税額（㉔×6／前事業年度の月数）	㉕		00
予定申告税額（⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉕）	㉖		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉗		00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額（㉖－㉗）	㉘		00

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

摘要		課税標準	税率（100）	税額
所得割	所得金額総額 ㉙	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額 ㉚	兆 十億 百万 千 円		
付加価値割	付加価値額総額 ㉛			
	付加価値額 ㉜	兆 十億 百万 千 円		
資本割	資本金等の額総額 ㉝			
	資本金等の額 ㉞	兆 十億 百万 千 円		
収入割	収入金額総額 ㉟			
	収入金額 ㊱	兆 十億 百万 千 円		
合計事業税額（㉚＋㉜＋㉞＋㊱）		㊲		
令和６年改正法附則第８条第２項の控除額		㊳		
事業税の特定寄附金税額控除額		㊴		
仮装経理に基づく事業税額の控除額		㊵		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		㊶		
納付すべき事業税額（㊲－㊳－㊴－㊵－㊶）		㊷		

㊷の内訳　所得割 ㊸　付加価値割 ㊹　資本割 ㊺　収入割 ㊻

（特別法人事業税）

特別法人事業税

摘要	課税標準	税率（100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額 ㊼	兆 十億 百万 千 円 00		
収入割に係る特別法人事業税額 ㊽	00		
合計特別法人事業税額（㊼＋㊽）	㊾		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㊿		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	51		
納付すべき特別法人事業税額（㊾－㊿－51）	52		

道府県民税

前事業年度の法人税割額（⑱の金額）	①	00
予定申告税額（①×6／前事業年度の月数）	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額（②－③）	④	00
均等割 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割 円×⑤／12	⑥	00
この申告により納付すべき道府県民税額（④＋⑥）	⑦	00

前事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	⑧	（　）
法人税割額	⑨	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩	
税額控除超過額相当額の加算額	⑪	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫	
外国の法人税等の額の控除額	⑬	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
納付すべき法人税割額（⑨－⑩＋⑪－⑫－⑬－⑭－⑮）	⑯	
⑮のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑰	
差引法人税割額（⑯－⑪－⑰）	⑱	
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	㊸	

この申告の期間	・　・　・
前事業年度の期間	・　・　・
通算親法人の事業年度の期間	・　・　・
関与税理士署名	（電話　）

備考

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙二十二］

受付印

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

令和　年　月　日

法人番号　申告年月日　年　月　日

殿

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

（ふりがな）
法人名

（ふりがな）
代表者氏名

（ふりがな）
経理責任者氏名

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額　（兆　十億　百万　千　円）

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の予定申告書　※

事業税

前事業年度の事業税額（㊺の金額）	⑧	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		
所得割額（㊻×6／前事業年度の月数）	⑨	00
付加価値割額（㊼×6／前事業年度の月数）	⑩	00
資本割額（㊽×6／前事業年度の月数）	⑪	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		
収入割額（㊾×6／前事業年度の月数）	⑫	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		
所得割額（㊿×6／前事業年度の月数）	⑬	00
付加価値割額（61×6／前事業年度の月数）	⑭	00
資本割額（62×6／前事業年度の月数）	⑮	00
収入割額（63×6／前事業年度の月数）	⑯	00
特別法人事業税　前事業年度の特別法人事業税額（70の金額）	⑰	00
特別法人事業税額（⑰×6／前事業年度の月数）	⑱	00
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑱）	⑲	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額　⑲－⑳	㉑	00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒	

道府県民税

前事業年度の法人税割額（㉝の金額）	①	00
予定申告税額（①×6／前事業年度の月数）	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額　円×⑤／12	⑥	00
この申告により納付すべき道府県民税額　④＋⑥	⑦	00

この申告の期間	・　・　・　・
前事業年度の期間	・　・　・　・
通算親法人の事業年度の期間	・　・　・　・

備考

関与税理士署名　（電話　）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

（事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額 ㉞	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額 ㉟			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額 ㊱			
	付加価値額 ㊲			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額 ㊳			
	資本金等の額 ㊴			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				
収入割	収入金額総額 ㊵	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額 ㊶			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				
所得割	所得金額総額 ㊷	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額 ㊸			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額 ㊹			
	付加価値額 ㊺			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額 ㊻			
	資本金等の額 ㊼			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額 ㊽			
	収入金額 ㊾			兆 十億 百万 千 円

合計事業税額 ㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾	㊿	
令和６年改正法附則第８条第２項の控除額	(51)	
事業税の特定寄附金税額控除額	(52)	
仮装経理に基づく事業税額の控除額	(53)	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(54)	
納付すべき事業税額 ㊿－(51)－(52)－(53)－(54)	(55)	

(55)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(56)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(57)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(58)		収入割	(59)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(60)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(61)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(62)		収入割	(63)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(64)	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(65)	00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(66)	00		

合計特別法人事業税額 (64)＋(65)＋(66)	(67)	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(68)	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(69)	
納付すべき特別法人事業税額 (67)－(68)－(69)	(70)	

前事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	(23)	兆 十億 百万 千 円 （ ）
法人税割額	(24)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(25)	
税額控除超過額相当額の加算額	(26)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	(27)	
外国の法人税等の額の控除額	(28)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(29)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(30)	
納付すべき法人税割額 (24)－(25)＋(26)－(27)－(28)－(29)－(30)	(31)	
(31)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(32)	
差引法人税割額 (31)－(26)－(32)	(33)	

第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［別紙二十四］

受付印

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認　整理番号　事務所　区分　管理番号　申告区分

令和　年　月　日

法人番号　申告年月日　年　月　日

殿

所在地（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

（ふりがな）
法人名

（ふりがな）
代表者氏名

（ふりがな）
経理責任者氏名

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額　（兆　十億　百万　千　円）

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の予定申告書　※

事業税			道府県民税		
前事業年度の事業税額（㊹の金額）	⑧	00	前事業年度の法人税割額（㊱の金額）	①	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割額（㊺×6/前事業年度の月数）	⑨	00	予定申告税額（①×6/前事業年度の月数）	②	00
付加価値割額（㊻×6/前事業年度の月数）	⑩	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
資本割額（㊼×6/前事業年度の月数）	⑪	00	この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
収入割額（㊽×6/前事業年度の月数）	⑫	00	均等割額 円×⑤/12	⑥	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00
所得割額（㊾×6/前事業年度の月数）	⑬	00			
付加価値割額（㊿×6/前事業年度の月数）	⑭	00			
資本割額（71×6/前事業年度の月数）	⑮	00			
収入割額（72×6/前事業年度の月数）	⑯	00			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割額（73×6/前事業年度の月数）	⑰	00			
資本割額（74×6/前事業年度の月数）	⑱	00			
収入割額（75×6/前事業年度の月数）	⑲	00			
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（87の金額）	⑳	00			
特別法人事業税額（⑳×6/前事業年度の月数）	㉑	00			
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋㉑）	㉒	00			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	00			
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒－㉓	㉔	00			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕				

この申告の期間　・　・　・　・

前事業年度の期間　・　・　・　・

通算親法人の事業年度の期間　・　・　・　・

備考

関与税理士署名　（電話　）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

前事業年度の事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊲			
	所得金額	㊳			
付加価値割	付加価値額総額	㊴			
	付加価値額	㊵			
資本割	資本金等の額総額	㊶			
	資本金等の額	㊷			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊸			
	収入金額	㊹			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊺			
	所得金額	㊻			
付加価値割	付加価値額総額	㊼			
	付加価値額	㊽			
資本割	資本金等の額総額	㊾			
	資本金等の額	㊿			
収入割	収入金額総額	(51)			
	収入金額	(52)			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	(53)			
	付加価値額	(54)			
資本割	資本金等の額総額	(55)			
	資本金等の額	(56)			
収入割	収入金額総額	(57)			
	収入金額	(58)			
合計事業税額 ㊳+㊵+㊷+㊹+㊻+㊽+㊿+(52)+(54)+(56)+(58)		(59)			
令和６年改正法附則第８条第２項の控除額		(60)			
事業税の特定寄附金税額控除額		(61)			
仮装経理に基づく事業税額の控除額		(62)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(63)			
納付すべき事業税額 (59)−(60)−(61)−(62)−(63)		(64)			

(64)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(65)		付加価値割	(66)	
資本割	(67)		収入割	(68)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(69)		付加価値割	(70)	
資本割	(71)		収入割	(72)	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
			付加価値割	(73)	
資本割	(74)		収入割	(75)	

前事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	(26)	（　　）
法人税割額	(27)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(28)	
税額控除超過額相当額の加算額	(29)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	(30)	
外国の法人税等の額の控除額	(31)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(32)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(33)	
納付すべき法人税割額 (27)−(28)+(29)−(30)−(31)−(32)−(33)	(34)	
(34)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(35)	
差引法人税割額 (34)−(29)−(35)	(36)	

前事業年度の特別法人事業税額の明細

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	(76)	00
同上に対する特別法人事業税額 (76)×　／100)	(77)	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	(78)	00
同上に対する特別法人事業税額 (78)×　／100)	(79)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	(80)	00
同上に対する特別法人事業税額 (80)×　／100)	(81)	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	(82)	00
同上に対する特別法人事業税額 (82)×　／100)	(83)	
合計特別法人事業税額 (77)+(79)+(81)+(83)	(84)	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(85)	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(86)	
納付すべき特別法人事業税額 (84)−(85)−(86)	(87)	

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	国税の控除額　③＋④	⑤	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額　②－⑤	⑥	
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額　⑫	⑦	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥若しくは⑦のうち少ない額又は⑬）	⑧	

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑨	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑩	各道府県ごとに控除する金額（⑨又は⑩のうち少ない額） ⑪
名称	所在地	人	円	円	円
合計				⑫	⑬

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
控除する金額の計算			
所得税等の額　①	円	国税の控除額　③＋④＋⑤　⑥	円
控除対象所得税額等相当額　②		控除対象所得税額等相当額のうち⑥の額を超える額　②－⑥　⑦	
法人税の控除額　③		道府県民税の法人税割額　⑬　⑧	
地方法人税の控除額　④		控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭）　⑨	
防衛特別法人税の控除額　⑤			

各道府県ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額　⑩	各道府県ごとに算定した法人税割額　⑪	各道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額）　⑫
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑬	⑭

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	控除対象所得税額等相当額のうち⑤の額を超える額は上段に、⑤と⑦の合計額を超える額は下段に	⑥	(イ)　円 (ロ)
控除対象所得税額等相当額	②		道府県民税の法人税割額	㉑ ⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額	㉔ ⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑥(イ)若しくは⑦のうち少ない額又は㉒は上段に、⑥(ロ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉕は下段に）	⑨	
国税の控除額	③＋④ ⑤				

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑩	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑪	各都道府県ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑬	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑭	各市町村ごとに控除する金額（⑬又は⑭のうち少ない額） ⑮
	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
	小計			⑯				⑰		
特別区				⑱（⑥(イ)－⑯）				⑲（⑥(ロ)－⑰）		
合計				⑳	㉑	㉒		㉓	㉔	㉕

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無	政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	国税の控除額　③＋④＋⑤	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑥の額を超える額は上段に、⑥と⑧の合計額を超える額は下段に	⑦	(イ) (ロ)
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額　㉒	⑧	
地方法人税の控除額	④		市町村民税の法人税割額　㉕	⑨	
防衛特別法人税の控除額	⑤		控除する金額（⑦(イ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉓は上段に、⑦(ロ)若しくは⑨のうち少ない額又は㉖は下段に）	⑩	

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑪	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑫	各都道府県ごとに控除する金額（⑪又は⑫のうち少ない額） ⑬	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑭	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑮	各市町村ごとに控除する金額（⑭又は⑮のうち少ない額） ⑯
	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円
特別区以外										
	小計			⑰				⑱		
特別区				⑲（⑦(イ)－⑰）				⑳（⑦(ロ)－⑱）		
合計				㉑	㉒	㉓		㉔	㉕	㉖

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十五］

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円	
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④		
	外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑） ⑦		
	計　⑥＋⑦ ⑧		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪			
法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫			
当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑪	円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その１）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十六］

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑦） ①	円	
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑲） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑦又は（同表の①＋同表の②＋同表の③）） ④		
	外国税額のうち④の額を超える額　③－④ ⑤		
	道府県民税の控除限度額（別表１の④） ⑥		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑦		
	計　⑥＋⑦ ⑧		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑧のうち少ない額） ⑨		
⑨又は当初申告税額控除額 ⑩			
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑪			
法第53条第42項により控除できる金額（別表７（その１）の⑧） ⑫			
当期分として算定した法人税割額（㉑又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑬			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑬若しくは（⑩＋⑪＋⑫）のうち少ない額又は㉒） ⑭			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度	控除未済外国税額等 ⑮	当期控除額 ⑯	翌期繰越額 ⑮－⑯ ⑰
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑪	円	円	

各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑱	各道府県ごとに算定した法人税割額 ⑲	各道府県ごとに控除する外国税額等（⑱又は⑲のうち少ない額） ⑳
		人	円	円	円
合計				㉑	㉒

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十七］

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無			有・無
政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無			有・無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算			
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①		円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②		
	計　①＋② ③		
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は(同表の①＋同表の②)） ④		
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤		
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑥		
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦		
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉑は上段に、㉒は下段に） ⑧	(イ)	
		(ロ)	
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨		
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	(イ)	
		(ロ)	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		(イ)	
		(ロ)	
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		(イ)	
		(ロ)	
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧） ⑬		(イ)	
		(ロ)	
当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩） ⑭			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞） ⑮			

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度		控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	道府県民税	円	円	
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			円
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
・　・ ・　・	道府県民税			
	市町村民税			
計 ⑫ (イ)	道府県民税			
	市町村民税			
計 ⑫ (ロ)	道府県民税			
	市町村民税			
当期分	道府県民税			
	市町村民税			
翌期繰越額計	道府県民税			
	市町村民税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔
	名称	所在地								
特別区以外			人	円	円	円	人	円	円	円
	小計			㉕				㉖		
特別区				㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ))－㉕）				㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ))－㉖）		
合計				㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
					控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱	

外国の法人税等の額の控除に関する明細書（その２）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）［別紙二十八］

政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無		有・無
政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無		有・無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑦） ①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑲） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑦又は（同表の①＋同表の②＋同表の③）） ④	
	外国税額のうち④の額を超える額は上段に、④と⑥の合計額を超える額は下段に ⑤	
	道府県民税の控除限度額（別表１の④） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の⑤） ⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒は上段に、㉓は下段に） ⑧	(イ) (ロ)
	計（⑥＋⑧(イ)は上段に、⑦＋⑧(ロ)は下段に） ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑤又は⑨の各段のうち少ない額） ⑩	(イ) (ロ)
⑩又は当初申告税額控除額	⑪	(イ) (ロ)
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	⑫	(イ) (ロ)
法第53条第42項及び第321条の８第42項により控除できる金額（別表７（その２）の⑧）	⑬	(イ) (ロ)
当期分として算定した法人税割額（⑳若しくは㉝又は第６号様式の⑦－⑧＋⑨－⑩、第６号様式（その２）の⑦－⑧＋⑨－⑩若しくは第６号様式（その３）の⑦－⑧＋⑨－⑩）	⑭	
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉛及び㉞）	⑮	

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度		控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	道府県税	円	円	
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			円
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
・　・ ・　・	道府県税			
	市町村税			
計 (イ) ⑫ (ロ)	道府県税			
	市町村税			
当期分	道府県税			
	市町村税			
翌期繰越額計	道府県税			
	市町村税			

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	所在地	従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき外国税額等 ⑲	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑳	各都道府県ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき外国税額等 ㉒	各市町村ごとに算定した法人税割額 ㉓	各市町村ごとに控除する外国税額等（㉒又は㉓のうち少ない額） ㉔
特別区以外		人	円	円	円	人	円	円	円
小計			㉕				㉖		
特別区			㉗（(⑪(イ)＋⑫(イ)＋⑬(イ))－㉕）				㉘（(⑪(ロ)＋⑫(ロ)＋⑬(ロ))－㉖）		
合計			㉙	㉚	㉛		㉜	㉝	㉞
				控除未済繰越額 ㉙－㉛ ㉟				控除未済繰越額 ㉜－㉞ ㊱	

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①−⑦ ⑧	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額（①+②+③+④−⑦）又は④のうち少ない金額 ⑨	
	防衛特別法人税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額（⑥−⑦）又は⑤のうち少ない金額 ⑩	
	道府県民税の控除限度額 ④				
	市町村民税の控除限度額 ⑤			計 ⑧+⑨+⑩ ⑪	
	計 ①+②+③+④+⑤ ⑥				
当期の控除対象外国税額 ⑦			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑦−⑥ ⑫		

前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税			前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額			
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑬	⑭		⑮	⑯		⑰	⑱		⑲	⑳	
当期分	⑧の額	㉔の額	⑧−㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨−㉕の額	⑩の額	㉖の額	⑩−㉖の額	⑫の額	⑭+⑯+⑱の額	⑫−(⑭+⑯+⑱)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑬のうち⑫に充てられる額 ㉑	⑭ 円	前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑲のうち⑧に充てられる額 ㉔	円
	道府県民税	⑮のうち⑫に充てられる額 ㉒	⑯		道府県民税	⑲−㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
	市町村民税	⑰のうち⑫に充てられる額 ㉓	⑱		市町村民税	⑲−㉔−㉕のうち⑩に充てられる額 ㉖	
					計	㉔+㉕+㉖ ㉗	⑳

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）［別紙四十二の二］

特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数　3. 事務所又は事業所数　5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額　4. 軌道の延長キロメートル数

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準（単位＝　）（イ）	按分後の特定寄附金の額（ロ）	従業者の数（単位＝　人）（ハ）	按分後の特定寄附金の額（ニ）
本都道府県分 ③		円		円
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の（ロ）	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の（ニ）	⑫	円
控除額 ⑦×20／100	⑧		控除額 ⑫×5.7／100又は⑮＋⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑩、第6号様式（その2）㊽又は第6号様式（その3）㊹	⑨	00	東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は④の（ニ）	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20／100	⑩		特別区分 控除額 ⑭×40／100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は⑤の（ニ）	⑯	
			市町村分 控除額 ⑯×5.7／100	⑰	
			控除対象法人税割額（第6号様式⑦、第6号様式（その2）⑦又は第6号様式（その3）⑦）－第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20／100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

（東京都の場合）

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）［別紙四十二の三］

特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

1. 特定寄附金に関する明細

支出した特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				円
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数　3. 事務所又は事業所数　5. 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額　4. 軌道の延長キロメートル数

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準（単位＝　）（イ）	按分後の特定寄附金の額（ロ）	従業者の数（単位＝　人）（ハ）	按分後の特定寄附金の額（ニ）
		円		円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税			
特定寄附金の額 ②又は③の（ロ）	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の（ニ）	⑫	円	
控除額 ⑦×20／100	⑧		控除額 ⑫×5.7／100又は⑮＋⑰	⑬		（東京都の場合）
控除対象事業税額（第6号様式㊵−第6号様式㊶）、（第6号様式（その2）㊽−第6号様式（その2）㊾）又は（第6号様式（その3）㊹−第6号様式（その3）㊺）	⑨	00	東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は④の（ニ）	⑭		
税額控除上限額 ⑨×20／100	⑩		東京都に申告する場合の⑬の計算 特別区分 控除額 ⑭×40／100	⑮		
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		東京都に申告する場合の⑬の計算 市町村分 特定寄附金の額 ②、③の（ニ）又は⑤の（ニ）	⑯		
			東京都に申告する場合の⑬の計算 市町村分 控除額 ⑯×5.7／100	⑰		
			控除対象法人税割額（第6号様式⑦、第6号様式（その2）⑦又は第6号様式（その3）⑦）−第6号の2様式③	⑱		
			税額控除上限額 ⑱×20／100	⑲		
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳		

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	道府県民税の法人税割額	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑤と⑥の合計額を超える額　② －（⑤＋⑥）	⑦	
法人税の控除額	③		市町村民税の法人税割額　⑬	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額（⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭）	⑨	
国税の控除額　③＋④	⑤				

各市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑩	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑪	各市町村ごとに控除する金額（⑩又は⑪のうち少ない額） ⑫
名称	所在地				
		人	円	円	円
合計				⑬	⑭

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙四十二の四］

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙四十二の五］

政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無	有　・　無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	国税の控除額　③＋④＋⑤	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		道府県民税の法人税割額	⑦	
法人税の控除額	③		控除対象所得税額等相当額のうち⑥と⑦の合計額を超える額　②－（⑥＋⑦）	⑧	
地方法人税の控除額	④		市町村民税の法人税割額　⑭	⑨	
防衛特別法人税の控除額	⑤		控除する金額（⑧若しくは⑨のうち少ない額又は⑮）	⑩	

各市町村ごとに控除する金額の明細

事務所又は事業所		従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき金額 ⑪	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑫	各市町村ごとに控除する金額（⑪又は⑫のうち少ない額） ⑬
名称	所在地	人	円	円	円
合計				⑭	⑮

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑥） ①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑱） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑥又は（同表の①＋同表の②）） ④	
	道府県民税の控除限度額（別表１の③） ⑤	
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の④） ⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉒） ⑧	
	計　⑦＋⑧ ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		
法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬		
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮		

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度又は連結事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	円	円	
			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑
		人	円	円	円
合計				㉒	㉓

第二十号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）［別紙四十三］

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無		有　・　無
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算		
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額（別表１の⑦） ①	円
	前３年以内の控除限度額を超える外国税額（別表１の⑲） ②	
	計　①＋② ③	
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額（別表１の①、同表の⑦又は（同表の①＋同表の②＋同表の③）） ④	
	道府県民税の控除限度額（別表１の④） ⑤	
	外国税額のうち④と⑤の合計額を超える額　③－（④＋⑤） ⑥	
	市町村民税の控除限度額（別表１の⑤） ⑦	
	前３年以内の控除余裕額のうち当期加算額（別表１の㉓） ⑧	
	計　⑦＋⑧ ⑨	
	当期分の控除外国税額（⑥又は⑨のうち少ない額） ⑩	
⑩又は当初申告税額控除額 ⑪		
前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額 ⑫		
法第３２１条の８第４２項により控除できる金額（別表７の⑧） ⑬		
当期分として算定した法人税割額（㉒又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨） ⑭		
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額（⑭若しくは（⑪＋⑫＋⑬）のうち少ない額又は㉓） ⑮		

前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細

事業年度	控除未済外国税額等 ⑯	当期控除額 ⑰	翌期繰越額 ⑯－⑰ ⑱
・　・ ・　・	円	円	
・　・ ・　・			円
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
・　・ ・　・			
当期分			
計 ⑫	円	円	

各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細

事務所又は事業所 名称	事務所又は事業所 所在地	従業者数又は補正後の従業者数	控除すべき外国税額等 ⑲	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑳	各市町村ごとに控除する外国税額等（⑲又は⑳のうち少ない額） ㉑
		人	円	円	円
合計				㉒	㉓

控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

当期分の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算

当期分の控除限度額	法人税の控除限度額 ①	円	当期分の控除余裕額	国税の控除余裕額 ①－⑦ ⑧	円
	地方法人税の控除限度額 ②			道府県民税の控除余裕額(①＋②＋③＋④－⑦)又は④のうち少ない金額 ⑨	
	防衛特別法人税の控除限度額 ③			市町村民税の控除余裕額(⑥－⑦)又は⑤のうち少ない金額 ⑩	
	道府県民税の控除限度額 ④				
	市町村民税の控除限度額 ⑤				
	計 ①＋②＋③＋④＋⑤ ⑥			計 ⑧＋⑨＋⑩ ⑪	
当期の控除対象外国税額 ⑦			当期分の控除限度額を超える外国税額 ⑦－⑥ ⑫		

前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細

事業年度	控除余裕額									控除限度額を超える外国税額		
	国税			道府県民税			市町村民税					
	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期に加算する額	翌期繰越額	前期からの繰越額	当期分とみなす額	翌期繰越額
・　・ ・　・	円	円		円	円		円	円		円	円	
・　・ ・　・			円			円			円			円
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
・　・ ・　・												
合計	⑬	⑭		⑮	⑯		⑰	⑱		⑲	⑳	
当期分	⑧の額	㉔の額	⑧－㉔の額	⑨の額	㉕の額	⑨－㉕の額	⑩の額	㉖の額	⑩－㉖の額	⑫の額	⑭＋⑯＋⑱の額	⑫－(⑭＋⑯＋⑱)の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

前３年以内の控除余裕額の当期の限度額への加算額	国税	⑬のうち⑫に充てられる額 ㉑	⑭ 円	前３年以内の控除限度額を超える外国税額の当期への繰越額	国税	⑲のうち⑧に充てられる額 ㉔	円
	道府県民税	⑮のうち⑫に充てられる額 ㉒	⑯		道府県民税	⑲－㉔のうち⑨に充てられる額 ㉕	
	市町村民税	⑰のうち⑫に充てられる額 ㉓	⑱		市町村民税	⑲－㉔－㉕のうち⑩に充てられる額 ㉖	
					計	㉔＋㉕＋㉖ ㉗	⑳

規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月二十二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後			
別表（第一条、第二条関係） 一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	（削る）	（削る）	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考１・２　（略）			
二　（略）			

改正前			
別表（第一条、第二条関係） 一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	熊毛郡屋久島町宮之浦一五九三の二	鹿児島地方法務局屋久島出張所	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考１・２　（略）			
二　（略）			

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月二十二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一四九

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「部長　総括審議官」を「部長　総括審議官　デジタル・国際総括審議官」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「金融企画管理官」を削る。

別表消費者庁の部内部部局の項中「食品表示対策室長」を「食品表示対策室長　保健表示室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「行政経営支援室長」を「サイバーセキュリティ対策室長　行政経営支援室長」に改める。

別表法務省の部内部部局の項中「保護調査官」を「保護調査官　効果検証室長」に改める。

別表出入国在留管理庁の部内部部局の項中「在留管理業務室長」を「在留管理業務室長　在留審査調整官　支援企画官」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「大学設置室長」を「大学設置・評価室長　地域大学振興室長」に改め、「研究公正推進室長　競争的研究費調整室長」を削り、「研究交流管理官」を「研究公正推進企画官　競争的研究費調整企画官」に、「極域科学企画官」を「極域科学企画官　半導体エレクトロニクス推進室長」に改める。

別表厚生労働省の部内部局の項中「主任障害者雇用専門官」を「主任障害者雇用専門官　雇用環境・均等行政管理室長」に改め、「主任雇用環境・均等監察官」及び「女性支援室長」を削り、「消費生活協同組合業務室長　生活困窮者自立支援室長　生活困窮者自立支援室長　消費生活協同組合業務室長」に改め、「、公共職業安定所運営企画室長」の下に「、雇用環境・均等行政管理室長」を加え、「消費生活協同組合業務室長、生活困窮者自立支援室長」を「生活困窮者自立支援室長、消費生活協同組合業務室長」に改め、同部国立保健医療科学院の項中「人事係長」を「人事調整専門官　人事係長」に改め、同部国立感染症研究所の項、国立感染症研究所支所の項及び九州厚生局沖縄分室の項を削る。

別表農林水産省の部内部部局の項中「流通飼料対策室長」を「流通飼料対策室長　牛乳乳製品需給対策室長」に改め、同部地方農政局の項中「地方参事官」を「地方参事官　副地方参事官」に、「国有財産管理・調達室長」を「人事企画調整官　国有財産管理・調達室長」に、「総括農政推進官」を「主任農政推進・地域防災官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政推進官」に改め、同部北海道農政事務所の項中「特別会計室長」を「人事企画調整官　特別会計室長」に、「総括農政推進官」を「主任農政推進・地域防災官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政推進官」に改める。

別表水産庁の部内部部局の項中「内水面漁業振興室長」を「内水面漁業振興室長　海業振興室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「海外広報官」を削り、「技術調査室長」を「技術調査・流出対策室長」に、「計量行政室長　地球環境対策室長」を「研究開発投資促進室長　計量行政室長　地球環境対策室長」に改め、「環境技術戦略企画官」を削る。

別表特許庁の部内部部局の項中「特許侵害業務室長」を「審判書記官室長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「計画企画官　技術監理室長」を「計画企画官　港湾工事高度化室長」に改め、「、技術監理室長」を削り、同部地方整備局の項中「人事係長」を「専門調査官（人事課又は厚生課に所属する者に限る。）　人事係長」に改め、同部北海道開発局の項中「入札契約監察専門官　監察専門官」を削り、「専門官（人事、組織又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）　開発専門職（人事、組織又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」を「専門官（人事、組織、予算又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改め、同部開発建設部の項中「土地改良情報対策官」を「土地改良情報対策官　専門調査官（人事、職員団体又は庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表人事院の部事務総局の項中「法人給与調査室長」を「給与調査研究室長」に、「総合調整官」を「総合調整官　総務企画調整官」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「監察官」を「人材戦略官　監察官」に改める。

別表備考第一項中「令和六年十一月三十日」を「令和七年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○環境省告示第六十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項第十一号の規定に基づき、昭和五十五年三月環境庁告示第二十三号（国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和七年七月二十二日

環境大臣　浅尾慶一郎

一の5を次のように改める。

5　大雪山国立公園

科名	種名（〃ズゴケ科の植物にあっては、属名）
ヒカゲノカズラ	*Huperzia miyoshiana*（ヒメスギラン）、*Huperzia selago*（コスギラン（チシマスギラン））、*Lycopodiella inundata*（ヤチスギラン）、*Lycopodium alpinum*（チシマヒカゲノカズラ（〃ヤマヒカゲノカズラ））、*Lycopodium annotinum*（スギカズラ（タカネスギカズラ及びヒロハスギカズラを含む。））（シンノスギカズラ）、*Lycopodium nikoense*（タカネヒカゲノカズラ）
ミズニラ	*Isoetes asiatica*（ヒメ〃ズニラ）
イワヒバ	*Selaginella helvetica*（エゾノヒメクラマゴケ）、*Selaginella shakotanensis*（ヒモカズラ）、*Selaginella sibirica*（エゾノヒモカズラ）
トクサ	*Equisetum fluviatile*（〃ズドクサ）、*Equisetum pratense*（ヤチスギナ）、*Equisetum scirpoides*（ヒメドクサ）、*Equisetum sylvaticum*（フサスギナ）
ハナヤスリ	*Botrychium lunaria*（ヒメハナワラビ）
コケシノブ	*Hymenophyllum wrightii*（コケシノブ）
コバノイシカグマ	*Dennstaedtia hirsuta*（イヌシダ）
ナヨシダ	*Cystopteris fragilis*（ナヨシダ）、*Gymnocarpium dryopteris*（ウサギシダ）、*Gymnocarpium robertianum*（イワウサギシダ）
チャセンシダ	*Asplenium ruprechtii*（クモノスシダ）
イワデンダ	*Woodsia ilvensis*（〃ヤマイワデンダ）、*Woodsia manchuriensis*（フクロシダ）、*Woodsia polystichoides*（イワデンダ）
メシダ	*Athyrium distentifolium*（オクヤマワラビ）、*Athyrium melanolepis*（〃ヤマメシダ）、*Athyrium nikoense*（イワイヌワラビ）、*Athyrium rupestre*（〃ヤマヘビノネゴザ）、*Diplazium sibiricum* var. *sibiricum*（キタノ〃ヤマシダ）
ヒメシダ	*Thelypteris quelpaertensis*（オオバショリマ）
オシダ	*Arachniodes mutica*（シノブカグマ）、*Dryopteris amurensis*（オクヤマシダ）、*Dryopteris coreanomontana*（カラフトメンマ）、*Dryopteris fragrans*（ニオイシダ）、*Dryopteris saxifraga*（イワイタチシダ）、*Polystichum craspedosorum*（ツルデンダ）、*Polystichum microchlamys* var. *microchlamys*（カラクサイノデ）、*Polystichum microchlamys* var. *azumiense*（アズ〃イノデ（アズ〃イノデ））
ウラボシ	*Lepisorus annuifrons*（ホティシダ）、*Lepisorus ussuriensis* var. *distans*（〃ヤマキシノブ）、*Polypodium faurei*（オシャグジデンダ）、*Polypodium sibiricum*（エゾデンダ）、*Polypodium vulgare*（オオエゾデンダ）、*Pyrrosia hastata*（イワオモダカ）、*Selliguea hastata*（〃ツヅウラボシ）、*Selliguea veitchii*（〃ヤマウラボシ）
マツ	*Pinus pumila*（ハイマツ）
ヒノキ	*Juniperus communis* var. *montana*（リシリビャクシン）、*Juniperus chinensis* var. *sargentii*（〃ヤマビャクシン）
スイレン	*Nymphaea tetragona*（ヒツジグサ（エゾノヒツジグサ、エゾヒツジグサ））
センリョウ	*Chloranthus serratus*（フタリシズカ）
ウマノスズクサ	*Asarum heterotropoides* var. *heterotropoides*（オクエゾサイシン）
サトイモ	*Lemna aoukikusa* subsp. *aoukikusa*（アオウキクサ）、*Lemna minor*（コウキクサ）、*Spirodela polyrhiza*（ウキクサ）
チシマゼキショウ	*Tofieldia coccinea* var. *coccinea*（チシマゼキショウ（クロミノイワゼキショウ含む。））、*Tofieldia okuboi*（ヒメイワショウブ）

オモダカ
ホロムイソウ
シバナ
ヒルムシロ
キンコウカ
シュロソウ
ユリ
ラン
アヤメ
ワスレグサ
ヒガンバナ
クサスギカズラ
ガマ
イグサ
カヤツリグサ

Alisma canaliculatum var. *canaliculatum*（ヘラオモダカ）、*Alisma plantago-aquatica* var. *orientale*（サジオモダカ）
Scheuchzeria palustris（ホロムイソウ）
Triglochin palustris（ホソバノシバナ）
Potamogeton alpinus（ホソバヒルムシロ）、*Potamogeton crispus*（エビモ）、*Potamogeton fryeri*（フトヒルムシロ）、*Potamogeton maackianus*（センニンモ）、*Potamogeton natans*（オヒルムシロ）、*Potamogeton perfoliatus*（ヒロハノエビモ）、*Potamogeton pusillus*（イトモ）
Aletris foliata（ネバリノギラン）、*Metanarthecium luteoviride*（ノギラン）
Helonias orientalis（ショウジョウバカマ）、*Trillium apetalon*（エンレイソウ（クロ﨑ノエンレイソウ及びアカ﨑ノエンレイソウを含む°））、*Trillium camschatcense* var. *camschatcense*（オオバナノエンレイソウ）、*Trillium tschonoskii*（﨑ヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ））、*Trillium* × *hagae*（シラオイエンレイソウ）、*Veratrum alpestre*（﨑ヤマバイケイソウ）、*Veratrum stamineum* var. *stamineum*（コバイケイソウ（ウラゲコバイケイを含む））
Clintonia udensis（ツバメオモト）、*Fritillaria camschatcensis* var. *keisukei*（﨑ヤマクロユリ）、*Lilium medeoloides* var. *medeoloides*（クルマユリ）、*Lilium pensylvanicum*（エゾスカシユリ）、*Lloydia serotina*（チシマアマナ）、*Streptopus streptopoides* subsp. *streptopoides*（ヒメタケシマラン）、*Tricyrtis latifolia* var. *makinoana*（ハゴロモホトトギス）
Cephalanthera longibracteata（ササバギンラン）、*Cremastra appendiculata* var. *variabilis*（サイハイラン）、*Dactylorhiza aristata*（ハクサンチドリ（シロバナハクサンチドリを含む°））、*Dactylorhiza aristata* f. *punctata*（ウズラバハクサンチドリ）、*Dactylorhiza viridis*（アオチドリ）、*Dactylostalix ringens*（イチヨウラン）、*Ephippianthus schmidtii*（コイチヨウラン）、*Epipactis helleborine*（アオスズラン（エゾスズラン））、*Epipogium aphyllum*（トラキチラン）、*Galearis cyclochila*（カモメラン）、*Gastrodia elata* var. *elata*（オニノヤガラ（アオテンマを含む°））、*Goodyera foliosa* var. *maximowiciana*（アケボノシュスラン）、*Goodyera repens*（ヒメ﨑ヤマウズラ）、*Liparis kumokiri*（クモキリソウ）、*Malaxis monophyllos*（ホザキイチヨウラン）、*Myrmechis japonica*（アリドオシラン）、*Neolindleya camtschatica*（フジチドリを含む°）、*Neottia acuminata*（ヒメムヨウラン）、*Neottia cordata*（コフタバラン（フタバラン））、*Neottia nipponica*（﨑ヤマフタバラン）、*Neottianthe cucullata*（﨑ヤマモジズリ）、*Platanthera chorisiana* var. *chorisiana*（タカネトンボ）、*Platanthera chorisiana* var. *elata*（﨑ヤケラン）、*Platanthera fuscescens*（ヒロハトンボソウ）、*Platanthera hyperborea*（シロウマチドリ（ユウバリチドリ））、*Platanthera ophrydioides* var. *ophrydioides*（オオキソチドリ（キソチドリを含む°））、*Platanthera sachalinensis*（オオヤマサギソウ）、*Platanthera takedae* subsp. *takedae*（﨑ヤマチドリ）、*Platanthera takedae* subsp. *uzenensis*（ガッサンチドリ）、*Platanthera tipuloides* subsp. *nipponica*（コバノトンボソウ）、*Platanthera tipuloides* subsp. *tipuloides* var. *sororia*（ホソバノキソチドリ）、*Pogonia japonica*（トキソウ）
Iris sanguinea（アヤメ）、*Iris setosa* var. *setosa*（ヒオウギアヤメ）
Hemerocallis dumortieri var. *esculenta*（ゼンテイカ（エゾゼンテイカ、エゾカンゾウ、ニッコウキスゲ））
Allium splendens（﨑ヤマラッキョウ（チシマラッキョウ））
Asparagus schoberioides（キジカクシ）、*Convallaria majalis* var. *manshurica*（スズラン）、*Hosta sieboldii*（コバギボウシ（タチギボウシ、クロバナギボウシ））、*Maianthemum bifolium*（ヒメマイヅルソウ）
Sparganium angustifolium（ホソバウキ﨑クリ）、*Sparganium emersum*（エゾ﨑クリ）、*Sparganium glomeratum*（ウキ﨑クリ）、*Sparganium glomeratum* var. *glomeratum*（タマ﨑クリ）、*Sparganium gramineum*（ウキ﨑クリ）、*Sparganium hyperboreum*（チシマ﨑クリ）、*Sparganium subglobosum*（ヒメ﨑クリ）
Juncus beringensis（﨑ヤマイ）、*Juncus castaneus*（クロコウガイゼキショウ）、*Juncus fauriensis*（ホソコウガイゼキショウ）、*Juncus filiformis*（エゾホソイ（リシリイ））、*Juncus kamschatcensis*（﨑ヤマホソコウガイゼキショウ）、*Juncus mertensianus*（エゾノ﨑クリゼキショウ）、*Juncus potaninii*（エゾイトイ）、*Juncus triglumis*（タカネイ）、*Luzula arcuata* subsp. *unalaschkensis*（クモマスズメノヒエ）、*Luzula elata* var. *elata*（セイタカヌカボシソウ）、*Luzula jimboi* subsp. *atrotepala*（﨑ヤマヌカボシソウ）、*Luzula kjellmanniana*（チシマスズメノヒエ）、*Luzula nipponica*（﨑ヤマスズメノヒエ）、タカネスズメノヒエ）、*Luzula oligantha*（タカネスズメノヒエ）、*Luzula piperi*（コゴメヌカボシ）、*Luzula tundricola*（ツンドラスズメノヒエ）
Carex augustinowiczii var. *augustinowiczii*（ヒラギシスゲ）、*Carex bigelowii*（オオグロスゲ）、*Carex brunnescens*（ヒメカワズスゲ）、*Carex canescens*（ハクサンスゲ）、*Carex cespitosa* var. *cespitosa*（カブスゲ）、*Carex dispalata*（カサスゲ）、*Carex disperma*（ホソスゲ）、*Carex dolichocarpa*（﨑タケスゲ）、*Carex echinata*（キタノカワズスゲ）、*Carex eleusinoides*（ヒメアゼスゲ）、*Carex flabellata*（ヤマテキリスゲ）、*Carex flavocuspis*（﨑ヤマクロスゲ）、*Carex forficula* var. *forficula*（タニガワスゲ）、*Carex hakkodensis*（イトキンスゲ）、*Carex humilis* var. *nana*（ホソバヒカゲスゲ）、*Carex incisa*（カワラスゲ）、*Carex kabanovii*（ヤリスゲ）、*Carex lachenalii*（タカネヤガ﨑スゲ）、*Carex limosa*（ヤチスゲ）、*Carex livida*（ムセンスゲ）、*Carex lolacea*（アカンスゲ）、*Carex longerostrata* var. *longerostrata*（ヒエスゲ（マツマエスゲ））、*Carex lyngbyei*（ヤラメスゲ）、*Carex mertensii* var. *urostachys*（キンチャクスゲ（イワキスゲ））、*Carex middendorffii* var. *middendorffii*（トマリスゲ（ホロムイスゲ、クロスゲ））、*Carex nemurensis*（ホソバオゼヌマスゲ）、*Carex omiana* var. *monticola*（カワズスゲ）、*Carex omiana* var. *omiana*（ヤチカワズスゲ）、*Carex omoei*（ヒカゲハリスゲ）、*Carex oxyandra* var. *oxyandra*（ヒメスゲ）、*Carex pauciflora*（タカネハリスゲ（﨑ガエリスゲ））、*Carex pseudocuraica*（ツルスゲ）、*Carex pseudololiacea*（ヒロハイッポンスゲ）、*Carex pyrenaica*（キンスゲ）、*Carex quadriflora*（アカスゲ）、*Carex remotiuscula*（イトヒキスゲ）、*Carex rhynchophysa*（オオカサスゲ）、*Carex rotundata*（コヌマスゲ（ルエサンスゲ））、*Carex sabynensis*（カ﨑カワスゲ）、*Carex sachalinensis* var. *sachalinensis*（サハリンイトスゲ）、*Carex satoyensis*（サドスゲ）、*Carex scita* var. *nishiyensis*（リシリスゲ（マシケスゲ））、*Carex scita* var. *scabrinervia*（シコタンスゲ）、*Carex sordida*（アカンカサスゲ）、*Carex stenantha* var. *taisetsuensis*（タイセツイワスゲ）、*Carex stylosa*（ラウススゲ）、*Carex tenuiflora*（イッポンスゲ）、*Carex tenuiformis*（オノエスゲ（レブンスゲ））、*Carex thunbergii* var. *appendiculata*（オオアゼスゲ）、*Carex thunbergii* var. *thunbergii*（アゼスゲ）、*Carex traiziscana*（ヒロハオゼヌマスゲ）、*Carex uda*（エゾハリスゲ）、*Carex vaginata*（サヤスゲ（ケヤリスゲ））、*Carex vanheurckii*（ヌイオスゲ）、*Carex vesicaria*（オニナルコスゲ）、*Cyperus glomeratus*（ヌマガヤツリ）、*Cyperus orthostachyus*（ウシクグ）、*Eleocharis intersita*（クロヌマハリイ）、*Eleocharis mamillata* var. *cyclocarpa*（オオヌマハリイ（ヌマハリイ））、*Eleocharis margaritacea*（シロ﨑ノハリイ）、*Eriophorum gracile*（サギスゲ）、*Eriophorum schenckzeri* var. *tenuifolium*（エゾワタスゲ）、*Eriophorum vaginatum* subsp. *fauriei*（ワタスゲ）、*Fimbristylis dichotoma* var. *ochotensis*（アカンテンツキ）、*Kobresia myosuroides*（ヒゲハリスゲ）、*Rhynchospora alba*（﨑カヅキグサ）、*Rhynchospora yasudana*（﨑ヤマイヌノハナヒゲ）、*Schoenoplectiella hotarui*（ホタルイ）、*Sc-*

イネ

hoenoplectiella juncoides（イヌホタルイ）´ *Schoenoplectiella komarovii*（コホタルイ）´ *Schoenoplectus tabernaemontani*（フトイ）´ *Scirpus asiaticus*（エゾアブラガヤ）´ *Scirpus maximowiczii*（タカネクロスゲ）´ *Scirpus sylvaticus* var. *maximowiczii*（クロアブラガヤ）´ *Scirpus wichurai*（アブラガヤ（アイバンソウ））´ *Trichophorum cespitosum*（ホソイ）

Agrostis flaccida（ホソヤマヌカボ）´ *Agrostis mertensii*（コホソヤマヌカボ）´ *Anthoxanthum monticola* subsp. *alpinum*（ホソヤマコウボウ）´ *Calamagrostis hakonensis*（ヒメノガリヤス）´ *Calamagrostis purpurea* subsp. *langsdorfii*（イワノガリヤス）´ *Calamagrostis stricta* subsp. *inexpansa*（チシマガリヤス）´ *Calamagrostis sachalinensis*（タカネノガリヤス（オノエガリヤス））´ *Calamagrostis sesquiflora*（ホソヤマノガリヤス）´ *Deschampsia atropurpurea* subsp. *paramushirensis*（タカネコメススキ）´ *Deschampsia cespitosa* var. *festucifolia*（ヒロハノコメススキ）´ *Deschampsia flexuosa*（コメススキ）´ *Elymus dahuricus* var. *villosulus*（ヤマムギ）´ *Elymus gmelinii* var. *tenuisetus*（ヤマカモジグサ）´ *Elymus sibiricus*（エゾムギ）´ *Festuca ovina* subsp. *ruprechtii*（ホソヤマウシノケグサ）´ *Festuca probatoviae*（サハリンウシノケグサ）´ *Festuca rubra* var. *rubra*（オオウシノケグサ）´ *Glyceria alnasteretum*（ホソヤマドジョウツナギ）´ *Glyceria lithuanica*（カラフトドジョウツナギ）´ *Melica nutans* subsp. *nutans*（コメガヤ）´ *Moliniopsis japonica*（スズガヤ）´ *Phleum alpinum*（ホソヤマアワガエリ）´ *Phragmites australis*（ヨシ（キタヨシ））´ *Poa fauriei*（アイヌモソモ）´ *Poa glauca*（タカネタチイチゴツナギ）´ *Poa hakusanensis*（ハクサンイチゴツナギ）´ *Poa hayachinensis*（ナンブソモソモ）´ *Poa hayachinensis* var. *yezoalpina*（エゾホソヤマソモソモ）´ *Schizachne purpurascens* subsp. *callosa*（フォーリーガヤ）´ *Trisetum sibiricum*（チシマカニツリ）´ *Trisetum spicatum* subsp. *alascanum*（リシリカニツリ）

ケシ

Corydalis kushiroensis（チドリケマン）´ *Corydalis speciosa*（エゾキケマン）´ *Dicentra peregrina*（コマクサ（シロバナコマクサを含む））

メギ

Achlys japonica（ナンブソウ）´ *Diphylleia grayi*（サンカヨウ）

キンポウゲ

Aconitum gigas（エゾレイジンソウ）´ *Aconitum sachalinense* subsp. *yezoense*（エゾトリカブト）´ *Aconitum tatewakii*（ヒダカレイジンソウ）´ *Aconitum yamazakii*（タイセツトリカブト）´ *Aconitum yuparense* var. *yuparense*（エゾノホンバトリカブト（エゾホンバトリカブト´ ユウバイリソウ））´ *Actaea erythrocarpa*（アカホソルイヨウショウマ（シロホソルイヨウショウマを含む））´ *Adonis ramosa*（フクジュソウ）´ *Anemone debilis*（ヒメイチゲ）´ *Anemone narcissiflora* subsp. *crinita* var. *sachalinensis*（エゾノハクサンイチゲ（カラフトセンカソウ））´ *Anemone soyensis*（エゾイチゲ（ヒロバヒメイチゲ））´ *Aquilegia buergeriana* var. *oxysepala*（オオヤマオダマキ）´ *Aquilegia flabellata* var. *pumila*（ホソヤマオダマキ）´ *Caltha fistulosa*（エゾノリュウキンカ）´ *Caltha palustris* var. *enkoso*（エンコウソウ）´ *Clematis alpina* subsp. *ochotensis* var. *ochotensis*（エゾホソヤマハンショウヅル）´ *Clematis fusca* var. *fusca*（クロバナハンショウヅル）´ *Coptis trifolia*（ホソバオウレン）´ *Glaucidium palmatum*（シラネアオイ）´ *Pulsatilla nipponica*（ツクモグサ）´ *Ranunculus acris* subsp. *novus*（ホソヤマキンポウゲ）´ *Ranunculus nipponicus* var. *submersus*（バイカモ）´ *Thalictrum aquilegiifolium* var. *intermedium*（カラマツソウ）´ *Thalictrum baicalense*（ハルカラマツ）´ *Thalictrum minus* var. *hypoleucum*（アキカラマツ（オオカラマツ及びコカラマツを含む））´ *Trautvetteria caroliniensis* var. *japonica*（モミジカラマツ）´ *Trollius citrinus*（ヒダカキンバイソウ（ピバイロキンバイソウ））´ *Trollius riederianus* var. *riederianus*（チシマノキンバイソウ）

ボタン

Paeonia obovata（ベニバナヤマシャクヤク）

スグリ

Ribes horridum（クロホソノハリスグリ）´ *Ribes sachalinense*（トガスグリ）´ *Ribes triste*（トカチスグリ）

ユキノシタ

Boykinia lycoctonifolia（アラシグサ）´ *Chrysosplenium flagelliferum*（ツルネコノメソウ）´ *Chrysosplenium grayanum*（ネコノメソウ）´ *Chrysosplenium kamtschaticum*（チシマネコノメソウ）´ *Chrysosplenium ramosum*（マルバネコノメソウ）´ *Mitella integripetala*（エゾノチャルメルソウ）´ *Mitella nuda*（マルバチャルメルソウ）´ *Saxifraga bronchialis* subsp. *funstonii* var. *rebunshirensis*（シコタンソウ（ヒメクモマグサを含む））´ *Saxifraga fortunei* var. *alpina*（タイモンジソウ（ホソヤマダイモンジソウを含む））´ *Saxifraga fusca* subsp. *fusca*（エゾクロクモソウ）´ *Saxifraga japonica*（フキユキノシタ）´ *Saxifraga laciniata*（クモマユキノシタ（ツルクモマグサを含む）（ヒメヤマハナソウ））´ *Saxifraga merkii* var. *merkii*（チシマクモマグサ）´ *Saxifraga nelsoniana* var. *reniformis*（チシマイワブキ）´ *Saxifraga sachalinensis*（ヤマハナソウ）

ベンケイソウ

Hylotelephium pluricaule（カラフトホソバヤ（エゾホソバヤ´ ゴケンホソバヤ´ ヒメホソバヤ））´ *Hylotelephium verticillatum* var. *verticillatum*（ホソバベンケイソウ）´ *Phedimus aizoon* var. *aizoon*（ホンバノキリンソウ）´ *Phedimus kamtschaticus*（エゾノキリンソウ（エゾキリンソウ））´ *Rhodiola ishidae*（ホンバイワベンケイ（アオノイワベンケイソウ））´ *Rhodiola rosea*（イワベンケイ）

アリノトウグサ

Myriophyllum spicatum（ホザキノフサモ）

マメ

Astragalus frigidus subsp. *parviflorus*（リシリオウギ）´ *Astragalus reflexistipulus*（モメンヅル）´ *Astragalus schelichovii*（カラフトモメンヅル）´ *Astragalus tokachiensis*（トカチオウギ）´ *Hedysarum hedysaroides*（カラフトゲンゲ（チシマゲンゲを含む））´ *Hedysarum vicioides* subsp. *japonicum* var. *japonicum*（イワオウギ）´ *Oxytropis campestris* subsp. *rishiriensis*（リシリゲンゲ）´ *Oxytropis japonica* var. *sericea*（エゾオヤマノエンドウ（シロバナエゾオヤマノエンドウを含む））

バラ

Comarum palustre（クロバナロウゲ）´ *Crataegus chlorosarca*（クロホソサンザシ）´ *Dryas octopetala* var. *asiatica*（チョウノスケソウ）´ *Filipendula glaberrima*（エゾノシモツケソウ）´ *Fragaria iinumae*（ノウゴウイチゴ）´ *Fragaria nipponica* var. *yezoensis*（エゾノクサイチゴ）´ *Geum calthifolium* var. *nipponicum*（ホソヤマダイコンソウ）´ *Geum ternatum*（コキンバイ）´ *Potentilla ancistrifolia* var. *dickinsii*（イワキンバイ）´ *Potentilla fragarioides* var. *major*（キジムシロ）´ *Potentilla matsumurae* var. *matsumurae*（ホソヤマキンバイ（ケホソヤマキンバイを含む））´ *Potentilla miyabei*（メアカンキンバイ）´ *Potentilla nivea* var. *camtschatica*（ウラジロキンバイ）´ *Prunus nipponica* var. *nipponica*（タカネザクラ（チシマザクラを含む）（ホソネザクラ））´ *Rosa acicularis*（オオタカネバラ（オオタカネイバラ））´ *Rosa amblyotis*（カラフトイバラ（カラフトバラ´ ヤマハマナスズ））´ *Rubus chamaemorus* var. *pseudochamaemerus*（ホロムイイチゴ（ヤチイチゴ））´ *Rubus pedatus*（コガネイチゴ）´ *Rubus pseudojaponicus*（ヒメゴヨウイチゴ（トゲナシゴヨウイチゴ））´ *Sanguisorba canadensis* subsp. *latifolia* var. *latifolia*（タカネトウウチソウ（リシリウウチソウを含む））´ *Sanguisorba tenuifolia* var. *tenuifolia*（ナガボノアカマンシュウレモコウ（チシマワレモコウを含む）（ナガボノアカマンシロワレモコウ））´ *Sibbaldia procumbens*（タテヤマキンバイ）´ *Sieversia pentapetala*（チングルマ）´ *Sorbus matsumurana*（ウラジロナナカマド）´ *Sorbus sambucifolia* var. *sambucifolia*（タカネナナカマド（ホソヤマナナカマドを含む））´ *Spiraea betulifolia* var. *aemiliana*（エゾノシマルバシモツケ）´ *Spiraea betulifolia* var. *betulifolia*（マルバシモツケ）´ *Spiraea media* var. *sericea*（エゾシモツケ）´ *Spiraea salicifolia*（ホザキシモツケ）

ヤマモモ

Myrica gale var. *tomentosa*（ヤチヤナギ）

ニシキギ

Parnassia palustris（ウメバチソウ（コウメバチソウを含む））

トウダイグサ

Euphorbia tsukamotoi（ヒメナツトウダイ）

ヤナギ　*Salix fuscescens*（ミヤマヤチヤナギ（オオミヤマヤチヤナギを含む°））´ *Salix nakamurana* subsp. *yezoalpina*（エゾノタカネヤナギ（イヌマルバヤナギを含む°）（マルバヤナギ））´ *Salix nummularia*（エゾノマメヤナギ（キヌゲエゾノマメヤナギを含む°））´ *Salix reinii*（ミヤマヤナギ（キヌズミヤマヤナギを含む°）（ミネヤナギ））´ *Salix taraikensis*（タライカヤナギ）´ *Salix vulpina*（キツネヤナギ）

スミレ　*Viola acuminata*（エゾノタチツボスミレ）´ *Viola alliariifolia*（ニオイキスミレ）´ *Viola biflora* var. *biflora*（キバナノコマノツメ）´ *Viola blandiformis*（ウスバスミレ）´ *Viola brevistipulata* subsp. *hidakana* var. *yezoana*（ケエゾキスミレ（トカチキスミレを含む°））´ *Viola collina*（エゾアオイスミレ（マルバケスミレ´ テシオスミレ））´ *Viola crassa* subsp. *borealis*（エゾタカネスミレ）´ *Viola epipsiloides*（タニマスミレ（オクヤマスミレ））´ *Viola langsdorfii* subsp. *sachalinensis*（オオバタチツボスミレ）´ *Viola sacchalinensis*（アイヌタチツボスミレ）

オトギリソウ　*Hypericum kamtschaticum*（ハイオトギリ）´ *Hypericum kurodakeanum*（エゾヤマオトギリ）´ *Hypericum yezoense*（エゾオトギリ）´ *Hypericum yojiroanum*（タイセツヒナオトギリ（タイセツヒナオトギリ））

フウロソウ　*Geranium erianthum*（チシマフウロ）´ *Geranium erianthum* f. *pallescens*（トカチフウロ）´ *Geranium sibiricum*（イチゲフウロ）´ *Geranium yesoense* var. *yesoense*（エゾフウロ）

ミソハギ　*Lythrum salicaria*（エゾミソハギ）

アカバナ　*Circaea alpina* subsp. *alpina*（ミヤマタニタデ）´ *Circaea canadensis* subsp. *quadrisulcata*（エゾミズタマソウ）´ *Epilobium amurense* subsp. *amurense*（ケゴンアカバナ）´ *Epilobium anagallidifolium*（アシボソアカバナ）´ *Epilobium fauriei*（ヒメアカバナ）´ *Epilobium hornemannii*（ミヤマアカバナ）´ *Epilobium lactiflorum*（シロウマアカバナ）´ *Epilobium palustre*（ホソバアカバナ）

アブラナ　*Arabidopsis halleri* subsp. *gemmifera* var. *senanensis*（ハクサンハタザオ）´ *Arabidopsis kamchatica* subsp. *kamchatica*（ミヤマハタザオ）´ *Arabis serrata* var. *glauca*（エゾノイワハタザオ）´ *Barbarea orthoceras*（ヤマガラシ（ミヤマガラシ））´ *Cardamine leucantha* var. *leucantha*（コハロソウ）´ *Cardamine nipponica*（ミヤマタネツケバナ）´ *Cardamine regeliana*（オオバタネツケバナ（ヤマタネツケバナ））´ *Cardamine valida*（アイヌワサビ（アイヌガラシ））´ *Cardamine yezoensis*（エゾワサビ）´ *Draba nakaiana*（ソウウンナズナ）´ *Draba ussuriensis*（オクエゾナズナ）´ *Macropodium pterospermum*（ハクセンナズナ）´ *Noccaea cochleariformis*（タカネグンバイ）

タデ　*Aconogonon ajanense*（ヒメイワタデ（チシマヒメイワタデ））´ *Aconogonon weyrichii* var. *weyrichii*（ウラジロタデ（オンタデを含む°））´ *Bistorta officinalis* subsp. *pacifica*（エゾイブキトラノオ）´ *Bistorta vivipara*（ムカゴトラノオ）´ *Oxyria digyna*（シンヨウスイバ（マルバギシギシ））´ *Rumex alpestris* subsp. *lapponicus*（タカネスイバ）´ *Rumex gmelinii*（カラフトノダイオウ（カラフトダイオウ））

モウセンゴケ　*Drosera anglica*（ナガバノモウセンゴケ）´ *Drosera rotundifolia*（モウセンゴケ）´ *Drosera* x *obovata*（サジバモウセンゴケ）

ナデシコ　*Dianthus superbus* var. *superbus*（エゾカワラナデシコ（タカネナデシコを含む°））´ *Minuartia arctica* var. *arctica*（エゾタカネツメクサ）´ *Minuartia macrocarpa* var. *yezoalpina*（エゾミヤマツメクサ）´ *Minuartia verna* var. *japonica*（ホソバツメクサ（コバノツメクサ））´ *Pseudostellaria sylvatica*（クシロワチガイソウ）´ *Sagina saginoides*（チシマツメクサ）´ *Silene harae*（エゾヤママンテマ）´ *Silene tokachiensis*（トカチビランジ）´ *Stellaria calycantha*（カンチャチバコベ）´ *Stellaria fenzlii*（シラオイハコベ）´ *Stellaria longifolia*（ナガバツメクサ）´ *Stellaria pterosperma*（エゾイワツメクサ）´ *Stellaria ruscifolia*（シコタンハコベ）

ミズキ　*Alangium platanifolium* var. *trilobatum*（ウリノキ）´ *Cornus canadensis*（コセンタチバナ）

サクラソウ　*Lysimachia europaea* var. *europaea*（シマトリソウ（コシマトリソウを含む°））´ *Lysimachia thyrsiflora*（ヤナギトラノオ）´ *Primula cuneifolia* var. *cuneifolia*（エゾコザクラ（シロバナエゾコザクラを含む°））´ *Primula japonica*（クリンソウ）´ *Primula modesta* subsp. *modesta* var. *modesta*（コキワリソウ）

イワウメ　*Diapensia lapponica* subsp. *obovata*（イワウメ）´ *Schizocodon soldanelloides* var. *soldanelloides* f. *alpinus*（コイワガミ）

ツツジ　*Chimaphila japonica*（ウメガサソウ）´ *Moneses uniflora*（イチゲイチヤクソウ）´ *Monotropastrum humile*（キンリョウソウ）´ *Orthilia secunda*（コイチヤクソウ）´ *Pyrola alpina*（コバノイチヤクソウ）´ *Pyrola asarifolia* subsp. *incarnata*（ベニバナイチヤクソウ）´ *Pyrola faurieana*（カラフトイチヤクソウ）´ *Pyrola minor*（エゾイチヤクソウ）´ *Pyrola renifolia*（シンヨウイチヤクソウ）´ *Andromeda polifolia*（ヒメシャクナゲ）´ *Arcterica nana*（コメバツガザクラ）´ *Arctous alpinus* var. *japonicus*（ウラシマツツジ）´ *Bryanthus gmelinii*（チシマツガザクラ）´ *Cassiope lycopodioides*（イワヒゲ）´ *Chamaedaphne calyculata*（ヤチツツジ（ホロムイツツジ））´ *Elliottia bracteata*（ミヤマホツツジ）´ *Eubotryoides grayana* var. *glabra*（エゾウラジロハナヒリノキ（ヒロハハナヒリノキ））´ *Gaultheria adenothrix*（アカモノ（イワハゼ））´ *Gaultheria pyroloides*（シラタマノキ（シロモノ））´ *Harrimanella stelleriana*（シムカデ）´ *Rhododendron diversipilosum*（イソツツジ）´ *Rhododendron subarcticum*（ヒメイソツツジ）´ *Loiseleuria procumbens*（ミネズオウ）´ *Phyllodoce aleutica*（アオノツガザクラ）´ *Phyllodoce aleutica* x *P. caerulea*（コエゾツガザクラ（ニシキツガザクラを含む°））´ *Phyllodoce caerulea* var. *caerulea*（エゾノツガザクラ（エゾツガザクラ））´ *Phyllodoce nipponica* subsp. *tsugifolia*（ナガバツガザクラ）´ *Rhododendron albrechtii*（ムラサキヤシオツツジ（ムラサキヤシオ））´ *Rhododendron aureum*（キバナシャクナゲ）´ *Rhododendron brachycarpum* var. *brachycarpum*（ハクサンシャクナゲ）´ *Rhododendron dauricum* var. *dauricum*（エゾムラサキツツジ）´ *Rhododendron pentandrum*（コヨウラクツツジ）´ *Rhododendron tschonoskii* subsp. *tschonoskii*（コメツツジ）´ *Therorhodion camtschaticum* var. *camtschaticum*（エゾツツジ（シロバナエゾツツジを含む°））´ *Vaccinium microcarpum*（ヒメツルコケモモ）´ *Vaccinium ovalifolium* var. *alpinum*（ミヤマエゾクロウスゴ（マルバノエゾクロウスゴ））´ *Vaccinium ovalifolium* var. *ovalifolium*（クロウスゴ（エゾクロウスゴ））´ *Vaccinium oxycoccos*（ツルコケモモ）´ *Vaccinium praestans*（イワツツジ）´ *Vaccinium uliginosum*（クロマメノキ（ヒメクロマメノキ））´ *Vaccinium vitis-idaea*（コケモモ）´ *Empetrum nigrum* var. *japonicum*（ガンコウラン）

アカネ　*Galium boreale* var. *kamtschaticum*（エゾキヌタソウ）´ *Galium kamtschaticum* var. *kamtschaticum*（エゾノヨツバムグラ（オオバノヨツバムグラを含む°））´ *Galium manshuricum*（エゾムグラ）´ *Galium trifidum* var. *brevipeduunculatum*（ホソバノヨツバムグラ）´ *Galium triflorum*（ヤシタケムグラ）´ *Galium verum* subsp. *asiaticum*（キバナカワラマツバ及びチョウセンカワラマツバを含む°）（キバナノカワラマツバ））

リンドウ　*Gentiana algida*（トウヤクリンドウ（クモイリンドウを含む°））´ *Gentiana glauca*（ヨコヤマリンドウ）´ *Gentiana jamesii*（リシリリンドウ（シロバナリシリリンドウを含む°））´ *Gentiana nipponica* var. *nipponica*（ミヤマリンドウ（シロバナミヤマリンドウを含む°））´ *Gentiana triflora* var.

japonica（エゾリンドウ（ホロムイリンドウ及びエゾオヤマリンドウを含む））´ *Gentianella amarella* subsp. *yuparensis*（ユウバリリンドウ）´ *Gentianella auriculata*（チシマリンドウ）´ *Halenia corniculata*（ハナイカリ）´ *Pterygocalyx volubilis*（ホソバツルリンドウ（ホソバノツルリンドウ））´ *Swertia perennis* subsp. *cuspidata*（ムヤマアケボノソウ（エゾムヤマアケボノソウ））´ *Swertia tetrapetala* subsp. *tetrapetala* var. *tetrapetala*（チシマセンブリ）

キヨウチクトウ　*Vincetoxicum inamoenum*（エゾノクサタチバナ）

ムラサキ　*Mertensia pterocarpa* var. *yezoensis*（エゾルリソウ）

オオバコ　*Callitriche palustris* var. *palustris*（ミズハコベ）´ *Pennellianthus frutescens*（イワブクロ（シロバナイワブクロを含む）（タルマイソウ））´ *Veronica americana*（エゾノカワヂシャ）´ *Veronica schmidtiana* subsp. *schmidtiana*（キクバクワガタ（ホソバキクバクワガタを含む））´ *Veronica serpyllifolia* subsp. *humifusa*（テンダクワガタ）´ *Veronica stelleri* var. *longistyla*（エゾヒメクワガタ）´ *Lagotis yesoensis*（ホソバウルップソウ）

シソ　*Scutellaria yezoensis*（エゾナミキ）´ *Thymus quinquecostatus* var. *quinquecostatus*（イブキジャコウソウ）

ハエドクソウ　*Mimulus nepalensis*（ミゾホオズキ）´ *Mimulus sessilifolius*（オオバミゾホオズキ）

ハマウツボ　*Euphrasia maximowiczii* var. *yezoensis*（エゾコゴメグサ）´ *Pedicularis apodochila*（ミヤマシオガマ）´ *Pedicularis chamissonis* var. *chamissonis*（エゾヨツバシオガマ（ヨツバシオガマ及びシロバナエゾヨツバシオガマを含む）（キタヨツバシオガマ））´ *Pedicularis oederi* subsp. *heteroglossa*（キバナシオガマ）´ *Pedicularis resupinata* subsp. *oppositifolia*（シオガマギク（ヒロードシオガマを含む））´ *Pedicularis verticillata*（タカネシオガマ）´ *Pedicularis yezoensis* var. *yezoensis*（エゾシオガマ）´ *Boschniakia rossica*（オニク）

タヌキモ　*Pinguicula vulgaris* var. *macroceras*（ムラートリスミレ）´ *Utricularia intermedia*（コタヌキモ）

モチノキ　*Ilex crenata* var. *radicans*（ハイイヌツゲ）

キキョウ　*Adenophora pereskiifolia* var. *moiwana*（モイワシャジン）´ *Campanula chamissonis*（チシマキキョウ（シロバナチシマキキョウを含む））´ *Campanula lasiocarpa*（イワギキョウ（シロバナイワギキョウを含む））´ *Codonopsis ussuriensis*（バアソブ）´ *Lobelia sessilifolia*（サワギキョウ）

ミツガシワ　*Menyanthes trifoliata*（ミツガシワ）´ *Nephrophyllidium crista-galli* subsp. *japonicum*（イワイチヨウ）

キク　*Achillea alpina* subsp. *japonica*（キタノコギリソウ）´ *Achillea ptarmica* subsp. *macrocephala* var. *macrocephala*（エゾノコギリソウ）´ *Antennaria dioica*（エゾノチチコグサ）´ *Arnica unalaschcensis* var. *unalaschcensis*（エゾウサギギク（ウサギギクを含む））´ *Artemisia arctica* subsp. *sachalinensis*（キアニイヨモギ）´ *Artemisia arctica* subsp. *sachalinensis* f. *villosa*（シロサアニイヨモギ）´ *Artemisia furcata*（エゾハコヨモギ）´ *Artemisia gmelinii*（イワヨモギ）´ *Artemisia keiskeana*（イヌヨモギ）´ *Artemisia schmidtiana*（アサギリソウ）´ *Artemisia unalaskensis*（チシマヨモギ）´ *Cirsium pectinellum*（エゾノサワアザミ）´ *Cirsium yezoalpinum*（エゾノミヤマアザミ）´ *Crepis hokkaidoensis*（フタマタタンポポ）´ *Erigeron acris* var. *acris*（エゾムカシヨモギ）´ *Erigeron thunbergii* subsp. *glabratus*（ミヤマアズマギク）´ *Ixeridium alpicola*（タカネニガナ（クモマニガナを含む））´ *Leibnitzia anandria*（センボンヤリ（ムラサキタンポポ））´ *Leontopodium discolor*（エゾウスユキソウ）´ *Ligularia hodgsonii*（トウゲブキ）´ *Parasenecio auriculatus* var. *bulbifer*（コモチミミコウモリ）´ *Picris hieracioides* subsp. *kamtschatica*（カンチコウゾリナ）´ *Saussurea riederi* subsp. *yezoensis* var. *yezoensis*（ナガバキタアザミ）´ *Saussurea yanagisawae* var. *yanagisawae*（ウスユキトウヒレン（ユキバトウヒレンを含む））（タカネキタアザミ´ オオタカネキタアザミ´ ホソバエトゾヒゴタイ´ ユキバタカネキタアザミ））´ *Solidago virgaurea* subsp. *leiocarpa* var. *leiocarpa*（ミヤマアキノキリンソウ（コガネギク））´ *Taraxacum ceratophorum*（クモマタンポポ）´ *Tephroseris kawakamii*（ミヤマオグルマ）

スイカズラ　*Linnaea borealis*（リンネソウ）´ *Lonicera alpigena* subsp. *glehnii*（エゾヒョウタンボク）´ *Lonicera caerulea* subsp. *edulis*（ケヨノミ（クロミノウグイスカグラを含む））´ *Lonicera chamissoi*（チシマヒョウタンボク）´ *Lonicera chrysantha* var. *crassipes*（ネムロブシダマ）´ *Lonicera maximowiczii* var. *sachalinensis*（ベニバナヒョウタンボク）´ *Macrodiervilla middendorffiana*（ウコンウツギ）´ *Patrinia sibirica*（チシマキンレイカ（タカネオミナエシ））´ *Valeriana fauriei*（カノコソウ）

セリ　*Angelica acutiloba* subsp. *iwatensis*（ミヤマトウキ）´ *Angelica genuflexa*（オオバセンキュウ）´ *Angelica sachalinensis* var. *sachalinensis*（エゾノヨロイグサ）´ *Angelica ursina*（エゾニュウ）´ *Bupleurum ajanense*（レブンサイコ）´ *Bupleurum longiradiatum* var. *longiradiatum*（オオホタルサイコ（ホタルサイコを含む））´ *Cicuta virosa*（ドクゼリ）´ *Coelopleurum rupestre*（エゾヤマゼンゴ）´ *Conioselinum chinense* var. *filicinum*（ミヤマセンキュウ）´ *Peucedanum multivittatum*（ハクサンボウフウ（キレハノハクサンボウフウを含む））´ *Peucedanum terebinthaceum*（カワラボウフウ）´ *Pleurospermum uralense*（オオカサモチ（オニカサモチ））´ *Tilingia ajanensis* var. *ajanensis*（シラネニンジン（チシマニンジン））´ *Tilingia holopetala*（イブキゼリモドキ）

クロゴケ　*Andreaea nivalis*（ガッサンクロゴケ）´ *Andreaea rupestris* var. *fauriei*（クロゴケ）

ヒモゴケ　*Aulacomnium palustre*（オオヒモゴケ）

スギゴケ　*Bartramiopsis lescurii*（フウリンゴケ）´ *Pogonatum contortum*（コセイタカスギゴケ）´ *Pogonatum japonicum*（セイタカスギゴケ）´ *Polytrichum commune*（ウマスギゴケ）

エビゴケ　*Bryoxiphium norvegicum* subsp. *japonicum*（エビゴケ）

キセルゴケ　*Buxbaumia aphylla*（ウチワチョウシゴケ（キセルゴケ））´ *Buxbaumia minakatae*（クマノチョウシゴケ）

コウヤノマンネングサ　*Climacium japonicum*（コウヤノマンネングサ）´ *Pleurozіopsis ruthenica*（フジノマンネングサ）

シッポゴケ　*Dicranum majus*（チシマシッポゴケ）´ *Dicranum viride* var. *hakkodense*（タカネカモジゴケ）

イクビゴケ　*Diphyscium satoi*（ヒメイクビゴケ）

ヤリカワツキ　*Encalypta ciliata*（ヤリカワツキ）

カワゴケ　*Fontinalis hypnoides*（カワゴケ）

イヤスジゴケ　*Glyphomitrium humillimum*（サヤゴケ）

ダレゴケ　*Hylocomium splendens*（イワダレゴケ）´ *Pleurozium schreberi*（タチハイゴケ）´ *Rhytidiadelphus triquetrus*（オオフサゴケ）

ネジレイトゴケ　*Iwatsukiella leucotricha*（ハクモウコモチゴケ）

シラガゴケ　*Leucobryum glaucum*（シロシラガゴケ）

タチヒダゴケ　*Macromitrium japonicum*（ミノゴケ（ヤマトミノゴケ））

イシヅチゴケ　*Oedipodium griffithianum*（イシヅチゴケ）

スマチゴケ　*Paludella squarrosa*（スマチゴケ）

チョウチンゴケ
ハイゴケ
ギボウシゴケ
ハリガネゴケ
フトゴケ
ウスグロゴケ
ヤナギゴケ
ヒカリゴケ
ミズゴケ
ナンジャモンジャゴケ
オオツボゴケ
ヨツバゴケ
ムチゴケ
ミゾゴケ
フタマタゴケ
カタウロコゴケ
ヒメウルシゴケ
クモノスゴケ
ハネゴケ
ソロイゴケ

一中８を削り、７を８とし、６の次に次のように加える。

７　支笏洞爺国立公園

科名	種名（〃ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
ミズゴケ	*Sphagnum* spp.（〃ミズゴケ属）
ヒカゲノカズラ	*Huperzia selago*（コスギラン（チシマスギラン））、*Lycopodiella cernua*（〃スズギ）、*Lycopodium alpinum*（チシマヒカゲノカズラ（〃ヤマヒカゲノカズラ））、*Lycopodium annotinum* var. *acrifolium*（タカネスギカズラ）、*Lycopodium nikoense*（タカネヒカゲノカズラ）
ミズニラ	*Isoetes asiatica*（ヒメ〃ズニラ）
イワヒバ	*Selaginella helvetica*（エゾノヒメクラマゴケ）、*Selaginella shakot anensis*（ヒモカズラ）、*Selaginella sibirica*（エゾノヒモカズラ）
ハナヤスリ	*Botrychium boreale*（タカネハナワラビ）、*Botrychium lunaria*（ヒメハナワラビ）、*Botrychium microphyllum*（イブリハナワラビ）、*Botrychium ternatum* var. *ternatum*（フユノハナワラビ）、*Ophioglossum petiolatum* x *O. thermale*（コハナヤスリ）、*Ophioglossum vulgatum*（ヒロハハナヤスリ）
コケシノブ	*Hymenophyllum wrightii*（コケシノブ）
コバノイシカグマ	*Dennstaedtia hirsuta*（イヌシダ）
ナヨシダ	*Gymnocarpium dryopteris*（ウサギシダ）、*Gymnocarpium robertianum*（イワサギシダ）
チャセンシダ	*Asplenium ruprechtii*（クモノスシダ）、*Asplenium trichomanes* subsp. *quadrivalens*（チャセンシダ）
イワデンダ	*Woodsia ilvensis*（〃ヤマイワデンダ）、*Woodsia manchuriensis*（フクロシダ）、*Woodsia polystichoides*（イワデンダ）
メシダ	*Pseudobryum speciosum*（ムツデチョウチンゴケ）、*Trachycystis flagellaris*（エゾチョウチンゴケ）
ヒメシダ	*Ptilium crista-castrensis*（ダチョウゴケ）
オシダ	*Racomitrium lanuginosum*（シモフリゴケ）、*Rhodobryum ontariense*（カサゴケモドキ）、*Rhytidium rugosum*（フトゴケ）、*Rigodiadelphus robustus*（キツネゴケ）、*Saniomia uncinata*（カギハイゴケ）、*Schistostega pennata*（ヒカリゴケ）、*Sphagnum* spp.（〃ミズゴケ属）、*Takakia lepidozioides*（ナンジャモンジャゴケ）、*Tetraplodon mnioides*（マルダイゴケ）、*Tetrodontium brownianum* var. *repandum*（コヨツバゴケ）、*Bazzania denudata*（タマゴバムチゴケ）、*Bazzania trilobata*（エゾムチゴケ）
ウラボシ	*Gymnomitrion concinnatum*（ヒメサキジロゴケ）、*Gymnomitrion corallioides*（サンゴサキジロゴケ）、*Metzgeria lindbergii*（ヤマトフタマタゴケ）、*Metzgeria pubescens*（ケフタマタゴケ）、*Mylia taylorii*（カタウロコゴケ）、*Neohattoria herzogii*（ハットリヤスデゴケ）、*Pallavicinia subciliata*（クモノスゴケ）、*Plagiochila ovalifolia*（マルバハネゴケ）、*Solenostoma vulcanicola*（チャツボ〃ゴケ）
マツ	*Anisocampium niponicum*（イヌワラビ）、*Athyrium nikoense*（イワイヌワラビ）、*Diplazium sibiricum* var. *glabrum*（〃ヤマ〃シダ）、*Diplazium sibiricum* var. *sibiricum*（キタノ〃ヤマ〃シダ）
ヒノキ	*Phegopteris decursivepinnata*（ゲジゲジシダ）、*Thelypteris quelpaertensis*（オオバショリマ）
スイレン	*Dryopteris amurensis*（オクヤマ〃シダ）、*Dryopteris fragrans*（ニオイシダ）、*Dryopteris sabaei*（〃ヤマイタチシダ）、*Dryopteris saxifraga*（イワイタチシダ）、*Dryopteris tokyoensis*（タニヘゴ）、*Polystichum craspedosorum*（ツルデンダ）、*Polystichum microchlamys* var. *microchlamys*（カラクサイノデ）、*Polystichum ovatopaleaceum* var. *coraiense*（イワシロイノデ）
ウマノスズクサ	*Lepisorus annuifrons*（ホテイシダ）、*Lepisorus tasseriensis* var. *distans*（〃ヤマノキシノブ）、*Pleurosoriopsis makinoi*（カラクサシダ）、*Polypodium faurei*（オシャグジデンダ）、*Polypodium sibiricum*（エゾデンダ）、*Pyrrosia hastata*（イワオモダカ）、*Selliguea hastata*（〃ツデウラボシ）
クスノキ	*Pinus pumila*（ハイマツ）
サトイモ	*Juniperus chinensis* var. *sargentii*（〃ヤマビャクシン）
チシマゼキショウ	*Nymphaea tetragona*（ヒツジグサ）
トチカガミ	*Asarum heterotropoides* var. *heterotropoides*（オクエゾサイシン）
ヒルムシロ	*Lindera umbellata* var. *membranacea*（オオバクロモジ）
キンコウカ	*Arisaema ovale* var. *ovale*（ヒロハテンナンショウ）、*Arisaema peninsulae*（コウライテンナンショウ）、*Lysichiton camtschatcense*（〃ズバショウ）、*Symplocarpus nipponicus*（ヒメザゼンソウ）
ヤマノイモ	*Tofieldia coccinea* var. *coccinea*（チシマゼキショウ）
シュロソウ	*Hydrilla verticillata*（クロモ）、*Najas vezoensis*（イトイバラモ）、*Vallisneria natans* var. *natans*（セキショウモ）
ユリ	*Potamogeton crispus*（エビモ）、*Potamogeton distinctus*（ヒルムシロ）、*Potamogeton fryeri*（フトヒルムシロ）、*Potamogeton gramineus* var. *heterophyllus*（エゾノヒルムシロ）、*Potamogeton maackianus*（センニンモ）、*Potamogeton natans*（オヒルムシロ）、*Potamogeton octandrus* var. *octandrus*（ホソバ〃ズヒキモ）、*Potamogeton pectinatus*（リュウノヒゲモ）、*Potamogeton perfoliatus*（ヒロハノエビモ）、*Potamogeton pusillus*（イトモ）、*Potamogeton* x *nitens*（ササエビモ）
ラン	*Aletris foliata*（ネバリノギラン）、*Metamartheciu luteoviride*（ノギラン）、*Dioscorea nipponica*（ウチワドコロ）、*Helonias orientalis*（ショウジョウバカマ）、*Trillium apetalon*（エンレイソウ（クロ〃ノエンレイソウ、アカ〃ノエンレイソウ及びアオ〃ノエンレイソウを含む。））、*Trillium camschatcense* var. *camschatcense*（オオバナノエンレイソウ）、*Trillium smallii* var. *smallii*（コジマエンレイソウ）、*Trillium tschonoskii*（〃ヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ））、*Trillium hagae*（シラオイエンレイソウ）、*Trillium* x *miyabeanum*（ヒダカエンレイソウ）、*Veratrum stamineum* var. *stamineum*（コバイケイソウ（コバイケイ及びウラゲコバイケイを含む。））、*Clintonia udensis*（ツバメオモト）、*Erythronium japonicum*（カタクリ）、*Fritillaria camschatcensis* var. *camschatcensis*（クロユリ）*Gagea lutea*（キバナノアマナ）、*Lilium medeoloides*（エゾスカシユリ）、*Lloydia serotina*（チシマアマナ）、*Tricyrtis affinis*（ヤマジノホトトギス）、*Amitostigma kinoshitae*（コアニチドリ）、*Calanthe nipponica*（キンセイラン）、*Calanthe tricarinata*（サルメンエビネ）、*Cephalanthera erecta* var. *erecta*（ギンラン）、*Cephalanthera erecta* var. *subaphylla*（ユウシュ

アヤメ
ワスレグサ
ヒガンバナ
クサスギカズラ
ガマ
オオミクリ
カヤツリグサ
イグサ
イネ
メギ
キンポウゲ
ボタン
ユキノシタ

ンラン）´ *Cephalanthera longifolia*（クゲヌマラン）´ *Cremastra appendiculata* var. *variabilis*（サイハイラン）´ *Dactylorhiza aristata*（ハクサンチドリ（シロバナハクサンチドリを含む°））´ *Dactylorhiza viridis*（アオチドリ）´ *Dactylostalix ringens*（イチヨウラン）´ *Ephippianthus schmidtii*（コイチヨウラン）´ *Epipactis helleborine*（アオスズラン（エゾスズラン））´ *Gastrodia elata* var. *elata*（オニノヤガラ（アオテンマを含む°））´ *Goodyera foliosa* var. *maximowicziana*（アケボノシュスラン）´ *Goodyera pendula*（シリシュスラン）´ *Goodyera schlechtendaliana*（ミヤマウズラ）´ *Liparis japonica*（セイタカズズムシソウ）´ *Liparis koreojaponica*（オオフガクスズムシソウ）´ *Liparis krameri* var. *krameri*（シガバチソウ）´ *Liparis kumokiri*（クモキリソウ）´ *Liparis makinoana*（スズムシソウ）´ *Myrmechis japonica*（アリドオシラン）´ *Neolindleya camtschatica*（ノビネチドリ（シロバナノビネチドリを含む°））´ *Neottia cordata*（コフタバラン（フタバラン））´ *Neottia nipponica*（ミヤマフタバラン）´ *Neottia papilligera*（サカネラン）´ *Neottianthe cucullata*（ミヤマモジズリ）´ *Oreorchis patens*（コケイラン）´ *Platanthera chorisiana* var. *chorisiana*（タカネトンボ）´ *Platanthera chorisiana* var. *elata*（ミヤケラン）´ *Platanthera florentii*（シバムラソウ）´ *Platanthera fuscescens*（ヒロハトンボソウ）´ *Platanthera mandarinorum* subsp. *mandarinorum* var. *oreades*（ヤマサギソウ（タカネヤマサギソウを含む°））´ *Platanthera metabifolia*（エゾチドリ（フタバツレサギ））´ *Platanthera ophrydioides* var. *ophrydioides*（オオキソチドリ（キソチドリ及びヒトツバキソチドリを含む°））´ *Platanthera sachalinensis*（オオヤマサギソウ）´ *Platanthera tipuloides* subsp. *tipuloides* var. *sororia*（ホソバノキソチドリ）´ *Platanthera ussuriensis*（トンボソウ）´ *Pogonia minor*（ヤマトキソウ）

Iris ensata var. *spontanea*（ノハナショウブ）´ *Iris laevigata*（カキツバタ）´ *Iris setosa* var. *setosa*（ヒオウギアヤメ）

Hemerocallis dumortieri var. *esculenta*（ゼンテイカ（エゾゼンテイカ´ エゾカンゾウ´ ニッコウキスゲ））

Allium splendens（ミヤマラッキョウ（チシマラッキョウ））

Asparagus schoberioides（キジカクシ）´ *Convallaria majalis* var. *manshurica*（スズラン）´ *Hosta sieboldiana* var. *sieboldiana*（トウギボウシ（オオバギボウシ））´ *Hosta sieboldii*（コバギボウシ（タチギボウシ´ クロバナギボウシ））´ *Maianthemum bifolium*（ヒメマイヅルソウ）

Monochoria korsakowii（ミズアオイ）

Sparganium emersum（エゾミクリ）´ *Sparganium erectum* var. *erectum*（ミクリ）´ *Sparganium glomeratum* var. *glomeratum*（タマミクリ）´ *Typha domingensis*（ヒメガマ）

Juncus ensifolius（ミクリゼキショウ）´ *Juncus fauriensis*（ホソコウガイゼキショウ）´ *Juncus filiformis*（エゾホソイ（リシリイ））´ *Luzula jimboi* subsp. *atrotepala*（ミヤマヌカボシソウ）´ *Luzula oligantha*（タカネスズメノヒエ）

Carex arenicola（クロカワズスゲ）´ *Carex brunnescens*（ヒメカワズスゲ）´ *Carex canescens*（ハクサンスゲ）´ *Carex confertiflora*（ミヤマシラスゲ）´ *Carex curvicollis*（ナルコスゲ）´ *Carex doenitzii*（コタヌキラン）´ *Carex dolichocarpa*（ミタケスゲ）´ *Carex flavocuspis*（ミヤマクロスゲ）´ *Carex gmelinii*（ネムロスゲ）´ *Carex hakkodensis*（イトキンスゲ）´ *Carex humilis* var. *nana*（ホソバヒカゲスゲ）´ *Carex lasiocarpa* var. *occultans*（ムジナスゲ）´ *Carex limosa*（ヤチスゲ）´ *Carex middendorffii* var. *middendorffii*（トマリスゲ（ホロムイスゲ´ クロスゲ））´ *Carex nemurensis*（ホソバオゼヌマスゲ）´ *Carex omiana* var. *omiana*（ヤチカワズスゲ（カワズスゲを含む°））´ *Carex podogyna*（タヌキラン）´ *Carex pyrenaica*（キンスゲ）´ *Carex scita* var. *riishirensis*（リシリスゲ（マシケスゲ））´ *Carex subumbellata* var. *subumbellata*（ミヤケスゲ）´ *Carex tenuiformis*（オノエスゲ（レブンスゲ））´ *Carex thunbergii* var. *appendiculata*（オオオタペスゲ）´ *Carex vesicaria*（オニナルコスゲ）´ *Carex viridula*（エゾサワスゲ）´ *Cyperus sanguinolentus*（カワラスガナ）´ *Eleocharis acicularis* var. *longiseta*（アッポイ）´ *Eleocharis congesta* var. *japonica*（ハリイ）´ *Eleocharis congesta* var. *thermalis*（エゾハリイ）´ *Eleocharis kamtschatica* f. *reducta*（クロハリイ）´ *Eleocharis mamillata* var. *cyclocarpa*（オオヌマハリイ（ヌマハリイ））´ *Eleocharis wichurae* var. *wichurae*（シカクイ）´ *Eriophorum vaginatum* subsp. *fauriei*（ワタスゲ）´ *Fimbristylis subbispicata*（ヤマイ）´ *Rhynchospora alba*（ミカヅキグサ）´ *Rhynchospora yasudana*（ミヤマイヌノハナヒゲ）´ *Schoenoplectiella lineolata*（ヒメホタルイ）

Agrostis flaccida（ミヤマヌカボ）´ *Agrostis mertensii*（コミヤマヌカボ）´ *Anthoxanthum monticola* subsp. *alpinum*（ミヤマコウボウ（ワシベツミヤマコウボウを含む°））´ *Anthoxanthum pluriflorum* var. *intermedium*（エゾノヤマコウボウ）´ *Calamagrostis gigas*（オニノガリヤス（オクエゾオニノガリヤスを含む°））´ *Calamagrostis sesquiflora*（ミヤマノガリヤス）´ *Deschampsia flexuosa*（コメススキ）´ *Festuca ovina*（ウシノケグサ）´ *Festuca ovina* subsp. *ruprechtii*（ミヤマウシノケグサ）´ *Glyceria depauperata* var. *depauperata*（ヒメウキガヤ）´ *Moliniopsis japonica*（ヌマガヤ）´ *Poa fauriei*（アイヌソモソモ）´ *Poa hakusanensis*（ハクサンイチゴツナギ）´ *Trisetum spicatum* subsp. *alascanum*（リシリカニツリ）

Corydalis speciosa（エゾキケマン）

Achlys japonica（ナンブソウ）´ *Berberis amurensis*（ヒロハくビノボラズ）´ *Diphylleia grayi*（サンカヨウ）

Aconitum gigas（エゾレイジンソウ）´ *Aconitum sachalinense* subsp. *yezoense*（エゾトリカブト（ウスバトリカブトを含む°））´ *Actaea erythrocarpa*（アカミノルイヨウショウマ）´ *Adonis ramosa*（フクジュソウ）´ *Anemone debilis*（ヒメイチゲ）´ *Anemone narcissiflora* subsp. *crinita* var. *sachalinensis*（エゾノハクサンイチゲ（カラフトモセンコウソウ））´ *Anemone pseudoaltaica* var. *pseudoaltaica*（キクザキイチゲ）´ *Anemone raddeana*（アズマイチゲ）´ *Anemone soyensis*（エゾイチゲ（ヒロバヒメイチゲ））´ *Aquilegia buergeriana* var. *oxysepala*（オオヤマオダマキ）´ *Aquilegia flabellata* var. *pumila*（ミヤマオダマキ）´ *Caltha fistulosa*（エゾノリュウキンカ）´ *Clematis alpina* subsp. *ochotensis* var. *ochotensis*（エゾミヤマハンショウヅル）´ *Clematis fusca* var. *fusca*（クロバナハンショウヅル）´ *Coptis trifolia*（ミツバオウレン）´ *Glaucidium palmatum*（シラネアオイ）´ *Ranunculus acris* subsp. *novus*（ミヤマキンポウゲ）´ *Ranunculus reptans*（イトキンポウゲ（チシマイトキンポウゲ））´ *Ranunculus yezoensis*（チトセバイカモ）´ *Thalictrum aquilegiifolium* var. *intermedium*（カラマツソウ）´ *Thalictrum foetidum* var. *glabrescens*（チャボカラマツ）´ *Thalictrum minus* var. *hypoleucum*（アキカラマツ（オオカラマツ及びコカラマツを含む°））´ *Thalictrum sachalinense*（エゾカラマツ）´ *Thalictrum tuberiferum* var. *tuberiferum*（ミヤマカラマツ）´ *Trollius japonicus*（シナノキンバイソウ（チシマキンバイソウを含む°）（シナノキンバイ））

Paeonia japonica（ヤマシャクヤク）´ *Paeonia obovata*（ベニバナヤマシャクヤク）

Astilbe platyphylla（モミジバショウマ）´ *Boykinia lycoctonifolia*（アラシグサ）´ *Chrysosplenium japonicum*（ヤマネコノメソウ）´ *Saxifraga bronchialis* subsp. *funstonii* var. *rebunshirensis*（シコタンソウ）´ *Saxifraga fortunei* var. *alpina*（タイモンジソウ（ミヤマタイモンジソウを含む°））´ *Saxifraga fusca* subsp. *fusca*（エゾクロクモソウ）´ *Saxifraga japonica*（フキユキノシタ）´ *Saxifraga sachalinensis*（ヤマハナソウ）

ベンケイソウ　*Hylotelephium pluricaule*（カラフトベニバナ（エゾベニバナ、コケンベニバナ、ヒメベニバナ））、*Orostachys malacophylla* var. *aggregeata*（アオノイワレンゲ）、*Phedimus kamtschaticus*（エゾキリンソウ（エゾキリンソウ））、*Rhodiola rosea*（イワベンケイ）

アリノトウグサ　*Myriophyllum spicatum*（ホザキノフサモ）、*Myriophyllum ussuriense*（タチモ）

バラ科　*Hedysarum vicioides* subsp. *japonicum* var. *japonicum*（イワオウギ）

Comarum palustre（クロバナロウゲ）、*Filipendula glaberrima*（エゾノシモツケソウ）、*Fragaria iinumae*（ノウゴウイチゴ）、*Geum calthifolium* var. *nipponicum*（ベニヤマタイコンソウ）、*Potentilla ancistrifolia* var. *dickinsii*（イワキンバイ）、*Potentilla matsumurae* var. *matsumurae*（ベニヤマキンバイ）、*Potentilla miyabei*（メアカンキンバイ）、*Prunus nipponica* var. *nipponica*（タカネザクラ（ベニネザクラ及びチシマザクラを含む）（ベニネザクラ））、*Rosa acicularis*（オオタカネバラ（オオタカネイバラ））、*Rubus chamaemorus* var. *pseudochamaemerus*（ホロムイイチゴ（キチイチゴ））、*Rubus pedatus*（コガネイチゴ）、*Sanguisorba canadensis* subsp. *latifolia* var. *latifolia*（タカネトウウチソウ（リシリトウウチソウを含む））、*Sanguisorba tenuifolia* var. *tenuifolia*（ナガボノワレモコウ（ナガボノシロワレモコウ、ナガボノアカワレモコウ））、*Sieversia pentapetala*（チシマダルマ）、*Sorbus matsumurana*（ウラジロナナカマド）、*Sorbus sambucifolia* var. *sambucifolia*（タカネナナカマド（ベニヤマナナカマドを含む））、*Spiraea betulifolia* var. *aemiliana*（エゾノマルバシモツケ）、*Spiraea betulifolia* var. *betulifolia*（マルバシモツケ）、*Spiraea media* var. *sericea*（エゾシモツケ）、*Spiraea miyabei*（エゾノシロバナシモツケ）

クロウメモドキ　*Rhamnus japonica* var. *japonica*（エゾノクロウメモドキ（エゾクロウメモドキ））

カバノキ　*Celtis jessoensis*（エゾエノキ）

カバノキ　*Alnus pendula*（ヒメヤシャブシ）

ニシキギ　*Parnassia palustris* var. *palustris*（ウメバチソウ（コウメバチソウを含む））

カタバミ　*Oxalis acetosella* var. *acetosella*（コベニヤマカタバミ）

ヤナギ　*Salix nakamurana* subsp. *yezoalpina*（エゾノタカネヤナギ（マルバヤナギ））、*Salix reinii*（ベニヤマヤナギ（ベニネヤナギ））、*Salix reinii* f. *eriocarpa*（キヌゲベニヤマヤナギ（ケベニヤマヤナギ、エゾベニヤマヤナギ））、*Salix vulpina*（キツネヤナギ）

スミレ　*Viola alliariifolia*（シハヨウキスミレ）、*Viola biflora* var. *biflora*（キバナノコマノツメ）、*Viola blandiformis*（ウスバスミレ）、*Viola brevistipulata* subsp. *brevistipulata* var. *ciliata*（フチゲオオバキスミレ）、*Viola crassa* subsp. *borealis*（エゾタカネスミレ）、*Viola epipsiloides*（タニマスミレ（オクヤマスミレ））、*Viola phalacrocarpa*（アカネスミレ）、*Viola sacchalinensis*（アイヌタチツボスミレ）

オトギリソウ　*Hypericum kamtschaticum*（ハイオトギリ）、*Hypericum yezoense*（エゾオトギリ）

フウロソウ　*Geranium erianthum*（チシマフウロ（シロバナノチシマフウロを含む））、*Geranium onoei* var. *onoei* f. *yezoense*（エゾタンナイフウロ）

アカバナ　*Epilobium hornemannii*（ベニヤマアカバナ）

ミカン　*Zanthoxylum piperitum*（サンショウ）

ジンチョウゲ　*Daphne miyabeana*（カラフトミヤマ）

アブラナ　*Arabidopsis kamchatica* subsp. *kamchatica*（ベニヤマハタザオ）、*Arabis serrata* var. *glauca*（エゾノイワハタザオ）、*Barbarea orthoceras*（キヤガラシ（ベニヤマガラシ））、*Cardamine nipponica*（ベニヤマタネツケバナ）、*Catolobus pendulus*（エゾハタザオ）、*Draba sachalinensis* var. *sachalinensis*（モイワナズナ）、*Macropodium pterospermum*（ハクセンナズナ）

ビャクダン　*Thesium refractum*（カマヤリソウ）、*Viscum album* subsp. *coloratum*（ヤドリギ）、*Viscum album* subsp. *coloratum* f. *rubroaurantiacum*（アカベニヤドリギ）

オオバヤドリギ　*Loranthus tanakae*（ホザキヤドリギ）

タデ　*Aconogonon ajanense*（ヒメイワタデ）、*Aconogonon weyrichii* var. *weyrichii*（ウラジロタデ（オンタデを含む））、*Bistorta officinalis* subsp. *pacifica*（エゾイブキトラノオ（イブキトラノオを含む））、*Bistorta vivipara*（ムカゴトラノオ）、*Persicaria amphibia*（エゾノベニタデ）、*Rumex alpestris* subsp. *lapponicus*（タカネスイバ）

モウセンゴケ　*Drosera rotundifolia*（モウセンゴケ）

ナデシコ　*Dianthus superbus* var. *superbus*（エゾカワラナデシコ（タカネナデシコを含む））、*Moehringia trinervia*（タチハコベ）、*Pseudostellaria sylvatica*（クシロワチガイソウ）、*Silene foliosa*（エゾマンテマ）、*Stellaria fenzlii*（シラオイハコベ（エゾフスマ））

ミズキ　*Cornus canadensis*（ゴゼンタチバナ）

ハナシノブ　*Polemonium caeruleum* subsp. *yezoense* var. *yezoense*（エゾハナシノブ（エゾハナシノブ））

サクラソウ　*Cortusa matthioli* subsp. *pekinensis* var. *sachalinensis*（サクラソウモドキ（エゾノサクラソウモドキ））、*Lysimachia europaea* var. *europaea*（シマトリソウ（コシマトリソウを含む））、*Lysimachia thyrsiflora*（ヤナギトラノオ）、*Primula japonica*（クリンソウ）、*Primula jesoana* var. *jesoana*（オオサクラソウ（エゾオオサクラソウ及びシロバナエゾオオサクラソウを含む））、*Samolus parviflorus*（ハイハマボッス）

ハイノキ　*Symplocos sawafutagi* var. *sawafutagi*（サワフタギ（ルリベニウシコロシ））

イワウメ　*Diapensia lapponica* subsp. *obovata*（イワウメ）、*Schizocodon soldanelloides* var. *soldanelloides*（イワカガミ（コイワカガミを含む））

ツツジ　*Arcterica nana*（コメバツガザクラ）、*Arctous alpinus* var. *japonicus*（ウラシマツツジ）、*Bryanthus gmelinii*（チシマツガザクラ）、*Cassiope lycopodioides*（イワヒゲ）、*Chimaphila japonica*（ウメガサソウ）、*Chimaphila umbellata*（オオウメガサソウ）、*Elliottia bracteata*（ベニヤマボッシ）、*Elliottia paniculata*（ボッシ）、*Empetrum nigrum* var. *japonicum*（ガンコウラン）、*Eubotryoides grayana* var. *glabra*（エゾウラジロハナヒリノキ（ヒロハハナヒリノキ））、*Gaultheria adenothrix*（アカモノ（イワハゼ））、*Gaultheria pyroloides*（シラタマノキ（シロモノ））、*Rhododendron diversipilosum*（イシボシ（エゾイシボシ、カラフトイシボシ））、*Loiseleuria procumbens*（ベネズオウ）、*Monotropa hypopithys*（シャクジョウソウ）、*Monotropa uniflora*（キヘリョウソウモドキ（アキノキンリョウソウ））、*Monotropastrum humile*（キンリョウソウ）、*Orthilia secunda*（コイチヤクソウ）、*Phyllodoce caerulea* var. *caerulea*（エゾノツガザクラ（エゾツガザクラ））、*Phyllodoce nipponica* subsp. *tsugifolia*（ナガバツガザクラ）、*Pyrola alpina*（コバノイチヤクソウ）、*Pyrola asarifolia* subsp. *incarnata*（ベニバナイチヤクソウ）、*Pyrola faurieana*（カラフトイチヤクソウ）、*Pyrola japonica*（イチヤクソウ）、*Pyrola japonica* f. *subaphylla*（ヒメツバイチヤクソウ）、*Pyrola minor*（エゾイチヤクソウ）、*Pyrola nephrophylla*（マルバノイチヤクソウ（マルバイチヤクソウ））、*Pyrola renifolia*（シハヨウイチヤクソウ）、*Rhododendron albrechtii*（ムラサキヤシオツツジ（ムラサキヤシオ））、*Rhododendron aureum*（キバナシャクナゲ）、*Rhododendron brachycarpum* var. *brachycarpum*（ハクサンシャクナゲ）、*Rhododendron kaempferi* var. *kaempferi*（ヤマツツジ）、*Rhododendron pentandrum*（コヨウラクツツジ）、*Rhododendron tschonoskii* subsp. *tschonoskii*（コメツツジ）、*Therorhodion camtschaticum* var. *camtschaticum*（エゾツツジ）、*Vaccinium*

	hirtum var. *pubescens*（ウスヘラギキ）´ *Vaccinium japonicum* var. *japonicum*（アクシバ）´ *Vaccinium oldhamii*（ナンバゼミ）´ *Vaccinium ovalifolium* var. *alpinum*（ﾐﾈﾔﾏﾖﾂｸﾛｳｽﾞｺﾞ（ﾏﾙﾊﾞﾉﾖﾂｸﾛｳｽﾞｺﾞ））´ *Vaccinium ovalifolium* var. *ovalifolium*（ｸﾛｳｽﾞｺﾞ（ﾖﾂｸﾛｳｽﾞｺﾞ））´ *Vaccinium oxycoccos*（ｼﾙｺｹﾓﾓ）´ *Vaccinium praestans*（イワショウジョウ）´ *Vaccinium uliginosum*（クロマメノキ（ヒメクロマメノキ））´ *Vaccinium vitis-idaea*（コケモモ）
アカネ	*Galium boreale* var. *kamtschaticum*（ヨツバキヌタソウ）´ *Rubia chinensis* var. *glabrescens*（オオキヌタソウ）
リンドウ	*Gentiana triflora* var. *japonica*（ヨツバリンドウ（ヨツバオヤマリンドウを含む））´ *Gentianella amarella* subsp. *takedae*（オノエリンドウ）´ *Pterygocalyx volubilis*（ホンバショウルリンドウ（ホンバノショウルリンドウ））´ *Swertia bimaculata*（アケボノソウ）´ *Tripterospermum japonicum* var. *involubile*（テンガイコブシチ）
キョウチクトウ	*Tylophora aristolochioides*（オオカモメヅル）
ムラサキクサ	*Myosotis sylvatica*（ヨツバムラサキ）´ *Trigonotis guilielmii*（タチカメバソウ）
ヒルガオ	*Cuscuta japonica*（ネナシカズラ）
オオバコ	*Callitriche palustris* var. *palustris*（ﾐｿﾞﾊｺﾍﾞ）´ *Linaria japonica*（ウンラン）´ *Pennellianthus frutescens*（イワブクロ（タルマインウ））´ *Plantago camtschatica*（ヨツオオバコ）´ *Veronica americana*（ヨツノカワヂシャ）´ *Veronica schmidtiana* subsp. *schmidtiana*（キクバクワガタ）
シソ	*Ajuga ciliata* var. *villosior*（カイジンドウ）´ *Callicarpa japonica* var. *japonica*（ムラサキシキブ）´ *Chelonopsis moschata*（シャコウソウ）´ *Clerodendrum trichotomum* var. *trichotomum*（クサギ）´ *Comanthosphace japonica*（テンニンソウ）´ *Isodon inflexus*（ヤマハッカ）´ *Isodon trichocarpus*（クロバナヒキオコシ）´ *Scutellaria yezoensis*（ヨツナﾐｷ（エゾナﾐｷソウ´ オオナﾐｷソウ））´ *Teucrium teinense*（テイネニガクサ）´ *Thymus quinquecostatus* var. *quinquecostatus*（イブキジャコウソウ）´ *Tripora divaricata*（カリガネソウ）
ハエドクソウ	*Mimulus sessilifolius*（オオバﾐｿﾞﾎｵｽｷ）
ハマウツボ	*Pedicularis chamissonis*（ヨツバシオガマ（ヨツバシオガマ及びシロバナヨツバシオガマを含む）（キタヨツバシオガマ））´ *Pedicularis resupinata* subsp. *oppositifolia*（シオガマギク（ヒロードシオガマを含む））´ *Pedicularis yezoensis* var. *yezoensis*（エゾシオガマ）´ *Phacellanthus tubiflorus*（キヨスﾐｳｼﾎ）´ *Phtheirospermum japonicum*（コシオガマ）
キキョウ	*Adenophora pereskiifolia* var. *moiwana*（モイワシャジン）´ *Campanula chamissonis*（チシマギキョウ）´ *Campanula lasiocarpa*（イワギキョウ）´ *Codonopsis ussuriensis*（バアソブ）´ *Lobelia sessilifolia*（サワギキョウ）
ﾐﾂｶﾞｼﾜ	*Menyanthes trifoliata*（ﾐﾂｶﾞｼﾜ）´ *Nephrophyllidium crista-galli* subsp. *japonicum*（イワイチョウ）
キク	*Arnica unalaschcensis* var. *unalaschcensis*（ヨツウサギギク（ウサギギクを含む））´ *Artemisia arctica* subsp. *sachalinensis*（ヤマヨモギ）´ *Artemisia keiskeana*（イヌヨモギ）´ *Artemisia schmidtiana*（アサギリソウ）´ *Carpesium cernuum*（コヤブタバコ）´ *Cirsium yezoense*（サワアザﾐ）´ *Erigeron acris* var. *acris*（ヨツムカシヨモギ）´ *Erigeron thunbergii* subsp. *glabratus*（ﾐﾈﾔﾏｱｽﾏｷｸ）´ *Ixeridium alpicola*（タカネニガナ（クモマニガナを含む））´ *Lapsanastrum humile*（ヤブタビラコ）´ *Nemosenecio nikoensis*（サロベキク）´ *Parasenecio kamtschaticus* var. *bulbifer*（コモチﾐﾈｺｳﾓﾘ）´ *Picris hieracioides* subsp. *kamtschatica*（カンサイコウゾリナ）´ *Saussurea fauriei*（フォーリーアザﾐ）´ *Saussurea riederi* subsp. *yezoensis* var. *yezoensis*（ナガバキタアザﾐ）´ *Saussurea yanagisawae* var. *yanagisawae*（ウスユキトウヒレン（ユキバトウヒレンを含む））（タカネキタアザﾐ´ オオタカネキタアザﾐ´ ホンバヨツバヒゴタイ´ ユキバタカネキタアザﾐ））´ *Sigesbeckia glabrescens*（コメナモﾐ）´ *Solidago virgaurea* subsp. *leiocarpa* var. *leiocarpa*（ﾐﾈﾔﾏｱｷﾉﾈﾝﾎﾞｳ（コガネギク））´ *Taraxacum venustum*（ヨツタンポポ（オダサクムタンポポを含む））´ *Tephroseris kawakamii*（ﾐﾈﾔﾏｵｸﾞﾙﾏ）´ *Xanthium strumarium* subsp. *sibiricum*（オナモﾐ）
ガマズミ	*Viburnum koreanum*（ヒロハガマズﾐ）
スイカズラ	*Linnaea borealis*（リンネソウ）´ *Lonicera alpigena* subsp. *glehnii*（ヨツヒヨウタンボク）´ *Lonicera caerulea* subsp. *edulis*（ケヨノﾐ）´ *Lonicera caerulea* subsp. *edulis* var. *emphyllocalyx*（クロﾐﾉｳｳｲｽｶｽﾗ）´ *Lonicera chamissoi*（チシマヒヨウタンボク）´ *Macrodiervilla middendorffiana*（ウコンウツギ）´ *Patrinia gibbosa*（マルバキンレイカ）´ *Patrinia scabiosifolia*（オﾐﾅエシ）´ *Patrinia sibirica*（チシマキンレイカ（タカネオﾐﾅエシ））´ *Weigela hortensis*（タニウツギ）
ウコギ	*Oplopanax japonicus* var. *japonicus*（ハリブキ）
セリ	*Angelica acutiloba* subsp. *iwatensis*（ﾐﾈﾔﾏﾄｳｷ）´ *Peucedanum multivittatum*（ハクサンボウフウ）´ *Peucedanum multivittatum* f. *dissectum*（キレハノハクサンボウフウ）´ *Tilingia ajanensis* var. *ajanensis*（シラネニンジン）

34　慶良間諸島国立公園の34を次のように改める。

科名	種名
イワヒバ	*Selaginella tamariscina*（イワヒバ）
マツバラン	*Psilotum nudum*（マンバラン）
サンショウモ	*Azolla pinnata* subsp. *asiatica*（アカウキクサ）
デンジソウ	*Marsilea minuta*（ナンゴクデンジソウ）
ぐコ	*Cyathea lepifera*（ヒカゲぐコ（モリぐコ））
ホングウシダ	*Lindsaea ensifolia*（イヌイノモトソウ）´ *Lindsaea javanensis*（サンカクホングウシダ（ﾐﾈﾔﾏヨダウチホングウシダ））
イノモトソウ	*Ceratopteris thalictroides*（ﾐｽﾞｳﾗﾋﾞ）´ *Onychium japonicum*（タチシノブ（カンシノブ´ ヨチゼンシノブ））
コバノイシカグマ	*Hypolepis punctata*（イワヒメワラビ）
オシダ	*Arachniodes dimorphophylla*（ボサキカナワラビ）
ウラボシ	*Lepisorus thunbergianus*（ツキシノブ（ﾐﾈｶﾜﾉｷｼﾉﾌﾞ´ フジノキシノブ））´ *Lepisorus uchiyamae*（コウラボシ）´ *Microsorum scolopendria*（オキナワウラボシ）
ヒノキ	*Juniperus taxifolia* var. *lutchuensis*（オキナワハイネズ（オオシマハイネズ））
ドクダミ	*Saururus chinensis*（ハンゲショウ（カタシログサ））
クスノキ	*Cassytha pergracilis*（イトマスナツル）´ *Cinnamomum doederleinii* var. *pseudodaphnoides*（ケシバニッケイ）
トチカガﾐ	*Blyxa echinosperma*（スブタ（ナガバスブタ´ コスブタ´ ナガヒゲﾐスブタ））´ *Najas minor*（トリゲモ）´ *Ottelia alismoides*（ﾐｽﾞｵﾊﾞｺ（オオﾐｽﾞｵﾓﾀﾞﾊﾞｺ´ マルバノﾐｽﾞｵﾓﾀﾞﾊﾞｺ））
ヒルムシロ	*Potamogeton distinctus*（ヒルムシロ）
ホンゴウソウ	*Sciaphila secundiflora*（ウエマツソウ（トキヒサソウ´ ムニンホンゴウソウ））

Lilium longiflorum（テッポウユリ）
Amitostigma lepidum（オキナワチドリ）、*Calanthe triplicata*（ツルラン）、*Eulophia graminea*（オキナワイモネヤガラ（エダウチヤガラ））、*Eulophia zollingeri*（イモネヤガラ（タイワンヤガラ））、*Geodorum densiflorum*（トサカメオトラン）、*Goodyera hachijoensis* var. *matsumurana*（カゴメラン）、*Goodyera procera*（キンギンソウ）、*Habenaria dentata*（ダイサギソウ（シマサギソウ、トウホサギソウ））、*Herminium lanceum*（ムカゴソウ）、*Liparis formosana* var. *formosana*（ユウコクラン）、*Luisia teres*（ボウラン（タネガシマボウラン））、*Peristylus formosanus*（タカサゴサギソウ（タコガタサギソウ、コビトサギソウ））、*Phaius tankervilleae*（カクチョウラン（カクラン））、*Zeuxine gracilis* var. *tenuifolia*（ヤンバルキヌラン）
Crinum asiaticum var. *japonicum*（ハマオモト（ハマユウ））
Commelina communis var. *communis*（ツユクサ（ツキクサ、ボウシバナ））、*Commelina communis* var. *ludens*（ホソバツユクサ）、*Commelina paludosa*（ナンバンツユクサ（オオバツユクサ））
Monochoria vaginalis var. *vaginalis*（コナギ）
Typha domingensis（ヒメガマ）
Juncus decipiens（イグサ（イ、トウシンソウ））、*Juncus krameri*（タチコウガイゼキショウ）
Carex fibrillosa（ハマアオスゲ（スナスゲ））、*Carex pumila*（コウボウシバ）、*Carex scabrifolia*（シオクグ（ハマクグ））、*Carex tenuior*（コバケイスゲ）、*Cladium jamaicense* subsp. *chinense*（ヒトモトススキ（シシキリガヤ））、*Cyperus javanicus*（オニクグ）、*Cyperus nutans* var. *subprolixus*（ヒメホウキガヤツリ（ヒナホウキガヤツリ））、*Eleocharis dulcis*（イヌクログワイ）、*Fimbristylis cymosa* var. *umbellatocapitata*（タマテンツキ）、*Fimbristylis ovata*（ヤリテンツキ）、*Fimbristylis sieboldii* subsp. *sieboldii*（イソヤマテンツキ（アジンコートテンツキ））、*Fimbristylis sieboldii* subsp. *anpinensis*（シマテンツキ（アンピンテンツキ））、*Schoenus apogon*（ノグサ（ヒゲクサ））、*Schoenus falcatus*（オオヒゲクサ）
Aristida takeoi（オオマツバシバ）、*Capillipedium kwashotense*（カショウブラススキ）、*Digitaria heterantha*（フタマタメヒシバ）、*Digitaria leptalea*（イトメヒシバ（タイワンイトメヒシバ））、*Eriachne armitti*（イゼナガヤ）、*Leersia hexandra*（タイワンアシカキ）、*Miscanthus condensatus*（ハチジョウススキ）、*Pennisetum sordidum*（シマチカラシバ）、*Spinifex littoreus*（ツキイゲ）、*Sporobolus huncii*（ヒメネズミノオ）、*Zoysia macrostachya*（オニシバ）
Ceratophyllum demersum（マツモ（キンギョモ））
Cocculus orbiculatus（ホウザンツヅラフジ）
Buxus liukiuensis（オキナワツゲ（ケナシオキナワツゲ））
Sedum formosanum（ハママンネングサ（シママンネングサ、タカサゴマンネングサ））
Caesalpinia bonduc（シロツブ）、*Caesalpinia major*（ハスノミカズラ）、*Christia obcordata*（ホオズキハギ）、*Indigofera trifoliata*（ミツバノコマツナギ（ナハエボシグサ））、*Lotus taitungensis*（シロバナミヤコグサ（シロバナノミヤコグサ、アマミエボシグサ））、*Maackia tashiroi*（シマエンジュ）、*Sophora tomentosa*（イソフジ）、*Vigna minima* var. *minor*（ヒナアズキ（コバノツルアズキ、ヒメハマアズキ））
Polygala polifolia（シンチクヒメハギ）
Osteomeles anthyllidifolia var. *subrotunda*（テンノウメ（イソザンショウ））
Colubrina asiatica（ヤエヤマハマナツメ）
Boehmeria densiflora（ヤナギバモクマオ（モクマオ、ヤナギヤブマオ））
Kandelia obovata（メヒルギ（リュウキュウコウガイ））
Croton cascarilloides（グンモドキ（チャンカニー））、*Euphorbia jolkinii*（イワタイゲキ）
Scolopia oldhamii（トゲイヌツゲ）
Pemphis acidula（ミズガンピ（ミズハギ））
Dodonaea viscosa（ハウチワノキ（ヒロハハウチワノキ））
Zanthoxylum beecheyanum var. *alatum*（ヒレザンショウ）
Thespesia populnea（サキシマハマボウ（シマアオイ、トウユウナ））
Balanophora tobiracola（キイレツチトリモチ）
Korthalsella japonica（ヒノキバヤドリギ）
Limonium wrightii var. *arbusculum*（イソマツ（ムラサキイソマツ））、*Limonium wrightii* var. *wrightii*（キバナイソマツ（ウコンイソマツ））
Drosera spathulata（コモウセンゴケ）
Blutaparon wrightii（イソフサギ）
Sesuvium portulacastrum（ミルスベリヒユ（ハマスベリヒユ、ハマミズナ））
Boerhavia glabrata（ナハカノコソウ）
Portulaca okinawensis var. *okinawensis*（オキナワマツバボタン）
Barringtonia racemosa（サガリバナ（サワフジ））
Eurya emarginata var. *emarginata*（ハマヒサカキ（オオバハマヒサカキ））
Mitrastemon yamamotoi（ヤッコソウ（タイワンヤッコソウ、ヒシガタヤッコソウ））
Monotropastrum humile（ギンリョウソウ（マルミノギンリョウソウ、コギンリョウソウ））、*Rhododendron scabrum*（ケラマツツジ（カザンジマ、トウツツジ））、*Rhododendron tashiroi* var. *tashiroi*（サクラツツジ）
Hedyotis verticillata（ヒロハケニオイグサ）、*Morinda citrifolia*（ヤエヤマアオキ（ハテルマアオキ、ムガクヤエヤマアオキ））
Swertia tashiroi（ヘツカリンドウ）
Hoya carnosa（サクララン）、*Tylophora matsumurae*（ヒメイヨカズラ）
Cynoglossum lanceolatum var. *formosanum*（タイワンルリソウ（シマスナビキソウ））
Calystegia soldanella（ハマヒルガオ）、*Ipomoea imperati*（アツバアサガオ）
Tubocapsicum anomalum var. *obtusum*（マルバハダカホオズキ）
Callitriche palustris var. *palustris*（ミズハコベ（ナガバアワゴケ、ミギワハコベ、チョウセンアワゴケ））、*Veronica javanica*（ハマクワガタ（イシガキグサ））、*Veronica polita* subsp. *lilacina*（イヌノフグリ）、*Veronica sieboldiana*（ハマトラノオ（カントラノオ））
Ajuga pygmaea（ヒメキランソウ）
Microcarpaea minima（スズメハコベ（スズメノハコベ））
Adenophora triphylla var. *triphylla*（サイヨウシャジン（ナガサキシャジン））
Artemisia capillaris（カワラヨモギ）、*Artemisia japonica*（オトコヨモギ）、*Crossostephium chinense*（モクビャクコウ（モクビャッコウ））、*Eupatorium lucbuense* var. *lucbuense*（シマフジバカマ）、*Melanthera prostrata*（ネコノシタ（ハマグルマ））、*Melanthera robusta*（オオハマグルマ）
Viburnum suspensum（ゴモジュ）
Glehnia littoralis（ハマボウフウ）

イラクサ
ヒルギ
トウダイグサ
ヤナギ
ミソハギ
ムクロジ
ミカン
アオイ
ツチトリモチ
ビャクダン
イソマツ
モウセンゴケ
ヒユ
ハマミズナ
オシロイバナ
スベリヒユ
サガリバナ
サカキ
ヤッコソウ
ツツジ
アカネ
リンドウ
キョウチクトウ
ムラサキ
ヒルガオ
ナス
オオバコ
シソ
ハエドクソウ
キキョウ
キク
ガマズミ
セリ

マツモ
ツヅラフジ
ツゲ
ベンケイソウ
マメ
ヒメハギ
バラ
クロウメモドキ

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

令和６年度国土交通省共済組合の決算に関する公告

令和７年７月22日

東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省共済組合

1　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	5,734	流動負債	897
		固定負債	3,864
		剰余金	973
合計	5,734	合計	5,734

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	53,826	経常収益	54,745
特別損失	36	特別利益	19
当期利益金	902		
合計	54,764	合計	54,764

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	247	流動負債	75
固定資産	42	固定負債	1
		剰余金	213
合計	289	合計	289

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	128	経常収益	135
当期利益金	7		
合計	135	合計	135

3　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	230	流動負債	65
固定資産	17	固定負債	19
		剰余金	163
合計	247	合計	247

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	1,345	経常収益	1,358
当期利益金	13	特別利益	0
合計	1,358	合計	1,358

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	83	流動負債	9
固定資産	1	固定負債	3
		剰余金	72
合計	84	合計	84

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	73	経常収益	58
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	15
合計	73	合計	73

5　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	5,290	流動負債	130,789
固定資産	130,559	固定負債	1
		剰余金	5,059
合計	135,849	合計	135,849

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	446	経常収益	796
当期利益金	353	特別利益	3
合計	799	合計	799

6　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	16,735	流動負債	26
固定資産	3,703	固定負債	95
		剰余金	20,317
合計	20,438	合計	20,438

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	428	経常収益	224
特別損失	0	特別利益	3
		当期損失金	201
合計	428	合計	428

7　財形経理

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	0	固定負債	52
固定資産	52	剰余金	0
合計	52	合計	52

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	0	経常収益	0
当期利益金	0		
合計	0	合計	0

令和６年度　日本放送協会　貸借対照表及び損益計算書

令和６年度貸借対照表及び損益計算書を公告いたします。
なお、詳細につきましては、当協会のホームページ（nhk.jp）をご覧ください。

令和７年７月22日　日本放送協会

貸　借　対　照　表

令和７年３月31日現在

（協会全体）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		91,840,037	
受信料未収金	11,156,598		
未収受信料欠損引当金	△ 7,219,000	3,937,598	
有価証券		349,999,851	
番組勘定		7,022,466	
前払費用		3,993,381	
未収金		8,384,506	
未収消費税等		1,301,373	
その他の流動資産		13,511,003	
流動資産合計		479,990,219	37.9
固定資産			
有形固定資産			
建物	400,000,954		
減価償却累計額	△ 254,443,682	145,557,272	
構築物	190,449,526		
減価償却累計額	△ 139,051,693	51,397,832	
機械及び装置	776,405,207		
減価償却累計額	△ 686,540,992	89,864,215	
車両及び運搬具	8,704,431		
減価償却累計額	△ 8,057,053	647,377	
器具	10,978,052		
減価償却累計額	△ 8,003,552	2,974,499	
土地		54,053,689	
建設仮勘定		140,224,744	
有形固定資産合計		484,719,632	38.3
無形固定資産			
無形固定資産		16,294,246	
無形固定資産合計		16,294,246	1.3
出資その他の資産			
長期保有有価証券		115,291,531	
出資		12,753,075	
関係会社出資	12,199,775		
その他の出資	553,300		
長期前払費用		867,724	
前払年金費用		18,775,521	
その他の出資その他の資産		3,103,647	
出資その他の資産合計		150,791,501	11.9
固定資産合計		651,805,379	51.5
特定資産			
建設積立資産		134,869,495	
特定資産合計		134,869,495	10.6
資産合計		1,266,665,094	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		100,655,634	
未払費用		27,378,503	
受信料前受金		129,784,135	
短期リース債務		108,587	
その他の流動負債		1,788,032	
流動負債合計		259,714,893	20.5
固定負債			
退職給付引当金		131,570,243	
役員退任引当金		144,990	
国際催事放送権料引当金		36,140,106	
長期リース債務		17,236	
その他の固定負債		10,431,647	
固定負債合計		178,304,223	14.1
負債合計		438,019,117	34.6

科目	内訳	金額	構成比
（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		514,439,718	
剰余金		314,042,882	
建設積立金		134,869,495	
還元目的積立金		137,522,706	
繰越剰余金		41,650,680	
純資産合計		828,645,976	65.4
負債純資産合計		1,266,665,094	100.0

（一般勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		91,591,855	
受信料未収金	11,156,598		
未収受信料欠損引当金	△ 7,219,000	3,937,598	
有価証券		349,999,851	
番組勘定		7,022,466	
前払費用		3,980,305	
受託業務等勘定短期貸付金		67,085	
未収金		7,448,904	
未収消費税等		1,241,428	
その他の流動資産		13,511,003	
流動資産合計		478,800,499	37.8
固定資産			
有形固定資産			
建物	400,000,954		
減価償却累計額	△ 254,443,682	145,557,272	
構築物	190,449,526		
減価償却累計額	△ 139,051,693	51,397,832	
機械及び装置	776,405,207		
減価償却累計額	△ 686,540,992	89,864,215	
車両及び運搬具	8,704,431		
減価償却累計額	△ 8,057,053	647,377	
器具	10,968,102		
減価償却累計額	△ 7,998,909	2,969,193	
土地		54,053,689	
建設仮勘定		140,224,744	
有形固定資産合計		484,714,325	38.3
無形固定資産			
無形固定資産		16,294,246	
無形固定資産合計		16,294,246	1.3
出資その他の資産			
長期保有有価証券		115,291,531	
出資		12,753,075	
関係会社出資	12,199,775		
その他の出資	553,300		
長期前払費用		867,572	
前払年金費用		18,775,521	
その他の出資その他の資産		3,095,944	
出資その他の資産合計		150,783,645	11.9
固定資産合計		651,792,217	51.5
特定資産			
建設積立資産		134,869,495	
特定資産合計		134,869,495	10.7
資産合計		1,265,462,212	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		99,505,973	
未払費用		27,378,503	
受信料前受金		129,784,135	
短期リース債務		106,398	
その他の流動負債		1,740,663	
流動負債合計		258,515,674	20.4
固定負債			
退職給付引当金		131,570,243	
役員退任引当金		144,990	
国際催事放送権料引当金		36,140,106	
長期リース債務		13,588	
その他の固定負債		10,431,632	
固定負債合計		178,300,560	14.1
負債合計		436,816,235	34.5

（純資産の部）			
資本			
承継資本		163,375	
固定資産充当資本		514,439,718	
剰余金		314,042,882	
建設積立金		134,869,495	
還元目的積立金		137,522,706	
繰越剰余金		41,650,680	
純資産合計		828,645,976	65.5
負債純資産合計		1,265,462,212	100.0

注　繰越剰余金416億5,068万円は、全額、翌年度以降の財政安定のための繰越金であります。

（有料インターネット活用業務勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
現金及び預金		248,181	
前払費用		13,076	
未収金		859,197	
未収消費税等		47,501	
流動資産合計		1,167,957	98.9
固定資産			
有形固定資産			
器具	9,949		
減価償却累計額	△ 4,643	5,306	
有形固定資産合計		5,306	
その他の資産			
長期前払費用		151	
その他の資産		7,703	
その他の資産合計		7,855	
固定資産合計		13,161	1.1
資産合計		1,181,119	100.0
（負債の部）			
流動負債			
未払金		1,149,644	
短期リース債務		2,188	
その他の流動負債		25,623	
流動負債合計		1,177,456	99.7
固定負債			
長期リース債務		3,648	
その他の固定負債		14	
固定負債合計		3,662	0.3
負債合計		1,181,119	100.0
（純資産の部）			
資本			
剰余金		—	
繰越剰余金		—	
純資産合計		—	—
負債純資産合計		1,181,119	100.0

（受託業務等勘定）

科目	内訳	金額	構成比
	千円	千円	%
（資産の部）			
流動資産			
未収金		76,405	
未収消費税等		12,443	
流動資産合計		88,848	100.0
資産合計		88,848	100.0
（負債の部）			
流動負債			
一般勘定短期借入金		67,085	
未払金		16	
その他の流動負債		21,745	
流動負債合計		88,848	100.0
負債合計		88,848	100.0

（純資産の部）		
資本		
剰余金	—	
繰越剰余金	—	
純資産合計	—	—
負債純資産合計	88,848	100.0

損　益　計　算　書

令和６年４月１日から
令和７年３月31日まで

（協会全体）

科目		金額	
			千円
経常事業収支	経常事業収入		612,543,671
	受信料	595,803,703	
	交付金収入	3,899,605	
	放送番組等有料配信収入	6,540,019	
	副次収入	5,037,404	
	受託業務等収入	1,262,937	
	経常事業支出		655,230,521
	国内放送費	329,126,572	
	国際放送費	19,839,023	
	国内放送番組等配信費	11,535,113	
	国際放送番組等配信費	2,479,129	
	放送番組等有料配信費	4,440,146	
	受託業務等費	109,235	
	契約収納費	41,588,206	
	受信対策費	732,928	
	広報費	6,999,604	
	調査研究費	6,590,799	
	給与	109,797,961	
	退職手当・厚生費	33,434,827	
	共通管理費	18,950,717	
	減価償却費	63,991,208	
	未収受信料欠損償却費	5,615,045	
	経常事業収支差金		△ 42,686,849
経常外事業収支	経常事業外収入		9,752,916
	財務収入	4,879,182	
	雑収入	4,873,734	
	経常事業外収支差金		9,752,916
経常収支差金			△ 32,933,933
特別収支	特別収入		824,898
	固定資産売却益	700,767	
	固定資産受贈益	104,234	
	その他の特別収入	19,896	
	特別支出		12,825,366
	固定資産売却損	12,031	
	固定資産除却損	946,486	
	その他の特別支出	11,866,849	
当期事業収支差金			△ 44,934,401

当期事業収支差金		△ 44,934,401
事業収支剰余金	△ 44,934,401	

（一般勘定）

科目		金額	
			千円
経常事業収支	経常事業収入		607,562,219
	受信料	595,803,703	
	交付金収入	3,899,605	
	副次収入	7,858,909	
	経常事業支出		650,249,060
	国内放送費	329,126,572	
	国際放送費	19,839,023	
	国内放送番組等配信費	11,535,113	
	国際放送番組等配信費	2,479,129	
	契約収納費	41,588,206	
	受信対策費	732,928	
	広報費	6,814,026	
	調査研究費	6,590,799	
	給与	109,680,614	
	退職手当・厚生費	33,404,160	
	共通管理費	18,854,222	
	減価償却費	63,989,218	
	未収受信料欠損償却費	5,615,045	
	経常事業収支差金		△ 42,686,841

経常収支外事業	経常事業外収入		9,752,908
	財務収入	4,879,182	
	雑収入	4,873,726	
	経常事業外収支差金		9,752,908
経常収支差金			△ 32,933,933
特別収支	特別収入		824,898
	固定資産売却益	700,767	
	固定資産受贈益	104,234	
	その他の特別収入	19,896	
	特別支出		12,825,366
	固定資産売却損	12,031	
	固定資産除却損	946,486	
	その他の特別支出	11,866,849	
当期事業収支差金			△ 44,934,401

当期事業収支差金		△ 44,934,401
事業収支剰余金	△ 44,934,401	

（有料インターネット活用業務勘定）

科目		金	額
			千円
経常事業収支	経常事業収入		6,540,019
	放送番組等有料配信収入	6,540,019	
	経常事業支出		5,638,672
	放送番組等有料配信費	5,206,217	
	広報費	185,577	
	給与	117,346	
	退職手当・厚生費	30,667	
	共通管理費	96,872	
	減価償却費	1,989	
	経常事業収支差金		901,347
経常収支外事業	経常事業外収入		7
	雑収入	7	
	経常事業外収支差金		7
経常収支差金			901,355
当期事業収支差金			901,355

当期事業収支差金		901,355
一般勘定への繰入れ	901,355	

（受託業務等勘定）

科目		金	額
			千円
経常事業収支	経常事業収入		1,262,937
	受託業務等収入	1,262,937	
	経常事業支出		1,039,748
	受託業務等費	1,039,748	
	経常事業収支差金		223,188
当期事業収支差金			223,188

当期事業収支差金		223,188
一般勘定への繰入れ	223,188	

公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

令和７年７月22日　　株式会社日本政策金融公庫　代表取締役総裁　田中　一穂

廃止する場所　神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番７号　株式会社日本政策金融公庫横浜西口支店国民生活事業内

新設する場所　神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号　株式会社日本政策金融公庫横浜中央支店国民生活事業内

税理士証票無効公告

令和７年６月27日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和７年６月27日　　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
17071	菱村　和彦	317880	7. 4.18
18927	須藤　良人	308204	7. 5.26
25376	中込　正巳	363196	7. 6.18
30263	大城　眞徳	389086	3.12.31
44102	榊原　啓士	423924	7. 6.12
48297	鈴木　宏尚	370829	7. 1. 5
72052	原　　俊	350755	6.12.31
73484	大矢　三枝	386421	7. 6.20
74086	河井　博之	363560	7. 5.20
80398	本田　浩二	282929	7. 4.26
83693	種稲　一雄	410857	7. 5.31
84505	矢嶋　牧美	407778	4. 6. 1
98685	髙橋　　清	490598	6.10.31
101700	浅野　雅史	494217	7. 5. 1
101987	石田　和久	425742	7. 5. 6
103865	水本　禎典	304721	7. 3.21
104499	田中　　完	288362	7. 6. 6
104841	木村　智行	486144	7. 6. 4
105103	宇坪　隆夫	363057	7. 5.30
105676	西島　直人	436960	7. 5.30
107080	髙田　重夫	364062	7. 6.12
108283	南條由美子	307630	7. 3.27
117219	山﨑　友揮	397003	7. 6.10
117660	武田　朋之	462868	7. 5.21
121219	小坂　亮太	422667	7. 6. 1
122384	江口　一敏	383025	7. 4.15
122454	永江　将典	480993	7. 3.31
124618	山田　勝也	414388	7. 4.30
125023	平澤伊佐男	348589	7. 6. 9
125987	髙城　直樹	480424	7. 5. 1
127221	吉田　昌平	446531	7. 5.29
128377	土橋　道章	418058	7. 6. 6
128734	安川　隆浩	389434	7. 1.31
128741	反町　公太	439806	7. 6.18
134090	成生　憲治	385864	7. 6.12

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

北海道網走市南七条西一丁目一番地四ハイムＣＭＳ三〇一号室

株式会社セントラルメデカルサービス

代表清算人　祖母井里重子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

札幌市清田区清田九条三丁目二―二三

合同会社コンフォレント

清算人　石田　希

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

北海道虻田郡留寿都村字留寿都一二七番地一九一

一般社団法人留寿都村ふるさと振興公社

代表清算人　白井　晴美

解散公告

当法人は、令和七年六月十五日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

札幌市中央区南八条西二丁目五―七四市民活動プラザ星園四〇五号室

特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会

清算人　池内　勝治

解散公告

当法人は、令和七年六月十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

岩手県盛岡市南青山町一六番二四号

特定非営利活動法人精神保健を考えるいわての会

清算人　山口みどり

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

仙台市宮城野区銀杏町二番六号

仙台鋼材株式会社

代表清算人　藤井冨士男

解散公告

当法人は、令和七年六月二十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

秋田市茨島二丁目九番三五号

一般社団法人あきた太陽光発電協会

代表清算人　佐藤　伸

解散公告

当社は、令和七年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

山形県上山市美咲町二丁目一番九五号

エコランチファクトリー上山株式会社

代表清算人　浮穴　浩一

解散公告

当法人は、令和七年六月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

福島県福島市置賜町一番二九号

一般社団法人福島県チャイルドライン推進協議会　代表清算人　野田まゆみ

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

福島県南会津郡南会津町田島字谷地甲六九番地二

有限会社ツボイ

清算人　壷井　孝一

解散公告

当社は、令和七年五月十七日開催の株主総会の決議により同年五月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

茨城県水戸市千波町一八四二番地

有限会社井沢工業

代表清算人　井沢　**隆**

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町六九〇二番地の二

株式会社マルイシ水産

代表清算人　関根　康夫

解散公告

当社は、令和七年七月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

埼玉県蕨市中央三丁目一五番八号

株式会社となり

代表清算人　鈴木　聡

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

千葉県木更津市中央三丁目一〇番六号

有限会社長栄

清算人　出口　純一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

千葉県八街市勢田字瀬田入八二一番地一

株式会社かしの木建材

代表清算人　黒川　靖彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

千葉県木更津市畑沢南四―一二―二五

大栄海運合同会社

清算人　中原　敏文

解散公告

当法人は、令和七年五月二十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

千葉県柏市東中新宿三丁目六番一号

コバテック株式会社

代表清算人　小林　哲夫

解散公告

当社は、令和七年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。尚、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

千葉県千葉市稲毛区稲毛三丁目八番三三―一号

PowerLution Japan株式会社

代表清算人　張本　盛

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年六月二十七日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

千葉県千葉市稲毛区稲毛三丁目八番三三―一号

PowerLution Japan株式会社

代表清算人　張本　盛

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都港区虎ノ門一丁目一番一一号マスダビル五階Ａ号室

ミティアンファンド1号合同会社

清算人　カタリスト・インベストメント・グループ株式会社

職務執行者　内田　昌彦

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

ソーラーデメルホールディングス一般社団法人　代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年六月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

ソーラーデメル合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都葛飾区金町三丁目二一番一二号

特定非営利活動法人東京ひがし成年後見サポートセンター　清算人　髙木奈央美

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内

ソーラーロイズホールディングス一般社団法人　代表清算人　出澤　貴人

解散公告

当社は、令和七年六月三十日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ税理士法人内　ソーラーロイズ合同会社

清算人　出澤　貴人

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都渋谷区渋谷一丁目八番一号第三西青山ビル　一般社団法人ＣＳＶ推進協会

清算人　清見　征一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号渋谷ヒカリエ　合同会社ＳＣＬキャピタル

清算人　上田　裕史

解散公告

当会社は、令和七年六月三十日をもって解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都港区芝一丁目一五番地の七クレイシア三田七〇一号　Ａｌｅｘ株式会社

代表清算人　谷本莉梨子

解散公告

当社は、令和七年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都町田市森野二丁目三〇番一〇号　株式会社町田不動産会館

代表清算人　松永　磨章

解散公告

当社は、令和七年七月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都台東区東上野二丁目七番五号偕楽ビル六Ｆ　オキアケポ株式会社

代表清算人　藤城　有哉

解散公告

当社は、令和七年四月三十日付けの株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区日本橋二丁目一番一四号日本橋加藤ビルディング六階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内　妻神工業株式会社

代表清算人　天間　敏幸

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都世田谷区玉川三丁目一番一八号　株式会社ヴェクティ・ジャパン

代表清算人　島崎　禎聡

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年七月十八日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階　丸の内ワン特定目的会社

代表清算人　ベネット佳恵子

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年七月十八日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階　丸の内ワン特定目的会社

代表清算人　ベネット佳恵子

解散公告

当社は、令和七年七月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都練馬区豊玉北四丁目五番一六号桜台武蔵野マンション四〇三　株式会社ファニー

代表清算人　上松　彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都豊島区池袋本町一丁目二五番一〇号　有限会社エム．アイ．イー．コーポレーション

清算人　張　雪峰

解散公告

当社は、令和七年六月十四日開催の臨時株主総会の決議により令和七年六月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区日本橋一丁目二番一九号　西日本機器鋼業株式会社

代表清算人　藤本　勝文

解散公告

当社は、令和七年六月十日開催の株主総会の決議により解散致しましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

尚、右期間内にお申し出が無い時には清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都江戸川区西小岩一丁目二七番九号　有限会社日本メディカルバンク

代表清算人　黒川　博史

解散公告

当社は、令和七年七月十八日開催の臨時株主総会決議により同日解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都千代田区神田練塀町三番地　株式会社Ｎｉｎｊａｓｔａｒｓ

代表清算人　仙波　亨

代表清算人　星野　天希

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中野区南台三丁目一二番一〇号扶桑ハイツ中野南台一一二　株式会社ａｒｏｕｎｄ

代表清算人　田中　素春

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都千代田区麹町三丁目五番二号

一般社団法人ワゲン医療・福祉グループ

代表清算人　飯村　芳樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都葛飾区小菅一丁目二六番一号

有限会社鍋島電気商会

清算人　鍋島　富雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社築地ホテル運営

清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区新川一丁目二二番一一号

株式会社情報興業サプライズ

代表清算人　斎藤幸二郎

解散公告

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区京橋一丁目一一番一号

一般社団法人ＡＦ17

代表清算人　中尾　篤史

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都中央区京橋一丁目一一番一号

ＡＦ17合同会社

清算人　中尾　篤史

解散公告

当社は、令和七年七月十八日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

Ａｌｆａ特定目的会社

代表清算人　粟国　正樹

解散公告

当社は、令和七年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷二丁目九番二四号

有限会社高田クリーニング

清算人　高田　修

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年六月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

横浜市港北区新横浜二丁目二番地の一五

株式会社トリニティ

代表清算人　石井　雅人

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号横浜ブルーアベニュー十二Ｆ

株式会社Ｇｏｌｄ　Ｃａｔｓ

代表清算人　土肥　孝徳

解散公告

当法人は、令和七年五月十九日開催の社員総会の決議により令和七年七月一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

新潟県東蒲原郡阿賀町豊実乙一〇三六番地

特定非営利活動法人コスモ夢舞台

清算人　小宮　和巳

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

新潟県新潟市中央区西馬越七―一八

株式会社三和住設エネルギー

代表清算人　野上　博夫

解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

新潟県東蒲原郡阿賀町津川四九六番地一

奥阿賀バイオマス発電株式会社

代表清算人　田部　一男

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

富山県魚津市大字大光寺町二五一一番地

千田建設株式会社

代表清算人　千田　智子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

富山市水橋平塚四四番地

有限会社クボタ電設

清算人　久保田由春

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

福井県越前市塚町二七字三番一

有限会社塚町第一商業開発

清算人　片岡　博喜

解散公告

当社は、令和七年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

長野県大町市平二八八四番地一三

株式会社竹乃家

代表清算人　碓井　康平

解散公告

当法人は、令和七年三月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢一七番地八

特定非営利活動法人織り成す軽井沢

清算人　鴨崎　貴泰

解散公告

当社は、令和七年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

静岡県伊豆の国市長岡一〇九八番地の二二

株式会社ＰＯＰ

代表清算人　杉山　侑大

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

静岡市葵区瀬名中央四丁目三番八号

有限会社綜合電器のイシイ

清算人　石井　勝治

解散公告

当社は、令和七年五月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

静岡市葵区瀬名中央四丁目三番八号

有限会社カナテック

清算人　金森　弘春

解散公告

当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

愛知県名古屋市瑞穂区十六町二丁目七八番地四

株式会社サンコーポレーション

代表清算人　安井久美子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

愛知県岡崎市河原町一〇番地六

株式会社ケイシステックニジューサン

代表清算人　加藤　博史

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

愛知県一宮市北園通六丁目二番地

株式会社エヌエフシー

代表清算人　中村　文子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

滋賀県東近江市桜川東町五三八番地

有限会社堀製作所

清算人　堀　富夫

解散公告

当法人は、令和七年四月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

京都市下京区本燈籠町二九―三

一般社団法人ぽのっく

代表清算人　塩山　匡嗣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大阪府門真市幸福町二一番地一

合同会社デジヤク

清算人　山崎　照夫

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大阪市中央区天満橋京町一丁目二七番ファラン天満橋三三号室

株式会社ＳＯＬＩＯ

代表清算人　今井　紀明

解散公告

当社は、令和七年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大阪府八尾市二俣二丁目二二番地

新寿サービス株式会社

代表清算人　藤川　宜己

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大阪市中央区淡路町二丁目五番八号

株式会社プロジェクトタオ

代表清算人　中西　寧

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大阪市住之江区浜口東三丁目一〇番二〇号

株式会社横井工務店

代表清算人　横井　正治

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大阪市住之江区南港南五丁目二番一〇〇号

株式会社プロパックハウス

代表清算人　石田　憲治

第百回六代議員会審議結果公告

令和七年六月二十七日（金）、全社協・灘尾ホール（新霞が関ビル）において開催した第百六回代議員会における審議結果は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

日本赤十字社

記

第一号議案　役員の選出について

社長、副社長二名及び監事一名が次のとおり選出されました。

社長　鈴木　清家

副社長　筒井　俊彦

副社長　義信　篤

監事　西島　秀一

第二号議案　令和六年度事業報告及び収支決算の承認について

原案のとおり議決されました。

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大阪市此花区伝法五―一―二四―一三〇二

合同会社ナカシー

清算人　川﨑　由稀

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大阪府枚方市上島町二番地五ＧＡＬＡ枚方ビル三Ｆ

株式会社ＫＳ

代表清算人　大西　善之

解散公告

当社は、令和七年五月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

兵庫県明石市二見町西二見駅前三丁目八六番地

株式会社ｉＶＥＮＴＩＡ

代表清算人　梅原　慈人

解散公告

当法人は、令和七年六月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

兵庫県姫路市広畑区蒲田三八三番地三

一般社団法人児童養護応援団ともに

代表清算人　河野　清志

解散公告

当社は、令和七年七月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

鳥取市叶一一五番地八

株式会社一広

代表清算人　江里口雅丈

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東渋田六四四番地の四

株式会社あるぽると

代表清算人　前川　亘

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

鳥取県米子市石井六九三番地五

有限会社米子機械

清算人　船越　浩二

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

島根県出雲市大社町北荒木二二七番地一

有限会社シードシステムカンパニー

清算人　安達　和栄

解散公告

当法人は、令和七年六月二十一日開催の定期総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

岡山県和気郡和気町藤野六四九番地

特定非営利活動法人和気サンシュユの会

代表清算人　定國　誠也

解散公告

当社は、令和七年六月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

山口県宇部市恩田町二丁目二四番一五号

有限会社おおの

清算人　大野恵美子

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

山口県柳井市伊保庄五二一三番地の二

有限会社田尾商事

清算人　田尾　大祐

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

徳島市南田宮二丁目七番一四号

有限会社ＯＨＳ

清算人　吉岡　敏郎

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

北九州市門司区下二十町九番三一―二号

株式会社セットアップ

代表清算人　瀬戸　藤江

解散公告

当法人は、令和七年六月二十一日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

福岡県遠賀郡岡垣町公園通り二丁目一八番一号

ＮＰＯ市民のための睡眠障害を考える会

清算人　泉　英明

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

福岡県飯塚市潤野九七一番地一〇一

有限会社介護サービス千鶴

清算人　添田　千鶴

第１期決算公告　令和７年７月22日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
明治安田生命ビル11階

Ｔａｉｌｏｒ２株式会社

代表取締役
パンディ・ヘマント・クマール

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	12,010,727
	固定資産	137,510,000
	合計	149,520,727
負債及び純資産の部	流動負債	875,819
	株主資本	148,644,908
	資本金	500
	資本剰余金	149,519,500
	利益剰余金	△875,092
	その他利益剰余金	△875,092
	（うち当期純損失）	(943,900)
	合計	149,520,727

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

福岡県糸島市大門四六六番地三

株式会社マサキ住建

代表清算人　中原　裕次

解散公告

当社は、令和七年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大分市金池町三丁目一番九三号山口ビル一Ｆ

Sence Of Beauty 43合同珍社

清算人　吉田　結香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

大分県国東市国東町小原二六六四番地一

国東道の駅株式会社

代表清算人　小串　俊雅

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

鹿児島市山之口町一番一〇号鹿児島中央ビルディングＢ一

一般社団法人鹿児島プロスポーツプロジェクト

代表清算人　杉本　和樹

解散公告

当社は、令和七年六月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

沖縄県那覇市字与儀二〇八番地七・二階

株式会社ＳＯＢＡ

代表清算人　石原　昌竜

解散公告（第一回）

当法人は、二〇二五年六月十三日福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

二〇二五年七月二十二日

登記簿上の主たる事務所福島県いわき市平北白土字愛谷町五二番地

宗教法人いわき中央教会

清算人　弁護士　毛利　弘道

申出先福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四いわきニュータウンセンタービル二階ひろ法律事務所

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十八日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

千葉県柏市南柏一丁目四番八号

高南ダイアパレス南柏管理組合法人

清算人　斉藤　孝

解散公告（第一回）

当法人は、令和五年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

神奈川県藤沢市亀井野二丁目一番一一号二Ｆ

医療法人社団海琉会

清算人　昇　辰雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年五月三十一日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

鳥取県西伯郡大山町安原一〇五七番地一

医療法人社団菅医院

清算人　菅　由子

解散公告（第一回）

当法人は、令和六年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

岡山県倉敷市八王寺町二八七番地

医療法人すわ内科皮ふ科

清算人　諏訪　和雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

鹿児島県姶良市西餅田五七八番地二

医療法人真誠会

清算人　大野　文夫

解散公告（第二回）

当組合は解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

三重県度会郡大紀町錦八七六番地の五

双葉漁業生産組合

清算人　谷口　兄

解散公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年五月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

青森県青森市原別六丁目一〇番一号

青森スバル自動車株式会社確定給付企業年金

清算人　中村啓四郎

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年二月一日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

滋賀県大津市逢坂一丁目一九番二四号

宗教法人念佛寺

清算人　増本　俊幸

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年六月六日福岡県の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年七月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年七月二十二日

福岡県糟屋郡篠栗町和田一丁目一三番三八号

篠栗町和田土地区画整理組合

代表清算人　松田　護

第47期決算公告　令和７年６月27日

札幌市豊平区平岸七条14丁目１－32

株式会社ノアコンツェル

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,959,923
	固定資産	1,702,128
	資産合計	6,662,051
負債及び純資産の部	流動負債	1,319,273
	賞与引当金	34,491
	固定負債	220,927
	株主資本	5,121,852
	資本金	100,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	5,018,781
	利益準備金	12,904
	その他利益剰余金	5,005,878
	（うち当期純損失）	(389,816)
	自己株式	△6,930
	負債・純資産合計	6,662,051

令和六年度決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位　千円）

資産の部

流動資産	六三、六七四
固定資産	五、九三四、七一三
資産合計	五、九九八、三八七

負債及び正味財産の部

流動負債	三四、四〇一
固定負債	三一、三三九
指定正味財産	三九八、三六一
一般正味財産	五、五三四、二八七
負債及び正味財産合計	五、九九八、三八七

令和七年六月十九日

東京都港区北青山二丁目五番一号

公益財団法人伊藤忠記念財団

代表理事　鈴木　善久

第４期決算公告

令和７年７月22日

福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野116番地５

ＣＲＥＶＡおおくま221

大熊るるるん電力株式会社

代表取締役　吉田　淳

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	291,105	流動負債	102,788
固定資産	37,519	固定負債	31,970
繰延資産	293	賞与引当金	1,784
		株主資本	194,159
		資本金	90,000
		資本剰余金	110,000
		その他資本剰余金	110,000
		利益剰余金	△5,840
		その他利益剰余金	△5,840
		（うち当期純利益）	(32,369)
資産合計	**328,917**	**負債・純資産合計**	**328,917**

第 59 期 決 算 公 告

令和７年６月30日

栃木県宇都宮市平出工業団地26番地４
株式会社ジェイエイ栃木ライフ
代表取締役社長　加藤　知明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,020,197	流動負債	176,417
固定資産	837,036	賞与引当金	17,206
有形固定資産	780,301	その他	159,211
無形固定資産	7,702	固定負債	75,810
投資その他の資産	49,032	退職給付引当金	59,513
		その他	16,297
		株主資本	1,605,005
		資本金	190,000
		利益剰余金	1,415,005
		利益準備金	26,130
		その他利益剰余金	1,388,875
		（うち当期純利益）	(96,298)
資産合計	**1,857,233**	**負債・純資産合計**	**1,857,233**

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

令和７年７月22日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	（代表者の）氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
令７不保489	株式会社本田不動産	北海道知事渡島(4)1106	代表取締役本田宏之	北海道函館市美原４―７―22	1000万円
令７不保490	株式会社原不動産	北海道知事胆振(3)992	代表取締役原寛	北海道登別市栄町３―４―２	1000万円
令７不保491	株式会社Ａｒｋ	北海道知事石狩(1)9168	代表取締役廣瀬真生	北海道札幌市西区八軒10条東４―３―10	1000万円
令７不保492	合同会社スタイルファクトリー	北海道知事後志(1)454	代表社員松野翔太	北海道小樽市住吉町５―21	1000万円
令７不保493	株式会社不動産ラボ	青森県知事(1)3599	代表取締役副島正勝	青森県八戸市田向５―21―３	1000万円
令７不保494	イトウ不動産	群馬県知事(5)6234	伊藤成雄	群馬県佐波郡玉村町下新田234―３	1000万円
令７不保495	株式会社ディッジ	千葉県知事(1)18090	代表取締役柳明宏	千葉県松戸市小根本45―12	1000万円
令７不保496	有限会社志布志興業	東京都知事(6)75375	代表取締役鷲塚久美子	東京都東大和市南街２―18―８	1000万円
令７不保497	株式会社アドリード	東京都知事(5)82259	代表取締役小林明治	東京都渋谷区渋谷１―５―５	1000万円
令７不保498	株式会社ビラ・アーキテクト	東京都知事(4)85724	代表取締役石田純也	東京都目黒区東山２―３―５	1000万円
令７不保499	株式会社ホームネクスト	東京都知事(3)92767	代表取締役森哲夫	東京都杉並区高円寺北２―１―24	1000万円
令７不保500	株式会社現代情報社	東京都知事(2)97955	代表取締役熊谷文希	東京都東久留米市新川町１―３―35	1000万円
令７不保501	ユタカ管理株式会社	東京都知事(2)98679	代表取締役田中千枝子	東京都世田谷区赤堤４―１―14	1000万円
令７不保502	ラウリート株式会社	東京都知事(2)100391	代表取締役佐々木義美	東京都千代田区九段北１―８―２	1000万円

令７不保503	合同会社レイワファースト	東京都知事(2)103964	代表社員 阿部麻希子	東京都豊島区北大塚２―29―５	1000万円
令７不保504	株式会社コアバンク	東京都知事(1)104709	代表取締役 奥山佳宏	東京都新宿区新宿２―13―10	1000万円
令７不保505	マクロマイスターグループ株式会社	東京都知事(1)104839	代表取締役 内田武寿	東京都新宿区納戸町32―３	1000万円
令７不保506	株式会社ｏｎｅ８	東京都知事(1)105480	代表取締役 川井健二郎	東京都港区浜松町１―２―17	1000万円
令７不保507	ストアハブジャパン合同会社	東京都知事(1)108053	代表社員 ストアハブ・ジャパン・２・プライベート・リミテッド 職務執行者 岡村崇	東京都千代田区神田司町２―２―11	1000万円
令７不保508	Ｗｏ―ＭｅｎＢｕｉｌｄｉｎｇ株式会社	東京都知事(1)108593	代表取締役 中村美恵	東京都目黒区大橋１―５―１	1000万円
令７不保509	株式会社サンセットプロパティ	東京都知事(1)108789	代表取締役 細井遊星	東京都渋谷区道玄坂２―18―11	1000万円
令７不保510	株式会社シャインエステート	神奈川県知事(3)27512	代表取締役 青木立央	神奈川県横浜市中区大和町２―34―10	1000万円
令７不保511	株式会社エステートコジマ	神奈川県知事(2)30677	代表取締役 益子和士	神奈川県横浜市旭区東希望が丘99―５	1000万円
令７不保512	エムズ株式会社	富山県知事(1)3184	代表取締役 升谷専一	富山県富山市婦中町砂子田73―１	1000万円
令７不保513	ミヤクボ不動産相談室	長野県知事(1)5816	勝野二郎	長野県千曲市屋代1050―２	1000万円
令７不保514	株式会社いえ・ＶＩＳＩＯＮ	岐阜県知事(1)5352	代表取締役 伊藤敬	岐阜県岐阜市宇佐南４―１―14	1000万円
令７不保515	株式会社イナダプランニング	静岡県知事(2)13844	代表取締役 稲田正幸	静岡県富士宮市宮原188―３	1000万円
令７不保516	ｍｙ・オフィス株式会社	静岡県知事(2)13946	代表取締役 増田麻美	静岡県静岡市駿河区石田２―16―15	1000万円
令７不保517	リードプランニング株式会社	愛知県知事(3)21599	代表取締役 髙橋高志	愛知県名古屋市港区小碓３―194	1000万円
令７不保518	トヨタホームリフォーム株式会社	愛知県知事(3)22581	代表取締役 原田諸兄	愛知県豊田市大林町３―13	1000万円
令７不保519	トモハウジング株式会社	愛知県知事(1)25329	代表取締役 永田俊幸	愛知県豊田市若林東町石根６	1000万円
令７不保520	イトー不動産	三重県知事(6)2546	伊藤重久	三重県員弁郡東員町大字長深3760	1000万円
令７不保521	イナバ土地建物	三重県知事(4)3017	稲葉三壽	三重県志摩市阿児町鵜方1108―２	1000万円
令７不保522	有限会社小林ホーム	京都府知事(1)14456	代表取締役 小林茂広	京都府亀岡市南つつじケ丘桜台２―20―８	1000万円
令７不保523	カヤハラ不動産	大阪府知事(6)45606	萱原幹夫	大阪府大阪市福島区大開１―14―８	1000万円
令７不保524	株式会社コーディネクス	大阪府知事(4)54292	代表取締役 和泉貴夫	大阪府大阪市中央区瓦町４―３―８	1000万円
令７不保525	ビーウエストサービス	大阪府知事(4)54753	大西賢紀	大阪府八尾市跡部本町１―３―６	1000万円
令７不保526	株式会社ヴェルテックス	大阪府知事(3)55480	代表取締役 伊藤竜一郎	大阪府豊中市庄内西町２―１―27	1000万円
令７不保527	株式会社スグカル	大阪府知事(2)60355	代表取締役 小倉正幸	大阪府大阪市城東区中央１―11―３	1000万円
令７不保528	株式会社アリスト	大阪府知事(1)62002	代表取締役 宮﨑有宣	大阪府東大阪市桜町１―28	1000万円
令７不保529	株式会社M'ｓHOME	大阪府知事(1)63333	代表取締役 宮下真人	大阪府大阪市北区天神橋２―５―18	1000万円
令７不保530	ＬｏｎｇＤａＡｒｔｉｓｔ株式会社	大阪府知事(1)64250	代表取締役 漆山洋子	大阪府大阪市中央区北久宝寺町２―６―10	1000万円
令７不保531	株式会社フォーユーハウジング	兵庫県知事(6)10338	代表取締役 村田稔紀	兵庫県神戸市中央区籠池通７―２―21	1000万円
令７不保532	株式会社Ｔ・Ｍｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ	広島県知事(1)11102	代表取締役 山尾哲士	広島県福山市山手町１―４―１	1000万円
令７不保533	ｌａｌｉｂｅｒｔａｄｅｓｉｇｎｏｆｆｉｃｅ株式会社	広島県知事(1)11538	代表取締役 加治聡英	広島県広島市中区東千田町１―１―29	1000万円
令７不保534	周南エステート	山口県知事(3)3365	池田裕幸	山口県下松市東陽２―18―１	1000万円
令７不保535	株式会社宮六工務店	山口県知事(2)3653	代表取締役 宮﨑謙二	山口県美祢市美東町真名495―３	1000万円
令７不保536	不動産アベニュー	福岡県知事(6)13925	金本正浩	福岡県北九州市八幡東区西本町３―１―５	1000万円
令７不保537	有限会社ホープ	福岡県知事(4)15364	取締役 梶原ひとみ	福岡県北九州市小倉北区砂津３―８―１	1000万円
令７不保538	有限会社拓翠	熊本県知事(2)5174	代表取締役 前田健一	熊本県熊本市東区小山３―８―26	1000万円
令７不保539	株式会社真羽	熊本県知事(1)5603	代表取締役 江口順子	熊本県熊本市北区植木町小野1224	1000万円
令７不保540	大和興産株式会社	大分県知事(4)2952	代表取締役 後藤孝典	大分県大分市松原町３―２―19	1000万円
令７不保541	メビウス株式会社	大分県知事(1)3524	代表取締役 河野洋平	大分県大分市千代町１―３―24	1000万円
令７不保542	ＲＩＲＹＳＴＡＲ	沖縄県知事(1)5250	城間快斗	沖縄県沖縄市泡瀬２―28―17	1000万円

第 36 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
青森市大字平新田字森越12番地28
大坂組総合ビル２階
グローブ物流センター株式会社
代表取締役　荒竹　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	180,150
	固定資産	6,196
	繰延資産	0
	合計	186,346
負純資債及産のび部	流動負債	114,717
	株主資本	71,629
	資本金	30,000
	利益剰余金	41,629
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	38,629
	（うち当期純利益）	(19,648)
	合計	186,346

第 16 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
北海道札幌市西区八軒九条西
４丁目５番20号
株式会社アイハピネス
代表取締役　川尻　圭子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,947
	固定資産	0
	繰延資産	9,014
	資産合計	105,961
負純資債及産のび部	流動負債	97,556
	賞与引当金	7,558
	株主資本	8,405
	資本金	1,000
	利益剰余金	7,405
	その他利益剰余金	7,405
	（うち当期純損失）	(10,474)
	負債・純資産合計	105,961

第 6 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
島根県松江市魚町10番地
一般財団法人ごうぎん財団
代表理事　高橋　毅

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	477
	固定資産	1,494
	合計	1,971
負純資債及産のび部	株主資本	1,829
	評価・換算差額等	142
	合計	1,971

第 50 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
仙台市宮城野区日の出町一丁目５番33号
株式会社ミヤギテレビサービス
代表取締役社長　小野寺悠記

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	230,670
	固定資産	380
	合計	231,050
負純資債及産のび部	流動負債	78,464
	株主資本	152,586
	資本金	10,000
	利益剰余金	142,586
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	140,086
	（うち当期純利益）	(1,556)
	合計	231,050

第 12 期決算公告

令和７年７月22日
仙台市青葉区本町二丁目１番29号
株式会社シグマパワー仙台水力
代表取締役　野代谷　学

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,413
	固定資産	150,615
	合計	155,029
負純資債及産のび部	流動負債	75,296
	固定負債	49,537
	株主資本	30,195
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△9,804
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△9,804
	（うち当期純利益）	(2,072)
	合計	155,029

第 39 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
青森県弘前市大字神田一丁目４番地１号
株式会社弘新建設
代表取締役　工藤　武

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	946,027
	固定資産	12,259
	合計	958,286
負純資債及産のび部	流動負債	190,591
	株主資本	767,695
	資本金	20,000
	利益剰余金	747,695
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	742,695
	（うち当期純利益）	(53,854)
	合計	958,286

第 3 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
宮城県名取市増田字柳田385―３
株式会社エフエムなとり
代表取締役　佐藤　義晴

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,179
	固定資産	192
	合計	23,371
負純資債及産のび部	流動負債	5,100
	株主資本	18,271
	資本金	12,500
	利益剰余金	5,771
	その他利益剰余金	5,771
	（うち当期純利益）	(2,604)
	合計	23,371

第 27 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
仙台市青葉区本町二丁目15番１号
株式会社仙台システムサポート
代表取締役社長　渡辺　光康

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	170,171
	固定資産	14,912
	合計	185,083
負純資債及産のび部	流動負債	35,709
	固定負債	17,330
	株主資本	132,044
	資本金	20,000
	利益剰余金	117,944
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	112,944
	（うち当期純利益）	(10,383)
	自己株式	△5,900
	合計	185,083

第７期決算公告

令和７年６月26日
宮城県角田市枝野字北島81番地１
株式会社まちづくり角田
代表取締役社長　黒須　貫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	79,124
	固定資産	2,226
	繰延資産	―
	合計	81,350
負純資債及産のび部	流動負債	24,148
	（賞与引当金）	(2,920)
	固定負債	6,400
	（退職給付引当金）	(6,004)
	株主資本	50,801
	資本金	58,130
	利益剰余金	△7,328
	その他利益剰余金	△7,328
	（うち当期純利益）	(5,051)
	合計	81,350

第 55 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
茨城県神栖市東和田34番地１
日合工業株式会社
代表取締役社長　國分　祐介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	568
	固定資産	59
	合計	627
負純資債及産のび部	流動負債	103
	固定負債	120
	株主資本	403
	資本金	50
	利益剰余金	353
	（利益準備金）	(12)
	（その他利益剰余金）	(341)
	（うち当期純利益）	(34)
	合計	627

第 36 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
秋田県秋田市御所野湯本５丁目１番２号
株式会社東北フジクラ
代表取締役　小山内清隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,478
	固定資産	764
	合計	2,241
負純資債及産のび部	流動負債	1,249
	固定負債	555
	株主資本	438
	資本金	50
	利益剰余金	388
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	375
	（うち当期純利益）	(22)
	合計	2,241

第 39 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
仙台市泉区泉中央一丁目８番地の３
仙台交通株式会社
代表取締役社長　笠松　直生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	606,987
	固定資産	456,708
	合計	1,063,695
負純資債及産のび部	流動負債	165,966
	固定負債	281,553
	株主資本	616,176
	資本金	75,000
	利益剰余金	541,176
	利益準備金	12,950
	その他利益剰余金	528,226
	（うち当期純損失）	(37,967)
	合計	1,063,695

第22期決算公告　令和７年４月25日

群馬県前橋市富田町1674番地８
株式会社ザスパ
代表取締役会長　赤堀　洋

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	241
	固定資産	84
	合計	325
負債及び純資産の部	流動負債	270
	固定負債	52
	株主資本	3
	資本金	318
	資本剰余金	161
	資本準備金	161
	利益剰余金	△ 476
	その他利益剰余金	△ 476
	（うち当期純損失）	(98)
	合計	325

第7期決算公告　令和７年６月24日

栃木県佐野市小中町234番地１
ゼオンオプトバイオラボ株式会社
代表取締役　大森　宏紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	126,275
	固定資産	16,171
	資産合計	142,446
負債及び純資産の部	流動負債	55,116
	賞与引当金	15,245
	その他	39,871
	固定負債	58,773
	退職給付引当金	58,773
	株主資本	28,557
	資本金	10,000
	利益剰余金	18,557
	その他利益剰余金	18,557
	（うち当期純利益）	(3,130)
	負債・純資産合計	142,446

第10期決算公告

令和７年６月27日
茨城県水戸市下入野町2100番地
水戸環境テクノロジー株式会社
取締役社長　金谷　孝之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	764,100
	固定資産	1,070
	合計	765,171
負債及び純資産の部	流動負債	278,909
	株主資本	486,261
	資本金	200,000
	資本剰余金	200,000
	利益剰余金	86,261
	その他利益剰余金	86,261
	（うち当期純利益）	(18,227)
	合計	765,171

第155期決算公告　令和７年７月22日

千葉県木更津市新田二丁目２番16号
日東交通株式会社
代表取締役　小宮　一則

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,813,463
	固定資産	2,475,074
	合計	5,288,537
負債及び純資産の部	流動負債	490,422
	固定負債	386,809
	株主資本	4,411,306
	資本金	49,120
	資本剰余金	2,703
	利益剰余金	4,359,483
	利益準備金	22,217
	その他利益剰余金	4,337,266
	（うち当期純利益）	(235,378)
	合計	5,288,537

第23期決算公告　令和７年６月23日

埼玉県久喜市北広島1323番地３
東武インターテック株式会社
取締役社長　吉野　利哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	908,290
	固定資産	27,494
	資産合計	935,784
負債及び純資産の部	流動負債	342,731
	（うち賞与引当金）	(14,143)
	固定負債	64,217
	株主資本	528,835
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	478,835
	その他利益剰余金	478,835
	（うち当期純利益）	(30,915)
	負債・純資産合計	935,784

第32期決算公告　令和７年７月22日

埼玉県鴻巣市前砂160番地１
富士電機エフテック株式会社
代表取締役　新井　一延

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,553,214
	固定資産	461,557
	資産合計	3,014,771
負債及び純資産の部	流動負債	1,019,682
	固定負債	9,034
	株主資本	1,986,055
	資本金	95,000
	資本剰余金	52,257
	資本準備金	52,257
	利益剰余金	1,838,797
	その他利益剰余金	1,838,797
	（うち当期純利益）	(249,991)
	負債・純資産合計	3,014,771

第25期決算公告　令和７年７月22日

千葉県柏市新十余二１番地１
東洋ガラス物流株式会社
代表取締役社長　西　俊博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	616,203
	固定資産	122,386
	資産合計	738,589
負債及び純資産の部	流動負債	433,081
	固定負債	99,063
	負債合計	532,144
	株主資本	206,445
	資本金	20,000
	利益剰余金	186,445
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	181,445
	純資産合計	206,445
	負債・純資産合計	738,589

（注）当期純利益　26,827千円

第23期決算公告

2025年６月26日
千葉県成田市古込字古込１番地１
株式会社成田空港ビジネス
代表取締役社長　宮本　秀晴

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,306,873
	固定資産	350,791
	合計	1,657,665
負債及び純資産の部	流動負債	298,488
	固定負債	151,652
	株主資本	1,207,524
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,147,524
	その他利益剰余金	1,147,524
	（うち当期純利益）	(181,082)
	合計	1,657,665

第4期決算公告

令和７年６月24日
千葉県市原市千種海岸５番地
ＪＳＲ　ＡＲＴＯＮ製造株式会社
代表取締役社長　藤　俊和

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	378,302,682
	固定資産	1,086,915,028
	資産合計	1,465,217,710
負債及び純資産の部	流動負債	1,333,465,778
	株主資本	131,751,932
	資本金	1
	利益剰余金	131,751,931
	その他利益剰余金	131,751,931
	（うち当期純利益）	(74,349,607)
	負債・純資産合計	1,465,217,710

第59期決算公告　令和７年５月26日

東京都世田谷区船橋七丁目20番14号
株式会社伸和運輸
代表取締役　宮﨑　琢朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,489,469
	固定資産	200,214
	合計	1,689,683
負債及び純資産の部	流動負債	109,461
	固定負債	82,337
	株主資本	1,497,885
	資本金	10,000
	資本剰余金	220
	（資本準備金）	(220)
	利益剰余金	1,487,665
	（その他利益剰余金）	(1,487,665)
	（うち当期純利益）	(167,770)
	合計	1,689,683

第67期決算公告　令和７年７月22日

東京都中央区日本橋人形町二丁目25番13号
株式会社リンレイサービス
代表取締役社長　中上　孝文

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,537
	固定資産	1,411
	資産合計	4,948
負債及び純資産の部	流動負債	469
	固定負債	177
	株主資本	4,301
	資本金	50
	資本剰余金	447
	（資本準備金）	(5)
	利益剰余金	3,804
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	3,792
	（うち当期純利益）	(284)
	負債・純資産合計	4,948

第37期決算公告

令和７年６月26日
東京都港区港南二丁目15番３号
ジャパンオイルネットワーク株式会社
代表取締役社長　神子島雅人

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	192,911
	固定資産	4,579,729
	資産合計	4,772,640
負債及び純資産の部	流動負債	1,683,063
	固定負債	1,082,153
	株主資本	2,007,424
	資本金	480,000
	利益剰余金	1,527,424
	利益準備金	120,000
	その他利益剰余金	1,407,424
	（うち当期純利益）	(11,431)
	負債・純資産合計	4,772,640

第２期決算公告

令和７年６月30日
東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１
ＫＡＮＤＡＳＱＵＡＲＥ11Ｆ
株式会社笠木ラボ
代表取締役　和泉　將一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,329
	資産合計	12,329
負純資債及産のび部	流動負債	922
	負債合計	922
	株主資本	11,407
	資本金	30,000
	利益剰余金	△18,592
	その他利益剰余金	△18,592
	（うち当期純損失）	（13,800）
	純資産合計	11,407
	負債・純資産合計	12,329

第50期決算公告

令和７年６月27日
東京都新宿区西新宿６丁目８番１号
株式会社
ＮＥＸＣＯシステムソリューションズ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,479
	固定資産	1,854
	合計	10,334
負純資債及産のび部	流動負債	4,791
	固定負債	3,148
	株主資本	2,363
	資本金	50
	利益剰余金	2,313
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	2,300
	（うち当期純利益）	（101）
	評価・換算差額等	30
	有価証券評価差額金	30
	合計	10,334

第104期決算公告

令和７年５月26日
東京都世田谷区上馬四丁目38番５号
株式会社東海輸送
代表取締役　菊川　政弥

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,394,908
	固定資産	1,872,667
	合計	5,267,575
負純資債及産のび部	流動負債	124,293
	固定負債	1,011,707
	株主資本	4,131,575
	資本金	16,425
	資本剰余金	622,230
	（資本準備金）	（438）
	利益剰余金	3,493,545
	（利益準備金）	（4,506）
	（うち当期純利益）	（85,176）
	自己株式	△625
	合計	5,267,575

第18期決算公告

2025年６月27日
東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
ＭＴラボキャピタル株式会社
代表取締役　髙村　博也

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	93,043
	資産合計	93,043
負純資債及産のび部	流動負債	183
	株主資本	92,860
	資本金	100,000
	利益剰余金	△7,139
	その他利益剰余金	△7,139
	（うち当期純利益）	（395）
	負債・純資産合計	93,043

第５期決算公告

令和７年７月22日
東京都中央区日本橋一丁目２番５号
株式会社バソナ知財信託
代表取締役　豊田　秀夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	51,092
	固定資産	10,000
	資産合計	61,092
負純資債及産のび部	流動負債	1,793
	負債合計	1,793
	株主資本	59,299
	資本金	50,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	△25,701
	その他利益剰余金	△25,701
	（うち当期純損失）	（24,705）
	純資産合計	59,299
	負債・純資産合計	61,092

第８期決算公告

令和７年６月27日
東京都千代田区神田三崎町二丁目18番５号
株式会社Ａ－Ｓｔａｇｅ
代表取締役　藤岡　毅

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	333,296
	繰延資産	1,431
	合計	334,727
負純資債及産のび部	流動負債	33,153
	株主資本	301,574
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,222,500
	資本準備金	12,500
	その他資本剰余金	1,210,000
	利益剰余金	△970,925
	その他利益剰余金	△970,925
	（うち当期純損失）	（284,819）
	合計	334,727

第13期決算公告

令和７年６月27日
東京都千代田区麹町六丁目１番地１
あおぞら地域総研株式会社
代表取締役　堀内　伸之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,467
	固定資産	2,272
	合計	106,740
負純資債及産のび部	流動負債	11,298
	固定負債	—
	株主資本	95,441
	資本金	10,000
	利益剰余金	85,441
	その他利益剰余金	85,441
	（うち当期純利益）	（9,722）
	合計	106,740

第27期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区岩本町二丁目４番３号
株式会社スペースサービス
代表取締役　吉田　恵子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	927,568
	固定資産	42,716
	合計	970,284
負純資債及産のび部	流動負債	201,414
	（引当金）	（48,184）
	固定負債	48,655
	（引当金）	（48,655）
	株主資本	720,215
	資本金	30,000
	利益剰余金	690,215
	（利益準備金）	（6,116）
	（その他利益剰余金）	（684,099）
	（うち当期純利益）	（75,847）
	合計	970,284

第39期決算公告

2025年６月27日
東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
株式会社
日本インテリジェントビルシステムズ
代表取締役　森　　章

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,174,361
	固定資産	391
	資産合計	3,174,752
負純資債及産のび部	流動負債	3,000,350
	株主資本	174,402
	資本金	10,000
	資本剰余金	140,000
	利益剰余金	24,402
	利益準備金	32,010
	その他利益剰余金	△7,607
	（うち当期純損失）	（480）
	負債・純資産合計	3,174,752

第22期決算公告

令和７年６月25日
東京都千代田区神田神保町二丁目４番
株式会社ベネッセキャリオス

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,011,070
	固定資産	953,622
	資産合計	3,964,692
負純資債及産のび部	流動負債	798,539
	賞与引当金	57,306
	固定負債	100,315
	退職給付引当金	80,580
	株主資本	3,065,836
	資本金	80,000
	資本剰余金	28,130
	資本準備金	28,130
	利益剰余金	2,957,706
	その他利益剰余金	2,957,706
	（うち当期純損失）	（47,469）
	負債・純資産合計	3,964,692

第57期決算公告

令和７年６月26日
東京都足立区梅島二丁目10番15号
株式会社トーテック
代表取締役社長　新井　公輔

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,724
	固定資産	6,937
	合計	12,661
負純資債及産のび部	流動負債	894
	固定負債	634
	株主資本	11,132
	資本金	65
	利益剰余金	11,066
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	11,050
	（うち当期純利益）	（243）
	合計	12,661

第９期決算公告

令和７年６月26日
東京都千代田区大手町一丁目３番１号
農林中金ビジネスアシスト株式会社
代表取締役社長　市川　　聰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	90,563
	固定資産	16,635
	資産合計	107,198
負純資債及産のび部	流動負債	27,900
	賞与引当金	12,796
	固定負債	32,401
	役員退職慰労引当金	24,800
	退職給付引当金	7,601
	株主資本	46,897
	資本金	30,000
	利益剰余金	16,897
	その他利益剰余金	16,897
	（うち当期純利益）	（4,018）
	負債・純資産合計	107,198

第８期決算公告　令和７年７月22日

東京都千代田区霞が関三丁目８番１号
ＭＯＰＡＳクルーズサービス株式会社
代表取締役社長　川田　修

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	20,093
	固定資産	0
	合計	20,093
負債及び純資産の部	流動負債	4,653
	固定負債	0
	株主資本	15,440
	資本金	5,000
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	10,440
	その他利益剰余金	10,440
	（うち当期純損失）	(993)
	合計	20,093

第10期修正決算公告

令和７年７月22日
東京都港区六本木七丁目15番７号
新六本木ビル701
ＳＯＥＬＵ株式会社
代表取締役　白土　聡志

貸借対照表の要旨（令和６年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	354,634
	固定資産	35,620
	資産合計	390,255
負債及び純資産の部	流動負債	217,005
	固定負債	622,298
	株主資本	△456,757
	資本金	100,000
	利益剰余金	△556,757
	その他利益剰余金	△556,757
	（うち当期純損失）	(325,696)
	新株予約権	7,708
	負債・純資産合計	390,255

第36期決算公告　令和７年７月22日

東京都千代田区九段北１丁目13番５号
株式会社テリロジー
代表取締役　鈴木　達

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,586,152
	固定資産	339,123
	資産合計	4,925,275
負債及び純資産の部	流動負債	3,037,437
	固定負債	15,328
	株主資本	1,871,622
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,271,278
	利益剰余金	550,344
	（うち当期純利益）	(61,001)
	評価・換算差額等	886
	負債・純資産合計	4,925,275

第25期決算公告　令和７年６月27日

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
コアスタッフ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,812
	固定資産	6,071
	資産合計	11,884
負債及び純資産の部	流動負債	2,474
	ポイント引当金	5
	固定負債	3,686
	株主資本	5,723
	資本金	100
	資本剰余金	48
	その他資本剰余金	48
	利益剰余金	5,574
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	5,571
	（うち当期純利益）	(47)
	負債・純資産合計	11,884

第57期決算公告　令和７年６月26日

東京都新宿区四谷坂町12番20号ＫＫビル
弘済企業株式会社
代表取締役社長　沖邑　佳彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,556
	固定資産	6,558
	資産合計	10,114
負債及び純資産の部	流動負債	932
	固定負債	225
	株主資本	8,524
	資本金	89
	利益剰余金	8,435
	利益準備金	22
	その他利益剰余金	8,413
	（うち当期純利益）	(52)
	評価・換算差額等	433
	負債・純資産合計	10,114

第１期決算公告　令和７年７月22日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号
丸紅コンシューマープラットフォーム株式会社
代表取締役　橋本　泰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1
	固定資産	—
	合計	1
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	1
	資本金	0
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	1

第17期決算公告　2025年７月22日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
ストームハーバー証券株式会社
代表取締役社長　渡邉　佳史

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	294
	固定資産	54
	資産合計	349
負債及び純資産の部	流動負債	71
	固定負債	50
	負債合計	121
	株主資本	228
	資本金	390
	利益剰余金	△161
	その他利益剰余金	△161
	（うち当期純利益）	(68)
	純資産合計	228
	負債・純資産合計	349

第25期決算公告

2025年７月22日
東京都港区浜松町二丁目３番１号
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表取締役　恩田　郁也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,734
	固定資産	79
	合計	4,814
負債及び純資産の部	流動負債	478
	固定負債	48
	株主資本	4,287
	資本金	100
	利益剰余金	4,187
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	4,162
	（うち当期純利益）	(1,487)
	合計	4,814

第18期決算公告　令和７年６月26日

東京都新宿区新宿一丁目17番11号
中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社
代表取締役社長　阿久根　浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	597
	固定資産	259
	資産合計	856
負債及び純資産の部	流動負債	462
	固定負債	10
	株主資本	384
	資本金	50
	資本剰余金	50
	（資本準備金）	(50)
	利益剰余金	284
	（その他利益剰余金）	(284)
	（うち当期純利益）	(20)
	負債・純資産合計	856

第５期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区神田神保町三丁目７番１号
株式会社ＭＡＴＲＩＸ
代表取締役　五石　順一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	153,767
	固定資産	30,231
	資産合計	183,998
負債及び純資産の部	流動負債	988,534
	株主資本	△804,535
	資本金	100,000
	資本剰余金	△335,972
	その他資本剰余金	△335,972
	利益剰余金	△568,563
	その他利益剰余金	△568,563
	（うち当期純損失）	(129,835)
	負債・純資産合計	183,998

第６期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区神田神保町三丁目７番１号
株式会社Ｔ－４ＰＯ Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎ
代表取締役　酒井　利之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,364
	固定資産	32
	資産合計	35,397
負債及び純資産の部	流動負債	23,634
	負債合計	23,634
	株主資本	11,763
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,763
	その他利益剰余金	1,763
	（うち当期純損失）	(628)
	純資産合計	11,763
	負債・純資産合計	35,397

第７期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区神田神保町三丁目７番１号
株式会社クラススリー
代表取締役　五石　順一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,360
	資産合計	11,360
負債及び純資産の部	流動負債	170,269
	負債合計	170,269
	株主資本	△158,909
	資本金	10,000
	利益剰余金	△168,909
	その他利益剰余金	△168,909
	（うち当期純損失）	(1,522)
	純資産合計	△158,909
	負債・純資産合計	11,360

第８期決算公告

令和７年６月26日
東京都新宿区山吹町346番地６
アイオーコア株式会社
代表取締役社長　福田　秀敬

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,015,641
	固定資産	356,230
	資産合計	2,371,871
負純資債及産のび部	流動負債	522,670
	固定負債	502,094
	株主資本	1,347,106
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,079,700
	資本準備金	2,079,700
	利益剰余金	△832,593
	その他利益剰余金	△832,593
	（うち当期純損失）	（425,539）
	負債・純資産合計	2,371,871

第４期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区神田神保町三丁目７番１号
株式会社ロゼッタ
代表取締役　五石　順一

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,786,160
	固定資産	693,449
	資産合計	2,479,609
負純資債及産のび部	流動負債	1,255,853
	賞与引当金	30,935
	株主資本	1,223,756
	資本金	50,000
	資本剰余金	788,853
	その他資本剰余金	788,853
	利益剰余金	384,902
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	372,402
	（うち当期純利益）	（328,452）
	負債・純資産合計	2,479,609

第５期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区神田神保町三丁目７番１号
株式会社シグナンス
代表取締役　酒井　利之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,366
	固定資産	11,403
	資産合計	95,769
負純資債及産のび部	流動負債	292
	株主資本	95,477
	資本金	10,000
	資本剰余金	100,586
	その他資本剰余金	100,586
	利益剰余金	△15,108
	その他利益剰余金	△15,108
	（うち当期純損失）	（215）
	負債・純資産合計	95,769

第１期決算公告

令和７年６月26日
東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１
ＳＭＢＣサイバーフロント株式会社
代表取締役　青木　泰憲

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	483,534
	固定資産	7,581
	資産合計	491,116
負純資債及産のび部	流動負債	1,302
	株主資本	489,814
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	△10,185
	その他利益剰余金	△10,185
	（うち当期純損失）	（10,185）
	負債・純資産合計	491,116

第63期決算公告

令和７年６月26日
東京都千代田区九段南３－９－15
株式会社　清建社
代表取締役　西田　　新

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,088,732
	固定資産	165,791
	合計	2,254,523
負純資債及産のび部	流動負債	238,401
	（賞与引当金）	（67,500）
	固定負債	18,306
	（退職給付引当金）	（18,306）
	株主資本	1,942,734
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,892,734
	（当期純利益）	（20,393）
	評価・換算差額等	55,082
	合計	2,254,523

第63期決算公告

2025年７月22日
東京都港区芝大門二丁目12番18号
八重洲商工株式会社
代表取締役　森野真一郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	653,115
	固定資産	112,965
	合計	766,081
負純資債及産のび部	流動負債	36,948
	賞与引当金	11,860
	固定負債	31,099
	役員退職慰労引当金	7,690
	退職給付引当金	23,409
	株主資本	698,033
	資本金	90,000
	利益剰余金	608,033
	その他利益剰余金	608,033
	（うち当期純利益）	（5,814）
	合計	766,081

第28期決算公告

令和７年７月22日
東京都中央区新川二丁目27番１号
ヴァルハラ・ファンディング・コーポレーション
日本における代表者　東山　　徹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	179,932,564
	合計	179,932,564
負純資債及産のび部	流動負債	67,135,601
	固定負債	112,667,373
	資本金及び資本剰余金	131
	利益剰余金	129,457
	合計	179,932,564

第37期決算公告

令和７年７月22日
東京都港区赤坂１丁目12番32号
Ｍ＆Ｉアート株式会社
代表取締役　田中　雅英

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	135,535
	固定資産	4,001
	合計	139,536
負純資債及産のび部	流動負債	12,699
	固定負債	12,088
	株主資本	114,749
	資本金	30,000
	利益剰余金	84,749
	（利益準備金）	（7,500）
	（その他利益剰余金）	（77,249）
	（うち当期純利益）	（14,384）
	合計	139,536

第１期決算公告

令和７年６月27日
東京都渋谷区神南２－２－１
株式会社
日本ブロードキャストネットワーク
代表取締役社長　吉見　智文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	866,039
	資産合計	866,039
負純資債及産のび部	流動負債	2,686
	株主資本	863,353
	資本金	439,000
	資本剰余金	439,000
	資本準備金	439,000
	利益剰余金	△14,646
	その他利益剰余金	△14,646
	（うち当期純損失）	（14,646）
	負債・純資産合計	866,039

第３期決算公告

令和７年７月22日
東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社テミクス・データ
代表取締役　直海　知之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	338,606
	固定資産	235,823
	資産合計	574,430
負純資債及産のび部	流動負債	261,340
	株主資本	313,089
	資本金	450,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	450,000
	利益剰余金	△586,910
	その他利益剰余金	△586,910
	（うち当期純利益）	（9,530）
	負債・純資産合計	574,430

第２期決算公告

令和７年６月20日
東京都港区元赤坂１－２－７
赤坂Ｋタワー４Ｆ
ショーリ・ストラテジー＆コンサルティング株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	664,715
	固定資産	34,523
	資産合計	699,239
負純資債及産のび部	流動負債	93,159
	（うち賞与引当金）	（37,000）
	株主資本	606,080
	資本金	305,250
	資本剰余金	295,250
	資本準備金	295,250
	利益剰余金	5,580
	その他利益剰余金	5,580
	（うち当期純利益）	（5,427）
	負債・純資産合計	699,239

第１期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
株式会社仙台商事
代表取締役　石黒裕一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	153,570
	固定資産	5,220,961
	合計	5,374,531
負純資債及産のび部	流動負債	13,410
	固定負債	5,390,702
	株主資本	△29,580
	資本金	100
	利益剰余金	△29,680
	その他利益剰余金	△29,680
	（うち当期純損失）	（29,680）
	合計	5,374,531

第50期決算公告　2025年７月22日
東京都中央区日本橋小伝馬町４番９号
三井不動産ローン保証株式会社
代表取締役社長　伊藤　博文
貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,217
	固定資産	16
	資産合計	**2,233**
負債及び純資産の部	流動負債	2
	固定負債	12
	株主資本	2,218
	資本金	100
	資本剰余金	1,398
	利益剰余金	719
	利益準備金	132
	その他利益剰余金	587
	（うち当期純損失）	(49)
	負債・純資産合計	**2,233**

第４期決算公告　令和７年６月25日
東京都港区南青山二丁目５番17号
ジーアイクラウド株式会社
代表取締役　鳥内　將希
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	553
	固定資産	2
	繰延資産	1
	資産合計	**556**
負債及び純資産の部	流動負債	449
	株主資本	107
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	7
	その他利益剰余金	7
	（うち当期純利益）	(5)
	負債・純資産合計	**556**

第１期決算公告
令和７年７月22日
東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社NEOBANKテクノロジーズ
代表取締役　唐澤　利行
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,381,269
	固定資産	159,460
	資産合計	**1,540,729**
負債及び純資産の部	流動負債	195,544
	（賞与引当金）	(24,099)
	株主資本	1,345,184
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,206,538
	その他資本剰余金	1,206,538
	利益剰余金	38,645
	その他利益剰余金	38,645
	（うち当期純利益）	(38,645)
	負債・純資産合計	**1,540,729**

第35期決算公告　令和７年６月27日
東京都台東区台東一丁目１番14号
モノプラス株式会社
代表取締役　矢作　直央
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,036
	固定資産	241
	資産合計	**1,278**
負債及び純資産の部	流動負債	211
	固定負債	39
	株主資本	1,026
	資本金	50
	資本剰余金	67
	その他資本剰余金	67
	利益剰余金	909
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	896
	（うち当期純利益）	(72)
	負債・純資産合計	**1,278**

第21期決算公告　令和７年７月22日
東京都千代田区紀尾井町３番８号
株式会社ｅヘルスケア
代表取締役　尾関　賢二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,563,883
	固定資産	137,633
	資産合計	**1,701,517**
負債及び純資産の部	流動負債	184,225
	固定負債	3,355
	株主資本	1,513,936
	資本金	79,055
	資本剰余金	26,055
	資本準備金	26,055
	利益剰余金	1,458,826
	その他利益剰余金	1,458,826
	（うち当期純利益）	(128,525)
	自己株式	△50,000
	負債・純資産合計	**1,701,517**

第１期決算公告
令和７年７月22日
東京都港区西新橋一丁目１番１号
一般社団法人ＯｐｅｎＳＵＳＩ
代表理事　岡村　淳一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,785
	繰延資産	208
	合計	**2,993**
負債及び純資産の部	流動負債	20,791
	社員資本	△17,798
	利益剰余金	△17,798
	その他利益剰余金	△17,798
	（うち当期純損失）	(17,798)
	合計	**2,993**

第４期決算公告　2025年６月25日
東京都文京区小石川三丁目38番１号
株式会社共立フーズマネジメント
代表取締役社長　河西　芳治
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	48,807
	固定資産	1,043
	合計	**49,850**
負債及び純資産の部	流動負債	14,326
	賞与引当金	363
	役員賞与引当金	943
	その他	13,020
	株主資本	35,524
	資本金	30,000
	利益剰余金	5,524
	利益準備金	40
	その他利益剰余金	5,484
	（うち当期純利益）	(9,721)
	合計	**49,850**

第５期決算公告
2025年６月25日
東京都千代田区外神田二丁目18番８号
株式会社共立オアシス
代表取締役社長　百瀬　利恵
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	205,421
	固定資産	45,738
	合計	**251,160**
負債及び純資産の部	流動負債	207,570
	賞与引当金	3,488
	その他	204,082
	固定負債	80,081
	株主資本	△36,491
	資本金	60,000
	利益剰余金	△96,491
	その他利益剰余金	△96,491
	（うち当期純損失）	(41,786)
	合計	**251,160**

第13期決算公告　2025年６月24日
東京都千代田区外神田二丁目18番８号
株式会社共立アシスト
代表取締役社長　武者　隆之
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	38,689
	固定資産	8,267
	合計	**46,956**
負債及び純資産の部	流動負債	30,429
	賞与引当金	4,924
	その他	25,505
	固定負債	4,963
	株主資本	11,564
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,564
	利益準備金	1,908
	その他利益剰余金	△344
	（うち当期純損失）	(7,896)
	合計	**46,956**

第23期決算公告　令和７年６月23日
東京都墨田区押上二丁目18番12号
東武ステーションサービス株式会社
取締役社長　髙月　京子
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,625,268
	固定資産	146,942
	資産合計	**1,772,211**
負債及び純資産の部	流動負債	1,180,391
	（うち賞与引当金）	(176,680)
	固定負債	205,644
	株主資本	386,175
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	336,175
	その他利益剰余金	336,175
	（うち当期純利益）	(29,323)
	負債・純資産合計	**1,772,211**

第23期決算公告　令和７年６月23日
東京都墨田区押上二丁目18番12号
東武エンジニアリング株式会社
取締役社長　古田　尚
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,092,270
	固定資産	63,582
	資産合計	**1,155,853**
負債及び純資産の部	流動負債	455,419
	（うち賞与引当金）	(69,717)
	固定負債	86,489
	株主資本	613,943
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	563,943
	その他利益剰余金	563,943
	（うち当期純利益）	(22,714)
	負債・純資産合計	**1,155,853**

第２期決算公告
2025年６月25日
東京都千代田区外神田二丁目10番７号
株式会社共立リフレフォーラム
代表取締役社長　小坂　晃一
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	40,375
	固定資産	1,575
	合計	**41,950**
負債及び純資産の部	流動負債	50,939
	賞与引当金	5,137
	その他	45,802
	株主資本	△8,988
	資本金	30,000
	利益剰余金	△38,988
	その他利益剰余金	△38,988
	（うち当期純損失）	(26,443)
	合計	**41,950**

第19期決算公告

令和７年６月27日
東京都中央区日本橋大伝馬町12番２号
東レＡＣＥ株式会社
代表取締役社長　栗田　　元

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1
	固定資産	3
	資産合計	4
負純資債及産のび部	流動負債	7,261
	株主資本	△7,257
	資本金	100
	利益剰余金	△7,357
	その他利益剰余金	△7,357
	（うち当期純損失）	(53)
	負債・純資産合計	4

第5期決算公告

令和７年７月22日
東京都中央区日本橋室町二丁目３番１号
ドルビックスコンサルティング株式会社
代表取締役　菅　　隆之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	1,412
	固定資産	363
	資産合計	1,775
負純資債及産のび部	流動負債	666
	賞与引当金	272
	固定負債	431
	株主資本	679
	資本金	495
	資本剰余金	245
	資本準備金	245
	利益剰余金	△61
	その他利益剰余金	△61
	（うち当期純利益）	(210)
	負債・純資産合計	1,775

第16期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区一ツ橋二丁目１番１号
エステック・ソリューションズ株式会社
代表取締役　原　　宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	71,755
	固定資産	19,000
	資産合計	90,755
負純資債及産のび部	流動負債	283
	負債合計	283
	株主資本	90,472
	資本金	50,000
	利益剰余金	40,472
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	37,972
	（うち当期純損失）	(1,220)
	純資産合計	90,472
	負債・純資産合計	90,755

第20期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿六丁目11番３号
株式会社ＧＥＭＢＡ
代表取締役　工樂　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	258,704
	固定資産	105,546
	資産合計	364,250
負純資債及産のび部	流動負債	79,848
	固定負債	3,818
	株主資本	280,583
	資本金	10,000
	利益剰余金	270,583
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	268,083
	（うち当期純利益）	(44,414)
	負債・純資産合計	364,250

第65期決算公告

2025年６月27日
東京都江東区東雲一丁目７番12号
東電設計株式会社
代表取締役社長　窪　　泰浩

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	26,579
	固定資産	3,026
	合計	29,606
負純資債及産のび部	流動負債	8,489
	（賞与引当金）	(1,074)
	固定負債	403
	株主資本	20,712
	資本金	40
	利益剰余金	20,672
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	20,662
	（うち当期純利益）	(2,352)
	合計	29,606

第８期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
株式会社シルバーキャピタル
インベストメント
代表取締役　磯上　　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	28,838
	固定資産	647,752
	合計	676,591
負純資債及産のび部	固定負債	2,391,124
	株主資本	△1,714,533
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,717,533
	その他利益剰余金	△1,717,533
	（うち当期純利益）	(5,938)
	合計	676,591

第７期決算公告

2025年７月22日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ地域事業承継投資株式会社
代表取締役　今井　　章

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,525,080
	固定資産	90,941
	資産合計	1,616,022
負純資債及産のび部	流動負債	282,610
	（うち賞与引当金）	(14,880)
	株主資本	1,333,411
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	1,323,411
	その他利益剰余金	1,323,411
	（うち当期純利益）	(344,710)
	負債・純資産合計	1,616,022

第７期決算公告

令和７年６月26日
東京都江東区新砂一丁目１番１号
株式会社和光アールサポートＰＦＩ
代表取締役　中津　　淳

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,766,783
	固定資産	91
	資産合計	4,766,874
負純資債及産のび部	流動負債	742,597
	固定負債	3,902,492
	株主資本	121,785
	資本金	70,000
	利益剰余金	51,785
	その他利益剰余金	51,785
	（うち当期純利益）	(6,824)
	負債・純資産合計	4,766,874

第２期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿六丁目11番３号
株式会社ＧＥＭＢＡ ＨＤ
代表取締役　工樂　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	28,524
	固定資産	608,260
	合計	636,784
負純資債及産のび部	流動負債	638
	固定負債	500,000
	株主資本	136,145
	資本金	10,000
	資本剰余金	134,280
	その他資本剰余金	134,280
	利益剰余金	△8,135
	その他利益剰余金	△8,135
	（うち当期純損失）	(8,135)
	合計	636,784

第１期決算公告

令和７年６月24日
東京都中央区日本橋堀留町１－９－８
オルタナトラスト株式会社
代表取締役　池田　匠作

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	665,000
	繰延資産	2,469
	資産合計	667,469
負純資債及産のび部	流動負債	3,811
	株主資本	663,658
	資本金	332,500
	資本剰余金	332,500
	資本準備金	332,500
	利益剰余金	△1,341
	その他利益剰余金	△1,341
	（うち当期純損失）	(1,341)
	負債・純資産合計	667,469

第２期決算公告

令和７年６月27日
千葉県松戸市上本郷字押堀65番地１
エル・プラットフォーム株式会社
代表取締役　田中　勝久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	365,852
	固定資産	2,876,293
	資産合計	3,242,146
負純資債及産のび部	流動負債	191,198
	固定負債	3,011
	株主資本	3,047,937
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,072,688
	その他資本剰余金	3,072,688
	利益剰余金	△34,750
	その他利益剰余金	△34,750
	（うち当期純損失）	(32,426)
	負債・純資産合計	3,242,146

第95期決算公告

令和７年６月24日
東京都江戸川区船堀三丁目７番13号
関東興業株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	17,522,056
	固定資産	18,518,600
	繰延資産	244,361
	資産合計	36,285,018
負純資債及産のび部	流動負債	2,500,121
	固定負債	3,106,702
	株主資本	30,678,194
	資本金	306,000
	資本剰余金	13,853
	資本準備金	13,853
	利益剰余金	30,358,340
	利益準備金	76,500
	その他利益剰余金	30,281,840
	（うち当期純利益）	(1,916,221)
	負債・純資産合計	36,285,018

第23期決算公告　令和７年６月27日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
株式会社エス・オー・ダブリュー
代表取締役　奥田　圭太
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,850,738
	固定資産	258,389
	資産合計	3,109,128
負債及び純資産の部	流動負債	1,053,188
	固定負債	109,997
	株主資本	1,945,942
	資本金	100,000
	資本剰余金	579,060
	資本準備金	331,980
	その他資本剰余金	247,080
	利益剰余金	1,266,882
	(利益準備金)	(7,100)
	(うち当期純損失)	(102,019)
	負債・純資産合計	3,109,128

第12期決算公告　令和７年６月27日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
株式会社Ｓ．Ｏ．Ｗ．ホールディングス
代表取締役　髙橋　大輔
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,649,279
	固定資産	7,669,514
	資産合計	10,318,794
負債及び純資産の部	流動負債	2,599,883
	固定負債	2,387,052
	株主資本	5,331,858
	資本金	100,000
	資本剰余金	785,013
	その他資本剰余金	785,013
	利益剰余金	4,616,844
	その他利益剰余金	4,616,844
	(うち当期純利益)	(4,020,010)
	自己株式	△170,000
	負債・純資産合計	10,318,794

第20期決算公告　令和７年７月22日
東京都港区芝浦一丁目１番１号
株式会社シグマパワー太陽光
代表取締役　中谷　哲也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	473,538
	固定資産	1,051,825
	合計	1,525,364
負債及び純資産の部	流動負債	182,681
	固定負債	910,580
	株主資本	432,102
	資本金	99,000
	資本剰余金	99,000
	資本準備金	99,000
	利益剰余金	234,102
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	234,102
	(うち当期純利益)	(134,817)
	合計	1,525,364

第５期決算公告
令和７年６月27日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
株式会社ジックリース
代表取締役　三ツ木研二
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	680,128
	固定資産	64,894
	資産合計	745,022
負債及び純資産の部	流動負債	370,746
	固定負債	250,274
	株主資本	124,001
	資本金	10,000
	利益剰余金	114,001
	その他利益剰余金	114,001
	(うち当期純利益)	(28,864)
	負債・純資産合計	745,022

第16期決算公告
令和７年６月27日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
株式会社ジックスタッフ
代表取締役　三ツ木研二
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	454,755
	固定資産	1,245
	資産合計	456,000
負債及び純資産の部	流動負債	171,232
	株主資本	284,767
	資本金	90,000
	利益剰余金	194,767
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	184,767
	(うち当期純利益)	(51,872)
	負債・純資産合計	456,000

第40期決算公告　令和７年６月27日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
株式会社ロジクエスト
代表取締役　三ツ木研二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,452,973
	固定資産	1,100,550
	資産合計	4,553,523
負債及び純資産の部	流動負債	3,270,355
	固定負債	417,998
	株主資本	865,170
	資本金	70,000
	資本剰余金	384,560
	資本準備金	150,560
	その他資本剰余金	234,000
	利益剰余金	410,610
	(利益準備金)	(3,315)
	(うち当期純損失)	(913,168)
	負債・純資産合計	4,553,523

第10期決算公告
令和７年６月27日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
株式会社高千穂ファーム
代表取締役　山口　隆
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	253,194
	固定資産	48,613
	資産合計	301,807
負債及び純資産の部	流動負債	367,767
	その他	367,797
	株主資本	△65,959
	資本金	1,000
	利益剰余金	△66,959
	その他利益剰余金	△66,959
	(うち当期純損失)	(10,331)
	負債・純資産合計	301,807

第４期決算公告
令和７年６月27日
東京都中央区日本橋本町四丁目４番２号
S. R. Leather株式会社
代表取締役　阿部　亨
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,363
	固定資産	566
	資産合計	4,930
負債及び純資産の部	流動負債	133,649
	株主資本	△128,719
	資本金	10,000
	利益剰余金	△138,719
	その他利益剰余金	△138,719
	(うち当期純損失)	(41,415)
	負債・純資産合計	4,930

第17期決算公告　令和７年６月27日
東京都中央区日本橋本町４丁目４番２号
株式会社ＧＩ
代表取締役　奥田　圭太
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	145,838
	固定資産	188,982
	資産合計	334,821
負債及び純資産の部	流動負債	71,484
	固定負債	15,197
	株主資本	248,138
	資本金	20,000
	資本剰余金	19,122
	その他資本剰余金	19,122
	利益剰余金	209,116
	(利益準備金)	(5,000)
	(うち当期純利益)	(17,248)
	自己株式	△100
	負債・純資産合計	334,821

第52期決算公告　令和７年７月22日
東京都中央区日本橋小舟町３番２号
海洋技術開発株式会社
代表取締役　佐伯　英昭
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,188,344
	固定資産	500,299
	合計	1,688,644
負債及び純資産の部	流動負債	525,250
	固定負債	25,550
	株主資本	1,137,843
	資本金	18,550
	資本剰余金	1,830
	利益剰余金	1,123,196
	利益準備金	4,637
	その他利益剰余金	1,118,558
	(うち当期純利益)	(54,295)
	自己株式	△5,732
	合計	1,688,644

第22期決算公告
令和７年６月27日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
栗林マリタイム株式会社
代表取締役　栗林　宏吉
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	874,002
	固定資産	4,846,768
	資産合計	5,720,770
負債及び純資産の部	流動負債	778,969
	固定負債	4,562,633
	負債合計	5,341,602
	株主資本	379,168
	資本金	10,000
	利益剰余金	369,168
	(うち当期純損失)	(11,829)
	純資産合計	379,168
	負債・純資産合計	5,720,770

第38期決算公告　令和７年６月23日
東京都港区北青山二丁目５番１号
株式会社アイメックス
代表取締役　位田　浩和
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,115
	固定資産	203
	合計	2,318
負債及び純資産の部	流動負債	1,827
	固定負債	57
	株主資本	434
	資本金	262
	資本剰余金	230
	その他資本剰余金	230
	利益剰余金	△ 58
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	△ 66
	(うち当期純利益)	(4,578)
	合計	2,318

第１期決算公告

令和７年７月22日
東京都港区港南二丁目18番１号
ノバセル株式会社
代表取締役　北村　直也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,666,679
	固定資産	565,975
	合計	4,232,654
負債及び純資産の部	流動負債	2,450,760
	株主資本	1,781,894
	資本金	102,593
	資本剰余金	1,012,983
	資本準備金	52,593
	その他資本剰余金	960,390
	利益剰余金	666,318
	その他利益剰余金	666,318
	（うち当期純利益）	(666,318)
	合計	4,232,654

第16期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区二番町12番３
共生バンク株式会社
代表取締役　柳瀬　健一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8,026
	固定資産	8,794
	合計	16,821
負債及び純資産の部	流動負債	16,338
	固定負債	6
	株主資本	476
	資本金	380
	資本剰余金	379
	資本準備金	379
	利益剰余金	△283
	その他利益剰余金	△283
	（うち当期純損失）	(306)
	合計	16,821

第24期決算公告

2025年７月22日
東京都港区北青山一丁目３番６号
ＳＩビル青山３階
株式会社ランドマネジメント
代表取締役　岡田　耕治

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	68,908
	固定資産	10,313
	合計	79,221
負債及び純資産の部	流動負債	4,940
	株主資本	74,281
	資本金	10,000
	利益剰余金	64,281
	その他利益剰余金	64,281
	（うち当期純利益）	(4,142)
	合計	79,221

第18期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区箪笥町22番地
伊藤園・伊藤忠ミネラルウォーターズ株式会社
代表取締役社長　川村　和美

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	994
	固定資産	6
	合計	1,001
負債及び純資産の部	流動負債	642
	（うち賞与引当金）	(4)
	株主資本	359
	資本金	300
	利益剰余金	59
	その他利益剰余金	24
	（うち当期純利益）	(14)
	合計	1,001

第16期決算公告

令和７年７月22日
東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号
東急セキュリティ株式会社
代表取締役社長　下形　和永

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,202
	固定資産	473
	合計	2,676
負債及び純資産の部	流動負債	868
	固定負債	544
	株主資本	1,263
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	1,063
	その他利益剰余金	1,063
	（当期純利益）	(106)
	合計	2,676

第36期決算公告

令和７年６月30日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
株式会社ダイオーズジャパン
代表取締役社長　柏﨑　秀次

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,872
	固定資産	3,319
	合計	10,192
負債及び純資産の部	流動負債	3,011
	固定負債	94
	株主資本	7,086
	資本金	300
	利益剰余金	6,786
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	6,711
	（うち当期純利益）	(1,470)
	合計	10,192

決算公告

令和７年７月22日
東京都港区赤坂二丁目14番５号
Ｄａｉｗａ赤坂ビル７階
神箏ショールーム株式会社
代表取締役　福岡　武彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,708,003
	合計	7,708,003
負債及び純資産の部	流動負債	242,445
	株主資本	7,465,558
	資本金	2,300,000
	利益剰余金	5,165,558
	その他利益剰余金	5,165,558
	（うち当期純利益）	(163,850)
	合計	7,708,003

第14期決算公告

令和７年７月22日
東京都品川区東大井五丁目14番11号
Elcometer株式会社
代表取締役　マイケル・カーリントン・セラーズ

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	82,594
	固定資産	—
	合計	82,594
負債及び純資産の部	流動負債	31,981
	固定負債	—
	株主資本	50,613
	資本金	6,000
	利益剰余金	44,613
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	44,613
	（うち当期純利益）	(4,379)
	合計	82,594

第15期決算公告

令和７年７月22日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
三麗ホールディングス株式会社
代表取締役　大芝　芳隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,281
	固定資産	214
	資産合計	1,496
負債及び純資産の部	流動負債	7
	固定負債	0
	株主資本	1,489
	資本金	10
	資本剰余金	354
	資本準備金	354
	利益剰余金	1,124
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,122
	（うち当期純利益）	(1,206)
	負債・純資産合計	1,496

第74期決算公告

令和７年７月22日
相模原市中央区中央三丁目14番７号
日本電子工業株式会社
代表取締役　竹内　博次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,836,457
	固定資産	6,145,483
	合計	7,981,940
負債及び純資産の部	流動負債	1,453,125
	固定負債	1,847,215
	株主資本	4,532,647
	資本金	119,500
	資本剰余金	4,400
	利益剰余金	4,408,747
	利益準備金	29,875
	その他利益剰余金	4,378,872
	（うち当期純損失）	(113,543)
	評価・換算差額等	148,952
	合計	7,981,940

第12期決算公告

令和７年６月30日
東京都品川区北品川五丁目１番18号
住友不動産大崎ツインビル東館18階
株式会社ＴＨＳ
代表取締役　丁　艶斌

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	630,766
	固定資産	121,661
	合計	752,427
負債及び純資産の部	流動負債	231,718
	固定負債	226,832
	株主資本	293,877
	資本金	70,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	219,877
	その他利益剰余金	219,877
	（うち当期純利益）	(14,339)
	合計	752,427

第４期決算公告

令和７年７月20日
東京都港区六本木六丁目１番24号ラピロス六本木３階
株式会社ケアテク
代表取締役　神成　裕介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,376
	固定資産	131,450
	合計	142,826
負債及び純資産の部	流動負債	730
	固定負債	0
	株主資本	142,096
	資本金	100,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△7,903
	その他利益剰余金	△7,903
	（うち当期純損失）	(2,205)
	合計	142,826

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月20日
神奈川県川崎市中原区上小田中４－１－１
株式会社モバイルテクノ
代表取締役　杉山　猛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,064,133
	固定資産	315,858
	合計	2,379,991
負純資債及産のび部	流動負債	1,614,100
	固定負債	339,141
	株主資本	426,749
	資本金	100,000
	利益剰余金	326,749
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	301,749
	（うち当期純利益）	(209,674)
	合計	2,379,991

第 45 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
神奈川県相模原市緑区根小屋1733－７
エヌ・デイ・ケーエンジニアリング株式会社
代表取締役　石川　浩次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	228,003
	固定資産	272,271
	合計	500,275
負純資債及産のび部	流動負債	46,926
	固定負債	25,399
	株主資本	427,948
	資本金	10,000
	利益剰余金	417,948
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	415,448
	（うち当期純損失）	(7,286)
	合計	500,275

第 48 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
神奈川県相模原市中央区田名3113番地１
エヌ・デイ・ケー加工センター株式会社
代表取締役　近藤　恭二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,629,906
	固定資産	2,002,380
	合計	3,632,286
負純資債及産のび部	流動負債	636,359
	固定負債	753,819
	株主資本	2,207,855
	資本金	57,500
	利益剰余金	2,150,355
	利益準備金	14,375
	その他利益剰余金	2,135,980
	（うち当期純利益）	(132,692)
	評価・換算差額等	34,253
	合計	3,632,286

第４期決算公告

令和７年７月22日
神奈川県相模原市中央区相模原四丁目３番14号
ピー・シー・エス株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,573,352
	固定資産	4,461,702
	繰延資産	91
	資産合計	6,035,145
負純資債及産のび部	流動負債	895,364
	固定負債	3,904,717
	株主資本	1,235,063
	資本金	300,000
	資本剰余金	699,690
	その他資本剰余金	699,690
	利益剰余金	235,373
	その他利益剰余金	235,373
	（うち当期純利益）	(171,378)
	負債・純資産合計	6,035,145

第 49 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
神奈川県相模原市中央区田名5971番地１
株式会社都市貨物輸送
代表取締役　小菅　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	282,002
	固定資産	585,067
	合計	867,069
負純資債及産のび部	流動負債	476,033
	固定負債	439,002
	株主資本	△47,966
	資本金	10,000
	利益剰余金	△57,966
	その他利益剰余金	△57,966
	（うち当期純損失）	(12,655)
	合計	867,069

第 104 期決算公告

2025年７月22日
神奈川県綾瀬市吉岡東三丁目６番１号
横浜森永乳業株式会社
代表取締役社長　大杉　徹

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,751,684
	固定資産	4,278,266
	合計	10,029,951
負純資債及産のび部	流動負債	3,975,969
	固定負債	315,655
	株主資本	5,738,326
	資本金	60,800
	資本剰余金	6,268
	資本準備金	6,268
	利益剰余金	5,671,257
	利益準備金	14,351
	その他利益剰余金	5,656,905
	（うち当期純利益）	(513,556)
	合計	10,029,951

第 26 期決算公告

令和７年６月26日
神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５
株式会社ペルテ
代表取締役社長　北風　和正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,004,067
	固定資産	584,740
	資産合計	1,588,807
負純資債及産のび部	流動負債	1,091,530
	（賞与引当金）	(22,743)
	株主資本	497,277
	資本金	100,000
	資本剰余金	10,216
	その他資本剰余金	10,216
	利益剰余金	387,060
	利益準備金	7,000
	その他利益剰余金	380,060
	（うち当期純利益）	(39,687)
	負債・純資産合計	1,588,807

第１期決算公告

令和７年６月26日
神奈川県川崎市中原区大倉町10番地
イブニオン株式会社
代表取締役　窪田　賢太

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	76,603
	固定資産	29,209
	合計	105,812
負純資債及産のび部	流動負債	9,046
	固定負債	4,107
	株主資本	92,659
	資本金	75,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	△57,341
	その他利益剰余金	△57,341
	（うち当期純損失）	(57,341)
	合計	105,812

第 48 期決算公告

令和７年７月22日
神奈川県横須賀市野比四丁目３番１号
株式会社協同
代表取締役　飯島　敏雄

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	495,993
	固定資産	703,252
	資産合計	1,199,245
負純資債及産のび部	流動負債	195,917
	固定負債	83,438
	負債合計	279,355
	株主資本	919,889
	資本金	27,500
	利益剰余金	892,389
	利益準備金	6,875
	その他利益剰余金	885,514
	（うち当期純利益）	(104,443)
	純資産合計	919,889
	負債・純資産合計	1,199,245

第 37 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
愛甲郡愛川町中津字下六倉2536番１
新スバル中販株式会社
代表取締役社長　石田　雅大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	341
	固定資産	51
	資産合計	392
負純資債及産のび部	流動負債	2
	負債合計	2
	株主資本	390
	資本金	100
	利益剰余金	290
	その他利益剰余金	290
	（うち当期純損失）	(3)
	純資産合計	390
	負債・純資産合計	392

第 3 期 決 算 公 告

令和７年７月７日
神奈川県横浜市西区みなとみらい２－３－１
ＪＧＣ　Ｄｉｇｉｔａｌ株式会社
代表取締役　長谷川順一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	233,178
	固定資産	978
	合計	234,156
負純資債及産のび部	流動負債	165,702
	株主資本	68,454
	資本金	50,000
	利益剰余金	18,454
	その他利益剰余金	18,454
	（うち当期純利益）	(7,693)
	合計	234,156

第 63 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
神奈川県愛甲郡愛川町中津4049番地１
株式会社フォーム化成
代表取締役　村上　博保

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	280,902
	固定資産	501,257
	合計	782,159
負純資債及産のび部	流動負債	669,405
	固定負債	39,196
	株主資本	70,976
	資本金	62,500
	利益剰余金	8,476
	利益準備金	15,704
	その他利益剰余金	△7,228
	（うち当期純利益）	(20,414)
	評価・換算差額等	2,582
	合計	782,159

第76期決算公告　令和７年７月22日
石川県金沢市南町５番20号
丸一繊維株式会社
代表取締役社長　田中　裕之
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	48
	固定資産	555
	資産合計	603
負純債資産及のび部	流動負債	396
	固定負債	180
	負債合計	576
	株主資本	27
	資本金	48
	利益剰余金	△21
	その他利益剰余金	△21
	（うち当期純損失）	（22）
	純資産合計	27
	負債・純資産合計	603

第15期決算公告　令和７年６月25日
新潟県新潟市中央区笹口二丁目13番地11
笹口Ｉ・Ｈビル
ウォーターセル株式会社
代表取締役　渡辺　拓也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	357,772
	固定資産	144,044
	資産合計	501,816
負純債資産及のび部	流動負債	86,536
	株主資本	415,279
	資本金	35,000
	資本剰余金	1,485,080
	資本準備金	795,040
	利益剰余金	△ 1,104,800
	その他利益剰余金	△ 1,104,800
	（うち当期純損失）	（95,873）
	負債・純資産合計	501,816

第58期決算公告　2025年７月22日
新潟県上越市中郷区藤沢1070番地３
株式会社日曹建設
代表取締役社長　重野富次夫
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,016,368
	固定資産	204,154
	合計	3,220,522
負純債資産及のび部	流動負債	1,423,871
	固定負債	12,538
	株主資本	1,778,984
	資本金	45,000
	利益剰余金	1,733,984
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,722,734
	（うち当期純利益）	（253,281）
	評価・換算差額等	5,129
	合計	3,220,522

第８期決算公告
令和７年６月25日
長野県上水内郡飯綱町大字芋川1260番地
株式会社斑尾高原農場
代表取締役　久世　良太
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,448
	固定資産	77,210
	合計	103,658
負純債資産及のび部	流動負債	7,563
	固定負債	29,392
	株主資本	66,703
	資本金	10,000
	利益剰余金	56,703
	その他利益剰余金	56,703
	（うち当期純利益）	（6,503）
	合計	103,658

第53期決算公告
令和７年７月22日
長野県茅野市玉川字原山11400―260
ファナックパートロニクス株式会社
代表取締役社長　澤田　毅
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,555,744
	固定資産	6,060,590
	合計	10,616,334
負純債資産及のび部	流動負債	1,061,729
	固定負債	164,948
	株主資本	9,389,657
	資本金	327,823
	利益剰余金	9,061,834
	利益準備金	81,956
	その他利益剰余金	8,979,879
	（うち当期純利益）	（234,651）
	合計	10,616,334

第30期決算公告　令和７年６月27日
福井県越前市府中一丁目２番３号
タケフ都市開発株式会社
代表取締役社長　小泉　陽一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,033
	固定資産	483,567
	合計	522,600
負純債資産及のび部	流動負債	7,433
	固定負債	48,660
	株主資本	466,506
	資本金	100,000
	資本剰余金	360,000
	資本準備金	360,000
	利益剰余金	6,506
	その他利益剰余金	6,506
	（うち当期純損失）	（2,407）
	合計	522,600

第21期決算公告
令和７年７月22日
静岡県裾野市御宿1500
矢崎ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　澤田　昇一
貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,087
	固定資産	3,045
	合計	156,132
負純債資産及のび部	流動負債	51,913
	固定負債	40,591
	株主資本	63,628
	資本金	10,000
	利益剰余金	53,628
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	51,128
	（うち当期純利益）	（3,220）
	合計	156,132

第41期決算公告　令和７年６月18日
静岡県富士市中里2608―73
ユニプレスモールド株式会社
代表取締役　遠藤　勝久
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,132,809
	固定資産	768,173
	合計	1,900,982
負純債資産及のび部	流動負債	416,454
	（うち賞与引当金）	（54,166）
	固定負債	67,237
	株主資本	1,417,291
	資本金	457,500
	資本剰余金	542,500
	利益剰余金	417,291
	利益準備金	125,000
	その他利益剰余金	292,291
	（うち当期純利益）	（262,483）
	合計	1,900,982

第５期決算公告　令和７年７月22日
長野県塩尻市大字宗賀1797番地１
株式会社ソルトターミナル
代表取締役　友保　悟郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	73,609
	固定資産	441,879
	繰延資産	11,234
	合計	526,722
負純債資産及のび部	流動負債	4,913
	固定負債	365,506
	株主資本	156,303
	資本金	99,750
	資本剰余金	169,350
	資本準備金	169,350
	利益剰余金	△112,797
	その他利益剰余金	△112,797
	（うち当期純損失）	（19,286）
	合計	526,722

第34期決算公告
令和７年６月27日
静岡県富士市入山瀬一丁目２番５号
王子タイムリー株式会社
代表取締役　鹿毛　裕司
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,361,694
	固定資産	216,488
	合計	1,578,182
負純債資産及のび部	流動負債	814,596
	固定負債	41,531
	株主資本	722,055
	資本金	50,000
	利益剰余金	672,055
	利益準備金	8,050
	繰越利益剰余金	664,005
	（うち当期純利益）	（64,152）
	合計	1,578,182

第27期決算公告　令和７年６月19日
静岡県沼津市東間門字上中溝515番地
明電システム製造株式会社
代表取締役社長　黒木龍一郎
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,106,514
	固定資産	242,164
	資産合計	1,348,678
負純債資産及のび部	流動負債	665,683
	固定負債	186,404
	株主資本	496,592
	資本金	90,000
	資本剰余金	77,764
	利益剰余金	328,829
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	306,329
	（うち当期純利益）	（48,889）
	負債・純資産合計	1,348,678

第１期決算公告　令和７年７月18日
静岡県磐田市川袋1550番地
株式会社ニッパ
代表取締役　山口　幸雄
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	24,062
	固定資産	5,544,571
	資産合計	5,568,633
負純債資産及のび部	流動負債	618,484
	固定負債	2,064,800
	株主資本	2,885,348
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,000,000
	利益剰余金	△214,651
	その他利益剰余金	△214,651
	（うち当期純損失）	（214,651）
	負債・純資産合計	5,568,633

第35期決算公告

令和７年７月22日
名古屋市港区中川本町１丁目１番地
株式会社シナネンゼオミック
代表取締役社長　榎　聡

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,488,018
	固定資産	299,646
	合計	1,787,664
負債及び純資産の部	流動負債	135,169
	うち賞与引当金	25,554
	固定負債	187,582
	うち退職給付引当金	182,257
	株主資本	1,464,913
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,414,913
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,402,413
	（うち当期純利益）	(38,421)
	合計	1,787,664

第46期決算公告

2025年７月22日
静岡市清水区平川地13番９号
株式会社ティージェイエス
代表取締役　山本　規政

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,721,142
	固定資産	363,096
	合計	2,084,238
負債及び純資産の部	流動負債	455,019
	（うち納税引当金）	(6,972)
	株主資本	1,629,218
	資本金	12,000
	利益剰余金	1,617,218
	利益準備金	3,000
	別途積立金	1,001,000
	繰越利益剰余金	613,218
	（うち当期純利益）	(114,521)
	合計	2,084,238

第16期決算公告

令和７年６月30日
静岡県掛川市亀の甲２丁目９番11号
株式会社静軌建設
代表取締役　山下　隆

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	214,241
	固定資産	63,723
	資産合計	277,964
負債及び純資産の部	流動負債	162,633
	固定負債	0
	株主資本	115,331
	資本金	10,000
	利益剰余金	105,331
	その他利益剰余金	105,331
	（うち当期純利益）	(13,396)
	負債・純資産合計	277,964

第43期決算公告

2025年７月１日
名古屋市中村区名駅四丁目22番20号
株式会社愛銀ディーシーカード
代表取締役社長　鈴木　規正

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,864,970
	固定資産	487,232
	合計	6,352,203
負債及び純資産の部	流動負債	1,053,023
	固定負債	3,198
	株主資本	5,120,580
	資本金	30,000
	利益剰余金	5,090,580
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	5,083,080
	（うち当期純利益）	(64,068)
	評価・換算差額等	175,401
	合計	6,352,203

第72期決算公告

令和７年６月26日
名古屋市中村区名駅四丁目９番８号
豊通物流株式会社
代表取締役社長　泙野　仁志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	7,657
	固定資産	11,468
	合計	19,125
負債及び純資産の部	流動負債	3,935
	固定負債	1,121
	株主資本	14,068
	資本金	350
	利益剰余金	13,718
	利益準備金	90
	その他利益剰余金	13,628
	（うち当期純利益）	(1,520)
	合計	19,125

第25期決算公告

2025年７月22日
名古屋市中区栄三丁目７番９号
株式会社クロップス・クルー
代表取締役　志村　聡子

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	969,062
	固定資産	87,336
	合計	1,056,398
負債及び純資産の部	流動負債	355,395
	固定負債	14,990
	株主資本	686,012
	資本金	50,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	606,012
	利益準備金	11,851
	その他利益剰余金	594,160
	（うち当期純利益）	(71,537)
	合計	1,056,398

第36期決算公告

2025年７月22日
名古屋市中村区名駅四丁目22番20号
愛銀ビジネスサービス株式会社
代表取締役　田口　憲一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	393,807
	固定資産	7,427
	合計	401,234
負債及び純資産の部	流動負債	14,762
	固定負債	947
	株主資本	385,525
	資本金	30,000
	利益剰余金	355,525
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	348,025
	（うち当期純利益）	(18,916)
	合計	401,234

第36期決算公告

2025年７月22日
名古屋市中村区名駅四丁目22番20号
愛銀コンピュータサービス株式会社
代表取締役　田口　憲一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	123,549
	固定資産	1,160
	合計	124,710
負債及び純資産の部	流動負債	3,122
	固定負債	1,101
	株主資本	120,486
	資本金	10,000
	利益剰余金	338,486
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	335,986
	（うち当期純利益）	(4,193)
	自己株式	△228,000
	合計	124,710

第９期決算公告

令和７年６月25日
名古屋市千種区千種二丁目22番８号
名古屋医工連携インキュベータ203号
株式会社ｉＣｏｒＮｅｔ研究所

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,588
	固定資産	24,422
	合計	97,011
負債及び純資産の部	流動負債	6,221
	固定負債	140,000
	株主資本	△ 49,210
	資本金	30,000
	資本剰余金	216,914
	資本準備金	205,500
	その他資本剰余金	11,414
	利益剰余金	△ 296,125
	その他利益剰余金	△ 296,125
	（うち当期純損失）	(70,741)
	合計	97,011

第53期決算公告

令和７年７月22日
三重県津市戸木町8500番地２
ファナックサーボ株式会社
代表取締役社長　遠藤　裕一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,174,143
	固定資産	2,334,828
	合計	3,508,971
負債及び純資産の部	流動負債	499,627
	固定負債	400,338
	株主資本	2,609,006
	資本金	450,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	2,154,006
	利益準備金	90,004
	その他利益剰余金	2,064,002
	（うち当期純損失）	(620)
	合計	3,508,971

第４期決算公告

令和７年７月22日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目16番30号
てらす証券アドバイザーズ株式会社
代表取締役　満平　隆志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	75,959
	固定資産	18,033
	繰延資産	276
	資産合計	94,268
負債及び純資産の部	流動負債	31,276
	固定負債	28,000
	株主資本	34,992
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 15,007
	その他利益剰余金	△ 15,007
	（うち当期純利益）	(8,434)
	負債・純資産合計	94,268

第70期決算公告

2025年６月25日
名古屋市港区浜二丁目３番５号
菱洋運輸株式会社
取締役社長　木谷　裕一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	861,261
	固定資産	526,598
	資産合計	1,387,859
負債及び純資産の部	流動負債	199,423
	固定負債	234,835
	負債合計	434,258
	株主資本	953,600
	資本金	60,000
	利益剰余金	893,600
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	878,600
	（うち当期純利益）	(14,873)
	純資産合計	953,600
	負債・純資産合計	1,387,859

第 43 期 決 算 公 告

2025年５月29日
滋賀県愛知郡愛荘町東出字柳ノ北500
ホシデンエフ・ディ株式会社
代表取締役　古橋　健士

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	475,623
	固定資産	4,550
	合計	480,174
負純資産及のび部	流動負債	689,388
	固定負債	423,752
	株主資本	△ 632,966
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 682,966
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	△ 692,966
	（うち当期純損失）	(298,907)
	合計	480,174

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
三重県伊賀市炊村3008番地
日本ファイン株式会社
代表取締役　吉川　孝博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	462,521
	固定資産	69,462
	合計	531,983
負純資産及のび部	流動負債	179,825
	固定負債	107,982
	株主資本	244,176
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	224,176
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	221,676
	（うち当期純利益）	(4,558)
	合計	531,983

第 37 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
三重県亀山市関町会下1117番11
三重シポレックスサービス株式会社
代表取締役　小林　　大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	289,092
	固定資産	11,043
	合計	300,135
負純資産及のび部	流動負債	184,770
	（賞与引当金）	(27,480)
	株主資本	115,365
	資本金	12,500
	利益剰余金	102,865
	利益準備金	3,125
	その他利益剰余金	99,740
	（うち当期純利益）	(25,168)
	合計	300,135

第 37 期決算公告

令和７年６月26日
大阪市北区茶屋町18番14号
池田泉州キャピタル株式会社
代表取締役　田中　　耕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	505,863
	固定資産	271,873
	合計	777,736
負純資産及のび部	流動負債	62,554
	固定負債	24,975
	株主資本	628,462
	資本金	90,000
	資本剰余金	99,000
	資本準備金	99,000
	利益剰余金	439,462
	その他利益剰余金	439,462
	（うち当期純利益）	(21,537)
	評価・換算差額等	61,743
	合計	777,736

第 8 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
京都府宇治市宇治折居18番地
城南環境テクノロジー株式会社
取締役社長　迫田　康隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	203,415
	固定資産	251
	合計	203,666
負純資産及のび部	流動負債	86,056
	株主資本	117,610
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	37,610
	その他利益剰余金	37,610
	（うち当期純利益）	(3,183)
	合計	203,666

第 43 期 決 算 公 告

2025年５月29日
滋賀県愛知郡愛荘町東出字中井戸551
ホシデン化成株式会社
代表取締役　古橋　健士

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	628,727
	固定資産	66,193
	合計	694,920
負純資産及のび部	流動負債	57,220
	固定負債	36,888
	株主資本	600,812
	資本金	50,000
	利益剰余金	550,812
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	538,312
	（うち当期純利益）	(31,670)
	合計	694,920

第 29 期決算公告

2025年６月25日
大阪市中央区道修町３－１－６
塩野フィネス株式会社
代表取締役　北川　稿一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,844,889
	固定資産	4,972,597
	合計	10,817,486
負純資産及のび部	流動負債	2,363,198
	固定負債	3,010,523
	株主資本	5,443,765
	資本金	90,000
	資本剰余金	462,188
	資本準備金	462,188
	利益剰余金	4,891,577
	その他利益剰余金	4,891,577
	（うち当期純利益）	(1,021,152)
	合計	10,817,486

第 67 期決算公告

令和７年６月25日
大阪市住之江区南港東三丁目３番41号
日鉄物産特殊鋼株式会社
代表取締役　髙濵　秀行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,819,018
	固定資産	883,436
	合計	3,702,454
負純資産及のび部	流動負債	2,314,291
	固定負債	104,906
	株主資本	1,283,256
	資本金	100,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,163,256
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,138,256
	（うち当期純利益）	(99,696)
	合計	3,702,454

第 17 期決算公告

令和７年６月26日
大阪市西区西本町二丁目３番地10号
株式会社保険デザイン
代表取締役社長　浦上　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,040,740
	固定資産	175,805
	合計	1,216,545
負純資産及のび部	流動負債	189,543
	固定負債	14,202
	株主資本	1,012,799
	資本金	20,000
	資本剰余金	9,000
	その他資本剰余金	9,000
	利益剰余金	983,799
	その他利益剰余金	983,799
	（うち当期純利益）	(38,250)
	合計	1,216,545

第 44 期決算公告

令和７年６月24日
大阪市中央区北浜２丁目２番22号
株式会社システムアンサー
代表取締役　佐藤壽佳子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	292,615
	固定資産	48,083
	合計	340,698
負純資産及のび部	流動負債	129,197
	固定負債	50,276
	負債合計	179,473
	株主資本	161,225
	資本金	30,000
	利益剰余金	131,225
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	123,725
	（うち当期純利益）	(42,953)
	純資産合計	161,225
	合計	340,698

第 84 期 決 算 公 告

令和７年６月25日
大阪市西区千代崎３丁目北２番30号
オリックス野球クラブ株式会社
代表取締役社長　湊　　通夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,420
	固定資産	227
	繰延資産	1,005
	合計	7,652
負純資産及のび部	流動負債	4,602
	固定負債	173
	株主資本	2,877
	資本金	100
	利益剰余金	2,777
	その他利益剰余金	2,777
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	7,652

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
大阪府門真市新橋町34番21号
保証協会コンピュータサービス株式会社
代表取締役　森　　芳彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	242,450
	固定資産	13,154
	合計	255,604
負純資産及のび部	流動負債	170,849
	固定負債	—
	株主資本	84,755
	資本金	24,000
	利益剰余金	60,755
	（その他利益剰余金）	(60,755)
	（うち当期純利益）	(1,079)
	合計	255,604

第27期決算公告

令和７年６月25日
大阪市北区堂島二丁目２番２号
メルコプラントエキスパーツ株式会社
代表取締役　松中　末良

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	760,494
	固定資産	8,283
	合計	768,777
負債及び純資産の部	流動負債	299,066
	固定負債	41,503
	株主資本	428,208
	資本金	40,000
	利益剰余金	388,208
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	378,208
	（うち当期純利益）	(67,303)
	合計	768,777

第30期決算公告

2025年５月29日
大阪府八尾市教興寺１―123―１
ホシデンサービス株式会社
代表取締役　古橋　健士

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	230,211
	固定資産	50,585
	合計	280,797
負債及び純資産の部	流動負債	58,072
	固定負債	104,944
	株主資本	117,779
	資本金	45,000
	利益剰余金	72,779
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	61,529
	（うち当期純利益）	(19,569)
	合計	280,797

第67期決算公告

2025年５月29日
大阪府柏原市円明町15―１
ホシデン精工株式会社
代表取締役　古橋　健士

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,747,771
	固定資産	235,907
	合計	2,983,678
負債及び純資産の部	流動負債	369,495
	固定負債	167,076
	株主資本	2,447,106
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,347,106
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,322,106
	（うち当期純損失）	(263,617)
	合計	2,983,678

第78期決算公告

2025年６月25日
兵庫県神戸市北区有馬町1206番地
株式会社旅舘奥ノ坊
代表取締役社長　鈴木　真樹

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,620
	固定資産	207,395
	合計	210,015
負債及び純資産の部	流動負債	147,169
	その他	147,169
	株主資本	62,846
	資本金	10,000
	資本剰余金	388,689
	利益剰余金	△335,843
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△337,093
	（うち当期純損失）	(3,235)
	合計	210,015

第40期決算公告

令和７年６月26日
大阪市北区茶屋町18番14号
池田泉州システム株式会社
代表取締役社長　山形　進

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	485,081
	固定資産	14,423
	繰延資産	21,346
	資産合計	520,851
負債及び純資産の部	流動負債	89,301
	固定負債	109,990
	株主資本	321,560
	資本金	50,000
	利益剰余金	271,560
	その他利益剰余金	271,560
	（うち当期純利益）	(60,523)
	負債・純資産合計	520,851

第45期決算公告

令和７年６月26日
大阪市淀川区田川二丁目１―11
株式会社ダイキ
代表取締役　橋本　泰忠

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	305,428
	固定資産	624,399
	合計	929,828
負債及び純資産の部	流動負債	137,831
	固定負債	87,784
	株主資本	704,211
	資本金	50,000
	利益剰余金	654,211
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	641,711
	（うち当期純利益）	(49,063)
	合計	929,828

第40期決算公告

2025年５月29日
和歌山県有田郡有田川町大字土生454―９
ホシデン和歌山株式会社
代表取締役　古橋　健士

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,958,538
	固定資産	184,111
	合計	2,142,650
負債及び純資産の部	流動負債	608,632
	固定負債	246,162
	株主資本	1,287,854
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,207,854
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,187,854
	（うち当期純利益）	(161,236)
	合計	2,142,650

第10期決算公告

令和７年６月９日
兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目２番33号
株式会社タクマエナジー
代表取締役社長　西村　賢一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,933,736
	固定資産	112,794
	資産合計	3,046,530
負債及び純資産の部	流動負債	738,453
	株主資本	2,308,077
	資本金	295,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	1,813,077
	その他利益剰余金	1,813,077
	（うち当期純利益）	(559,742)
	負債・純資産合計	3,046,530

第40期決算公告

2025年７月22日
兵庫県尼崎市常光寺１丁目１番４号
ヤンマーグローバルＣＳ株式会社
代表取締役　ファンヘーストアリヨハネス

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	39,165
	固定資産	2,699
	合計	41,865
負債及び純資産の部	流動負債	16,547
	（内賞与引当金）	(123)
	固定負債	82
	（内退職給付引当金）	(79)
	株主資本	25,235
	資本金	20
	利益剰余金	25,215
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	25,210
	（内当期純利益）	(8,867)
	合計	41,865

第57期決算公告

2025年６月18日
岡山県小田郡矢掛町小田6621
菱陽電機株式会社
代表取締役　東根　賢司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,256
	固定資産	865
	合計	4,121
負債及び純資産の部	流動負債	1,693
	固定負債	358
	株主資本	2,070
	資本金	15
	利益剰余金	2,055
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	2,051
	（うち当期純利益）	(59)
	合計	4,121

第45期決算公告

令和７年７月22日
鳥取県米子市吉岡373番地
米子王子紙業株式会社
代表取締役社長　川勝　雄一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	398,093
	固定資産	150,443
	合計	548,536
負債及び純資産の部	流動負債	165,509
	固定負債	348,590
	株主資本	34,437
	資本金	30,000
	資本剰余金	249
	利益剰余金	4,188
	利益準備金	5,460
	その他利益剰余金	△1,272
	（うち当期純損失）	(8,965)
	合計	548,536

第61期決算公告

令和７年７月22日
鳥取県鳥取市南吉方１丁目63番地１
株式会社鳥取県農協共済福祉事業団
代表取締役社長　山西　裕祐

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	192,893
	固定資産	335,919
	合計	528,812
負債及び純資産の部	流動負債	91,599
	固定負債	200,207
	株主資本	237,006
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	37,006
	利益準備金	1,240
	その他利益剰余金	35,766
	（うち当期純利益）	(52,444)
	合計	528,812

第87期決算公告

2025年７月22日
山口県岩国市装束町一丁目５番19号
ユニオン石油工業株式会社
代表取締役社長　二武　将彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,359,296
	固定資産	2,051,065
	合計	7,410,361
負純資債及産のび部	流動負債	5,661,270
	固定負債	201,980
	株主資本	1,525,506
	資本金	64,000
	利益剰余金	1,461,506
	利益準備金	16,000
	その他利益剰余金	1,445,506
	(うち当期純利益)	(49,842)
	評価・換算差額等	21,604
	合計	7,410,361

第47期決算公告

令和７年７月22日
広島県広島市安佐北区小河原町1591―１
広島日本電子工業株式会社
代表取締役　佐々木満雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	283,228
	固定資産	221,313
	合計	504,542
負純資債及産のび部	流動負債	140,271
	固定負債	83,205
	株主資本	278,605
	資本金	10,000
	利益剰余金	268,605
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	266,105
	(うち当期純損失)	(3,379)
	評価・換算差額等	2,460
	合計	504,542

第53期決算公告

令和７年６月23日
岡山県倉敷市本町７番２号
株式会社倉敷アイビースクエア
取締役社長　川頭　義人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	297,780
	固定資産	868,877
	合計	1,166,657
負純資債及産のび部	流動負債	1,104,295
	固定負債	134,493
	株主資本	△72,131
	資本金	100,000
	資本剰余金	170,000
	利益剰余金	△342,131
	利益準備金	13,530
	その他利益剰余金	△355,661
	(うち当期純利益)	(123,306)
	合計	1,166,657

第10期決算公告

令和７年６月20日
山口県山口市小郡令和一丁目１番１号
女性創業応援やまぐち株式会社
代表取締役社長　杉山　敏美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,569
	固定資産	6,329
	資産合計	102,898
負純資債及産のび部	流動負債	3,121
	負債合計	3,121
	株主資本	99,777
	資本金	100,000
	利益剰余金	△223
	その他利益剰余金	△223
	(うち当期純利益)	(2,813)
	純資産合計	99,777
	負債・純資産合計	102,898

第109期決算公告

令和７年６月18日
山口県周南市清水一丁目６番１号
三和建設株式会社
代表取締役社長　原口　和久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,595
	固定資産	1,187
	資産合計	2,782
負純資債及産のび部	流動負債	373
	固定負債	206
	株主資本	2,160
	資本金	45
	利益剰余金	2,128
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	2,116
	(うち当期純利益)	(55)
	自己株式	△13
	評価・換算差額等	41
	負債・純資産合計	2,782

第59期決算公告

令和７年７月22日
山口県周南市入舟町７―26
山口汽船株式会社
代表取締役　川口　勉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	105,531
	固定資産	3,437
	資産合計	108,969
負純資債及産のび部	流動負債	17,339
	賞与引当金	8,430
	その他	8,909
	株主資本	91,629
	資本金	10,000
	利益剰余金	81,629
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	79,129
	(うち当期純利益)	(5,094)
	負債・純資産合計	108,969

第17期決算公告

令和７年７月22日
高知市桟橋通４丁目12番７号
株式会社ですか
代表取締役　**樋**口　毅彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	98,715
	固定資産	104,039
	資産合計	202,754
負純資債及産のび部	流動負債	117,294
	固定負債	59,116
	負債合計	176,410
	株主資本	26,344
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,344
	その他利益剰余金	16,344
	(うち当期純損失)	(1,585)
	純資産合計	26,344
	負債・純資産合計	202,754

第18期決算公告

令和７年７月22日
徳島市万代町５丁目71―11
株式会社ジェイエイ徳島市協同サービス
代表取締役　松田　清見

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,594
	固定資産	0
	合計	36,594
負純資債及産のび部	流動負債	22,167
	株主資本	14,427
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,427
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	4,377
	(うち当期純利益)	(293)
	合計	36,594

第31期決算公告

令和７年６月27日
山口県下松市葉山二丁目904番地の16
多機能フィルター株式会社
代表取締役　志賀　弘征

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,014,527
	固定資産	462,959
	資産合計	1,477,486
負純資債及産のび部	流動負債	274,438
	固定負債	65,015
	株主資本	1,138,033
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,093,533
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,081,033
	(うち当期純利益)	(129,978)
	自己株式	△5,500
	負債・純資産合計	1,477,486

第４期決算公告

令和７年７月22日
福岡市中央区赤坂一丁目14番22号
株式会社新日本ホテルズ
代表取締役　前田　　洋

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	403,930
	固定資産	1,304,230
	合計	1,708,160
負純資債及産のび部	流動負債	169,050
	固定負債	1,300,000
	株主資本	239,110
	資本金	30,000
	利益剰余金	209,110
	その他利益剰余金	209,110
	(うち当期純利益)	(41,017)
	合計	1,708,160

第57期決算公告

2025年５月29日
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3024―38
ホシデン九州株式会社
代表取締役　古橋　健士

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,664,560
	固定資産	1,222,120
	合計	9,886,681
負純資債及産のび部	流動負債	2,215,558
	固定負債	429,715
	株主資本	7,241,408
	資本金	90,000
	利益剰余金	7,151,408
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	7,128,908
	(うち当期純利益)	(965,541)
	合計	9,886,681

第45期決算公告

令和７年７月22日
福岡県久留米市城島町浮島966―６
九州日本電子工業株式会社
代表取締役　境　　富夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,710
	固定資産	149,426
	合計	243,136
負純資債及産のび部	流動負債	36,443
	固定負債	96,089
	株主資本	110,603
	資本金	10,000
	利益剰余金	100,603
	利益準備金	720
	その他利益剰余金	99,883
	(うち当期純損失)	(1,533)
	合計	243,136

第60期決算公告

令和７年７月22日
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字北黒川6554番地の１
株式会社瀬の本観光ホテル
代表取締役　前田　洋

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	207,700
	固定資産	469,433
	合計	677,133
負債及び純資産の部	流動負債	120,282
	固定負債	319,349
	株主資本	237,502
	資本金	25,000
	利益剰余金	212,502
	その他利益剰余金	212,502
	（うち当期純利益）	(84,985)
	合計	677,133

第３期決算公告

令和７年７月22日
福岡市早良区原五丁目10番４号
株式会社Ｃ＆Ｇ’ｓ　Ａｔｅｌｉｅｒ
代表取締役　柚木　孝文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	54,770
	固定資産	112,687
	資産合計	167,458
負債及び純資産の部	流動負債	21,373
	固定負債	42,098
	株主資本	103,986
	資本金	10,000
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	49,500
	その他資本剰余金	40,500
	利益剰余金	3,986
	その他利益剰余金	3,986
	（うち当期純利益）	(4,562)
	負債・純資産合計	167,458

第35期決算公告

令和７年７月22日
福岡市博多区博多駅南２丁目１番９号
ＪＲ九州セコム株式会社
代表取締役社長　中嶋　敬介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,498,159
	固定資産	236,409
	資産合計	1,734,568
負債及び純資産の部	流動負債	221,107
	固定負債	430,619
	株主資本	1,082,841
	資本金	100,000
	利益剰余金	982,841
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	957,841
	（うち当期純利益）	(50,575)
	負債・純資産合計	1,734,568

第54期決算公告

令和７年７月22日
宮崎県都城市吉尾町2159番地
株式会社都城北諸地区清掃公社
代表取締役　栫　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,814,263
	固定資産	1,667,664
	合計	4,481,927
負債及び純資産の部	流動負債	316,101
	固定負債	515,234
	株主資本	3,650,591
	資本金	11,305
	利益剰余金	3,639,286
	（利益準備金）	(2,826)
	（その他利益剰余金）	(3,636,460)
	（うち当期純利益）	(289,848)
	合計	4,481,927

第23期決算公告

令和７年６月20日
熊本県上益城郡益城町田原2020番地３
株式会社日本医療機器技研
代表取締役　鈴木　和雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	151,363
	固定資産	38,348
	合計	189,712
負債及び純資産の部	流動負債	278,125
	（うち賞与引当金）	(12,378)
	固定負債	1,350,000
	株主資本	△1,438,412
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,448,412
	その他利益剰余金	△1,448,412
	（うち当期純利益）	(40,002)
	合計	189,712

第10期決算公告

令和７年７月22日
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺6777番地２
株式会社黒川温泉御処月洸樹
代表取締役　前田　洋

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,809
	固定資産	252,178
	合計	384,988
負債及び純資産の部	流動負債	111,195
	固定負債	—
	株主資本	273,793
	資本金	10,000
	利益剰余金	263,793
	その他利益剰余金	263,793
	（うち当期純利益）	(92,637)
	合計	384,988

第42期決算公告

令和７年７月22日
鹿児島市泉町２番３号４Ｆ
南九州サービス株式会社
代表取締役　尾﨑　隆幸

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	37,662
	固定資産	0
	合計	37,662
負債及び純資産の部	流動負債	2,303
	株主資本	35,359
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,359
	その他利益剰余金	25,359
	（うち当期純利益）	(511)
	合計	37,662

第２期決算公告

令和７年７月22日
鹿児島市山下町１番１号
株式会社なんぎんキャピタル
代表取締役　竹内　徹裕

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,422
	固定資産	3,146
	合計	15,568
負債及び純資産の部	流動負債	1,071
	株主資本	14,496
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,496
	その他利益剰余金	4,496
	（うち当期純利益）	(2,357)
	合計	15,568

第40期決算公告

令和７年７月22日
鹿児島市中央町26番18号
なんぎんリース株式会社
代表取締役　岩下　幸利

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,467,774
	固定資産	8,080
	合計	2,475,855
負債及び純資産の部	流動負債	2,328,527
	株主資本	147,327
	資本金	70,000
	利益剰余金	105,327
	その他利益剰余金	105,327
	（うち当期純利益）	(32,330)
	自己株式	△28,000
	合計	2,475,855

第22期決算公告

2025年７月22日
東京都中央区日本橋本町三丁目３番６号
ワカ末ビル７階
公益財団法人長谷川留学生奨学財団
代表理事　上村　珠美

貸借対照表の要旨
(2025年３月31日現在)　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	62,512
	固定資産	12,270,872
	合計	12,333,385
負債及び正味財産の部	流動負債	380
	負債合計	380
	指定正味財産	12,191,452
	一般正味財産	141,552
	正味財産合計	12,333,005
	合計	12,333,385

第５期決算公告

令和７年６月28日
東京都文京区本郷五丁目25番14号
一般社団法人塾のみらい協議会
代表理事　下屋　俊裕

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,629
	固定資産	200
	繰延資産	70
	合計	2,899
負債及び純資産の部	流動負債	225
	基金等	2,673
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,326
	その他利益剰余金	△2,326
	（うち当期純損失）	(54)
	合計	2,899

第16期決算公告

令和７年７月22日
沖縄県那覇市字鏡水150番地
空港ターミナルサービス株式会社
代表取締役社長　上地登志郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	492,124
	固定資産	73,209
	合計	565,333
負債及び純資産の部	流動負債	129,508
	固定負債	7,373
	株主資本	428,452
	資本金	5,000
	利益剰余金	423,452
	その他利益剰余金	423,452
	（うち当期純利益）	(98,282)
	合計	565,333

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月26日
埼玉県川越市脇田町17番地８アトランタビル弐号館４階
ＭＣプロデュース株式会社
代表取締役　籔田　洋平

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,388	流動負債	895
固定資産	116	（うち賞与引当金）	(21)
		固定負債	327
		（うち退職給付引当金）	(105)
		株主資本	282
		資本金	95
		利益剰余金	187
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	163
		（うち当期純利益）	(163)
資産合計	1,504	負債・純資産合計	1,504

第 51 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　　埼玉県さいたま市中央区新都心７番地２
株式会社ネクスコ・パトロール関東
代表取締役社長　上倉　　勉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,401	流動負債	1,007
固定資産	918	（賞与引当金）	(370)
		固定負債	427
		（退職給付引当金）	(318)
		（役員退職慰労引当金）	(3)
		株主資本	883
		資本金	90
		利益剰余金	793
		（利益準備金）	(22)
		（その他利益剰余金）	(771)
		（うち当期純利益）	(73)
資産合計	2,319	負債・純資産合計	2,319

第 78 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　　千葉県木更津市新宿８番29号
木更津倉庫株式会社
取締役社長　杉井　和夫

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	271,979	流動負債	93,019
固定資産	700,751	固定負債	163,349
有形固定資産	693,023	負債合計	256,368
無形固定資産	735	株主資本	716,362
投資その他の資産	6,993	資本金	18,495
		利益剰余金	697,867
		利益準備金	4,630
		その他利益剰余金	693,237
		（うち当期純利益）	(20,420)
		純資産合計	716,362
資産合計	972,730	負債・純資産合計	972,730

第 37 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　　埼玉県上尾市上尾村字吉田1345番地
デリカエース株式会社
代表取締役　飯田　　稔

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,214,646	流動負債	924,014
固定資産	3,627,042	固定負債	195,454
有形固定資産	3,519,967	負債合計	1,119,468
無形固定資産	10,871	株主資本	3,722,220
投資その他の資産	96,204	資本金	200,000
		利益剰余金	3,522,220
		その他利益剰余金	3,522,220
		（うち当期純利益）	(3,865,339)
		純資産合計	3,722,220
資産合計	4,841,688	負債・純資産合計	4,841,688

第 18 期 決 算 公 告

2025年７月22日　　東京都中央区八重洲二丁目１番４号
株式会社エムシー・ビジネスサポート
代表取締役社長　横山　　宏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,393,453	流動負債	523,958
固定資産	289,605	固定負債	123,980
		株主資本	1,035,120
		資本金	50,000
		資本剰余金	40,000
		（その他資本剰余金）	(40,000)
		利益剰余金	945,120
		（利益準備金）	(12,500)
		（その他利益剰余金）	(932,620)
		評価・換算差額等	0
資産合計	1,683,058	負債・純資産合計	1,683,058

㈱　当期純利益　　313,871千円

第 18 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　　東京都千代田区外神田一丁目７番５号
株式会社ネクスコ・メンテナンス関東
代表取締役社長　幡鎌　俊昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,600	流動負債	7,391
固定資産	3,208	賞与引当金	114
		固定負債	224
		退職給付引当金	166
		役員退職慰労引当金	4
		株主資本	4,193
		資本金	90
		資本剰余金	110
		資本準備金	90
		その他資本剰余金	20
		利益剰余金	3,993
		その他利益剰余金	3,993
		（うち当期純利益）	(472)
資産合計	11,809	負債・純資産合計	11,809

第 14 期 決 算 公 告

2025年６月27日　　東京都港区虎ノ門二丁目３番17号
株式会社ＭＡプラットフォーム
代表取締役　森　　章

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,513	流動負債	10,554
固定資産	3,528	賞与引当金	1
		固定負債	204
		株主資本	21,679
		資本金	40
		資本剰余金	15,960
		資本準備金	15,960
		利益剰余金	5,679
		その他利益剰余金	5,679
		（うち当期純利益）	(129)
		評価・換算差額等	602
		その他有価証券評価差額金	602
資産合計	33,041	負債・純資産合計	33,041

第 4 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　　東京都新宿区西新宿１丁目26番２号
新宿野村ビル34階
株式会社ＣＵＢＥ－ＬＩＮＸ
代表取締役　桐明　　幹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	474	流動負債	1,549
固定資産	874	固定負債	499
繰延資産	4	負債合計	2,048
		株主資本	△696
		資本金	250
		資本剰余金	249
		資本準備金	249
		利益剰余金	△1,195
		その他利益剰余金	△1,195
		（うち当期純損失）	(331)
		純資産合計	△696
資産合計	1,352	負債・純資産合計	1,352

第 28 期 決 算 公 告

2025年６月25日　東京都千代田区外神田二丁目18番８号
株式会社共立トラスト
代表取締役社長　石井　正浩

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	391,930	流動負債	135,326
固定資産	118,487	賞与引当金	3,648
		役員賞与引当金	694
		その他	130,984
		株主資本	375,091
		資本金	50,000
		資本剰余金	31,783
		資本準備金	31,783
		利益剰余金	293,307
		利益準備金	13,032
		その他利益剰余金	280,275
		（うち当期純損失）	（7,663）
資産合計	510,418	負債・純資産合計	510,418

第 43 期 決 算 公 告

2025年６月24日　東京都文京区湯島一丁目３番４号
株式会社共立エステート
代表取締役社長　金子　功

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,054,743	流動負債	4,003,988
固定資産	1,613,324	賞与引当金	37,987
		役員賞与引当金	17,929
		その他	3,948,072
		固定負債	3,186,887
		役員退職慰労引当金	27,638
		その他	3,159,249
		株主資本	3,477,191
		資本金	90,000
		利益剰余金	3,387,191
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	3,364,691
		（うち当期純利益）	（208,654）
資産合計	10,668,067	負債・純資産合計	10,668,067

第 10 期 決 算 公 告

2025年６月25日　東京都千代田区外神田二丁目18番８号
株式会社共立保険サービス
代表取締役社長　菊池由起也

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	148,104	流動負債	35,017
固定資産	3,251	賞与引当金	2,086
		役員賞与引当金	600
		その他	32,331
		固定負債	10
		株主資本	116,328
		資本金	10,000
		利益剰余金	106,328
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	103,828
		（うち当期純利益）	（47,721）
資産合計	151,355	負債・純資産合計	151,355

第 27 期 決 算 公 告

2025年６月25日　東京都文京区湯島３－１－３ＭＳビル１階
株式会社共立フーズサービス
代表取締役社長　並木　容史

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,835,022	流動負債	1,803,212
固定資産	335,564	賞与引当金	182,706
		役員賞与引当金	5,030
		その他	1,615,475
		固定負債	60,561
		役員退職慰労引当金	1,570
		その他	58,990
		株主資本	306,813
		資本金	65,000
		利益剰余金	241,813
		利益準備金	16,600
		その他利益剰余金	225,213
		（うち当期純利益）	（196,948）
資産合計	2,170,586	負債・純資産合計	2,170,586

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社ＬＨＬ
代表取締役社長　太田　裕治

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	450,025	流動負債	584,474
固定資産	10,680,171	賞与引当金	11,548
		固定負債	116,575
		負債合計	**701,049**
		株主資本	10,429,147
		資本金	100,000
		資本剰余金	10,478,746
		資本準備金	9,759,323
		その他資本剰余金	719,423
		利益剰余金	△149,599
		その他利益剰余金	△149,599
		（うち当期純利益）	（20,177）
		純資産合計	**10,429,147**
資産合計	11,130,196	負債・純資産合計	11,130,196

第 14 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　東京都港区虎ノ門五丁目１番５号
メトロシティ神谷町４階
コンベラジャパン株式会社
代表取締役　渡辺　宏三

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,402,426	流動負債	1,556,121
固定資産	54,540	賞与引当金	16,765
		固定負債	96,733
		退職給付引当金	79,195
		株主資本	804,110
		資本金	15,050
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	774,060
		その他利益剰余金	774,060
		（うち当期純利益）	（125,145）
資産合計	2,456,966	負債・純資産合計	2,456,966

第 11 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　東京都荒川区南千住三丁目13番１号
東京ガスＮｅｘｔ　ｏｎｅ株式会社
代表取締役社長　川岸　誠

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,536,531	流動負債	835,022
固定資産	402,900	固定負債	1,043
		株主資本	1,103,367
		資本金	80,000
		資本剰余金	248,786
		資本準備金	20,000
		その他資本剰余金	228,786
		利益剰余金	816,810
		その他利益剰余金	816,810
		（うち当期純利益）	（107,755）
		自己株式	△42,230
資産合計	1,939,432	負債・純資産合計	1,939,432

第 25 期 決 算 公 告

2025年７月22日　東京都中央区京橋二丁目２番１号
株式会社トータル保険サービス
代表取締役社長　江原　弘晃

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	11,370	流動負債	2,419
固定資産	12,574	固定負債	1,531
		株主資本	18,139
		資本金	350
		資本剰余金	260
		利益剰余金	17,606
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	17,581
		（うち当期純利益）	（984）
		自己株式	△77
		評価・換算差額等	1,855
		その他有価証券評価差額金	1,855
資産合計	23,944	負債・純資産合計	23,944

第 56 期 決 算 公 告

令和７年６月19日　東京都中央区日本橋本町４丁目11番２号
岸本興産株式会社
代表取締役　岸本　剛一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	204,891	流動負債	23,488
固定資産	464,735	固定負債	98,266
		負債合計	121,755
		株主資本	545,011
		資本金	25,000
		利益剰余金	520,011
		利益準備金	6,250
		その他利益剰余金	513,761
		（うち当期純利益）	(24,644)
		評価・換算差額等	2,859
		その他有価証券評価差額金	2,859
		純資産合計	547,870
資産合計	669,626	負債・純資産合計	669,626

第 58 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目19番18号
株式会社大京アステージ
代表取締役社長　真島　吉丸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,340	流動負債	8,111
固定資産	4,087	賞与引当金	1,286
		固定負債	2,612
		退職給付引当金	2,272
		株主資本	6,704
		資本金	200
		資本剰余金	2,402
		その他資本準備金	2,402
		利益剰余金	4,101
		利益準備金	166
		その他利益剰余金	3,934
		（うち当期純利益）	(3,934)
資産合計	17,427	負債・純資産合計	17,427

第 29 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　東京都港区港南五丁目８番28号
東京エスオーシー株式会社
代表取締役　長谷川義孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,512,367	流動負債	951,311
固定資産	916,864	賞与引当金	30,862
		その他	920,449
		固定負債	80,145
		退職給付引当金	70,777
		役員退職慰労引当金	9,368
		株主資本	3,397,775
		資本金	60,000
		資本剰余金	30,000
		資本準備金	30,000
		利益剰余金	3,307,775
		その他利益剰余金	3,307,775
		（うち当期純利益）	(323,302)
資産合計	4,429,231	負債・純資産合計	4,429,231

第 40 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　東京都中央区日本橋本石町一丁目２番２号
三菱ケミカルアクア・ソリューションズ株式会社
代表取締役　鈴木　哲雄

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,098	流動負債	9,313
固定資産	6,519	固定負債	5,558
		株主資本	6,743
		資本金	373
		資本剰余金	673
		資本準備金	673
		利益剰余金	5,696
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	5,571
		（うち当期純利益）	(2,533)
		評価・換算差額等	2
		その他有価証券評価差額金	2
資産合計	21,617	負債・純資産合計	21,617

第 31 期 決 算 公 告

令和７年６月25日　東京都文京区本駒込二丁目28番８号
パイオニアサービスネットワーク株式会社
代表取締役　黒沢　清

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,267	流動負債	195
固定資産	185	（うち賞与引当金）	(50)
		固定負債	120
		役員退職給与引当金	—
		退職給付引当金	120
		株主資本	1,137
		資本金	100
		資本剰余金	220
		資本準備金	220
		利益剰余金	817
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	812
		（うち当期純利益）	(34)
資産合計	1,452	負債・純資産合計	1,452

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　東京都港区虎ノ門五丁目９番１号
株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ
代表取締役　山岸広太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	806,553	流動負債	780,293
固定資産	213,048	株主資本	232,924
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	132,924
		その他利益剰余金	132,924
		（うち当期純利益）	(36,514)
		評価・換算差額等	6,384
		その他有価証券評価差額金	6,384
資産合計	1,019,602	負債・純資産合計	1,019,602

第 3 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
株式会社ダイオーズ
代表取締役社長　大久保　洋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,219	流動負債	1,842
固定資産	15,007	固定負債	8,513
		株主資本	5,864
		資本金	300
		資本剰余金	4,446
		資本準備金	2,373
		その他資本剰余金	2,073
		利益剰余金	1,117
		その他利益剰余金	1,117
		（うち当期純利益）	(757)
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
資産合計	16,227	負債・純資産合計	16,227

第 33 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
東京都千代田区麹町五丁目１番地ＱＶ１麹町
ステリスジャパン株式会社
代表取締役　フレデリック・エルパン

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	664,297	流動負債	67,855
固定資産	23,929	賞与引当金	14,222
		固定負債	24,362
		退職給付引当金	24,362
		株主資本	596,008
		資本金	10,000
		資本剰余金	2,562
		資本準備金	2,562
		利益剰余金	583,446
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	580,946
		（うち当期純利益）	(88,194)
合計	688,226	合計	688,226

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

東京都港区芝公園三丁目１番22号
株式会社日本能率協会総合研究所
代表取締役社長　譲原　正昭

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,319,007	流動負債	1,227,796
固定資産	2,074,698	固定負債	751,084
有形固定資産	171,243	株主資本	4,418,631
無形固定資産	85,165	資本金	150,000
投資その他の資産	1,818,289	利益剰余金	4,268,631
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	4,231,131
		（うち当期純利益）	（202,042）
		評価・換算差額等	△3,807
資産合計	6,393,706	負債・純資産合計	6,393,706

第 18 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　東京都港区南青山６丁目３番９号
株式会社フレームワークス
代表取締役社長　藁科　譲

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	830,586	流動負債	426,833
固定資産	779,329	（うち賞与引当金）	（83,625）
		（うち役員賞与引当金）	（13,594）
		固定負債	561,126
		（うち退職給付引当金）	（126,911）
		株主資本	621,955
		資本金	100,000
		資本剰余金	442,278
		資本準備金	442,278
		利益剰余金	79,677
		その他利益剰余金	79,677
		（うち当期純利益）	（295,729）
資産合計	1,609,916	負債・純資産合計	1,609,916

第 56 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　千葉県市川市二俣新町17番地
神鋼鋼板加工株式会社
取締役社長　水上　孝一

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,333,592	流動負債	1,220,537
固定資産	792,864	固定負債	235,549
		株主資本	653,253
		資本金	100,000
		資本剰余金	179,158
		資本準備金	179,158
		利益剰余金	374,095
		利益準備金	4,904
		その他利益剰余金	369,191
		（うち当期純損失）	（242,821）
		評価・換算差額等	17,116
		その他有価証券評価差額金	17,116
資産合計	2,126,456	負債・純資産合計	2,126,456

第 32 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

東京都中央区八丁堀四丁目３番３号
株式会社朝日エージェンシー
代表取締役　藤掛　利明

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,395,338	流動負債	638,353
固定資産	695,165	固定負債	155,222
		株主資本	1,296,438
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,072,455
		利益剰余金	123,982
		利益準備金	12,022
		その他利益剰余金	111,960
		（うち当期純損失）	（10,536）
		評価・換算差額等	489
		その他有価証券評価差額金	489
資産合計	2,090,504	負債・純資産合計	2,090,504

第 40 期 決 算 公 告

令和７年６月20日

横浜市神奈川区守屋町三丁目13番地
千代田ユーテック株式会社
代表取締役社長　髙嶋　太郎

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,175,013	流動負債	628,639
固定資産	155,850	賞与引当金	171,099
有形固定資産	8,178	固定負債	210,440
無形固定資産	2,864	退職給付引当金	210,440
投資その他の資産	144,807	株主資本	491,785
		資本金	66,000
		資本剰余金	130,000
		その他資本剰余金	130,000
		利益剰余金	295,785
		利益準備金	16,500
		その他利益剰余金	279,285
		（うち当期純利益）	（88,889）
資産合計	1,330,864	負債・純資産合計	1,330,864

第 71 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　東京都品川区東五反田二丁目７番18号
豊川物産株式会社
代表取締役　長瀬　文男

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	509,370	流動負債	96,886
固定資産	4,874,248	固定負債	713,728
		株主資本	4,573,003
		資本金	22,000
		資本剰余金	18,000
		資本準備金	8,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	4,533,003
		利益準備金	6,160
		その他利益剰余金	4,526,843
		（うち当期純利益）	（73,787）
資産合計	5,383,618	負債・純資産合計	5,383,618

第 67 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　岐阜県美濃加茂市川合町４丁目５番２号
株式会社東和製作所
代表取締役社長　板津　英仁

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,043,029	流動負債	1,331,237
固定資産	2,279,433	（賞与引当金）	（168,000）
繰延資産	204	固定負債	138,569
		（退職給付引当金）	（47,764）
		株主資本	2,852,860
		資本金	52,000
		資本剰余金	31,811
		資本準備金	31,811
		利益剰余金	3,055,043
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	3,050,043
		（うち当期純利益）	（387,904）
		自己株式	△　285,994
資産合計	4,322,666	負債・純資産合計	4,322,666

第 39 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　神奈川県横浜市都筑区大丸23番６号
株式会社秀建
代表取締役社長　麓　敏文

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	413	流動負債	135
固定資産	267	賞与引当金	6
		役員賞与引当金	3
		固定負債	51
		退職給付引当金	10
		役員退職慰労引当金	2
		株主資本	492
		資本金	52
		利益剰余金	440
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	436
		（うち当期純利益）	（86）
資産合計	680	負債・純資産合計	680

第 27 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　浜松市中央区湖東町3377番地の１

株 式 会 社 ダ ッ ツ

代表取締役　片岡伊佐夫

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	234,820	流動負債	237,115
固定資産	385,840	賞与引当金	2,190
		固定負債	178,482
		株主資本	205,063
		資本金	100,000
		資本剰余金	27,261
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	2,261
		利益剰余金	120,413
		その他利益剰余金	120,413
		（うち当期純利益）	(54,504)
		自己株式	△42,611
合計	620,660	合計	620,660

第 2 期 決 算 公 告

2025年６月27日　静岡県浜松市中央区将監町28番地の20

テクノリサーチ株式会社

代表取締役　豊田　秀夫

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	138,786	流動負債	125,943
固定資産	288,780	（賞与引当金）	(16,640)
		固定負債	48,036
		退職給付引当金	48,036
		株主資本	253,587
		資本金	50,000
		資本剰余金	189,649
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	139,649
		利益剰余金	13,938
		その他利益剰余金	13,938
		（うち当期純利益）	(13,938)
資産合計	427,567	負債・純資産合計	427,567

第 63 期 決 算 公 告

令和７年６月23日　名古屋市熱田区神戸町101番地

株式会社ライフサポート

代表取締役社長　武川　浩久

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,246,667	流動負債	379,859
固定資産	56,384	固定負債	38,331
		株主資本	1,862,966
		資本金	30,000
		資本剰余金	130,000
		その他資本剰余金	130,000
		利益剰余金	1,702,966
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,695,466
		（うち当期純利益）	(153,678)
		評価・換算差額等	21,894
		その他有価証券評価差額金	21,894
資産合計	2,303,051	負債・純資産合計	2,303,051

第 55 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　愛知県知多市北浜町13番地の５

セントラル製粉株式会社

代表取締役　猪野　浩

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,672,931	流動負債	1,321,375
固定資産	1,249,349	固定負債	125,485
		株主資本	1,227,891
		資本金	100,000
		資本剰余金	277,464
		その他資本剰余金	277,464
		利益剰余金	850,427
		利益準備金	34,800
		その他利益剰余金	815,627
		（うち当期純利益）	(21,367)
		評価・換算差額等	247,528
		その他有価証券評価差額金	247,528
資産合計	2,922,280	負債・純資産合計	2,922,280

第 1 期 決 算 公 告

2025年７月22日　京都府宇治市大久保町成手１番地28

ＪＯＨＮＡＮ　ＤＭＳ株式会社

代表取締役社長　紅林倫太郎

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	991,392	流動負債	989,184
固定資産	332,828	賞与引当金	24,199
		その他	964,984
		固定負債	164,747
		退職給付引当金	26,814
		その他	137,932
		株主資本	170,289
		資本金	40,000
		資本剰余金	117,374
		その他資本剰余金	117,374
		利益剰余金	12,914
		その他利益剰余金	12,914
		（うち当期純利益）	(12,914)
資産合計	1,324,220	負債・純資産合計	1,324,220

第 56 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　京都府京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地

オリックス・ファシリティーズ株式会社

代表取締役社長　稲葉　康

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,188	流動負債	8,100
固定資産	2,042	賞与引当金	795
		固定負債	1,418
		退職給付引当金	636
		株主資本	5,712
		資本金	200
		資本剰余金	1,577
		その他資本剰余金	1,577
		利益剰余金	3,934
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	3,859
		（うち当期純利益）	(1,522)
資産合計	15,231	負債・純資産合計	15,231

第 12 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　大阪市淀川区西宮原一丁目８番29号

ＮＥＸＣＯ西日本コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長　車　義政

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	625,086	流動負債	259,508
固定資産	64,198	賞与引当金	12,966
		その他	246,542
		固定負債	33,631
		退職給付引当金	33,631
		株主資本	396,145
		資本金	35,000
		資本剰余金	35,000
		資本準備金	35,000
		利益剰余金	326,145
		その他利益剰余金	326,145
		（うち当期純利益）	(45,178)
資産合計	689,284	負債・純資産合計	689,284

第 13 期 決 算 公 告

2025年６月26日　大阪市北区堂島一丁目５番30号

株式会社ヤシマナダ

代表取締役社長　小松　洋

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,504,144	流動負債	5,489,234
固定資産	1,327,887	（うち賞与引当金）	(19,406)
		固定負債	103,350
		（うち退職給付引当金）	(38,050)
		（うち役員退職慰労引当金）	(19,560)
		株主資本	1,239,447
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,139,447
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,114,447
		（うち当期純利益）	(4,383)
資産合計	6,832,031	負債・純資産合計	6,832,031

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月19日

大阪府門真市松葉町２番７号
パナソニックプロダクションエンジニアリング株式会社
代表取締役　森田　雅史

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,306,282	流動負債	14,369,666
固定資産	3,371,634	固定負債	14,415
		株主資本	11,293,835
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,900,000
		資本準備金	950,000
		その他資本剰余金	950,000
		利益剰余金	9,293,835
		利益準備金	62,500
		その他利益剰余金	9,231,335
		（うち当期純利益）	（5,297,556）
資産合計	25,677,916	負債・純資産合計	25,677,916

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月20日

大阪府三島郡島本町山崎二丁目１番１号
大阪染工株式会社
代表取締役社長　新居　康司

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	800,474	流動負債	411,225
固定資産	1,582	（うち賞与引当金）	（33,453）
		固定負債	2,859,179
		（うち退職給付引当金）	（245,731）
		株主資本	△ 2,468,348
		資本金	90,000
		資本剰余金	509,995
		その他資本剰余金	509,995
		利益剰余金	△ 3,068,343
		その他利益剰余金	△ 3,068,343
		（うち当期純損失）	（2,915,687）
資産合計	802,056	負債・純資産合計	802,056

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　大阪市西区靭本町１丁目11番７号
阪神高速サービス株式会社
代表取締役社長　佐藤　勝也

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,772,698	流動負債	637,558
固定資産	3,292,864	賞与引当金	55,430
有形固定資産	3,009,020	固定負債	358,085
無形固定資産	77,976	退職給付引当金	275,114
投資その他の資産	205,868	役員退職慰労引当金	7,573
		株主資本	4,069,918
		資本金	40,000
		資本剰余金	1,284,365
		その他資本剰余金	1,284,365
		利益剰余金	2,745,553
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	2,735,553
		（うち当期純利益）	（184,564）
資産合計	5,065,562	負債・純資産合計	5,065,562

第 4 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　大阪市北区堂島二丁目４番27号
ＮＥＸＣＯ西日本情報テクノロジー株式会社
代表取締役社長　松村　宜弥

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,956,046	流動負債	2,167,053
固定資産	2,298,633	固定負債	1,820,752
		負債合計	3,987,805
		株主資本	266,874
		資本金	30,000
		資本剰余金	160,000
		資本準備金	7,500
		その他資本剰余金	152,500
		利益剰余金	76,874
		その他利益剰余金	76,874
		（うち当期純利益）	（9,934）
		純資産合計	266,874
資産合計	4,254,679	負債・純資産合計	4,254,679

第 60 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　神戸市中央区明石町30番地
常盤ビル８階801号室
神興不動産株式会社
代表取締役　伊藤　信祐

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,867	流動負債	1,798
固定資産	457,084	固定負債	364,669
有形固定資産	445,206	負債合計	366,467
無形固定資産	9,717	株主資本	136,484
投資その他の資産	2,160	資本金	10,000
		利益剰余金	126,484
		利益準備金	7,200
		その他利益剰余金	119,284
		（うち当期純利益）	（5,758）
		純資産合計	136,484
合計	502,952	合計	502,952

第 17 期 決 算 公 告

令和７年６月20日　大阪府八尾市太田新町九丁目16番地
千代田明和ダンボール株式会社
代表取締役　村松　良

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	627,218	流動負債	1,245,182
固定資産	463,707	（うち賞与引当金）	（19,143）
		固定負債	238,715
		（うち退職給付引当金）	（4,855）
		株主資本	△ 399,869
		資本金	1,000
		利益剰余金	△ 400,869
		利益準備金	1,010
		その他利益剰余金	△ 401,879
		（うち当期純利益）	（3,760）
		評価・換算差額等	6,898
		その他有価証券評価差額金	6,898
資産合計	1,090,926	負債・純資産合計	1,090,926

第 90 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　神戸市中央区海岸通８番
神港ビルヂング株式会社
代表取締役　諸橋　直人

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,225,277	流動負債	147,453
固定資産	2,874,803	（賞与引当金）	（2,159）
		固定負債	509,161
		（退職給付引当金）	（17,020）
		株主資本	8,443,466
		資本金	100,000
		資本剰余金	225,918
		資本準備金	225,918
		利益剰余金	8,117,549
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	8,092,549
		（うち当期純利益）	（251,845）
資産合計	9,100,080	負債・純資産合計	9,100,080

第 55 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　兵庫県丹波市山南町太田1016番地
山南合成化学株式会社
代表取締役　松田　修

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,155,722	流動負債	1,903,612
固定資産	3,021,818	賞与引当金	33,652
繰延資産	4,965	固定負債	2,119,597
		株主資本	2,159,297
		資本金	80,000
		資本剰余金	61,182
		資本準備金	60,000
		その他資本剰余金	1,182
		利益剰余金	2,018,114
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,993,114
		（うち当期純利益）	（454,435）
資産合計	6,182,506	負債・純資産合計	6,182,506

第 36 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　　香川県高松市藤塚町１丁目11番22号

株式会社穴吹コミュニティ

代表取締役社長　真島　吉丸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,879	流動負債	3,033
固定資産	2,307	賞与引当金	494
		固定負債	918
		退職給付引当金	869
		株主資本	3,234
		資本金	200
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	2,934
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	2,884
		（うち当期純利益）	（1,884）
資産合計	7,186	負債・純資産合計	7,186

第 50 期 決 算 公 告

令和７年６月17日　　山口県岩国市山手町一丁目２番14号

株式会社竜陽

代表取締役　田中　孝彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,175,223	流動負債	808,744
固定資産	805,323	固定負債	32,252
繰延資産	0	株主資本	1,118,531
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,420
		資本準備金	20,420
		利益剰余金	1,078,111
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,073,111
		（うち当期純利益）	（107,358）
		評価・換算差額等	21,019
		その他有価証券評価差額金	21,019
資産合計	1,980,546	負債・純資産合計	1,980,546

第 4 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

愛媛県喜多郡内子町五十崎甲2126番地１

株式会社内子龍王バイオマスエネルギー

代表取締役　内藤　昌典

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,710	流動負債	15,878
固定資産	303,121	固定負債	231,375
繰延資産	1,755	株主資本	83,332
		資本金	70,000
		資本剰余金	69,760
		資本準備金	68,800
		その他資本剰余金	960
		利益剰余金	△56,428
		その他利益剰余金	△56,428
		（うち当期純損失）	（23,915）
資産合計	330,586	負債・純資産合計	330,586

第 12 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　　香川県高松市藤塚町１丁目11番22号

株式会社大京穴吹建設

代表取締役社長　丑澤　正樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,514	流動負債	12,598
固定資産	1,075	賞与引当金	507
		固定負債	739
		退職給付引当金	679
		株主資本	14,251
		資本金	200
		資本剰余金	200
		資本準備金	200
		利益剰余金	13,851
		その他利益剰余金	13,851
		（うち当期純利益）	（3,455）
資産合計	27,589	負債・純資産合計	27,589

第 28 期 決 算 公 告

2025年６月27日　　福岡市中央区天神２丁目11番３号

株式会社インキューブ西鉄

代表取締役社長　山根　弘喜

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,922,009	流動負債	914,021
固定資産	1,251,016	固定負債	463,899
		負債合計	1,377,921
		株主資本	1,795,104
		資本金	50,000
		資本剰余金	250,000
		利益剰余金	1,495,104
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,482,604
		（うち当期純利益）	（141,648）
		純資産合計	1,795,104
資産合計	3,173,025	負債・純資産合計	3,173,025

2024 年 度 決 算 公 告

2025年６月27日　　福岡市博多区博多駅前１丁目４番１号

三井倉庫九州株式会社

代表取締役社長　杉井　充

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,692	流動負債	765
固定資産	3,228	賞与引当金	57
		その他	708
		固定負債	135
		退職給付引当金	104
		その他	31
		株主資本	4,020
		資本金	200
		資本剰余金	800
		利益剰余金	3,020
		利益準備金	153
		その他利益剰余金	2,867
		（うち当期純利益）	（239）
資産合計	4,920	負債・純資産合計	4,920

第 19 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　　福岡市中央区舞鶴１丁目２番22号

西日本高速道路メンテナンス九州株式会社

代表取締役社長　赤松　邦康

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,288	流動負債	3,127
固定資産	1,774	固定負債	556
		株主資本	2,379
		資本金	90
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	2,189
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	2,185
		（うち当期純利益）	（212）
資産合計	6,062	負債・純資産合計	6,062

第 14 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　　福岡県京都郡苅田町新浜町１番地３

日産自動車九州株式会社

代表取締役　芦澤　俊介

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	15,690	流動負債	11,722
固定資産	9,765	固定負債	2,542
		製品保証引当金	212
		債務保証損失引当金	2
		株主資本	11,191
		資本金	10
		資本剰余金	10
		資本準備金	10
		利益剰余金	11,171
		その他利益剰余金	11,171
		（うち当期純利益）	（2,958）
資産合計	25,455	負債・純資産合計	25,455

第 68 期 決 算 公 告

令和７年６月６日　東京都荒川区東尾久８丁目21番14号

株式会社双葉測器製作所

代表取締役　塚田　和正

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		86,082	流動負債	14,613
固定資産		100,086	（うち賞与引当金）	(3,935)
			固定負債	10,773
			（うち役員退職引当金）	(8,832)
			株主資本	160,782
			資本金	10,000
			利益剰余金	150,782
			利益準備金	2,500
			その他利益剰余金	148,282
			（うち当期純利益）	(12,153)
資産合計		186,168	負債・純資産合計	186,168

第 52 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

福岡市中央区舞鶴一丁目２番22号

西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社

代表取締役　廣畑　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,849	流動負債	2,013
固定資産	5,234	（うち賞与引当金）	(240)
		固定負債	2,163
		（うち退職給付引当金）	(470)
		（うち役員退職慰労引当金）	(17)
		株主資本	4,907
		資本金	80
		利益剰余金	4,827
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	4,807
		（うち当期純利益）	(351)
資産合計	9,083	負債・純資産合計	9,083

令和６年度決算公告

令和７年７月22日

東京都千代田区神田錦町一丁目９番地

一般財団法人日本建築センター

理事長　橋本　公博

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,243
	固定資産	2,165
	合計	3,409
負味債財及産びの正部	流動負債	750
	固定負債	937
	負債合計	1,688
	正味財産	1,721
	正味財産合計	1,721
	合計	3,409

第 27 期 決 算 公 告

2025年６月30日

東京都千代田区内幸町二丁目１番６号

MUFG　三菱UFJオルタナティブインベストメンツ株式会社

代表取締役社長　猿田　昌洋

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,483	流動負債	633
固定資産	306	固定負債	191
		株主資本	5,964
		資本金	1,000
		資本剰余金	124
		資本準備金	124
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	4,839
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,813
資産合計	6,789	負債・純資産合計	6,789

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
純営業収益	3,647
販売費及び一般管理費	1,365
営業利益	2,281
営業外収益	1
営業外費用	74
経常利益	2,209
税引前当期純利益	2,209
法人税、住民税及び事業税	633
法人税等調整額	26
当期純利益	1,549

第 4 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

株式会社千代田インベスト

代表取締役　齋藤　文範

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	203,967
	固定資産	2,711,805
	合計	2,915,773
負純資債産及のび部	流動負債	2,867,389
	固定負債	40,862
	株主資本	7,520
	資本金	100
	利益剰余金	7,420
	その他利益剰余金	7,420
	（うち当期純利益）	(11,059)
	合計	2,915,773

第 43 期 決 算 公 告

2025年７月22日

東京都千代田区内幸町二丁目２番３号

民間航空機株式会社

代表取締役　並木　祐之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	286,813	流動負債	286,807
現金・預金	1,319	買掛金	196,171
売掛金	180,286	賞与引当金	13
その他流動資産	105,208	その他流動負債	90,623
固定資産	11	固定負債	7
有形固定資産	6	その他固定負債	7
その他固定資産	5	負債合計	286,814
		株主資本	10
		資本金	10
		評価・換算差額等	0
		純資産合計	10
資産合計	286,824	負債・純資産合計	286,824

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	316
売上原価	300
売上総利益	16
販売費及び一般管理費	41
営業損失	24
営業外収益	24
経常利益	0
当期純利益	0

第 50 期決算公告　令和７年６月26日

東京都千代田区丸の内三丁目４番１号　新国際ビル

株式会社ジェックビジネス

取締役社長　本郷　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	422,404
	固定資産	263,692
	資産合計	686,096
負純資債産及のび部	流動負債	25,752
	固定負債	14,200
	株主資本	646,144
	資本金	20,000
	利益剰余金	626,144
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	621,144
	（うち当期純利益）	(7,246)
	負債・純資産合計	686,096

令和６年度（第13期）決算公告

令和７年７月22日

東京都台東区東上野二丁目23番16号

公益財団法人ライフ・エクステンション研究所

代表理事　湯浅　祐二

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,654,082	流動負債	2,186,898
固定資産	4,088,416	固定負債	6,231,067
基本財産	150,000	負債合計	8,417,965
特定資産	532,759	指定正味財産	179,385
その他固定資産	3,405,656	（基本財産充当額）	(—)
		（特定資産充当額）	(179,385)
		一般正味財産	145,147
		（基本財産充当額）	(150,000)
		（特定資産充当額）	(353,374)
		正味財産合計	324,532
合計	8,742,498	合計	8,742,498

正味財産増減計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
経常収益	13,461,297
経常費用	13,823,587
うち事業費	13,560,832
うち管理費	262,755
経常外収益	0
経常外費用	3,007
当期一般正味財産増減額	△365,297
当期指定正味財産増減額	△30,089

第 30 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　　高知市仁井田字新港4700番地
高知ファズ株式会社
代表取締役社長　門田　純一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	637,797	流動負債	46,770
固定資産	236,148	固定負債	21,049
有形固定資産	166,043	**負債の部合計**	**67,820**
無形固定資産	292	株主資本	816,278
投資その他の資産	69,813	資本金	1,036,000
		利益剰余金	△219,721
		その他利益剰余金	△219,721
		（うち固定資産圧縮積立金）	(10,214)
		評価・換算差額等	△10,154
		その他有価証券評価差額金	△10,154
		純資産の部合計	**806,124**
資産の部合計	**873,945**	**負債・純資産の部合計**	**873,945**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	310,052
売上原価	193,873
売上総利益	116,178
販売費及び一般管理費	78,627
営業利益	37,551
営業外収益	130
営業外費用	55
経常利益	37,626
特別損失	0
税引前当期純利益	37,626
法人税、住民税及び事業税	12,706
法人税等調整額	△562
当期純利益	25,483

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月27日
東京都千代田区神田多町二丁目11番地
第19岡崎ビル６階
一般社団法人全国建行協
代表理事　塩田　英治

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,264
	合計	**27,264**
負債の部	流動負債	4,728
	負債合計	**4,728**
純資産の部	一般正味財産	22,535
	正味財産合計	**22,535**
	合計	**27,264**

第 68 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　　札幌市中央区北四条西一丁目１番地
株式会社北海道畜産公社
代表取締役　楠木　隆人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,686,971	流動負債	1,663,396
固定資産	7,426,784	固定負債	2,643,083
		退職給付引当金	1,170,528
		役員退職慰労引当金	53,012
		負債合計	**4,306,480**
		株主資本	6,807,276
		資本金	4,797,630
		利益剰余金	2,009,646
		その他利益剰余金	2,009,646
		純資産合計	**6,807,276**
資産合計	**11,113,756**	**負債・純資産合計**	**11,113,756**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	10,754,945
売上原価	9,875,688
売上総利益	879,257
販売費及び一般管理費	571,777
営業利益	307,479
営業外収益	213,113
営業外費用	46,921
経常利益	473,671
特別利益	357,122
特別損失	232,632
税引前当期純利益	598,161
法人税、住民税及び事業税	193,379
法人税等調整額	△117
当期純利益	404,899

第 5 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目21番14号
公益財団法人
バリューＨＲ健康寿命延伸財団
代表理事　藤田美智雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	332
	固定資産	334,670
	合計	**335,002**
負債の部	流動負債	129
	負債合計	**129**
純資産の部	指定正味財産	334,502
	一般正味財産	370
	正味財産合計	**334,873**
	合計	**335,002**

第 41 期 決 算 公 告

令和７年６月23日
岩手県北上市和賀町後藤２地割106番地145
Astemoハイキャスト株式会社
代表取締役社長　田中　秀一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,709	流動負債	7,697
固定資産	4,302	固定負債	801
		株主資本	△487
		資本金	730
		資本剰余金	300
		資本準備金	300
		利益剰余金	△1,517
		利益準備金	49
		その他利益剰余金	△1,566
資産合計	**8,012**	**負債・純資産合計**	**8,012**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	12,545
売上原価	11,638
売上総利益	906
販売費及び一般管理費	807
営業利益	99
営業外収益	12
営業外費用	83
経常利益	28
特別損益	—
税引前当期純利益	28
法人税、住民税及び事業税	6
法人税等調整額	△8
当期純利益	30

第 10 期 決 算 公 告

令和７年６月16日
新潟県三条市上須頃445番地
公益財団法人
アークランドサカモト奨学財団
代表理事　坂本　雅俊

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,794
	固定資産	1,541,428
	合計	**1,546,222**
負債の部	流動負債	367
純資産の部	指定正味財産	1,541,270
	（基本財産充当額）	(1,541,270)
	一般正味財産	4,584
	合計	**1,546,222**

第 13 期 決 算 公 告

2025年６月23日　宮城県栗原市高清水大沢３番地３
豊田合成東日本株式会社
取締役社長　渡邊　　有

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,842,911	流動負債	1,134,261
固定資産	3,710,181	（賞与引当金）	(99,612)
		（役員賞与引当金）	(11,695)
		固定負債	1,039,190
		（退職給付引当金）	(9,799)
		負債合計	**2,173,450**
		株主資本	3,379,641
		資本金	1,605,000
		資本剰余金	1,585,000
		資本準備金	1,585,000
		利益剰余金	189,641
		その他利益剰余金	189,641
		純資産合計	**3,379,641**
資産合計	**5,553,092**	**負債・純資産合計**	**5,553,092**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	7,963,985
売上原価	6,873,447
売上総利益	1,090,538
販売費及び一般管理費	329,675
営業利益	760,862
営業外収益	56,420
営業外費用	55,224
経常利益	762,059
税引前当期純利益	762,059
法人税、住民税及び事業税	116,902
法人税等調整額	△ 3,270
当期純利益	648,427

令和６年度決算公告

令和７年６月23日
静岡市葵区伝馬町16番地の３
公益財団法人就職支援財団
理事長　鈴木　寿彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,716
	固定資産	328,586
	合計	**335,302**
負債の部	流動負債	2,557
	固定負債	0
	負債合計	**2,557**
純資産の部	指定正味財産	100,100
	一般正味財産	232,645
	（うち基本財産への充当額）	(185,900)
	正味財産合計	**332,745**
	合計	**335,302**

第14期決算公告

令和７年６月26日
愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目14番18号
一般財団法人愛知県労働者福祉基金協会
理事長　三島　和弘

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,084,546
	固定資産	2,808,518
	合計	3,893,064
負味債財及産びの正部	流動負債	42,378
	固定負債	84,698
	負債合計	127,076
	一般正味財産	3,765,988
	（基本財産充当額）	（1,000,000）
	正味財産合計	3,765,988
	合計	3,893,064

第21期決算公告

2025年７月22日　茨城県ひたちなか市稲田1410番地
ビークルエナジージャパン株式会社
代表取締役　池内　弘

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,378	流動負債	39,937
固定資産	31,048	固定負債	6,123
		負債合計	46,060
		株主資本	6,067
		資本金	1,000
		資本剰余金	17,089
		その他資本剰余金	17,089
		利益剰余金	4,229
		その他利益剰余金	4,229
		自己株式	△16,251
		新株予約権	299
		純資産合計	6,366
資産合計	52,426	負債・純資産合計	52,426

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	54,737
売上原価	46,949
売上総利益	7,787
販売費及び一般管理費	4,027
営業利益	3,760
営業外損益	△626
経常利益	3,134
税引前当期純利益	3,134
法人税、住民税及び事業税	693
法人税等調整額	△221
当期純利益	2,661

令和６年度決算公告

令和７年６月23日
三重県四日市市桜町3684番地の11
公益財団法人国際環境技術移転センター
理事長　一見　勝之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	89
	固定資産	7,013
	合計	7,102
負味債財及産びの正部	流動負債	19
	固定負債	53
	負債合計	72
	指定正味財産	3,882
	一般正味財産	3,148
	正味財産合計	7,030
	合計	7,102

第５期決算公告

令和７年６月24日
東京都中央区日本橋堀留町一丁目９番８号
三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長　上野　貴司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,798	流動負債	1,619
固定資産	748	賞与引当金	69
繰延資産	0	その他	1,550
		負債合計	1,619
		株主資本	3,928
		資本金	1,700
		資本剰余金	1,341
		資本準備金	1,341
		利益剰余金	886
		その他利益剰余金	886
		純資産合計	3,928
資産合計	5,547	負債・純資産合計	5,547

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,124
売上総利益	2,124
販売費及び一般管理費	2,017
営業利益	106
営業外損益	5
経常利益	111
特別損益	0
税引前当期純利益	112
法人税、住民税及び事業税	17
法人税等調整額	△10
当期純利益	105

第１期決算公告

令和７年７月22日
大阪市浪速区難波中二丁目７番25号ナンバビル304号
一般財団法人大阪府バレーボール協会
代表理事　中村　光男

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	178,547
	固定資産	3,000
	合計	181,547
負味債財及産びの正部	流動負債	7,026
	負債合計	7,026
	基金	172,708
	利益剰余金	1,813
	正味財産合計	174,521
	合計	181,547

第10期決算公告

2025年７月22日　東京都港区新橋六丁目９番８号
アルテリア・ネットワークス株式会社
代表取締役　阿部　達也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,001	流動負債	20,134
固定資産	82,802	固定負債	50,773
		負債合計	70,908
		株主資本	25,896
		資本金	5,150
		資本剰余金	3,403
		資本準備金	131
		その他資本剰余金	3,272
		利益剰余金	17,342
		利益準備金	1,156
		その他利益剰余金	16,186
		純資産合計	25,896
資産合計	96,804	負債・純資産合計	96,804

㈱　金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	53,448
売上原価	41,759
売上総利益	11,688
販売費及び一般管理費	8,471
営業利益	3,217
営業外収益	2,110
営業外費用	997
経常利益	4,330
特別利益	0
特別損失	1,263
税引前当期純利益	3,066
法人税、住民税及び事業税	1,134
法人税等調整額	△175
当期純利益	2,107

令和６年度決算公告

令和７年７月22日
鹿児島市金生町６番６号「よかど鹿児島」本店ビル２階
公益社団法人鹿児島県特産品協会
理事長　塩田　康一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	157,302
	固定資産	21,916
	合計	179,218
負味債財及産びの正部	流動負債	146,414
	固定負債	14,762
	負債合計	161,176
	一般正味財産	18,042
	正味財産合計	18,042
	合計	179,218

第７期決算公告

令和７年６月26日　東京都中央区築地一丁目13番１号
株式会社LayerX
代表取締役社長　福島　良典

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,635	流動負債	24,924
固定資産	1,011	固定負債	16
		負債合計	24,941
		株主資本	4,622
		資本金	100
		資本剰余金	13,162
		資本準備金	13,162
		利益剰余金	△8,640
		その他利益剰余金	△8,640
		新株予約権	82
		純資産合計	4,704
資産合計	29,646	負債・純資産合計	29,646

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,595
売上原価	1,660
売上総利益	3,934
販売費及び一般管理費	7,512
営業損失	3,578
営業外収益	20
経常損失	3,558
特別損失	173
税引前当期純損失	3,731
法人税、住民税及び事業税	3
当期純損失	3,735

第 101 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目24番13号
株式会社大京
代表取締役社長　細川　展久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	149,588	流動負債	45,492
固定資産	69,670	賞与引当金	648
		固定負債	91,522
		退職給付引当金	3,268
		株主資本	82,243
		資本金	100
		資本剰余金	63,583
		その他資本剰余金	63,583
		利益剰余金	18,560
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	18,535
資産合計	219,258	負債・純資産合計	219,258

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収入	59,098
営業原価	42,086
売上総利益	17,011
販売費及び一般管理費	8,891
営業利益	8,120
営業外収益	13,099
営業外費用	966
経常利益	20,253
特別利益	1,175
特別損失	1
税引前当期純利益	21,427
法人税、住民税及び事業税	2,906
法人税等調整額	△12
当期純利益	18,534

第 34 期決算公告

2025年６月25日
北海道室蘭市絵鞆町４丁目２番地
株式会社エンルムマリーナ室蘭
代表取締役社長　奈良　信一

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	121,372
	固定資産	14,410
	合計	135,782
負純資債産及のび部	流動負債	28,634
	固定負債	24,927
	（うち退職給付引当金）	（2,575）
	株主資本	82,221
	資本金	200,000
	利益剰余金	△117,778
	その他利益剰余金	△117,778
	（うち当期純利益）	（3,490）
	合計	135,782

第 61 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
東京都渋谷区千駄ヶ谷４丁目19番18号
株式会社大京穴吹不動産
代表取締役社長　森本　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	52,518	流動負債	8,599
固定資産	3,838	賞与引当金	1,042
		固定負債	35,008
		退職給付引当金	1,499
		株主資本	12,748
		資本金	100
		資本剰余金	2,401
		その他資本剰余金	2,401
		利益剰余金	10,247
		利益準備金	49
		その他利益剰余金	10,197
資産合計	56,357	負債・純資産合計	56,357

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収入	75,750
営業原価	65,304
売上総利益	10,446
販売費及び一般管理費	7,179
営業利益	3,267
営業外収益	72
営業外費用	238
経常利益	3,100
特別利益	0
特別損失	16
税引前当期純利益	3,084
法人税、住民税及び事業税	1,148
法人税等調整額	△63
当期純利益	2,000

第 84 期決算公告

令和７年７月22日
岩手県釜石市浜町１丁目２番１号
岩手罐詰株式会社
代表取締役社長　山下　純明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,670
	固定資産	2,503
	合計	5,173
負純資債産及のび部	流動負債	2,920
	固定負債	1,990
	引当金	8
	株主資本	255
	資本金	90
	資本剰余金	1
	利益剰余金	164
	利益準備金	28
	その他利益剰余金	136
	（うち当期純損失）	（248）
	合計	5,173

第 65 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
東京都文京区小石川一丁目１番１号
株式会社全農ビジネスサポート
代表取締役社長　小畑　俊哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
流動資産	6,220,088		流動負債	4,905,862
固定資産	11,403,357		固定負債	4,137,581
			株主資本	8,576,129
			資本金	594,500
			利益剰余金	7,981,629
			利益準備金	148,625
			その他利益剰余金	7,833,004
			評価・換算差額等	3,872
			その他有価証券評価差額金	3,872
合計	17,623,445		合計	17,623,445

損益計算書の要旨
（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	16,085,553
売上原価	11,889,958
売上総利益	4,195,594
販売費及び一般管理費	3,898,522
営業利益	297,072
営業外収益	245,789
営業外費用	93,134
経常利益	449,727
特別利益	169,016
特別損失	134,889
税引前当期純利益	483,854
法人税、住民税及び事業税	78,073
法人税等調整額	28,031
当期純利益	377,750

第 59 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
岩手県花巻市二枚橋第５地割146番地
くみあい肥料株式会社
代表取締役社長　小川　義則

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,335
	固定資産	839
	合計	3,174
負純資債産及のび部	流動負債	1,383
	固定負債	179
	株主資本	1,612
	資本金	100
	利益剰余金	1,512
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	1,488
	（うち当期純利益）	（83）
	合計	3,174

第 3 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
榊特定目的会社
取締役　鄭　武壽

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目	金額		科目	金額
特定資産	—		流動負債	6,590,704
固定資産	—		負債合計	6,590,704
その他の資産	8,876,751		社員資本	2,286,046
流動資産	3,292,081		特定資本金	100
固定資産	5,584,670		優先資本金	1,495,114
繰延資産	—		剰余金	790,833
			当期未処分利益	790,833
			純資産合計	2,286,046
資産合計	8,876,751		負債・純資産合計	8,876,751

損益計算書の要旨
（自　令和６年１月１日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	909,604
営業費用	49,998
営業利益	859,606
営業外収益	9
営業外費用	60,166
経常利益	799,450
税引前当期純利益	799,450
法人税、住民税及び事業税	2,016
当期純利益	797,433
前期繰越損失	6,600
当期未処分利益	790,833

第 8 期 決 算 公 告

2025年６月11日
岩手県一関市東山町長坂字羽根堀50
株式会社マテリアル東北
代表取締役　吉田　正春

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	231,962
	固定資産	13,689
	合計	245,651
負純資債産及のび部	流動負債	98,960
	（うち賞与引当金）	（25,560）
	固定負債	429
	株主資本	146,262
	資本金	50,000
	法定準備金	50,000
	利益剰余金	46,262
	（うち当期純利益）	（42,027）
	合計	245,651

第 54 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
岩手県釜石市甲子町第５地割62番地１
株式会社カネナカ
代表取締役　郷内　裕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	974,091
	固定資産	181,239
	繰延資産	0
	合計	1,155,330
負債及び純資産の部	流動負債	72,118
	固定負債	0
	株主資本	1,083,211
	資本金	60,000
	利益剰余金	1,023,211
	利益準備金	6,216
	繰越利益剰余金	1,016,995
	(うち当期純損失)	(19,578)
	合計	1,155,330

第 79 期 決 算 公 告

令和７年６月24日　東京都中央区京橋二丁目18番３号
株式会社ミルックス
代表取締役社長　都築　顕司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	54,288	流動負債	28,804
固定資産	24,078	固定負債	902
		(うち退職給付引当金)	(826)
		負債合計	29,707
		株主資本	47,709
		資本金	372
		資本剰余金	534
		利益剰余金	46,802
		利益準備金	93
		その他利益剰余金	46,709
		評価・換算差額等	950
		純資産合計	48,659
資産合計	78,367	負債・純資産合計	78,367

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	30,648
売上原価	25,706
売上総利益	4,942
販売費及び一般管理費	3,257
営業利益	1,684
営業外収益	227
営業外費用	5
経常利益	1,906
特別利益	103
特別損失	22
税引前当期純利益	1,987
法人税、住民税及び事業税	522
法人税等調整額	55
当期純利益	1,410

第 18 期決算公告

令和７年６月19日
宮城県仙台市宮城野区宮城野一丁目12番地１
北日本ＪＡ畜産株式会社
代表取締役　小原　克也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	555,705
	固定資産	638,868
	繰延資産	0
	合計	1,194,573
負債及び純資産の部	流動負債	637,607
	固定負債	243,629
	株主資本	313,337
	資本金	70,000
	利益剰余金	243,337
	利益準備金	140
	その他利益剰余金	243,197
	(うち当期純利益)	(776)
	合計	1,194,573

第 56 期 決 算 公 告

令和７年６月26日
東京都中央区東日本橋３丁目６番11号
日清ヨーク株式会社
代表取締役　前田　健二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,548	流動負債	6,033
固定資産	9,776	固定負債	328
有形固定資産	9,450	負債合計	6,362
無形固定資産	30	株主資本	12,963
投資その他の資産	295	資本金	870
		利益剰余金	12,093
		その他利益剰余金	12,093
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	12,963
資産合計	19,325	負債・純資産合計	19,325

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	28,153
売上原価	14,578
売上総利益	13,575
販売費及び一般管理費	7,609
営業利益	5,965
営業外収益	51
営業外費用	23
経常利益	5,993
特別損失	3
税引前当期純利益	5,990
法人税、住民税及び事業税	1,602
法人税等調整額	96
当期純利益	4,290

第 53 期 決 算 公 告

2025年６月27日
福島県いわき市好間町上好間字岸前17番地
ＦＲＤいわき株式会社
代表取締役　上野　昌彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,421
	固定資産	144,707
	合計	369,128
負債及び純資産の部	流動負債	240,756
	固定負債	78,373
	退職給付引当金	3,919
	株主資本	49,999
	資本金	30,000
	利益剰余金	19,999
	利益準備金	5,685
	その他利益剰余金	14,314
	(うち当期純損失)	(8,588)
	合計	369,128

第 26 期 決 算 公 告

2025年６月25日
東京都新宿区新宿六丁目27番56号
株式会社ビジネスパートナー
代表取締役　片岡　祐治

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	98,742	流動負債	164,264
固定資産	77,658	(引当金)	(198)
有形固定資産	8	固定負債	2,806
無形固定資産	60	株主資本	9,330
投資その他の資産	77,590	資本金	224
		資本剰余金	214
		(資本準備金)	(214)
		利益剰余金	8,893
		(利益準備金)	(2)
		(その他利益剰余金)	(8,890)
資産合計	176,400	負債・純資産合計	176,400

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	6,180
売上原価	3,222
売上総利益	2,957
販売費及び一般管理費	1,835
営業利益	1,122
営業外収益	4,487
営業外費用	2,689
経常利益	2,919
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	2,919
法人税・住民税及び事業税	646
法人税等調整額	100
当期純利益	2,172

第 1 期 決 算 公 告

令和７年５月23日
栃木県宇都宮市山本１丁目32番33号
株式会社
関口トレーディングカンパニー
代表取締役　関口快太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	繰延資産	2,688
	合計	2,688
負債及び純資産の部	株主資本	2,688
	資本金	30
	資本剰余金	2,658
	その他資本剰余金	2,658
	(うち当期純利益)	(0)
	合計	2,688

第 36 期 決 算 公 告

2025年６月25日
東京都新宿区新宿六丁目27番地56号
ライフティ株式会社
代表取締役　栗原　達裕

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	38,050	流動負債	27,306
固定資産	199	(引当金)	(156)
有形固定資産	31	固定負債	773
無形固定資産	60	株主資本	10,170
投資その他の資産	108	資本金	150
		資本剰余金	133
		(資本準備金)	(133)
		利益剰余金	9,887
		(その他利益剰余金)	(9,887)
資産合計	38,249	負債・純資産合計	38,249

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	5,393
売上原価	214
売上総利益	5,179
販売費及び一般管理費	1,345
営業利益	3,833
営業外収益	10
営業外費用	27
経常利益	3,816
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	3,816
法人税・住民税及び事業税	1,016
法人税等調整額	△48
当期純利益	2,848

第 21 期 決 算 公 告

2025年６月25日

東京都豊島区巣鴨３丁目36番６号

ジャパントラスト債権回収株式会社

代表取締役　小関　典行

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,391	流動負債	704
固定資産	63	（引当金）	(24)
有形固定資産	32	固定負債	—
無形固定資産	15	株主資本	1,751
投資その他の資産	16	資本金	500
		資本剰余金	—
		（資本準備金）	(—)
		利益剰余金	1,251
		利益準備金	134
		その他利益剰余金	1,116
資産合計	2,455	負債・純資産合計	2,455

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,679
売上原価	345
売上総利益	1,334
販売費及び一般管理費	690
営業利益	643
営業外収益	0
営業外費用	4
経常利益	640
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	640
法人税・住民税及び事業税	227
法人税等調整額	—
当期純利益	413

第 74 期 決 算 公 告

令和７年５月23日

栃木県宇都宮市山本１丁目32番33号

株式会社関口

代表取締役　関口快太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	10,377
	固定資産	2,508
	合計	12,886
負債及び純資産の部	流動負債	5,825
	固定負債	4,136
	株主資本	2,924
	資本金	60
	利益剰余金	2,864
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	2,849
	（うち当期純利益）	(362)
	合計	12,886

第 20 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　東京都港区芝浦一丁目１番１号

株式会社シグマパワー有明

代表取締役社長　中谷　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,079	流動負債	18,431
固定資産	18,224	固定負債	3,200
有形固定資産	17,579	負債合計	21,631
無形固定資産	591	株主資本	△327
投資その他の資産	53	資本金	425
		資本剰余金	4,261
		資本準備金	425
		その他資本剰余金	3,836
		利益剰余金	△5,013
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	△5,013
		純資産合計	△327
資産合計	21,304	負債・純資産合計	21,304

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,145
売上原価	16,353
売上総損失	2,208
販売費及び一般管理費	17
営業損失	2,226
営業外収益	3
営業外費用	524
経常損失	2,747
税引前当期純損失	2,747
法人税及び住民税	△507
法人税等調整額	△52
当期純損失	2,187

第 40 期 決 算 公 告

令和７年５月23日

栃木県宇都宮市山本１丁目32番33号

株式会社和楽製菓

代表取締役　関口快太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	17,103
	固定資産	14,027
	合計	31,131
負債及び純資産の部	流動負債	47,715
	固定負債	90,000
	株主資本	△106,584
	資本金	10,000
	利益剰余金	△116,584
	その他利益剰余金	△116,584
	（うち当期純損失）	(34,613)
	合計	31,131

第 64 期 決 算 公 告

令和７年７月22日　東京都港区芝公園三丁目１番22号

株式会社ＪＭＡホールディングス

代表取締役社長　鈴木　亨

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,287	流動負債	225
固定資産	12,074	固定負債	2,770
		株主資本	10,219
		資本金	500
		資本剰余金	9,369
		その他資本剰余金	9,369
		利益剰余金	2,851
		利益準備金	125
		その他利益剰余金	2,726
		自己株式	△ 2,501
		評価・換算差額等	146
		その他有価証券評価差額金	146
資産合計	13,361	負債・純資産合計	13,361

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	578
売上原価	425
売上総利益	153
販売費及び一般管理費	179
営業損失	25
営業外収益	37
営業外費用	16
経常損失	5
特別利益	—
特別損失	1
税引前当期純損失	6
法人税、住民税及び事業税	△ 17
法人税等調整額	△ 0
当期純利益	11

第 40 期 決 算 公 告

令和７年５月23日

栃木県小山市羽川90番１

下野運輸株式会社

代表取締役　関口快太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	70,218
	固定資産	109,113
	合計	179,332
負債及び純資産の部	流動負債	38,719
	固定負債	200,818
	株主資本	△60,205
	資本金	13,000
	利益剰余金	△73,205
	利益準備金	1,040
	その他利益剰余金	△74,245
	（うち当期純損失）	(37,001)
	合計	179,332

第 76 期 決 算 公 告

令和７年６月26日

東京都港区西新橋一丁目２番９号

三井農林株式会社

代表取締役　藤井　洋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,709	流動負債	10,834
固定資産	8,585	（賞与引当金）	(417)
有形固定資産	7,349	固定負債	1,148
無形固定資産	44	（退職給付引当金）	(1,098)
投資その他の資産	1,191	株主資本	10,297
		資本金	9,463
		利益剰余金	833
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	782
		評価・換算差額等	15
		その他有価証券評価差額金	15
資産合計	22,295	負債・純資産合計	22,295

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	24,997
売上原価	19,115
売上総利益	5,881
販売費及び一般管理費	5,740
営業利益	140
営業外収益	640
営業外費用	122
経常利益	658
特別損失	104
税引前当期純利益	554
法人税、住民税及び事業税	△27
法人税等調整額	△220
当期純利益	782

第 6 期 決 算 公 告

令和７年５月23日

栃木県宇都宮市山本１丁目32番33号

本橋製菓株式会社

代表取締役　関口大二郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,773
	固定資産	5,366
	繰延資産	255
	合計	33,395
負債及び純資産の部	流動負債	9,650
	固定負債	110,000
	株主資本	△86,254
	資本金	10,000
	利益剰余金	△96,254
	その他利益剰余金	△96,254
	（うち当期純損失）	(19,590)
	合計	33,395

第７期決算公告

令和７年７月22日

千葉県我孫子市中峠2274番地

あびこ環境テクノロジー株式会社

取締役社長　前田　剛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	279,934
	固定資産	478
	合計	280,413
負債及び純資産の部	流動負債	65,456
	株主資本	214,957
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	利益剰余金	14,957
	その他利益剰余金	14,957
	（うち当期純利益）	(13,057)
	合計	280,413

第37期決算公告

令和７年６月24日

大阪府吹田市古江台４丁目119番地

千里北センター株式会社

代表取締役　水守　勝裕

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,069	流動負債	85
固定資産	3,840	固定負債	2,343
有形固定資産	2,911	株主資本	3,481
無形固定資産	4	資本金	2,500
投資その他の資産	924	利益剰余金	981
		その他利益剰余金	981
資産合計	5,910	負債・純資産合計	5,910

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	722
売上原価	581
売上総利益	141
販売費及び一般管理費	58
営業利益	82
営業外収益	15
営業外費用	0
経常利益	97
特別損失	0
税引前当期純利益	97
法人税、住民税及び事業税	30
当期純利益	67

第５期決算公告

2025年６月27日

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

シードテック株式会社

代表取締役社長　高原　大輔

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	92,804
	固定資産	63,983
	資産合計	156,787
負債及び純資産の部	流動負債	68,196
	株主資本	88,591
	資本金	100,000
	資本剰余金	140,000
	資本準備金	120,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	△151,408
	その他利益剰余金	△151,408
	（うち当期純利益）	(429)
	負債・純資産合計	156,787

第57期決算公告

令和７年６月26日

岡山県倉敷市南畝６丁目12番１号

株式会社メタルワン菱和

代表取締役社長　流田　哲

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,599,093	流動負債	25,298,032
固定資産	1,019,630	（うち賞与引当金）	(57,667)
繰延資産	0	固定負債	108,486
		（うち退職給付引当金）	(108,486)
		株主資本	2,212,205
		資本金	400,000
		利益剰余金	1,812,205
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	1,712,205
資産合計	27,618,724	負債・純資産合計	27,618,724

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	51,192,303
売上原価	49,396,743
売上総利益	1,795,560
販売費及び一般管理費	1,049,207
営業利益	746,352
営業外収益	2,772
営業外費用	73,755
経常利益	675,368
税引前当期純利益	675,368
法人税、住民税及び事業税	192,423
法人税等調整額	2,241
当期純利益	480,703

第23期決算公告

2025年６月27日

東京都港区芝三丁目15番５号

株式会社アライヴ

代表取締役社長　増田　智紀

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	186,448
	固定資産	53,438
	資産合計	239,886
負債及び純資産の部	流動負債	83,469
	固定負債	77,071
	（うち退職給付引当金）	(18,573)
	株主資本	79,346
	資本金	10,000
	利益剰余金	69,346
	その他利益剰余金	69,346
	（うち当期純損失）	(77,583)
	負債・純資産合計	239,886

第66期決算公告

令和７年７月22日　香川県高松市藤塚町１丁目11番22号

株式会社穴吹工務店

代表取締役社長　竹本　勝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	66,795	流動負債	21,949
固定資産	3,770	賞与引当金	378
		工事損失引当金	23
		固定負債	33,134
		退職給付引当金	990
		保証工事引当金	17
		株主資本	15,481
		資本金	2,500
		資本剰余金	2,500
		資本準備金	2,500
		利益剰余金	10,481
		その他利益剰余金	10,481
資産合計	70,566	負債・純資産合計	70,566

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収入	44,546
営業原価	37,200
売上総利益	7,345
販売費及び一般管理費	6,773
営業利益	572
営業外収益	76
営業外費用	367
経常利益	281
特別損失	0
税引前当期純利益	281
法人税、住民税及び事業税	59
法人税等調整額	1
当期純利益	220

第34期決算公告

令和７年６月26日

福井県鯖江市上野田町第12号７番地の１

株式会社マイセン

代表取締役　村井　龍昭

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	105,562
	固定資産	350,244
	資産合計	455,806
負債及び純資産の部	流動負債	521,923
	株主資本	△66,116
	資本金	10,000
	利益剰余金	△76,116
	その他利益剰余金	△76,116
	（うち当期純損失）	(42,626)
	負債・純資産合計	455,806

第74期決算公告

令和７年７月22日

兵庫県明石市藤江1315番地

医療法人財団光明会

理事長　西村　宏一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,533,789	流動負債	563,539
固定資産	5,169,713	賞与引当金	130,192
有形固定資産	4,751,259	固定負債	5,258,556
無形固定資産	6,112	退職給付引当金	171,205
その他の資産	412,340	負債合計	5,822,096
		積立金	1,881,406
		設立等積立金	4,762
		繰越利益積立金	1,876,643
		純資産合計	1,881,406
資産合計	7,703,502	負債・純資産合計	7,703,502

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
事業収益	3,938,612
うち本来業務	3,938,612
事業費用	3,924,720
うち本来業務	3,924,720
事業利益	13,892
事業外収益	4,216
事業外費用	50,661
経常損失	32,551
特別損失	19,095
税引前当期純損失	51,646
法人税、住民税及び事業税	132
法人税等調整額	△15,714
当期純損失	36,064

第　55　期　決　算　公　告

令和７年７月22日
兵庫県神戸市兵庫区大開通９丁目２番６号
社会医療法人榮昌会
理事長　吉田　泰久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,688	流動負債	441
固定資産	1,630	賞与引当金	78
有形固定資産	1,290	その他	362
無形固定資産	83	固定負債	1,077
その他の資産	258	退職給付引当金	229
		その他	848
		負債合計	1,517
		積立金	3,801
		設立等積立金	1,501
		繰越利益積立金	2,300
		純資産合計	3,801
資産合計	5,318	負債・純資産合計	5,318

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	3,881
（うち本来業務）	(3,822)
（うち附帯業務）	(59)
事業費用	3,738
（うち本来業務）	(3,667)
（うち附帯業務）	(71)
事業利益	142
事業外費用	6
経常利益	136
税引前当期純利益	136
当期純利益	136

第　12　期　決　算　公　告

令和７年６月26日
福井県鯖江市上野田町第12号７番地１
株式会社マイセンファインフード
代表取締役　村井　龍昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	93,986
	固定資産	518,033
	資産合計	612,020
負債及び純資産の部	流動負債	1,243,146
	引当金	491
	株主資本	△631,126
	資本金	50,100
	資本剰余金	38,997
	資本準備金	38,997
	利益剰余金	△720,224
	その他利益剰余金	△720,224
	（うち当期純損失）	(632,884)
	負債・純資産合計	612,020

第　８　期　決　算　公　告

令和７年７月22日
茨城県つくば市千現二丁目１番地６
地球科学可視化技術研究所株式会社
代表取締役　芝原　暁彦

貸借対照表の要旨（令和６年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	19,846
	固定資産	0
	合計	19,846
負債及び純資産の部	流動負債	3,835
	株主資本	16,011
	資本金	12,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△5,988
	その他利益剰余金	△5,988
	（うち当期純利益）	(145)
	合計	19,846

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ二百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
茨城県つくば市千現二丁目一番地六
地球科学可視化技術研究所株式会社
代表取締役　芝原　暁彦

第　59　期　決　算　公　告

令和７年６月27日
福井県あわら市国影37―61―２
ケイカン交通株式会社
代表取締役　矢﨑　孝明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	360,515
	固定資産	173,888
	合計	534,403
負債及び純資産の部	流動負債	120,771
	固定負債	48,884
	株主資本	364,748
	資本金	32,760
	利益剰余金	331,988
	利益準備金	7,624
	その他利益剰余金	324,364
	（うち当期純利益）	(57,533)
	合計	534,403

第　48　期　決　算　公　告

令和７年７月22日
千葉県船橋市藤原三丁目29番21号
株　式　会　社　新　栄
代表取締役　林　　卓也

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	330,044
	固定資産	209,269
	資産合計	539,314
負債及び純資産の部	流動負債	56,471
	固定負債	105,498
	株主資本	377,344
	資本金	30,000
	利益剰余金	347,344
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	346,144
	（うち当期純利益）	(4,728)
	負債・純資産合計	539,314

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
千葉県船橋市藤原三丁目二九番二一号
株式会社新栄
代表取締役　林　卓也

第 24 期決算公告　　2025年７月22日

京都府長岡京市馬場図所１番地
株式会社エニイワイヤ
代表取締役　伊丹　伸司

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,409,092
	固定資産	328,892
	合計	3,737,984
負債及び純資産の部	流動負債	1,726,705
	固定負債	129,534
	退職給付引当金	83,534
	役員退職慰労引当金	46,000
	株主資本	1,881,744
	資本金	200,000
	資本剰余金	160,873
	利益剰余金	1,520,870
	その他利益剰余金	1,520,870
	（うち当期純利益）	(20,138)
	合計	3,737,984

第 57 期決算公告　　令和７年７月22日

千葉市美浜区磯辺三丁目29番10号
株式会社芙蓉実業
代表取締役　五味　文雄

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,730,039
	固定資産	367,088,193
	繰延資産	100,909
	資産合計	368,919,141
負債及び純資産の部	流動負債	8,328,616
	固定負債	364,345,024
	株主資本	△3,754,499
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△13,754,499
	利益準備金	260,000
	その他利益剰余金	△14,014,499
	（うち当期純損失）	(2,581,712)
	負債・純資産合計	368,919,141

準備金の額の減少公告

当会社は、令和七年五月二十一日を効力発生日とする株式会社芙蓉実業との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
千葉市美浜区磯辺三丁目二九番一〇号
株式会社芙蓉実業
代表取締役　五味　文雄

第　66　期　決　算　公　告

令和７年６月26日
京都府宇治市五ケ庄一番割26番地
株式会社上條精機
代表取締役社長　大久保修一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	155
	固定資産	39
	合計	194
負債及び純資産の部	流動負債	13
	株主資本	181
	資本金	32
	利益剰余金	149
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	146
	（うち当期純損失）	(8)
	合計	194

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十二日

東京都台東区上野二丁目一二番九号

（甲）金栄商事株式会社

代表取締役　金山　成日

東京都台東区上野二丁目一二番九号

（乙）有限会社グローリー企画

取締役　金山　成日

決　算　公　告

令和７年７月22日

東京都台東区上野二丁目12番９号

金栄商事株式会社

代表取締役　金山　成日

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	125,091
	固定資産	428,307
	資産合計	553,399
負債純資産及び部	流動負債	530,106
	固定負債	62,762
	株主資本	△39,469
	資本金	20,000
	利益剰余金	△59,469
	その他利益剰余金	△59,469
	（うち当期純利益）	(6,450)
	負債・純資産合計	553,399

第18期決算公告　2025年６月26日

大阪市中央区北浜３丁目５－29

ルポンドシエル株式会社

代表取締役社長　内谷　文治

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	89
	固定資産	4
	資産合計	93
負債純資産及び部	流動負債	663
	（うち賞与引当金）	(8)
	負債合計	663
	株主資本	△ 570
	資本金	60
	利益剰余金	△ 630
	その他利益剰余金	△ 630
	（うち当期純利益）	(8)
	純資産合計	△ 570
	負債・純資産合計	93

第８期決算公告

令和７年７月18日

福岡市西区小戸三丁目54番50号

ネットイーグルホールディングス株式会社

代表取締役　祖父江久好

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,084
	固定資産	681,600
	投資その他の資産	681,600
	繰延資産	377
	資産合計	707,062
負債純資産及び部	流動負債	71
	株主資本	706,991
	資本金	10,000
	利益剰余金	696,991
	その他利益剰余金	696,991
	（うち当期純利益）	(11,807)
	負債・純資産合計	707,062

第63期決算公告　令和７年７月22日

東京都千代田区霞が関三丁目８番１号

商船三井クルーズ株式会社

代表取締役社長執行役員　向井　恒道

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,495
	固定資産	1,386
	合計	4,881
負債純資産及び部	流動負債	12,171
	固定負債	946
	株主資本	△8,236
	資本金	100
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	△8,336
	その他利益剰余金	△8,336
	（うち当期純損失）	(8,373)
	合計	4,881

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十三億五千万円、資本準備金の額を三十三億五千万円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目八番一号

商船三井クルーズ株式会社

代表取締役社長執行役員　向井　恒道

第16期決算公告　令和７年６月20日

福岡市中央区渡辺通四丁目８番28号

昭和グループマーケティング株式会社

代表取締役社長　金子　直幹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	187,540
	固定資産	120,122
	資産合計	307,663
負債純資産及び部	流動負債	124,238
	固定負債	8,021
	負債合計	132,260
	株主資本	175,403
	資本金	30,000
	利益剰余金	145,403
	その他利益剰余金	145,403
	（うち当期純損失）	(2,898)
	純資産合計	175,403
	負債・純資産合計	307,663

第７期決算公告

令和７年７月22日

東京都千代田区神田練塀町73番地

ＣＯＡ株式会社

代表取締役　佐藤　俊明

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	30,587,413
	固定資産	595,375
	資産合計	31,182,788
負債純資産及び部	流動負債	617,033
	固定負債	1,024,364
	株主資本	29,541,391
	資本金	24,000,000
	利益剰余金	5,541,391
	その他利益剰余金	5,541,391
	（うち当期純利益）	(2,341,398)
	負債・純資産合計	31,182,788

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十二日

東京都千代田区神田練塀町七三番地

ＣＯＡ株式会社

代表取締役　佐藤　俊明

第32期決算公告　令和７年６月30日

福岡市中央区高砂１丁目２番４号

株式会社日本テレメッセージ

代表取締役　中村　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	3,454
	固定資産	1,580
	資産合計	5,035
負債純資産及び部	流動負債	2,498
	（うち賞与引当金）	(35)
	固定負債	1,662
	株主資本	857
	資本金	50
	資本剰余金	68
	利益剰余金	738
	その他利益剰余金	738
	（うち当期純利益）	(45)
	評価・換算差額等	17
	負債・純資産合計	5,035

第５期決算公告　令和７年７月22日

東京都渋谷区円山町６番７号

株式会社Ｂａｄｇｅ

代表取締役　遠藤　美笛

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	25,309,551
	固定資産	75,831,803
	繰延資産	102,490
	資産合計	101,243,844
負債純資産及び部	流動負債	36,188,363
	固定負債	13,149,000
	株主資本	51,906,481
	資本金	99,800,000
	資本剰余金	86,800,000
	資本準備金	86,800,000
	利益剰余金	△134,693,519
	その他利益剰余金	△134,693,519
	（うち当期純損失）	(40,771,531)
	負債・純資産合計	101,243,844

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百八十万円、資本準備金の額を一億二百八十万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十二日

東京都渋谷区円山町六番七号

株式会社Ｂａｄｇｅ

代表取締役　遠藤　美笛

決　算　公　告

令和７年７月22日
東京都江東区新木場一丁目17番８号
三井リンクラボ新木場２、207号
株式会社ＣｙｔｏＧｅｎ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　カム・スンホン

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	59,816
	固定資産	35,196
	合計	95,013
負債及び純資産の部	流動負債	4,155
	株主資本	90,857
	資本金	119,999
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	△ 29,142
	その他利益剰余金	△ 29,142
	（うち当期純損失）	(29,142)
	合計	95,013

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千九百九十九万九千円減少し六千万円とし、減少する全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
東京都江東区新木場一丁目一七番八号
三井リンクラボ新木場２、二〇七号
株式会社ＣｙｔｏＧｅｎ　Ｊａｐａｎ
代表取締役　カム・スンホン

第31期決算公告　令和７年７月22日

福岡県大野城市御笠川一丁目11番11号
筑紫菱光株式会社
代表取締役　平岡　信幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	703,921
	固定資産	292,346
	合計	996,268
負債及び純資産の部	流動負債	425,600
	固定負債	142,455
	株主資本	428,213
	資本金	10,000
	利益剰余金	418,213
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	415,713
	（うち当期純利益）	(61,111)
	合計	996,268

第１期決算公告

令和７年７月22日
東京都目黒区緑が丘二丁目１番14号
株式会社ジーエス
代表取締役　金海　光男

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,485
	合計	3,485
負債及び純資産の部	流動負債	260
	株主資本	3,224
	資本金	3,000
	利益剰余金	224
	その他利益剰余金	224
	（うち当期純利益）	(224)
	合計	3,485

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年八月二十七日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
東京都目黒区緑が丘二丁目一番一四号
株式会社ジーエス
代表取締役　金海　光男

第54期決算公告

令和７年６月24日
福岡県福岡市博多区博多駅前１丁目９－３
株式会社フードプラス・ホールディングス
代表取締役社長　小澤　俊治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	160,646
	固定資産	559,505
	資産合計	720,152
負債及び純資産の部	流動負債	48,526
	固定負債	30,711
	株主資本	640,914
	資本金	50,000
	資本剰余金	8,625
	利益剰余金	582,289
	その他利益剰余金	582,289
	（うち当期純利益）	(41,957)
	負債・純資産合計	720,152

第４期決算公告　令和７年７月22日

東京都千代田区神田須田町２－７－３
ＶＯＲＴ秋葉原ＢＬＤ．９階
株式会社ＹＮＰ
代表取締役　野中　優祐

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	224,523
	固定資産	18,912
	合計	243,435
負債及び純資産の部	流動負債	120,939
	株主資本	122,496
	資本金	70,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	2,496
	その他利益剰余金	2,496
	（うち当期純利益）	(11,970)
	合計	243,435

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千八百五十万四十一円、資本準備金の額を六千八百五十万三十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
東京都千代田区神田須田町二―七―三
ＶＯＲＴ秋葉原ＢＬＤ．九階
株式会社ＹＮＰ
代表取締役　野中　優祐

第９期決算公告　令和７年６月24日

福岡県福岡市博多区博多駅前１丁目９－３
株式会社庄屋フードシステム
代表取締役社長　小澤　俊治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	909,384
	固定資産	2,715,765
	資産合計	3,625,149
負債及び純資産の部	流動負債	1,108,283
	固定負債	1,783,344
	株主資本	733,520
	資本金	30,000
	資本剰余金	53,188
	利益剰余金	650,332
	その他利益剰余金	650,332
	（うち当期純利益）	(171,711)
	負債・純資産合計	3,625,149

決　算　公　告

令和７年７月22日
東京都世田谷区松原三丁目９番１号
株式会社岡本一宣企画室
代表取締役　岡本　一宣

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,012
	固定資産	201,965
	繰延資産	0
	合計	248,978
負債及び純資産の部	流動負債	32,018
	固定負債	87,624
	株主資本	129,335
	資本金	10,000
	利益剰余金	119,335
	その他利益剰余金	119,335
	（うち当期純損失）	(9,634)
	合計	248,978

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十二日
東京都世田谷区松原三丁目九番一号
（甲）株式会社岡本一宣企画室
代表取締役　岡本　一宣
東京都港区南青山五丁目四番三五号
（乙）有限会社岡本一宣デザイン事務所
代表取締役　岡本　一宣

第29期決算公告

令和７年７月22日
北九州市小倉南区平尾台一丁目１番１号
ハートランド平尾台株式会社
代表取締役社長　加茂野秀一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	132,821
	固定資産	122,878
	合計	255,699
負債及び純資産の部	流動負債	20,504
	株主資本	235,195
	資本金	91,200
	資本剰余金	73,837
	利益剰余金	70,158
	その他利益剰余金	70,158
	（うち当期純利益）	(14,005)
	合計	255,699

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千四百八十一万三千円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号
西新宿水間ビル六階
いろはな株式会社
代表取締役　澤和　寛昌

第１期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西新宿三丁目３番13号
西新宿水間ビル６階
いろはな株式会社
代表取締役　澤和　寛昌

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,944
	固定資産	25,270
	資産合計	40,214
負債及び純資産の部	流動負債	12,889
	株主資本	27,325
	資本金	22,586
	資本剰余金	22,576
	資本準備金	22,576
	利益剰余金	△17,836
	その他利益剰余金	△17,836
	（うち当期純損失）	(17,836)
	負債・純資産合計	40,214

第27期決算公告　令和７年７月22日
大分県大分市花園三丁目２番17号
株式会社ＪＡ大分総合情報センター
代表取締役社長　壁村　雄吉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	503,480
	固定資産	186,357
	合計	689,837
負債及び純資産の部	流動負債	112,483
	固定負債	49,397
	株主資本	527,957
	資本金	50,000
	資本剰余金	150,000
	その他資本剰余金	150,000
	利益剰余金	328,457
	その他利益剰余金	328,457
	（うち当期純利益）	(7,407)
	自己株式	△500
	合計	689,837

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千二百四十九万九千七百八十円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

東京都港区白金五丁目九番一号
ＰＲＤ　Ｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ
株式会社　代表取締役　細田　莞爾

第３期決算公告

令和７年７月22日
東京都港区白金五丁目９番１号
ＰＲＤ　Ｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ株式会社
代表取締役　細田　莞爾

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	953,597
	資産合計	953,597
負債及び純資産の部	流動負債	215,816
	株主資本	736,927
	資本金	100,000
	資本剰余金	906,998
	資本準備金	906,998
	利益剰余金	△270,070
	その他利益剰余金	△270,070
	（うち当期純損失）	(240,806)
	新株予約権	853
	負債・純資産合計	953,597

第71期決算公告

2025年５月30日
宮崎県日向市財光寺1193番地
南日本ハム株式会社
代表取締役社長　直井　剛

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,892,119
	固定資産	6,752,721
	合計	10,644,840
負債及び純資産の部	流動負債	8,419,367
	固定負債	470,692
	株主資本	1,754,780
	資本金	360,000
	利益剰余金	1,394,780
	利益準備金	90,000
	その他利益剰余金	1,304,780
	（うち当期純利益）	(144,591)
	合計	10,644,840

第30期決算公告

2025年５月30日
宮崎県日向市財光寺1193番地
南日本フレッシュフード株式会社
代表取締役社長　直井　剛

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,080,883
	固定資産	93,573
	合計	1,174,456
負債及び純資産の部	流動負債	690,885
	固定負債	105,707
	株主資本	377,863
	資本金	10,000
	利益剰余金	367,863
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	365,363
	（うち当期純利益）	(5,270)
	合計	1,174,456

第51期決算公告

2025年５月30日
宮崎県日向市財光寺1193番地
日向農産加工株式会社
代表取締役社長　直井　剛

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	431,844
	固定資産	325,070
	合計	756,915
負債及び純資産の部	流動負債	102,383
	固定負債	36,250
	株主資本	618,280
	資本金	30,000
	利益剰余金	588,280
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	580,780
	（うち当期純損失）	(165,946)
	合計	756,915

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し七百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十七日であり、株主総会の決議は令和七年七月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

神奈川県横須賀市佐野町六丁目二五番地
株式会社法塔ベーカリー
代表取締役　森　柾人

第75期決算公告

令和７年７月22日
神奈川県横須賀市佐野町六丁目25番地
株式会社法塔ベーカリー
代表取締役　森　柾人

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	62,780
	固定資産	229,591
	合計	292,371
負債及び純資産の部	流動負債	110,468
	固定負債	266,728
	株主資本	△84,824
	資本金	12,000
	利益剰余金	△96,824
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	△99,824
	（うち当期純損失）	(97,428)
	合計	292,371

第 79 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

千葉県茂原市大芝452番地

妙中鉱業株式会社

代表取締役　妙中信太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	25,002,817
	固定資産	2,836,201
	資産合計	**27,839,018**
負債及び純資産の部	流動負債	17,256,313
	賞与引当金	66,575
	その他	17,189,738
	固定負債	259,109
	退職給付引当金	183,109
	その他	76,000
	負債合計	**17,515,422**
	株主資本	10,180,500
	資本金	69,212
	利益剰余金	10,142,425
	利益準備金	17,303
	その他利益剰余金	10,125,122
	（うち当期純損失）	（107,236）
	自己株式	△31,137
	評価・換算差額等	143,094
	その他有価証券評価差額金	143,094
	純資産合計	**10,323,595**
	負債・純資産合計	**27,839,018**

第 65 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

千葉市中央区松波三丁目11番19号

モデン工業株式会社

代表取締役　関　　泰之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,352,714
	固定資産	246,282
	資産合計	**1,598,997**
負債及び純資産の部	流動負債	549,522
	（賞与引当金）	（17,252）
	固定負債	21,799
	（退職給付引当金）	（21,799）
	負債合計	**571,321**
	株主資本	997,215
	資本金	25,000
	資本剰余金	266,962
	その他資本剰余金	266,962
	利益剰余金	729,813
	利益準備金	35,000
	その他利益剰余金	694,813
	（うち当期純損失）	（13,038）
	自己株式	△24,560
	評価・換算差額等	30,460
	その他有価証券評価差額金	30,460
	純資産合計	**1,027,676**
	負債・純資産合計	**1,598,997**

第 37 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

東京都千代田区神田美土代町１番地

住商インテリアインターナショナル株式会社

代表取締役　久野　直毅

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,732,495
	固定資産	189,636
	資産合計	**2,922,131**
負債及び純資産の部	流動負債	1,706,751
	賞与引当金	69,800
	その他	1,636,951
	固定負債	146,793
	退職給付引当金	131,432
	役員退職慰労引当金	15,361
	負債合計	**1,853,544**
	株主資本	1,068,587
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	938,587
	利益準備金	18,920
	その他利益剰余金	919,667
	（うち当期純利益）	（303,024）
	純資産合計	**1,068,587**
	負債・純資産合計	**2,922,131**

第 25 期 決 算 公 告

2025年６月24日

東京都千代田区外神田２丁目17番３号

アヤベビル２階

株式会社共立ファイナンシャルサービス

代表取締役社長　伊藤　　亮

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,683,122
	固定資産	4,213,375
	資産合計	**9,896,498**
負債及び純資産の部	流動負債	9,344,443
	賞与引当金	19,679
	役員賞与引当金	2,681
	その他	9,322,082
	固定負債	8,847
	役員退職慰労引当金	5,133
	債務保証損失引当金	3,713
	株主資本	534,675
	資本金	100,000
	利益剰余金	434,675
	利益準備金	27,984
	その他利益剰余金	406,691
	（うち当期純利益）	（46,430）
	評価・換算差額等	8,532
	その他有価証券評価差額金	8,532
	負債・純資産合計	**9,896,498**

第 10 期 決 算 公 告

2025年７月22日

東京都港区西新橋二丁目36番１号

株式会社永谷園

取締役社長　掛谷　浩志

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,153
	固定資産	10,471
	合計	**30,625**
負債及び純資産の部	流動負債	16,143
	（賞与引当金）	（305）
	固定負債	333
	（役員退職慰労引当金）	（26）
	株主資本	13,760
	資本金	350
	資本剰余金	10,665
	資本準備金	23
	その他資本剰余金	10,641
	利益剰余金	2,745
	利益準備金	63
	その他利益剰余金	2,681
	（うち当期純利益）	（701）
	評価・換算差額等	388
	土地再評価差額金	388
	合計	**30,625**

第 4 期 決 算 公 告

2025年７月22日

東京都港区西新橋二丁目36番１号

株式会社永谷園フーズ

取締役社長　増田　尚弘

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,577
	固定資産	13,590
	合計	**18,167**
負債及び純資産の部	流動負債	2,158
	（賞与引当金）	（280）
	固定負債	881
	（役員退職慰労引当金）	（5）
	株主資本	14,822
	資本金	10
	資本剰余金	5,758
	その他資本剰余金	5,758
	利益剰余金	9,053
	その他利益剰余金	9,053
	（うち当期純利益）	（51）
	評価・換算差額等	305
	その他有価証券評価差額金	2
	土地再評価差額金	303
	合計	**18,167**

第 76 期 決 算 公 告

2025 年７月 22 日

東京都新宿区百人町二丁目４番１号

株式会社交通建設

代表取締役　森　　明

貸借対照表の要旨

(2025年３月31日現在)　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,111,882
	固定資産	10,093,574
	合計	**36,205,456**
負債及び純資産の部	流動負債	9,021,582
	賞与引当金	420,000
	検査修繕費引当金	924,000
	固定負債	1,020,999
	退職給付引当金	981,137
	役員退職慰労引当金	38,696
	株主資本	25,210,356
	資本金	114,500
	資本剰余金	48,995
	資本準備金	40,000
	その他資本剰余金	8,995
	利益剰余金	25,268,520
	利益準備金	31,060
	その他利益剰余金	25,237,460
	(うち当期純利益)	(2,483,402)
	自己株式	△221,659
	評価・換算差額等	952,517
	その他有価証券評価差額金	952,517
	合計	**36,205,456**

第 97 期 決 算 公 告

令和７年７月 22 日

東京都千代田区東神田二丁目５番12号

株式会社龍角散

代表取締役　藤井　隆太

貸借対照表の要旨

(令和７年３月31日現在)　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,147,487
	固定資産	5,199,025
	資産合計	**24,346,512**
負債及び純資産の部	流動負債	10,059,835
	賞与引当金	160,000
	その他	9,899,835
	固定負債	940,709
	役員退職慰労引当金	556,678
	退職給与引当金	384,031
	負債合計	**11,000,545**
	株主資本	13,345,966
	資本金	60,000
	資本剰余金	36,957
	資本準備金	36,957
	利益剰余金	13,274,629
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	13,270,129
	(うち当期純利益)	(1,287,346)
	自己株式	△25,620
	純資産合計	**13,345,966**
	負債・純資産合計	**24,346,512**

第 26 期 決 算 公 告

2025 年６月 25 日

東京都中央区築地二丁目12番10号

株式会社共立ソリューションズ

代表取締役社長　小山　哲郎

貸借対照表の要旨

(2025年３月31日現在)　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,780,059
	固定資産	568,894
	資産合計	**3,348,953**
負債及び純資産の部	流動負債	1,663,224
	賞与引当金	301,724
	役員賞与引当金	23,227
	その他	1,338,273
	固定負債	389,746
	退職給付引当金	368,310
	役員退職慰労引当金	21,436
	株主資本	1,295,983
	資本金	100,000
	資本剰余金	302,993
	利益剰余金	892,990
	利益準備金	63,750
	その他利益剰余金	829,240
	(うち当期純損失)	(121,773)
	負債・純資産合計	**3,348,953**

第 72 期 決 算 公 告

令和７年６月 25 日

東京都港区台場二丁目３番１号

味の素トレーディング株式会社

代表取締役　堺　　孝明

貸借対照表の要旨

(令和７年３月31日現在)（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,606
	固定資産	372
	資産合計	**12,978**
負債及び純資産の部	流動負債	8,516
	(賞与引当金)	(44)
	固定負債	169
	(退職給付引当金)	(167)
	(役員退職慰労引当金)	(2)
	負債合計	**8,685**
	株主資本	4,292
	資本金	200
	利益剰余金	4,092
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	4,042
	(うち当期純利益)	(897)
	評価・換算差額等	1
	繰延ヘッジ損益	1
	純資産合計	**4,294**
	負債・純資産合計	**12,978**

第 56 期 決 算 公 告

令和７年６月 23 日

東京都千代田区紀尾井町４番１号

エイチアールティーニューオータニ株式会社

代表取締役　鈴木　俊哉

貸借対照表の要旨

(令和７年３月31日現在)　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,548,386
	固定資産	4,935,871
	繰延資産	3,008
	資産合計	**10,487,266**
負債及び純資産の部	流動負債	2,520,873
	賞与引当金	151,738
	その他	2,369,135
	固定負債	1,053,744
	退職給付引当金	732,027
	役員退職慰労引当金	57,638
	その他	264,079
	負債合計	**3,574,617**
	株主資本	6,755,589
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,779,274
	資本準備金	1,730,065
	その他資本剰余金	1,049,209
	利益剰余金	3,876,315
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,851,315
	(うち当期純利益)	(1,373,939)
	その他の包括利益累計額	157,059
	その他有価証券評価差額金	157,059
	純資産合計	**6,912,649**
	負債・純資産合計	**10,487,266**

第 47 期 決 算 公 告

令和７年６月 25 日

東京都新宿区西新宿２丁目７番１号

株式会社アクトワンプラス

代表取締役　高橋　昭哉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,136,075
	固定資産	7,628,519
	合計	**8,764,594**
負債及び純資産の部	流動負債	241,875
	賞与引当金	32,160
	固定負債	4,144,612
	退職給付引当金	92,741
	役員退職給付引当金	75,143
	株主資本	4,378,107
	資本金	61,500
	資本剰余金	475,571
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	425,571
	利益剰余金	3,841,035
	利益準備金	20,600
	その他利益剰余金	3,820,435
	(うち当期純利益)	(485,213)
	合計	**8,764,594**

第 11 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

東京都港区芝大門二丁目12番８号

三信通商株式会社

代表取締役　宮地　隆次

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,305,333
	固定資産	902,857
	資産合計	**8,208,190**
負債及び純資産の部	流動負債	5,917,636
	賞与引当金	32,615
	その他	5,885,021
	固定負債	174,412
	退職給与引当金	122,359
	役員退職慰労引当金	20,628
	その他	31,425
	負債合計	**6,092,048**
	株主資本	1,956,995
	資本金	99,000
	資本剰余金	501,000
	資本準備金	501,000
	利益剰余金	1,356,995
	その他利益剰余金	1,356,995
	（うち当期純利益）	(246,958)
	評価・換算差額等	159,147
	その他有価証券評価差額金	159,147
	純資産合計	**2,116,142**
	負債・純資産合計	**8,208,190**

第 54 期 決 算 公 告

2025年６月27日

東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号

丸紅ユティリティ・サービス株式会社

代表取締役　長瀬　琢磨

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,277,658
	固定資産	140,556
	資産合計	**8,418,213**
負債及び純資産の部	流動負債	4,967,218
	賞与引当金	172,690
	その他	4,794,528
	固定負債	46,494
	退職給付引当金	43,046
	役員退職慰労引当金	1,503
	その他	1,945
	負債合計	**5,013,712**
	株主資本	3,279,820
	資本金	300,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	2,779,820
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,754,820
	（うち当期純利益）	(1,350,816)
	評価・換算差額等	124,682
	繰延ヘッジ損益	124,682
	純資産合計	**3,404,502**
	負債・純資産合計	**8,418,213**

第 34 期 決 算 公 告

令和７年６月25日

東京都中央区八丁堀４－７－１

伊藤忠リーテイルリンク株式会社

代表取締役社長　中嶋　政文

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	19,921,004
	固定資産	1,190,951
	資産合計	**21,111,956**
負債及び純資産の部	流動負債	12,866,829
	賞与引当金	300,543
	その他	12,566,283
	固定負債	570,396
	退職給付引当金	481,945
	その他	88,451
	負債合計	**13,437,226**
	株主資本	7,668,470
	資本金	490,000
	利益剰余金	7,178,470
	利益準備金	122,500
	繰越利益剰余金	7,055,970
	（うち当期純利益）	(2,411,658)
	評価・換算差額等	6,259
	その他有価証券評価差額金	6,259
	純資産合計	**7,674,729**
	負債・純資産合計	**21,111,956**

第 24 期 決 算 公 告

2025年７月22日

東京都港区北青山一丁目３番６号

ＳＩビル青山３階

ランドソリューション株式会社

代表取締役　岡田　耕治

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,000,392
	固定資産	204,013
	合計	**7,204,406**
負債及び純資産の部	流動負債	1,065,339
	賞与引当金	66,923
	役員賞与引当金	8,935
	役員株式給付引当金	6,340
	固定負債	62,612
	退職給付引当金	62,612
	株主資本	6,076,453
	資本金	450,000
	資本剰余金	450,000
	資本準備金	450,000
	利益剰余金	5,176,453
	その他利益剰余金	5,176,453
	（うち当期純利益）	(553,355)
	合計	**7,204,406**

第 28 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

東京都港区六本木四丁目１番４号

株式会社ソルパック

代表取締役　藤田洋一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,830,947
	固定資産	325,853
	資産合計	**2,156,801**
負債及び純資産の部	流動負債	1,133,916
	インセンティブ引当金	75,000
	固定負債	475,130
	役員退職慰労引当金	152,000
	負債合計	**1,609,047**
	株主資本	547,754
	資本金	100,000
	資本剰余金	132,657
	資本準備金	34,510
	その他資本剰余金	98,147
	利益剰余金	315,096
	利益準備金	1,200
	その他利益剰余金	313,896
	（うち当期純利益）	(144,202)
	純資産合計	**547,754**
	負債・純資産合計	**2,156,801**

第 5 期 決 算 公 告

令和７年６月27日

東京都中央区日本橋大伝馬町12番２号

東レ建材株式会社

代表取締役社長　栗田　　元

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,585
	固定資産	1,258
	資産合計	**2,843**
負債及び純資産の部	流動負債	2,475
	賞与引当金	78
	その他	2,397
	固定負債	353
	退職給付引当金	94
	役員退職慰労引当金	2
	製品保証引当金	243
	その他	14
	負債合計	**2,828**
	株主資本	15
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	△185
	その他利益剰余金	△185
	（うち当期純利益）	(111)
	評価・換算差額等	△1
	その他有価証券評価差額金	△1
	純資産合計	**15**
	負債・純資産合計	**2,843**

第 40 期 決 算 公 告

2025年５月30日
宮崎県日向市財光寺1193番地
宮崎ビーフセンター株式会社
代表取締役社長　直井　剛

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	810,202
	固定資産	458,139
	合計	1,268,341
負債及び純資産の部	流動負債	284,750
	固定負債	80,573
	株主資本	903,017
	資本金	30,000
	利益剰余金	873,017
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	865,517
	（うち当期純利益）	(171,110)
	合計	1,268,341

第 53 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
神戸市須磨区高倉台六丁目17番６号
株式会社大八実業
代表取締役　川口　清美

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,973,694
	固定資産	91,155,096
	合計	101,128,790
負債及び純資産の部	流動負債	1,210,477
	固定負債	125,930,637
	株主資本	△26,012,324
	資本金	48,000,000
	利益剰余金	△74,012,324
	その他利益剰余金	△74,012,324
	（うち当期純損失）	(12,733,049)
	合計	101,128,790

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十五日であり、株主総会の決議は令和七年七月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
神戸市須磨区高倉台六丁目一七番六号
株式会社大八実業
代表取締役　川口　清美

令和６年度決算公告

令和７年６月27日
神奈川県川崎市宮前区有馬４―17―23
一般財団法人聖マリアンナ会
理事長　小山　雄史

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	393,443,382
	固定資産	1,158,082,052
	資産合計	1,551,525,434
負債及び正味財産の部	流動負債	884,666,901
	固定負債	731,385,566
	負債合計	1,616,052,467
	一般正味財産	△64,527,033
	正味財産合計	△64,527,033
	負債正味財産合計	1,551,525,434

第84期決算公告　令和７年７月22日

和歌山県田辺市宝来町14番27号
紀洋石油株式会社
代表取締役　舩渡雄一朗

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	204,314
	固定資産	244,945
	合計	449,260
負債及び純資産の部	流動負債	253,092
	固定負債	292,493
	株主資本	△ 96,325
	資本金	14,400
	利益剰余金	△ 82,185
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	△ 88,185
	（うち当期純損失）	(48,601)
	自己株式	△ 28,540
	合計	449,260

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のガソリンスタンド事業及び洗車場事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
和歌山県田辺市宝来町一四番二七号
（甲）株式会社紀洋エナジー
代表取締役　木内　政則
和歌山県田辺市宝来町一四番二七号
（乙）紀洋石油株式会社
代表取締役　舩渡雄一朗

第 4 期 決 算 公 告

令和７年６月28日
愛媛県松山市三番町七丁目１―21
ジブラルタ生命松山ビル９Ｆ
富士フィルムＢＩ愛媛株式会社
代表取締役　武智　政二

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	648,783
	固定資産	6,461
	合計	655,245
負債及び純資産の部	流動負債	438,554
	固定負債	16,050
	株主資本	200,640
	資本金	10,000
	利益剰余金	190,640
	その他利益剰余金	190,640
	（うち当期純利益）	(49,350)
	合計	655,245

第 27 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
徳島市東沖洲二丁目63番地
株式会社エムエムコーポレーション
代表取締役　松村　雅通

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	10,333
	固定資産	12,000
	合計	22,333
負債及び純資産の部	流動負債	126
	固定負債	0
	株主資本	22,207
	資本金	10,000
	利益剰余金	12,207
	その他利益剰余金	12,207
	（うち当期純利益）	(399)
	合計	22,333

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
徳島市東沖洲二丁目六三番地
株式会社エムエムコーポレーション
代表取締役　松村　雅通

決　算　公　告

令和７年７月22日
東京都千代田区霞が関三丁目２番５号
霞が関ビルディング36Ｆワークスタイリング霞が関ビルディング
株式会社Ａｒｃｈｅｄａ
代表取締役　津村　洸匡

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	65,785,471	流動負債	6,943,123
固定資産	10,471,606	固定負債	4,536,000
		株主資本	64,777,954
		資本金	36,712,500
		資本剰余金	30,712,500
		資本準備金	30,712,500
		利益剰余金	△2,647,046
		その他利益剰余金	△2,647,046
		（うち当期純損失）	(876,021)
資産合計	76,257,077	負債・純資産合計	76,257,077

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を、去る本年七月十四日を払込期日とする募集株式の発効により増加した資本金額から七千万円に達するまで減少し、七千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
霞が関ビルディング三六Ｆワークスタイリング霞が関ビルディング
株式会社Ａｒｃｈｅｄａ
代表取締役　津村　洸匡

第75期決算公告　　令和７年７月22日
佐賀県鹿島市大字高津原4214番地10
株式会社栗山組
代表取締役　栗山　直敏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	360,061
	固定資産	1,782,719
	合計	2,142,780
負純資債及産びの部	流動負債	35,081
	固定負債	480
	株主資本	2,107,219
	資本金	30,000
	利益剰余金	2,177,219
	利益準備金	88,000
	任意積立金	1,820,000
	繰越利益剰余金	269,219
	（うち当期純利益）	(94,645)
	自己株式	△100,000
	合計	2,142,780

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

佐賀県鹿島市大字高津原四二一四番地
○佐賀県鹿島市大字高津原四二一四番地
代表取締役　栗山　杏子
○佐賀県鹿島市大字高津原四二一四番地
代表取締役　栗山　直敏
（甲）株式会社フォワードケイ
（乙）株式会社栗山組

第75期決算公告

令和７年７月22日

山口県周南市築港町２―18

トクヤマ海陸運送株式会社

代表取締役社長　藤本　浩

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,855
	固定資産	9,227
	資産合計	14,083
負債及び純資産の部	流動負債	3,739
	賞与引当金	187
	修繕引当金	194
	その他	3,357
	固定負債	3,303
	退職給付引当金	707
	役員退職給付引当金	26
	その他	2,569
	負債合計	7,043
	株主資本	6,902
	資本金	63
	資本剰余金	123
	その他資本剰余金	123
	利益剰余金	6,716
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	6,700
	（うち当期純利益）	(861)
	評価・換算差額等	136
	その他有価証券評価差額金	136
	純資産合計	7,039
	負債・純資産合計	14,083

第53期決算公告

令和７年７月22日

岩手県北上市北工業団地６番６号
株式会社ジャパンセミコンダクター
取締役社長　菅原　毅

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	26,965	流動負債	29,461
固定資産	36,713	固定負債	9,840
有形固定資産	31,107	負債合計	39,301
無形固定資産	461	株主資本	24,377
投資その他の資産	5,144	資本金	15,000
		資本剰余金	4,800
		利益剰余金	4,577
		利益準備金	2,413
		その他利益剰余金	2,163
		純資産合計	24,377
資産合計	63,679	負債・純資産合計	63,679

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	54,358
売上原価	49,663
売上総利益	4,695
販売費及び一般管理費	2,867
営業利益	1,828
営業外収益	1,515
営業外費用	964
経常利益	2,378
特別損失	865
税引前当期純利益	1,512
法人税、住民税及び事業税	△24
法人税等調整額	△626
当期純利益	2,163

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

千葉県木更津市清見台二丁目七番二五号
（甲）埼東建設株式会社
代表取締役　大熊　俊哉

東京都板橋区西台二丁目七番二三号
（乙）大利根建設株式会社
代表取締役　大熊　俊哉

第57期決算公告

令和７年７月22日

東京都板橋区西台二丁目７番23号
大利根建設株式会社
代表取締役　大熊　俊哉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,353
	固定資産	54,212
	資産合計	57,565
負純資債及産びの部	流動負債	583
	固定負債	41,990
	株主資本	14,991
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,991
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	4,741
	（うち当期純損失）	(346)
	負債・純資産合計	57,565

第52期決算公告

令和７年７月22日

千葉県木更津市清見台二丁目７番25号
埼東建設株式会社
代表取締役　大熊　俊哉

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,086
	固定資産	4,396
	資産合計	30,483
負純資債及産びの部	流動負債	17,954
	固定負債	1,992
	株主資本	10,536
	資本金	10,000
	利益剰余金	536
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	36
	（うち当期純利益）	(345)
	負債・純資産合計	30,483

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

千葉市中央区登戸一丁目二六番一号
（甲）株式会社ハイフライヤーズ
代表取締役　日向　高志

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号
銀座大竹ビジデンス二階
（乙）株式会社Ｚ
代表取締役　日向　高志

第４期決算公告

令和７年７月22日

東京都中央区銀座一丁目22番11号
銀座大竹ビジデンス２階
株式会社Ｚ
代表取締役　日向　高志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	54,755
	固定資産	467
	合計	55,222
負純資債及産びの部	流動負債	57,539
	株主資本	△2,316
	資本金	300
	利益剰余金	△2,616
	その他利益剰余金	△2,616
	（うち当期純損失）	(6,234)
	合計	55,222

第15期決算公告

令和７年７月22日

千葉市中央区登戸一丁目26番１号
株式会社ハイフライヤーズ
代表取締役　日向　高志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	356,216
	固定資産	768,929
	合計	1,125,146
負純資債及産びの部	流動負債	207,916
	固定負債	839,752
	株主資本	77,477
	資本金	10,000
	利益剰余金	67,477
	その他利益剰余金	67,477
	（うち当期純利益）	(113,996)
	合計	1,125,146

第５期決算公告

令和７年７月22日
東京都港区六本木三丁目２番１号住友不動産六本木グランドタワー41階株式会社ＩＮＦＬＵＸ内
ＩＮＦＬＵＸ　ＯＦＦＳＨＯＲＥ　ＷＩＮＤ　ＰＯＷＥＲ　ＨＤ株式会社
代表取締役　星野　敦

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,634,600	流動負債	4,151,085
固定資産	2,870,368	固定負債	6,984,682
		負債合計	**1,115,768**
		株主資本	△630,799
		資本金	1,898,485
		資本剰余金	1,898,475
		資本準備金	1,898,475
		利益剰余金	△4,427,759
		その他利益剰余金	△4,427,759
		純資産合計	**△630,799**
資産合計	**10,504,968**	**負債・純資産合計**	**10,504,968**

損益計算書の要旨
（自　令和５年10月１日　至　令和６年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	21,252
営業損失	21,252
営業外収益	26,501
営業外費用	2,801,146
経常損失	2,795,897
特別損失	1,307,737
税引前当期純損失	4,103,635
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	4,104,585

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十八億八千八百四十八万五千円、資本準備金の額を十八億九千八百四十七万五千円減少し、それぞれ千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年７月二十二日
東京都港区六本木三丁目二番一号住友不動産六本木グランドタワー四一階株式会社ＩＮＦＬＵＸ内
ＩＮＦＬＵＸ　ＯＦＦＳＨＯＲＥ　ＷＩＮＤ　ＰＯＷＥＲ　ＨＤ株式会社
代表取締役　星野　敦

第５期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西早稲田三丁目27番９号
株式会社グラビティ
代表取締役　佐藤　英樹

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,427
	固定資産	2,391
	資産合計	**6,818**
負債及び純資産の部	流動負債	349
	固定負債	9,086
	負債合計	**9,435**
	株主資本	△2,617
	資本金	5,000
	利益剰余金	△7,617
	その他利益剰余金	△7,617
	（うち当期純損失）	（1,083）
	純資産合計	**△2,617**
	負債・純資産合計	**6,818**

第９期決算公告

令和７年７月22日
東京都新宿区西早稲田三丁目27番９号
株式会社クラフト
代表取締役　佐藤　朋美

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,449
	固定資産	9,822
	資産合計	**31,271**
負債及び純資産の部	流動負債	7,319
	固定負債	12,828
	負債合計	**20,147**
	株主資本	11,124
	資本金	5,000
	利益剰余金	6,124
	その他利益剰余金	6,124
	（うち当期純利益）	（66）
	純資産合計	**11,124**
	負債・純資産合計	**31,271**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年７月二十二日
東京都新宿区西早稲田三丁目二七番九号
（甲）株式会社クラフト
代表取締役　佐藤　朋美
東京都新宿区西早稲田三丁目二七番九号
（乙）株式会社グラビティ
代表取締役　佐藤　英樹

第８期決算公告

令和７年７月22日
東京都北区堀船三丁目22番６号
株式会社ＲＩＮ　ＴＲＵＳＴ
代表取締役　林　雅行

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,484
	固定資産	244,140
	合計	**251,624**
負債及び純資産の部	流動負債	32,580
	固定負債	222,500
	株主資本	△3,456
	資本金	1,000
	利益剰余金	△4,456
	その他利益剰余金	△4,456
	（うち当期純利益）	（12,036）
	合計	**251,624**

第10期決算公告

令和７年７月22日
東京都港区北青山二丁目12番16号
アールビー・トラスト株式会社
代表取締役　秋元　之浩

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	55,700
	固定資産	554,789
	合計	**610,489**
負債及び純資産の部	流動負債	226,023
	固定負債	331,630
	株主資本	52,835
	資本金	10,000
	利益剰余金	42,835
	その他利益剰余金	42,835
	（うち当期純利益）	（837）
	合計	**610,489**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年７月二十二日
東京都港区北青山二丁目一二番一六号
（甲）アールビー・トラスト株式会社
代表取締役　秋元　之浩
東京都北区堀船三丁目二二番六号
（乙）株式会社ＲＩＮ　ＴＲＵＳＴ
代表取締役　林　雅行

第３期決算公告

令和７年７月22日
東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目９番10号
株式会社ＺＥＮ
代表取締役　山村友佳子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	73
	固定資産	327,331
	資産合計	**327,404**
負債及び純資産の部	流動負債	54,762
	固定負債	284,319
	株主資本	△11,676
	資本金	1,000
	利益剰余金	△12,676
	その他利益剰余金	△12,676
	（うち当期純損失）	（64）
	負債・純資産合計	**327,404**

第14期決算公告

令和７年７月22日
東京都港区南青山三丁目18番19号
株式会社瑞穂
代表取締役　山村　章嘉

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	24,356
	固定資産	75,338
	資産合計	**99,695**
負債及び純資産の部	流動負債	88,897
	固定負債	60,796
	株主資本	△49,998
	資本金	1,000
	利益剰余金	△50,998
	その他利益剰余金	△50,998
	（うち当期純損失）	（3,591）
	負債・純資産合計	**99,695**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年７月二十二日
東京都港区南青山三丁目一八番一九号
（甲）株式会社瑞穂
代表取締役　山村　章嘉
東京都武蔵野市吉祥寺本町四丁目九番一〇号
（乙）株式会社ＺＥＮ
代表取締役　山村友佳子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

神奈川県座間市栗原九二〇番地の一

（甲）フジダン株式会社

代表取締役　渡慶次道廣

神奈川県座間市栗原九二〇番地の一

（乙）株式会社関根商店

代表取締役　渡慶次道廣

第51期決算公告

令和７年７月22日

神奈川県座間市栗原920番地の１

フジダン株式会社

代表取締役　渡慶次道廣

貸借対照表の要旨

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	364,098
	固定資産	367,011
	合計	731,109
負純資産債及びの部	流動負債	239,597
	固定負債	440,157
	株主資本	51,355
	資本金	11,000
	利益剰余金	40,355
	その他利益剰余金	40,355
	（うち当期純利益）	(30,836)
	合計	731,109

乙の貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	99,791
	固定資産	11,663
	合計	111,455
負純資産債及びの部	流動負債	34,583
	固定負債	59,876
	株主資本	16,995
	資本金	20,000
	利益剰余金	△3,004
	利益準備金	4,330
	その他利益剰余金	△7,334
	（うち当期純損失）	(2,532)
	合計	111,455

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

山梨県笛吹市八代町米倉一四四七番地

（甲）甲斐食産株式会社

代表取締役　小川　学

山梨県笛吹市八代町米倉一四四七番地

（乙）株式会社稲葉ブロイラー

代表取締役　小川　学

第35期決算公告

令和７年７月22日

山梨県笛吹市八代町米倉1447番地

株式会社稲葉ブロイラー

代表取締役　小川　学

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,123
	固定資産	85,489
	合計	97,613
負純資産債及びの部	流動負債	3,530
	固定負債	52,038
	株主資本	42,043
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,043
	その他利益剰余金	32,043
	（うち当期純利益）	(2,131)
	合計	97,613

第38期決算公告

令和７年７月22日

山梨県笛吹市八代町米倉1447番地

甲斐食産株式会社

代表取締役　小川　学

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,918,398
	固定資産	1,250,390
	合計	3,168,789
負純資産債及びの部	流動負債	995,413
	賞与引当金	11,340
	固定負債	162,191
	株主資本	2,011,183
	資本金	10,000
	資本剰余金	38,000
	その他資本剰余金	38,000
	利益剰余金	1,963,183
	その他利益剰余金	1,963,183
	（うち当期純利益）	(89,480)
	合計	3,168,789

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両会社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

名古屋市西区児玉三丁目五番一〇号

（甲）株式会社西宝

（旧商号　有限会社西宝）

代表取締役　内藤　巨弘

名古屋市西区児玉三丁目五番一〇号

（乙）株式会社ウエストトレジャー

代表取締役　内藤　巨弘

第12期決算公告

令和７年７月22日

名古屋市西区児玉三丁目５番10号

株式会社ウエストトレジャー

代表取締役　内藤　巨弘

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	84
	合計	84
負純資産債及びの部	流動負債	25,712
	株主資本	△25,627
	資本金	10,000
	利益剰余金	△35,627
	その他利益剰余金	△35,627
	（うち当期純損失）	(239)
	合計	84

第34期決算公告

令和７年７月22日

名古屋市西区児玉三丁目５番10号

株式会社西宝

（旧商号　有限会社西宝）

代表取締役　内藤　巨弘

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	159,568
	固定資産	175,339
	繰延資産	6,974
	合計	341,882
負純資産債及びの部	流動負債	50,651
	固定負債	235,284
	株主資本	55,946
	資本金	3,000
	利益剰余金	52,946
	その他利益剰余金	52,946
	（うち当期純利益）	(18,449)
	合計	341,882

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十二日

三重県鈴鹿市飯野寺家町二九六番地の一

（甲）株式会社飯田グループ

代表取締役　木原　敏彦

東京都港区六本木一丁目六番一号

（乙）株式会社Ｃｉｒｃｕｉｔ６１

代表取締役　菱田　誠

第１期決算公告

令和７年７月22日

東京都港区六本木一丁目６番１号

株式会社Ｃｉｒｃｕｉｔ61

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,945,198
	固定資産	487,025,668
	資産合計	490,970,866
負純資産債及びの部	流動負債	70,230,800
	株主資本	420,740,066
	資本金	211,550,000
	資本剰余金	211,550,000
	資本準備金	211,550,000
	利益剰余金	△2,359,934
	その他利益剰余金	△2,359,934
	（うち当期純損失）	(2,359,934)
	負債・純資産合計	490,970,866

第４期決算公告

令和７年７月22日

三重県鈴鹿市飯野寺家町296番地の１

株式会社飯田グループ

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	78,480,470
	固定資産	21,886,619
	資産合計	100,367,089
負純資産債及びの部	流動負債	13,517,371
	賞与引当金	310,271
	固定負債	15,035,794
	株主資本	71,813,924
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	10,000,000
	その他資本剰余金	10,000,000
	利益剰余金	56,813,924
	利益準備金	1,028,975
	その他利益剰余金	55,784,949
	（うち当期純利益）	(63,180,547)
	負債・純資産合計	100,367,089

第 36 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
京都府船井郡京丹波町妙楽寺石原70番地１
あけぼの建設株式会社
代表取締役　住　　充宏

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,196
	固定資産	114,869
	合計	197,065
負純資債及産のび部	流動負債	12,137
	固定負債	22,578
	株主資本	162,349
	資本金	20,000
	利益剰余金	142,349
	利益準備金	283
	その他利益剰余金	142,066
	（うち当期純利益）	(2,780)
	合計	197,065

第 35 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
京都府福知山市字天田386番地の２
瀬戸内建設工業株式会社
代表取締役　日野原一彦

貸借対照表の要旨
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	152,567
	固定資産	32,601
	合計	185,169
負純資債及産のび部	流動負債	12,694
	株主資本	172,475
	資本金	20,000
	利益剰余金	152,475
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	152,275
	（うち当期純利益）	(2,586)
	合計	185,169

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
京都府福知山市字天田三八六番地の二
（甲）瀬戸内建設工業株式会社
代表取締役　日野原一彦
京都府船井郡京丹波町妙楽寺石原七〇番地一
（乙）あけぼの建設株式会社
代表取締役　住　充宏

第 13 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
大阪市生野区鶴橋三丁目５番46号
株式会社銀座マルキーズ
代表取締役　正木　裕文

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,250
	固定資産	35,453
	合計	81,704
負純資債及産のび部	流動負債	68,589
	固定負債	30,000
	株主資本	△ 16,885
	資本金	6,000
	利益剰余金	△ 22,885
	その他利益剰余金	△ 22,885
	（うち当期純利益）	(46,340)
	合計	81,704

第 73 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
大阪市生野区鶴橋三丁目５番46号
株式会社正木牧場
代表取締役　正木　裕文

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	682,966
	固定資産	402,292
	合計	1,085,258
負純資債及産のび部	流動負債	250,914
	固定負債	741,904
	株主資本	92,439
	資本金	18,000
	利益剰余金	74,439
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	69,939
	（うち当期純利益）	(388,956)
	合計	1,085,258

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
大阪市生野区鶴橋三丁目五番四六号
（甲）株式会社正木牧場
代表取締役　正木　裕文
大阪市生野区鶴橋三丁目五番四六号
（乙）株式会社銀座マルキーズ
代表取締役　正木　裕文

第 60 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
大阪府守口市大久保町二丁目41番３号
大阪マルヰガス株式会社
代表取締役　永谷　　顕

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	234,418
	固定資産	104,037
	合計	338,456
負純資債及産のび部	流動負債	143,318
	固定負債	178,555
	株主資本	16,582
	資本金	40,000
	利益剰余金	△8,537
	利益準備金	11,320
	その他利益剰余金	△19,858
	（うち当期純損失）	(19,858)
	自己株式	△14,880
	合計	338,456

第 53 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
大阪府寝屋川市石津元町11番22号
株式会社ミヨシテック
代表取締役　永谷　　顕

貸借対照表の要旨
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,293,765
	固定資産	441,694
	合計	1,735,460
負純資債及産のび部	流動負債	402,118
	固定負債	1,013,890
	株主資本	319,451
	資本金	40,000
	利益剰余金	279,451
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	274,951
	（うち当期純利益）	(4,374)
	合計	1,735,460

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
大阪府寝屋川市石津元町一一番二二号
（甲）株式会社ミヨシテック
代表取締役　永谷　　顕
大阪府守口市大久保町二丁目四一番三号
（乙）大阪マルヰガス株式会社
代表取締役　永谷　　顕

第 5 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
大阪市城東区成育五丁目14番８号
株式会社マルエイ電工
代表取締役　奥田　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	62,767
	合計	62,767
負純資債及産のび部	流動負債	8,544
	株主資本	54,222
	資本金	1,000
	資本剰余金	39,000
	資本準備金	39,000
	利益剰余金	14,222
	その他利益剰余金	14,222
	（うち当期純利益）	(4,019)
	合計	62,767

第 8 期 決 算 公 告

令和７年７月22日
兵庫県西宮市馬場町１番29号
株式会社マルエイ
代表取締役　永谷　　顕

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,211
	固定資産	98,788
	合計	101,000
負純資債及産のび部	流動負債	45,518
	固定負債	63,804
	株主資本	△8,323
	資本金	1,010
	利益剰余金	△9,333
	その他利益剰余金	△9,333
	（うち当期純損失）	(1,619)
	合計	101,000

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
兵庫県西宮市馬場町一番二九号
（甲）株式会社マルエイ
代表取締役　永谷　　顕
大阪市城東区成育五丁目一四番八号
（乙）株式会社マルエイ電工
代表取締役　奥田　洋一

第29期決算公告

令和７年７月22日
熊本市中央区城東町５番37号
株式会社ラ・ピュアラ
代表取締役　笹井　芳朗

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,385
	固定資産	3,638
	合計	41,023
負純資債及産のび部	流動負債	17,968
	固定負債	72,556
	株主資本	△49,501
	資本金	10,000
	利益剰余金	△59,501
	繰越利益剰余金	△44,614
	その他利益剰余金	△14,886
	（うち当期純損失）	(8,326)
	合計	41,023

第39期決算公告

令和７年７月22日
熊本市中央区城東町５番37号
株式会社ピュア
代表取締役　笹井　芳朗

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,149
	固定資産	1,562,299
	合計	1,853,449
負純資債及産のび部	流動負債	281,087
	固定負債	1,031,817
	株主資本	540,543
	資本金	15,000
	利益剰余金	525,543
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	521,793
	（うち当期純利益）	(40,807)
	合計	1,853,449

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）左記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月二十二日
熊本市中央区城東町五番三七号
（甲）株式会社ピュア
代表取締役　笹井　芳朗
熊本市中央区城東町五番三七号
（乙）株式会社ラ・ピュアラ
代表取締役　笹井　芳朗
熊本市中央区城東町五番三七号
（丙）有限会社天然素肌研究所
取締役　平澤雄二郎

決算公告

令和７年７月22日
宮崎県宮崎市大字田吉6228番地10
株式会社ＳＡＮＫＹＯ
代表取締役　森　勇治

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,887
	固定資産	9,937
	資産合計	26,825
負純資債及産のび部	流動負債	17,516
	固定負債	4,502
	株主資本	4,805
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,805
	その他利益剰余金	3,805
	（うち当期純損失）	(4,205)
	負債・純資産合計	26,825

決算公告

令和７年７月22日
宮崎県宮崎市大字田吉6228番地10
株式会社三協測量設計
（旧有限会社三協測量設計事務所）
代表取締役　森　勇治

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,285
	固定資産	44,237
	資産合計	90,523
負純資債及産のび部	流動負債	5,301
	固定負債	49,397
	株主資本	35,824
	資本金	10,000
	利益剰余金	25,824
	利益準備金	210
	その他利益剰余金	25,614
	（うち当期純利益）	(5,358)
	負債・純資産合計	90,523

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
宮崎県宮崎市大字田吉六二二八番地一〇
（甲）株式会社三協測量設計
代表取締役　森　勇治
宮崎県宮崎市大字田吉六二二八番地一〇
（乙）株式会社ＳＡＮＫＹＯ
代表取締役　森　勇治

第３期決算公告

令和７年７月22日
神奈川県川崎市多摩区長沢四丁目32番地14―４号
Ｔ＆Ｔホールディングス株式会社
代表取締役　田形　剛

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	17,494
	固定資産	70,231
	合計	87,725
負純資債及産のび部	流動負債	1,176
	固定負債	4,392
	株主資本	82,156
	資本金	1,000
	利益剰余金	81,156
	その他利益剰余金	81,156
	（うち当期純利益）	(23,752)
	合計	87,725

第35期決算公告

令和７年７月22日
東京都町田市玉川学園七丁目１番地６号
ＪＵＮ玉川学園前201
株式会社恵神
代表取締役　田形　剛

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	621,250
	固定資産	206,017
	繰延資産	155
	合計	827,423
負純資債及産のび部	流動負債	194,856
	固定負債	295,892
	株主資本	336,674
	資本金	20,000
	利益剰余金	316,674
	その他利益剰余金	316,674
	（うち当期純利益）	(82,212)
	合計	827,423

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
東京都町田市玉川学園七丁目一番地六号
ＪＵＮ玉川学園前二〇一
（甲）株式会社恵神
代表取締役　田形　剛
神奈川県川崎市多摩区長沢四丁目三二番地一四―四号
（乙）Ｔ＆Ｔホールディングス株式会社
代表取締役　田形　剛

決算公告

令和７年７月22日
宮崎市桜ケ丘町８番７号
株式会社バッグのあつた
代表取締役　熱田　陽子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	94,129
	固定資産	29,144
	繰延資産	655
	資産合計	123,929
負純資債及産のび部	流動負債	26,297
	固定負債	71,737
	株主資本	25,894
	資本金	10,000
	利益剰余金	15,894
	その他利益剰余金	15,894
	（うち当期純利益）	(9,735)
	負債・純資産合計	123,929

決算公告

令和７年７月22日
宮崎市桜ケ丘町８番７号
株式会社熱田本店
代表取締役　熱田　喜仁
代表取締役　熱田　陽子

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,273
	固定資産	359,981
	資産合計	418,255
負純資債及産のび部	流動負債	4,256
	固定負債	5,000
	株主資本	408,998
	資本金	27,000
	利益剰余金	401,998
	利益準備金	21,500
	その他利益剰余金	380,498
	（うち当期純損失）	(24,490)
	自己株式	△20,000
	負債・純資産合計	418,255

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十二日
宮崎市桜ケ丘町八番七号
（甲）株式会社熱田本店
代表取締役　熱田　喜仁
代表取締役　熱田　陽子
宮崎市桜ケ丘町八番七号
（乙）株式会社バッグのあつた
代表取締役　熱田　陽子

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月30日　兵庫県明石市川崎町１番１号

カワサキロボットサービス株式会社

代表取締役　寺澤　晋哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,663	流動負債	2,780
固定資産	3,919	賞与引当金	379
		固定負債	1,683
		退職給付引当金	88
		株主資本	4,119
		資本金	350
		資本剰余金	466
		資本準備金	22
		その他資本剰余金	443
		利益剰余金	3,303
		その他利益剰余金	3,303
		（うち当期純利益）	(693)
資産合計	8,583	負債・純資産合計	8,583

第 77 期 決 算 公 告

令和７年７月22日

山口県周南市入舟町７―26

共栄石油株式会社

代表取締役　安中　利彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	662	流動負債	207
固定資産	545	賞与引当金	5
		固定負債	119
		退職給付引当金	29
		役員退職慰労引当金	12
		株主資本	874
		資本金	20
		利益剰余金	854
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	854
		（うち当期純利益）	(116)
		評価・換算差額等	6
資産合計	1,208	負債・純資産合計	1,208

第 67 期 決 算 公 告

2025年６月23日

東京都港区麻布台一丁目３番１号 麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

株式会社本間ゴルフ

代表取締役　小川典利大

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,165	流動負債	9,699
固定資産	4,833	固定負債	639
		退職給付引当金	23
		株主資本	4,646
		資本金	500
		資本剰余金	5,537
		資本準備金	500
		その他資本剰余金	5,037
		利益剰余金	△ 1,390
		利益準備金	367
		その他利益剰余金	△ 1,757
		評価・換算差額等	13
		その他有価証券評価差額金	13
資産合計	14,999	負債・純資産合計	14,999

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	12,086	経常損失	1,187
売上原価	7,665	特別損益	△ 39
売上総利益	4,421	税引前当期純損失	1,226
販売費及び一般管理費	5,059	法人税、住民税及び事業税	34
営業損失	638	法人税等調整額	218
営業外損益	△ 549	当期純損失	1,480

第 43 期 決 算 公 告

2025年６月27日

東京都千代田区神田須田町二丁目５番地２

大王パッケージ株式会社

代表取締役　長岡　明男

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	12,401	流動負債	22,914
固定資産	23,116	賞与引当金	428
		固定負債	2,961
		退職給付引当金	1,802
		負債合計	25,874
		株主資本	9,588
		資本金	310
		資本剰余金	2,854
		資本準備金	590
		その他資本剰余金	2,264
		利益剰余金	6,424
		その他利益剰余金	6,424
		評価・換算差額等	54
		その他有価証券評価差額金	54
		純資産合計	9,642
資産合計	35,516	負債・純資産合計	35,516

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	50,565	経常利益	2,274
売上原価	42,405	特別利益	4
売上総利益	8,160	特別損失	105
販売費及び一般管理費	5,840	税引前当期純利益	2,173
営業利益	2,321	法人税、住民税及び事業税	676
営業外収益	31	法人税等調整額	△ 6
営業外費用	78	当期純利益	1,503

第 43 期 決 算 公 告

令和７年６月27日　東京都千代田区一ツ橋１丁目２番２号

住商アグロインターナショナル株式会社

代表取締役　田中　　卓

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,124	流動負債	10,845
固定資産	5,932	賞与引当金	88
		その他	10,756
		固定負債	53
		負債合計	10,898
		株主資本	8,051
		資本金	4,745
		資本剰余金	1,726
		資本準備金	1,726
		利益剰余金	1,580
		利益準備金	398
		その他利益剰余金	1,181
		評価・換算差額等	106
		その他有価証券評価差額金	114
		繰延ヘッジ損益	△ 8
		純資産合計	8,158
資産合計	19,056	負債・純資産合計	19,056

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	5,944	経常利益	1,689
売上原価	1,654	特別利益	20
売上総利益	4,289	特別損失	2
販売費及び一般管理費	2,900	税引前当期純利益	1,707
営業利益	1,388	法人税、住民税及び事業税	518
営業外収益	498	法人税等調整額	7
営業外費用	198	当期純利益	1,181

第１期決算公告

2025年７月22日　　東京都港区西新橋二丁目36番１号

株式会社永谷園ホールディングス

代表取締役　永谷　泰次郎

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	16,681	流動負債	11,026
固定資産	97,829	（賞与引当金）	(2)
		固定負債	72,396
		（退職給付引当金）	(29)
		（役員退職慰労引当金）	(64)
		負債合計	83,423
		株主資本	31,087
		資本金	300
		資本剰余金	22,358
		資本準備金	0
		その他資本剰余金	22,358
		利益剰余金	10,528
		その他利益剰余金	10,528
		自己株式	△ 2,100
		純資産合計	31,087
資産合計	114,511	負債・純資産合計	114,511

損益計算書の要旨

（自　2024年４月23日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
販売費及び一般管理費	297	経常損失	3,064
営業損失	297	特別利益	12,655
営業外収益	308	税引前当期純利益	9,591
営業外費用	3,074	法人税、住民税及び事業税	0
		法人税等調整額	△ 938
		当期純利益	10,528

第75期決算公告

令和７年６月26日　　東京都世田谷区等々力７―12―24

株式会社不二工機

取締役社長　横山　隆吉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,061	流動負債	20,551
固定資産	25,194	賞与引当金	379
		役員賞与引当金	50
		事業構造改善引当金	82
		その他	20,038
		固定負債	3,882
		退職給付引当金	3,470
		役員退職慰労引当金	243
		事業構造改善引当金	32
		その他	136
		負債合計	24,433
		株主資本	33,943
		資本金	298
		資本剰余金	13,029
		資本準備金	1,134
		その他資本剰余金	11,894
		利益剰余金	23,294
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	23,268
		自己株式	△ 2,678
		評価・換算差額等	879
		その他有価証券評価差額金	879
		純資産合計	34,822
資産合計	59,256	負債・純資産合計	59,256

損益計算書の要旨（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	44,702	経常利益	1,794
売上原価	39,063	特別損益	△ 26
売上総利益	5,638	税引前当期純利益	1,768
販売費及び一般管理費	5,086	法人税、住民税及び事業税	386
営業利益	551	法人税等調整額	△ 142
営業外損益	1,242	当期純利益	1,524

第115期決算公告

令和７年７月22日　　東京都品川区東五反田二丁目７番18号

株式会社ＦＥＬ

代表取締役　長瀬　文男

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,529	流動負債	3,143
固定資産	70,842	固定負債	23,743
		役員退職慰労引当金	492
		その他	23,250
		負債合計	26,886
		株主資本	41,278
		資本金	50
		資本剰余金	2,705
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	2,655
		利益剰余金	38,523
		利益準備金	293
		その他利益剰余金	38,230
		評価・換算差額等	12,206
		その他有価証券評価差額金	12,206
		純資産合計	53,485
資産合計	80,372	負債・純資産合計	80,372

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収入	3,971	特別利益	3,066
営業費用	2,016	特別損失	265
営業利益	1,955	税引前当期純利益	4,674
営業外収益	114	法人税、住民税及び事業税	1,384
営業外費用	197	法人税等調整額	264
経常利益	1,872	当期純利益	3,024

第14期決算公告

2025年６月18日

東京都港区芝公園三丁目１番38号芝公園三丁目ビル

住宅保証機構株式会社

代表取締役社長　長谷川貴彦

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,140	流動負債	3,915
固定資産	6,930	賞与引当金	63
		完成保証損失引当金	20
		固定負債	3,240
		退職給付引当金	400
		役員退職慰労引当金	5
		住宅性能保証損失引当金	0
		地盤保証損失引当金	3
		負債合計	7,155
		株主資本	3,178
		資本金	635
		資本剰余金	485
		資本準備金	485
		利益剰余金	2,058
		その他利益剰余金	2,058
		評価・換算差額等	△ 263
		その他有価証券評価差額金	△ 263
		純資産合計	2,914
資産合計	10,070	負債・純資産合計	10,070

損益計算書の要旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	4,061	経常利益	162
売上原価	2,487	特別利益	―
売上総利益	1,574	特別損失	―
販売費及び一般管理費	1,437	税引前当期純利益	162
営業利益	136	法人税、住民税及び事業税	15
営業外収益	25	法人税等調整額	―
営業外費用	0	当期純利益	146

第 65 期 決 算 公 告

2025年７月22日　愛知県東海市新宝町33番の４

豊田スチールセンター株式会社

代表取締役社長　齋藤　尚治

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,626	流動負債	18,050
固定資産	11,928	賞与引当金	579
		役員賞与引当金	26
		固定負債	678
		退職給付引当金	644
		役員退職慰労引当金	11
		負債合計	**18,728**
		株主資本	12,760
		資本金	1,500
		資本剰余金	1,230
		利益剰余金	14,237
		利益準備金	375
		その他利益剰余金	13,862
		自己株式	△ 4,207
		評価・換算差額等	65
		純資産合計	**12,825**
資産合計	**31,554**	**負債・純資産合計**	**31,554**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	20,036	特別利益	0
売上原価	10,545	特別損失	11
売上総利益	9,490	税引前当期純利益	4,645
販売費及び一般管理費	4,407	法人税、住民税及び事業税	1,472
営業利益	5,083	法人税等調整額	△ 113
営業外収益	50	当期純利益	3,286
営業外費用	477		
経常利益	4,656		

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月24日　東京都千代田区大手町一丁目１番３号

日本パレットレンタル株式会社

代表取締役社長　二村　篤志

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,184	流動負債	11,875
固定資産	34,981	賞与引当金	198
		その他	11,677
		固定負債	16,609
		退職給付引当金	609
		役員退職慰労引当金	45
		その他	15,954
		負債合計	**28,485**
		株主資本	14,693
		資本金	499
		資本剰余金	320
		資本準備金	320
		利益剰余金	14,061
		利益準備金	88
		その他利益剰余金	13,973
		自己株式	△ 187
		評価・換算差額等	986
		その他有価証券評価差額金	986
		純資産合計	**15,680**
資産合計	**44,166**	**負債・純資産合計**	**44,166**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	29,998	経常利益	1,009
売上原価	23,378	特別利益	1
売上総利益	6,620	特別損失	23
販売費及び一般管理費	5,590	税引前当期純利益	987
営業利益	1,030	法人税、住民税及び事業税	251
営業外収益	273	法人税等調整額	△ 7
営業外費用	294	当期純利益	743

第 9 期 決 算 公 告

令和７年６月26日　東京都千代田区飯田橋二丁目18番２号

大和ハウスプロパティマネジメント株式会社

代表取締役　大島　武司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,108,660	流動負債	6,529,939
固定資産	25,990,347	（役員賞与引当金）	（18,480）
		（賞与引当金）	（147,028）
		固定負債	28,121,256
		（退職給付引当金）	（114,870）
		負債合計	**34,651,195**
		株主資本	2,447,811
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	2,247,811
		その他利益剰余金	2,247,811
		純資産合計	**2,447,811**
資産合計	**37,099,007**	**負債・純資産合計**	**37,099,007**

損益計算書の要旨（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	5,370,079	特別利益	20,768
売上原価	3,197,235	特別損失	18,527
売上総利益	2,172,844	税引前当期純利益	699,170
販売費及び一般管理費	1,483,791	法人税、住民税及び事業税	199,861
営業利益	689,053	法人税等調整額	9,318
営業外収益	9,447	当期純利益	489,991
営業外費用	1,571		
経常利益	696,929		

第 25 期 決 算 公 告

2025年６月26日　群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目１番１号

パナソニックＡＰ空調・冷設機器株式会社

代表取締役　若水　公博

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	28,117	流動負債	24,333
固定資産	8,541	（賞与引当金）	（721）
有形固定資産	6,690	（製品保証引当金）	（550）
無形固定資産	209	固定負債	6,830
投資その他の資産	1,641	株主資本	5,493
		資本金	1,350
		資本剰余金	1,557
		資本準備金	1,350
		その他資本剰余金	207
		利益剰余金	2,587
		利益準備金	14
		その他利益剰余金	2,573
		評価・換算差額等	0
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	**36,657**	**負債・純資産合計**	**36,657**

損益計算書の要旨（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	93,008	税引前当期純利益	803
売上原価	84,590	法人税、住民税及び事業税	221
売上総利益	8,418	法人税等調整額	△ 114
販売費及び一般管理費	7,745	当期純利益	696
営業利益	673		
営業外損益	131		
経常利益	803		

第 94 期 決 算 公 告

令和７年６月18日

東京都江東区東雲二丁目10番14号
Ａｓｔｅｍｏアフターマーケットジャパン株式会社
（旧商号：日立Ａｓｔｅｍｏアフターマーケットジャパン株式会社）
代表取締役社長　福岡　正晃

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,927	流動負債	3,378
固定資産	826	固定負債	354
		退職給付引当金	105
		負債合計	**3,733**
		株主資本	3,021
		資本金	1,384
		資本剰余金	473
		資本準備金	473
		利益剰余金	1,164
		その他利益剰余金	1,164
		純資産合計	**3,021**
資産合計	**6,754**	**負債・純資産合計**	**6,754**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	13,133
売上原価	9,206
売上総利益	3,927
販売費及び一般管理費	2,593
営業利益	1,333
営業外収益	13
営業外費用	5
経常利益	1,341
税引前当期純利益	1,341
法人税、住民税及び事業税	435
法人税等調整額	△25
当期純利益	931

第８期決算公告

令和７年７月22日
東京都中央区八丁堀二丁目10番９号
エニーキャリア株式会社
代表取締役　青木　理音

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	917,296
	固定資産	390,773
	資産合計	**1,308,069**
負債及び純資産の部	流動負債	114,708
	固定負債	131,881
	株主資本	1,060,065
	資本金	80,000
	利益剰余金	980,065
	その他利益剰余金	980,065
	（うち当期純利益）	(247,860)
	評価・換算差額等	1,415
	その他有価証券評価差額金	1,415
	負債・純資産合計	**1,308,069**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する氷川のつどい株式会社（埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目二〇五番地）に対して当社の調剤薬局事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日
東京都中央区八丁堀二丁目一〇番九号
エニーキャリア株式会社
代表取締役　青木　理音

第 13 期 決 算 公 告

令和７年６月20日

東京都港区南青山６丁目３番９号
株式会社ダイワロジテック
代表取締役社長　更科　雅俊

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	199,290
	固定資産	2,569,850
	資産合計	**2,769,140**
負債及び純資産の部	流動負債	1,361
	負債合計	**1,361**
	株主資本	2,768,582
	資本金	100,000
	資本剰余金	8,310,609
	資本準備金	3,333,420
	その他資本剰余金	4,977,188
	利益剰余金	△5,594,401
	利益準備金	6,688
	その他利益剰余金	△5,601,089
	（うち当期純損失）	(4,176,167)
	自己株式	△47,625
	評価・換算差額等	△803
	その他有価証券評価差額金	△803
	純資産合計	**2,767,779**
	負債・純資産合計	**2,769,140**

決　算　公　告

令和７年７月22日
三重県伊勢市上地町2691番地６
株式会社ダイムイオ
代表取締役　大西　洋一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	75,153
	固定資産	50,000
	合計	**125,153**
負債及び純資産の部	流動負債	57,691
	株主資本	67,462
	資本金	1,000
	利益剰余金	66,462
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	66,212
	（うち当期純損失）	(1,394)
	合計	**125,153**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年七月二十二日
三重県伊勢市上地町二六九一番地六
（甲）株式会社ダイムイオ
代表取締役　大西　洋一
三重県津市津興港中道北三八八番地七
（乙）株式会社ダイムオーシャン
代表取締役　大西　洋一
三重県松阪市久米町一二五八番地三
（丙）株式会社ダイムタイガー
代表取締役　刀根　和也

第 36 期 決 算 公 告

令和７年６月19日

横浜市青葉区新石川二丁目３番地８
株式会社旭ハウジング
代表取締役　中倉　孝博

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,751,915
	固定資産	256,361
	繰延資産	3,263
	資産合計	**15,011,541**
負債及び純資産の部	流動負債	9,660,802
	賞与引当金	71,814
	固定負債	567,280
	退職給付引当金	9,905
	負債合計	**10,228,082**
	株主資本	4,781,384
	資本金	50,000
	資本剰余金	3,500
	資本準備金	3,500
	利益剰余金	4,727,884
	利益準備金	80,000
	その他利益剰余金	4,647,884
	（うち当期純利益）	(756,016)
	評価・換算差額等	2,074
	その他有価証券評価差額金	2,074
	純資産合計	**4,783,458**
	負債・純資産合計	**15,011,541**

決　算　公　告

令和７年７月22日
三重県松阪市久米町1258番地３
株式会社ダイムタイガー
代表取締役　刀根　和也

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,220
	固定資産	8,310
	合計	**21,530**
負債及び純資産の部	流動負債	82
	株主資本	21,448
	資本金	100
	利益剰余金	21,348
	その他利益剰余金	21,348
	（うち当期純損失）	(72)
	合計	**21,530**

決　算　公　告

令和７年７月22日
三重県津市津興港中道北388番地７
株式会社ダイムオーシャン
代表取締役　大西　洋一

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,623
	固定資産	11,206
	合計	**24,829**
負債及び純資産の部	流動負債	82
	株主資本	24,747
	資本金	100
	利益剰余金	24,647
	その他利益剰余金	24,647
	（うち当期純損失）	(71)
	合計	**24,829**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

令和七年七月二十二日

東京都品川区西五反田二丁目一一番八号
（甲）株式会社Ｇｌａｔｓ
代表取締役　杉原　聡

東京都品川区西五反田二丁目一一番八号
（乙）株式会社ＧＡＫＫＥＮ　ＣＣ
代表取締役　谷口正一郎

第17期決算公告

令和７年７月22日
東京都品川区西五反田二丁目11番８号
株式会社ＧＡＫＫＥＮ　ＣＣ
代表取締役　谷口正一郎

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	82,690
	固定資産	88,599
	合計	171,289
負債及び純資産の部	流動負債	42,248
	固定負債	36,000
	株主資本	93,041
	資本金	10,000
	利益剰余金	83,041
	その他利益剰余金	83,041
	（うち当期純利益）	(597)
	合計	171,289

第９期決算公告

令和７年７月22日
東京都品川区西五反田二丁目11番８号
株式会社Ｇｌａｔｓ
代表取締役　杉原　聡

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	919,305
	固定資産	70,618
	合計	989,924
負債及び純資産の部	流動負債	378,587
	固定負債	718
	株主資本	610,618
	資本金	60,250
	資本剰余金	60,250
	資本準備金	60,250
	利益剰余金	490,118
	その他利益剰余金	490,118
	（うち当期純利益）	(288,741)
	合計	989,924

第81期決算公告

令和７年７月22日

神奈川県大和市下鶴間2832番地３
東ホー株式会社
代表取締役　正岡　英俊

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,442,865
	固定資産	629,486
	資産合計	3,072,351
負債及び純資産の部	流動負債	1,631,057
	賞与引当金	29,364
	役員賞与引当金	4,675
	固定負債	125,365
	退職給付引当金	103,215
	役員退職慰労引当金	18,800
	負債合計	1,756,422
	株主資本	1,291,728
	資本金	88,750
	資本剰余金	51,431
	資本準備金	49,651
	その他資本剰余金	1,780
	利益剰余金	1,160,544
	利益準備金	21,380
	その他利益剰余金	1,139,164
	（うち当期純利益）	(150,355)
	自己株式	△8,998
	評価・換算差額等	24,200
	その他有価証券評価差額金	24,200
	純資産合計	1,315,928
	負債・純資産合計	3,072,351

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年七月二十二日

栃木県那須塩原市太夫塚一丁目一九五番地
（甲）株式会社三和住宅
代表取締役　渡邉　邦男

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺二二四一番地一
（乙）株式会社ビジネスホームサービス
代表取締役　渡邉　邦男

第34期決算公告

令和７年７月22日
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2241番地１
株式会社ビジネスホームサービス
代表取締役　渡邉　邦男

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	38,421,058
	固定資産	3,444,410
	合計	41,865,468
負債及び純資産の部	流動負債	19,012,010
	固定負債	15,094,068
	株主資本	7,759,390
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△2,240,610
	その他利益剰余金	△2,240,610
	（うち当期純利益）	(3,564,041)
	合計	41,865,468

第50期決算公告

令和７年７月22日
栃木県那須塩原市太夫塚一丁目195番地
株式会社三和住宅
代表取締役　渡邉　邦男

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,308,906,302
	固定資産	1,430,270,564
	合計	2,739,176,866
負債及び純資産の部	流動負債	795,105,832
	固定負債	1,025,792,000
	株主資本	918,279,034
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	868,279,034
	利益準備金	6,451,000
	その他利益剰余金	861,828,034
	（うち当期純利益）	(98,226,067)
	合計	2,739,176,866

第15期決算公告

2025年７月22日

札幌市中央区北四条西二十丁目２番25号
株式会社ハスコムモバイル
代表取締役社長　佐々木正人

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,437,788
	固定資産	1,081,606
	資産合計	4,519,394
負債及び純資産の部	流動負債	1,306,845
	（賞与引当金）	(58,534)
	固定負債	195,410
	退職給付引当金	144,250
	役員退職慰労引当金	41,159
	投資損失引当金	10,000
	株主資本	3,010,564
	資本金	98,000
	資本剰余金	533,282
	資本準備金	266,637
	その他資本剰余金	266,645
	利益剰余金	2,379,281
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	2,354,781
	（うち当期純利益）	(301,277)
	評価・換算差額等	6,574
	負債・純資産合計	4,519,394

第32期決算公告

令和７年７月22日

愛知県半田市乙川殿町22番地

株式会社半田水園

代表取締役　山田　和広

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	124,703
	固定資産	143,012
	合計	267,715
負債及び純資産の部	流動負債	15,336
	固定負債	202,273
	株主資本	50,105
	資本金	10,000
	利益剰余金	40,105
	その他利益剰余金	40,105
	（うち当期純利益）	(6,299)
	合計	267,715

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ダイナ岐阜（住所岐阜県岐阜市正法寺町三〇番地）に対して当社の観賞魚及びペット事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年六月三十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年七月二十二日

愛知県半田市乙川殿町二二番地

株式会社半田水園

代表取締役　山田　和広

第68期決算公告

令和７年６月27日

山形県東村山郡中山町長崎229―２

三和罐詰株式会社

代表取締役　香月　　修

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,723
	固定資産	3,586
	資産合計	6,310
負債及び純資産の部	流動負債	4,744
	（うち賞与引当金）	(176)
	固定負債	1,099
	（うち退職給付引当金）	(74)
	負債合計	5,843
	株主資本	440
	資本金	100
	資本剰余金	382
	資本準備金	200
	その他資本剰余金	182
	利益剰余金	△42
	利益準備金	31
	その他利益剰余金	△74
	（うち当期純利益）	(37)
	評価・換算差額等	26
	その他有価証券評価差額金	26
	純資産合計	466
	負債・純資産合計	6,310

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年七月二十二日

茨城県水戸市千波町一九四九番地一

（甲）茨城日産自動車株式会社

代表取締役　加藤　敏彦

茨城県水戸市千波町一九四九番地一

（乙）日産プリンス茨城販売株式会社

代表取締役　加藤　敏彦

第19期決算公告

2025年７月22日

茨城県水戸市千波町1949番地１

日産プリンス茨城販売株式会社

代表取締役　加藤　敏彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,722,489
	固定資産	1,174,725
	資産合計	3,897,215
負債及び純資産の部	流動負債	2,288,436
	賞与引当金	119,944
	拠点閉鎖等損失引当金	115,900
	固定負債	392,747
	記念事業引当金	15,000
	退職給付引当金	114,422
	負債の部合計	2,681,184
	株主資本	1,216,031
	資本金	50,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	1,126,031
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	1,103,531
	（うち当期純利益）	(281,142)
	純資産の部合計	1,216,031
	負債・純資産合計	3,897,215

第89期決算公告

2025年７月22日

茨城県水戸市千波町1949番地１

茨城日産自動車株式会社

代表取締役　加藤　敏彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,828,727
	固定資産	14,478,692
	繰延資産	679
	資産合計	20,308,099
負債及び純資産の部	流動負債	7,980,418
	賞与引当金	290,193
	拠点閉鎖等損失引当金	486,200
	固定負債	1,284,332
	記念事業引当金	40,000
	退職給付引当金	300,658
	役員退職慰労引当金	444,540
	社内行事引当金	40,000
	負債の部合計	9,264,750
	株主資本	10,986,220
	資本金	50,000
	資本剰余金	88,806
	資本準備金	88,806
	利益剰余金	11,053,792
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	11,028,792
	（うち当期純利益）	(1,260,290)
	自己株式	△206,377
	評価・換算差額等	57,128
	その他有価証券評価差額金	57,128
	純資産の部合計	11,043,349
	負債・純資産合計	20,308,099

第27期決算公告

令和７年６月27日

福岡県福岡市中央区大手門２丁目１番10号

西鉄ウェルネス株式会社

代表取締役　頓田　　正

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	845,114
	固定資産	1,353,133
	資産合計	2,198,247
負債及び純資産の部	流動負債	160,203
	賞与引当金	17,760
	その他	142,443
	固定負債	103,129
	退職給付引当金	36,969
	役員等退職慰労金引当金	5,800
	長期リース債務	59,136
	その他	1,224
	負債合計	263,333
	株主資本	1,934,914
	資本金	40,000
	資本剰余金	1,701,787
	資本準備金	1,701,787
	利益剰余金	193,126
	その他利益剰余金	193,126
	（うち当期純利益）	(73,461)
	純資産合計	1,934,914
	負債・純資産合計	2,198,247